

「包括的相談支援及び地域課題解決体制を担うソーシャルワーク
人材養成・育成体制の構築並びにそのパイロット事業の実施に
関する調査研究事業」

厚生労働省
平成 30 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

〈実施報告〉

2019 年 3 月



日本ソーシャルワーク教育学校連盟

包括的相談支援及び地域課題解決体制を担うソーシャルワーク 人材養成・育成体制の構築並びにそのパイロット事業の実施に 関する調査研究事業

厚生労働省平成 30 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

実 施 報 告

目 次

はじめに

第 1 章 事業概要

1. 本事業の目的	2
2. 事業内容	3
3. 事業実施体制	6

第 2 章 モデル地域における社会福祉士養成・育成のためのプラットフォーム構築の 試み

1. モデル地域の設定の目的及び背景	12
2. モデル地域におけるプラットフォーム構築の取組みと分析	
① 北海道委員会	13
② 青森委員会	23
③ 京都委員会	32
④ 山口委員会	42
⑤ 宮崎委員会	55

第 3 章 学び合いプラットフォーム構築における促進要因・阻害要因調査

1. 調査の概要	
1. 調査の目的	64
2. 調査の対象及び方法	64
3. 調査の内容	64
4. 回収状況	65
2. 調査結果	
(1) 法人調査	66
(2) 職能団体調査	84
(3) 養成施設・養成校調査	97
3. 学び合いプラットフォーム構築の促進要因及び阻害要因の分析	113

第 4 章 まとめ～社会福祉士養成・育成及び学び合いプラットフォーム構築に向けて～

1. プラットフォーム構築事業を通して得られた成果	134
2. プラットフォームの構築を各地で推進していくための工夫	136
3. 学び合いプラットフォームに対する社会福祉法人の期待	138
4. 学び合いプラットフォームの構築に向けた課題	139
5. 学び合いプラットフォームの構築に向けた今後の展望	139

資料編

地域委員会

1. 北海道委員会① フォーラム『これからの地方部における福祉人材確保～オホーツクに福祉人材を迎え入れるための地域共同の取り組みに向けて～』フライヤー
2. 北海道委員会② フォーラム『これからの地方部における福祉人材確保～オホーツクに福祉人材を迎え入れるための地域共同の取り組みに向けて～』開催要項
3. 北海道委員会③ 研修会『ソーシャルワーク専門職の養成に関する社会的動向と展望～個別支援と地域支援に取り組むソーシャルワークを目指して～』フライヤー
4. 北海道委員会④ 研修会『ソーシャルワーク専門職の養成に関する社会的動向と展望～個別支援と地域支援に取り組むソーシャルワークを目指して～』開催要項
5. 青森委員会① 研修会『地域における課題解決のためのネットワーク実践』フライヤー
6. 青森委員会② 『現場と学生との共同学習 モデル実習』募集要綱案
7. 山口委員会 実習プログラムフォーマット
8. 宮崎委員会① フィールドワーク実習スケジュール
9. 宮崎委員会② フィールドワークの取り組みについて（発表資料）

調査委員会

- 社会福祉法人への調査
 - ・ 鑑文
 - ・ 調査票
 - ・ 公益的取組について
 - ・ プラットフォームイメージ（3 調査対象共通）
 - ・ 自由記述
- 養成校・養成施設への調査
 - ・ 鑑文
 - ・ 調査票
- 職能団体への調査
 - ・ 鑑文
 - ・ 調査票

はじめに

今日、多様化・複雑化する地域の課題への対応が求められる中、厚生労働省「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」（「地域力強化検討会」の中間とりまとめ（2016年12月26日）にて「『我が事・丸ごと』を実現するためには、制度横断的な知識を有し、アセスメントの力、支援計画の策定・評価、関係者の連携・調整・資源開発までできるような、包括的な相談支援を担える人材育成に取り組むべき」との指摘がなされている。一方、本連盟が2016年度に実施した社会福祉協議会及び地域包括支援センターで相談業務を担当する職員への調査では、地域への取り組みが十分に担えていない現状が明らかとなった。

社会福祉法人においても「社会福祉法等の一部を改正する法律」（2016年）により、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」が責務として規定され、地域の福祉ニーズを把握し、既存資源の活用や資源の開発を行う役割を担うためにも、社会福祉法人の社会福祉士がソーシャルワークの機能を果たしていくことが期待されている。その一方、2017年度の「社会福祉法人制度改革の実施状況について」（第20回社会保障審議会福祉部会、2017年12月18日）を見ると、社会福祉法人が策定する社会福祉充実計画で実施する事業のうち、地域における公益的な取組を実施する法人は3%とまだ少ない。この現状を受け、全国社会福祉法人経営者協議会が定める「社会福祉法人行動指針」では社会福祉法人の使命として「利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、家族や知人・友人、地域住民との関係が継続・促進されるように支援すること」「地域における公益的な取組の推進」等の公益的な取り組みの拡充に向けた行動指針を策定している。

これまで社会福祉士の養成では、主として養成校教員・学生、実習指導者（実習配属先の社会福祉士）の3者が中心となって実習教育が個別に展開されてきた。しかしながら上述のように、社会福祉法人等の事業者、職能団体、養成校がこれから目指すべきベクトルが同じ方向を向いている状況である。本事業では、多様化・複雑化する地域の課題に対応し得るソーシャルワーク専門職の人材養成・育成の仕組みづくりを目指し、全国区及びモデル地域（5府県）で事業者・職能団体・養成校の3者による社会福祉士の養成・育成と、現任者の学び直し・養成校学生の実習・社会福祉法人の地域公益活動を検討するプラットフォームの作成、及びそのプラットフォームを活用しながら当該エリアの行政や地域住民とともに学び合う場の創出、このプラットフォームを活用しより住民に近いレベル（市町など）で住民フォーラム等交流の場を設定することを目的に実施するものである。

本事業の実施にあたって協力をいただいた全国社会福祉法人経営者協議会所属の社会福祉法人、養成校、自治体、関係団体等に深く感謝申し上げますとともに、引き続き、ご協力をお願い申し上げます次第である。

2019年3月

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

第 1 章 事業概要

1. 本事業の目的

- 多様化・複雑化する地域の課題に対応するために、社会福祉士にはソーシャルワーク専門職として、地域の住民が抱える個別の課題とともに地域生活課題に対応するための中核的な役割を担うことが求められている。
- 地域力強化検討会の中間とりまとめ（2016 年 12 月 26 日）では、地域共生社会の実現に向けて『我が事・丸ごと』を実現するためには、制度横断的な知識を有し、アセスメントの力、支援計画の策定・評価、関係者の連携・調整・資源開発までできるような、包括的な相談支援を担える人材育成に取り組むべき」としているが、一方で本連盟が 2016 年度に実施した社会福祉協議会及び地域包括支援センターで相談業務を担当する職員への調査では、地域への取り組みが十分に担えていない現状が明らかとなった。
- また、「社会福祉法等の一部を改正する法律」（2016 年）により、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」が責務として規定され、社会福祉法人が地域の福祉ニーズを把握し、既存資源の活用や資源の開発を行う役割を担うためにも、社会福祉法人の社会福祉士がソーシャルワークの機能を果たしていくことが期待されている。
- 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書（2018 年 3 月 27 日）「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」においては、今後の対応の方向性の一つとして、「地域共生社会の実現に向けて、その担い手となる社会福祉士の育成に当たっては、職能団体、養成団体、事業者、行政、地域住民等の地域の関係者が連携・協働して学び合い、地域の実情を踏まえて取り組むことが重要である。このため、職能団体や養成団体等が中心となって地域でソーシャルワークの機能が発揮されるような取組の推進を検討すべきである」との意見が示された。このような学びあいの機会や場を活用することは実習教育の充実や教員・実習指導者の資質向上にも資するとされている。また、「実習」と社会福祉法人の「地域における公益的な取組」を協働で展開することにより、養成校の資源（教員・学生・施設等）を活用しつつ、地域に強い社会福祉士の育成・養成につながると共に、社会福祉法人への就職の動機付けにつながるなど相乗効果が期待できるとの意見も出されていた。
- しかしながら、2017 年度の「社会福祉法人制度改革の実施状況について」（第 20 回社会保障審議会福祉部会、2017 年 12 月 18 日）を見ると、社会福祉法人が策定する社会福祉充実計画で実施する事業のうち、地域における公益的な取組を実施する法人は 3%となっている。一方で、全国社会福祉法人経営者協議会が定める「社会福祉法人行動指針」では、社会福祉法人の使命として「3. 地域との関係の継続：利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、家族や知人・友人、地域住民との関係が継続、さらに促進されるように支援します。（行動指針 3）」、「5. 地域における公益的な取組の推進：地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的にかかわり、多様な関係機関や個人との連携・協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを推進します。また、地域福祉計画にも積極的に参画し、地域包括ケアの確立に取り組みます。（行動指針 5）」とされ、社会福祉法人に求められる地域における公益的な取り組みを拡充していくことが求められている。
- これまで社会福祉士の養成では、主として養成校教員・学生、実習指導者（実習配属先の社会福祉士）の 3 者が中心となって実習教育が個別に展開されてきた。しかしながら、前述のと

おり、社会福祉法人等の事業者、職能団体、養成施設・養成校がこれから目指すべき姿として同じ方向性を向いていると理解できる。そのため本事業では、全国区及びモデル地域（５府県）で３者による社会福祉士の育成と、現任者の学び直し・養成校学生の実習・社会福祉法人の地域公益活動を検討するプラットフォームを作り（第１段階）、プラットフォームを活用しながら当該エリアの行政や地域住民とともに学び合う場を創出し（第２段階）、プラットフォームでより住民に近いレベル（市町など）で住民フォーラム等交流の場を設定する（第３段階）ことを目的に事業を実施する。

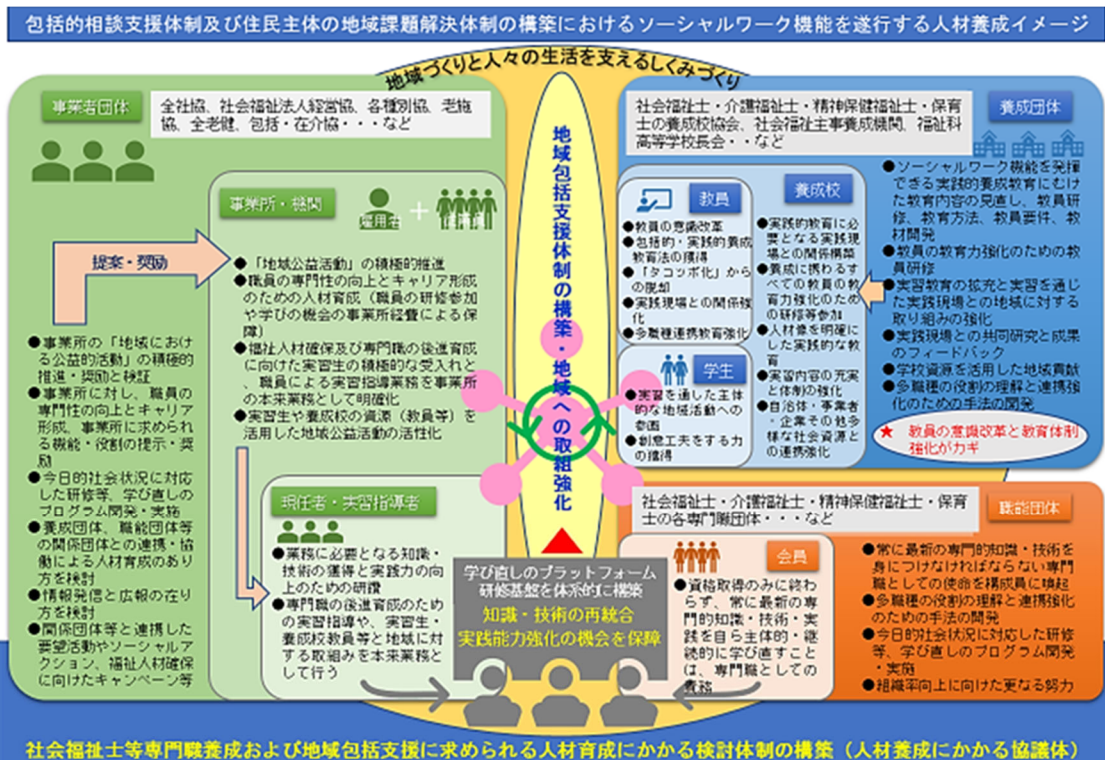
2. 事業内容

本事業は、ソーシャルワーク人材の養成及び育成体制の構築することを目的として、以下の３つのプログラムを実施した。

- (１) 社会福祉士養成・育成プラットフォームの構築
- (２) 地域を基盤とした社会福祉士モデル実習・授業
- (３) (１) 及び (２) の推進に向けた実態調査

(１) 社会福祉士養成・育成プラットフォームの構築

プラットフォームの構築にあたっては、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会で作された人材養成イメージを踏まえ、養成団体、職能団体、事業者団体、自治体、住民など、人材養成・育成に関係する多様な人々や団体等の参画が可能となる事業体制とした。



出典：第１０回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会（平成２９年３月２８日）

社会福祉法人に求められる「地域における公益的な活動」と社会福祉士実習（社会福祉士養成校）とのタイアップ

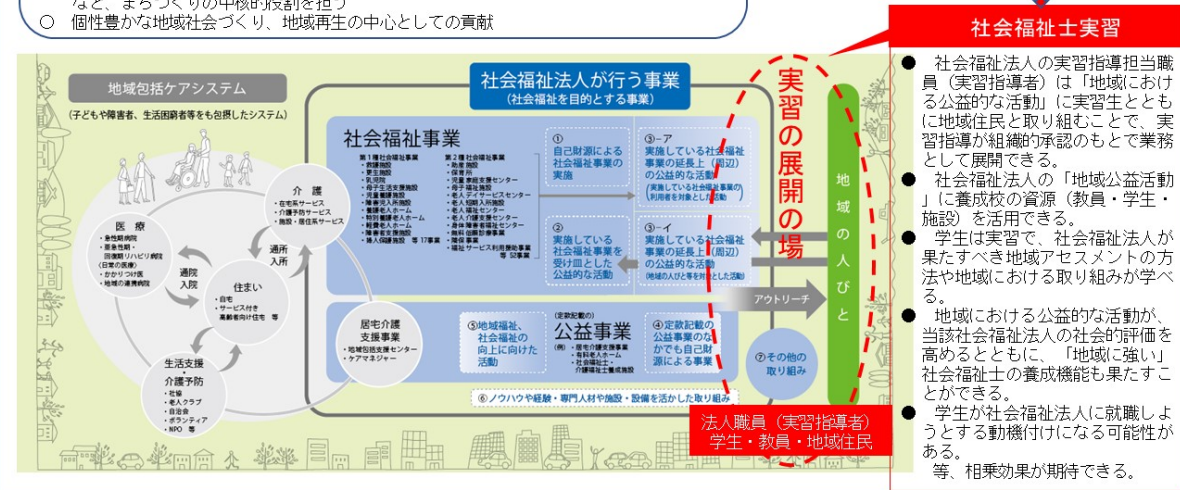
全社協・社会福祉施設協議会連絡会パンフレット「社会福祉法人であることの自覚と実践」（H26.9.25）pp4-5(に加筆（赤字部分）

社会福祉法人の「地域における公益的な活動」の着眼点

- 地域性を考慮する（真に地域ニーズに沿った事業展開を図る）
- 多様化し複雑化する新たな福祉ニーズに対応する
- 制度によるサービスだけでは対応できない課題（単身高齢者に対する見守りや、ひきこもりの人びとに対する支援など「制度の狭間の課題」）に対応する
- 制度の範囲で提供されるサービスだけにとどまらない支援を行う
- 事業者の参入がない過疎地等における制度に基づくサービスの実施、継続
- 生活困窮者自立支援法の施行に対応する
- 地方公共団体や住民活動をつなぎ、地方公共団体との間に立ちネットワークを作っていくなど、まちづくりの中核的役割を担う
- 個性豊かな地域社会づくり、地域再生の中心としての貢献

社会福祉法人は、こうした活動を実施することを前提として、補助金や税制優遇を受けている。こうした優遇措置によって得た原資は、主たる事業である社会福祉事業はもとより、地域での福祉サービスとして還元することが求められていることを改めて認識する必要がある。

「着眼点」を社会福祉士実習の実習プログラムに落とし込む



「地域における公益的な活動」と「社会福祉士実習」の展開は、社会福祉法人にとどまらず、自治体を含む様々な機関・団体や人との協働により地域の活性化、地域共生社会の実現に向けた取組として期待できるのではないかと。

出典：第10回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会（平成29年3月28日）

プラットフォーム構築に向け、以下の3段階を想定して全国及び地域で展開した。

<第1段階>

モデル地域（道府県レベル）でそれぞれ以下の団体等により、実習生及び社会福祉士現任者を継続して育成していく仕組み、現任者研修会、実習方法等について検討を行う。以下は各モデル地域に提示した連携・関係構築が望まれる団体の例である。

- ・ 全国及び県の社会福祉法人経営者協議会
- ・ 全国及び県の老人福祉施設協議会
- ・ 全国及び県の地域包括・在宅介護支援センター協議会
- ・ 全国及び県の社会福祉協議会
- ・ 日本及び県の社会福祉士会
- ・ 日本及び県の医療社会福祉協会
- ・ 日本及び県近隣の社会福祉士養成校

<第2段階>

現任の社会福祉士や社会福祉法人の管理者等を対象とし、「地域におけるソーシャルワークの展開」「実習」等のテーマでモデル研修を実施する。

<第3段階>

第1及び2段階の検討を踏まえ、行政及び地域住民が参画できる集会等を開催し、交流を行う。

(2) 地域を基盤とした社会福祉士モデル実習の実施

平成 29 年度社会福祉推進事業補助金で実施したモデル実習事業の成果を踏まえ、社会福祉士養成校が学生を実習に配属する際、養成施設・養成校、受入れ実習先が地域を基盤とした実習を展開するうえで必要となる要素や阻害要素等を把握し、全国展開に向けて必実施する。

(3) 上記(1)及び(2)に取り組むための調査の実施

プラットフォーム構築にあたり、その一翼を担う社会福祉法人・職能団体・養成校の現況を把握し、促進要因・阻害要因を明らかにするため、三者を対象とした調査を実施する。

- 全国の社会福祉法人経営者協議会会員法人（約 8,000 法人）
- 全国の都道府県社会福祉士会（47 法人）
- 本連盟会員校（274 校）

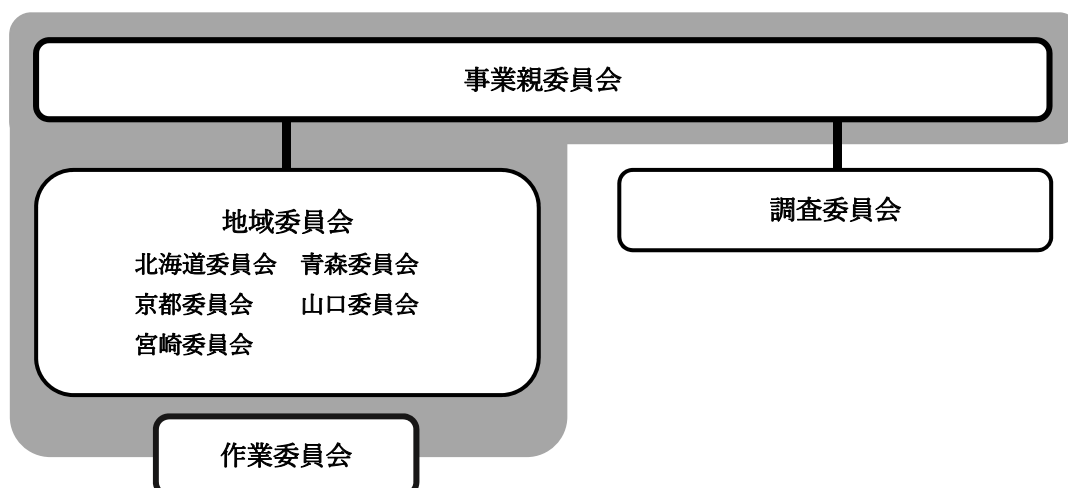
3.事業実施体制

(1) 委員会体制

本調査研究事業の実施にあたっては、事業親委員会、地域委員会、調査委員会を設置した。

各委員会の構成委員は本連盟会員校から選定し、事業親委員会を中心として、モデル事業の実施地域（5 か所）に地域委員会を設置した。地域委員会の構成委員の選定にあたっては、当該地域の実情を踏まえた計画立案と実施を担保するという観点から、各地域の現状及び関連諸団体間の連携状況や関係性等を考慮し、各地域の中

核的な役割を担う養成校に委員の選定及び依頼等を一任した。調査委員会については、本事業の趣旨を理解し、調査研究方法及び社会福祉士養成・育成に関する専門的知識を有する研究者を事業事務局が選定した。なお、事業親委員会と地域委員会の双方の委員による作業委員会を設置し、事業内容の検討や進捗状況確認ならびに取りまとめ等を行った。



(2) 委員及び事務局構成

① 事業親委員会

No.	氏名	所属
1	白澤 政和	日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会長
2	上野谷 加代子	日本ソーシャルワーク教育学校連盟 副会長
3	中谷 陽明	日本ソーシャルワーク教育学校連盟 相談役（調査委員会兼務）
4	渋谷 哲	日本ソーシャルワーク教育学校連盟 常務理事
5	空閑 浩人	同志社大学 社会学部 社会福祉学科
6	山本 克彦	日本福祉大学 福祉経営学部 医療・福祉マネジメント学科 （調査委員会兼務）
7	渡辺 裕一	武蔵野大学 人間科学部 社会福祉学科（調査委員会兼務）

② 地域委員会

No.	氏名	所属委員会	所属
1	山下 浩紀	北海道委員会	日本医療大学 生涯学習センター
2	忍 正人	〃	〃
3	畑 亮輔	〃	北星学園大学 社会福祉学部 福祉臨床学科 (調査委員会兼務)
4	工藤 英明	青森委員会	青森県立保健大学 健康科学部 社会福祉学科
5	宮本 雅央	〃	〃
6	永田 祐	京都委員会	同志社大学 社会学部 社会福祉学科
7	草平 武志	山口委員会	山口県立大学 社会福祉学部 社会福祉学科
8	上白木 悦子	〃	〃
9	長谷川 真司	〃	〃
10	川崎 順子	宮崎委員会	九州保健福祉大学 社会福祉学部 臨床福祉学科
11	貫 優美子	〃	〃
12	日田 剛	〃	〃

(教員のみ記載、各地域の他委員については第2章参照)

③ 調査委員会

No.	氏名	所属
1	中谷 陽明	日本ソーシャルワーク教育学校連盟 相談役 (親委員会兼務)
2	山本 克彦	日本福祉大学 福祉経営学部 医療・福祉マネジメント学科 (親委員会兼務)
3	渡辺 裕一	武蔵野大学 人間科学部 社会福祉学科 (親委員会兼務)
4	畑 亮輔	北星学園大学 社会福祉学部 福祉臨床学科 (北海道委員会兼務)
5	増田 和高	武庫川女子大学 文学部 心理・社会福祉学科

④ 事務局

No.	氏名	所属
1	小森 敦	日本ソーシャルワーク教育学校連盟事務局 事務局長
2	舘内 ひとみ	〃 管理課長
3	杉本 美奈子	〃 事業課長
4	早坂 佳恵	〃 企画係長

(3) 委員会開催状況

事業親委員会（作業委員会）

No.	日時	場所
準備会	2018年8月1日(水)17:00～19:00	日本ソーシャルワーク教育学校連盟事務局
1	2018年10月7日(日)17:00～18:30	日本ソーシャルワーク教育学校連盟事務局
2	2018年12月23日(日)10:00～12:00	TKP 品川カンファレンスセンター
3	2019年3月26日(火)14:00～16:00	日本ソーシャルワーク教育学校連盟事務局

調査委員会

No.	日時	場所
1	2018年10月30日(火)19:00～20:00	日本ソーシャルワーク教育学校連盟事務局
2	2018年11月24日(土)17:00～19:00	武庫川女子大学
3	2018年12月15日(土)12:00～14:30	日本ソーシャルワーク教育学校連盟事務局

(4) 各地域委員会による委員会・モデル研修・フォーラム・実習等の開催状況

① 北海道委員会

No.	日時・場所	種別	タイトル
1	2018年11月16日(金)18:30～20:30 かでの2・7 1010会議室	委員会	第1回委員会
2	2018年12月12日(水)18:30～20:30 かでの2・7 910会議室	委員会	第2回委員会
4	2019年2月16日(土)10:00～17:00 札幌国際ビル 国際ホール	モデル研修	ソーシャルワーク専門職の養成に関する社会的動向と展望 ～個別支援と地域支援に取り組むソーシャルワークを目指して～
5	2019年2月23日(土)13:30～16:30 津別町中央公民館	フォーラム	これからの地方部における福祉人材確保 ～オホーツクに福祉人材を迎え入れるための地域共同の取り組みに向けて～
6	2019年2月26日(火)18:30～20:00 かでの2・7 910会議室	委員会	第4回委員会

② 青森委員会

No.	日時・場所	種別	タイトル
1	2018年11月12日(月)13:00～15:00 青森県立保健大学 B棟2階 B203教室	委員会	第1回 青森委員会
2	2018年12月12日(水)10:00～12:00 青森県立保健大学 B棟2階 B203教室	委員会	第2回 青森委員会
3	2018年12月15日(土)13:00～16:00 青森県立保健大学 A棟1階 A111教室	モデル研修	地域における課題解決のためのネットワーク実践研修会

③ 京都委員会

No.	日時・場所	種別	タイトル
1	2018年11月12日(月) 17:30~18:30 京都府庁福利厚生センター 第2・3会議室	委員会	第1回委員会
2	2019年1月21日(月) 18:30~20:00 同志社大学 溪水館会議室	委員会	第2回委員会
3	2019年2月22日(金) 13:30~16:30 同志社大学 新町キャンパス 臨光館301	モデル研修	地域を基盤としたソーシャル ワーカー養成のための実 習教育のありかた
4	2019年2月22日(金) 13:30~16:30 同志社大学 新町キャンパス 臨光館301	委員会	第3回委員会

④ 山口委員会

No.	日時・場所	種別	タイトル
1	2018年7月27日(金) 10:30~16:30 山口県社会福祉会館	モデル研修	山口県コミュニティソーシ ヤルワーク実践研修
2	2018年7月28日(土) 9:30~16:00 山口県社会福祉会館	モデル研修	山口県コミュニティソーシ ヤルワーク実践研修
3	2018年9月13日(木) 10:00~17:00 萩セミナーハウス	モデル研修	山口県コミュニティソーシ ヤルワーク実践研修
4	2018年9月14日(金) 9:00~15:00 萩セミナーハウス	モデル研修	山口県コミュニティソーシ ヤルワーク実践研修
5	2018年10月3日(水) 10:00~12:00 山口県立大学南キャンパス D館会議室	委員会	第1回山口県ソーシャルワ ーク人材育成検討委員会会 議
6	2018年10月26日(金) 10:00~16:30 萩セミナーハウス	モデル研修	山口県コミュニティソーシ ヤルワーク実践研修
6	2018年12月7日(金) 10:00~16:00 山口県立大学 北キャンパス2号館B401(講演) 南キャンパスD館(研修)	モデル研修	山口県立大学実習指導者研 修会
7	2018年12月12日(水) 10:00~12:00 山口県立大学南キャンパス D館会議室	委員会	第2回山口県ソーシャルワ ーク人材育成検討委員会会 議
8	2019年2月8日(金) 10:30~17:30 山口県社会福祉会館	モデル研修	山口県コミュニティソーシ ヤルワーク実践研修
9	2019年2月12日(火) 10:00~16:00 山口県立大学南キャンパス D館会議室	モデル研修	山口県ソーシャルワーク人 材育成研修会
10	2019年2月18日(月) 13:30~15:30 山口県立大学南キャンパス D館会議室	委員会	第3回山口県ソーシャルワ ーク人材育成検討委員会会 議

⑤ 宮崎委員会

	日時・場所	種別	タイトル
1	2018年7月28日(土) 10:00~11:30 JA アズム 会議室	委員会	第1回委員会
2	2018年9月13日(木) 10:00~12:00 宮崎県福祉総合センター	委員会	第2回委員会
3	2018年9月27日~12月20日 延岡市	モデル研修	地域を基盤とした災害ソーシャルワークの学び
4	2018年10月23日(火)~25日(木) 10月3日・31日、11月12日・17日・18日 日向市	モデル研修	地域を基盤とした住民活動場面への現任者研修
5	2018年10月27日(土) 12:30~17:00 宮崎市中央公民館	モデル研修	ソーシャルワーク人材育成(実習指導)研修
6	2018年11月26日(月)~30日(金) 都城市	モデル研修	地域を基盤とした社会福祉士モデル実習
7	2018年12月3日(月) 17:00~18:00 宮崎県福祉総合センター	委員会	第3回委員会
8	2018年12月23日(日) 9:30~12:00 ホテルベルフォート日向	モデル研修	地域を基盤とした住民活動場面への現任者研修
9	2018年12月23日(日) 13:20~17:00 ホテルベルフォート日向	委員会	第4回委員会

第2章

モデル地域における社会福祉士養成・育成 のためのプラットフォーム構築の試み

モデル地域の設定の背景及び目的

- 事業者・職能団体・養成校の3者による社会福祉士の育成及び現任者の学び直し・養成校学生の実習・社会福祉法人の地域公益活動を検討するプラットフォームの構築にあたっては、地域特性や社会資源の多寡、養成施設・養成校の有無など様々な要因が影響している。また、地域を構成している人々や団体等の関係構築を推進する過程においては、関係者間の有形無形のコミュニケーションが重ねられていると考えられる。しかしながら、本事業のような多くの関連団体が連携するケースにおいて、関係構築の過程から抽出された具体的かつ汎用性の高いノウハウは多くはなく、現在も蓄積の途上である。
- そこで本事業では、プラットフォームの構築のプロセスや 構築を促進する要因、阻害する要因や構築を進める際の留意点等について、実際にプラットフォーム構築を試みる地域より知見を収集することを目的とし、モデル地域の選定を行った。
- また、各地域においては、地域の状況、キーパーソンの決定過程や関係構築、委員会・研修会・実習実施に至るまでのプロセス、困難を感じた局面はどのようなものであったか、プラットフォーム構築にあたり重要だと感じられた点等について、重点的かつ詳細な報告を求めた。

モデル地域一覧

1. 北海道 2. 青森県 3. 京都府 4. 山口県 5. 宮崎県

- モデル地域の報告内容については、以下の項目を設定し回答を整理した。

報告内容の項目

1. プラットフォーム構築の経緯
2. 推進事業開始当初の地域の団体等の関係
3. 地域特性
4. 2018 年度事業実施に係るスケジュール
5. 地域委員会
6. 2018 年度事業実施内容
7. プラットフォームの構築を各地で推進していくために必要と思われること、自地域で工夫した点
8. 今後の体制構築に向けた計画
9. 結果・成果、その他

1) プラットフォーム構築の経緯

① 構成メンバーの検討

構成メンバーについては、当推進事業の応募書類にて計画されていた地域レベルの委員会に記載があった全構成組織より委員を参集することとした。その中で、基本的に「都道府県社会福祉士養成校」が委員会（以下、プラットフォーム：PF）の運営主体（兼事務局）となることが想定されたが、道内にある特定の養成校のみが参画・運営するのではなく、道内の全養成校がこの PF による事業に関わることが必要であると考え、日本ソーシャルワーク教育学校連盟北海道ブロック（以下、北海道ブロック）として参画することを計画した。また、行政については計画書の中で「都道府県行政」のみの記載となっていたものの、北海道の地域性を踏まえた際、道内で唯一の政令市である札幌市には社会福祉法人等の事業者が集中している状況があった。そこで、今後の PF の発展的展開まで考慮し、PF 発足当初より札幌市が構成メンバーとして加入することが必要と考えた。さらに、札幌市に説明・依頼を行った際、「実際に札幌市内の地域に入り込み、事業者や住民と関わりを持っているのは札幌市社会福祉協議会であるため、実のある意見を述べるためには札幌市だけではなく札幌市社会福祉協議会の参画も必要と考える」との札幌市担当者の意見を受け、札幌市社会福祉協議会も構成メンバーに入っていただく必要があると考え、説明と依頼を行うこととした。

② 交渉の経緯

PF に参画される委員（実際のメンバー）は、参画に了解を得た各構成員に選出いただくこととし、養成校担当者としては「誰に最初に話をするか」に重点をおき交渉を進めた。北海道社会福祉士会（以下、社会福祉士会）と北海道医療ソーシャルワーカー協会（以下、MSW 協会）は、これまで養成校担当者が実習や委員会活動で関わりの深かった両副会長に説明と依頼を行い承諾を得た。北海道精神福祉士協会（以下、PSW 協会）は、養成校担当者はあまり関わりが無かったため、まずは PSW 協会と関係の深い教員（北海道ブロックの副会長：精神保健福祉士（以下、PSW）養成課程担当）より PSW 協会の副会長に話を通してもらった上で、養成校担当者、PSW 養成課程教員、PSW 協会副会長の三者が集まって説明・依頼を行い承諾を得た。

また、北海道社会福祉法人経営者協議会、北海道地域包括・在宅介護支援センター協議会は北海道社会福祉協議会が事務局を担当しているため、北海道社会福祉協議会も含めた三者への説明と依頼を一斉に行わせていただきたい旨を、養成校担当者がこれまで研修等で付き合いの深かった北海道社会福祉協議会の職員に相談し、当該職員より説明と依頼の場を調整いただいた。実際には説明の場で参集いただいた経営協事務局担当者及び包括協事務局担当者も養成校担当者とともに研修等で関わりがあり、前向きに参画について検討いただくことができた（各協議会会長への依頼文や説明についても積極的に協力いただくことができた）。結果的に全ての団体より承諾を得ることができた。

行政については、最初にいずれの局・課に説明・依頼を行ってよいかの検討が困難であった。

北海道行政については、以前に養成校担当者が道内の地域包括支援センター対象の研修依頼を受けた時の道の担当者に当該事業の説明をしたうえで、道行政で説明を聞いていただける担当課を教えていただきたい旨の依頼を行うことで、適切と考えられる課・職員の紹介を受けることができた。その後、紹介いただいた課・職員宛てに連絡を行い説明・依頼を行い、参画について承諾を得ることができた。札幌市行政も同様に、まずは養成校担当者がこれまで札幌市の委員会で関わりのある課の担当者に当該事業の説明をして、札幌市行政で説明を聞いていただける担当課を紹介していただき、説明・依頼を行うことで承諾を得ることができた。

北海道ブロックについても、会長と両副会長（養成校担当者も副会長を担当）に対し、事務局より説明を行った上で、実際の委員会活動が始まる前の北海道ブロック総会（11月）にて報告を行った。

③ 最終的な参画組織・団体等

	団体等	担当者氏名	所属
1	行政	河谷 篤	北海道保健福祉部福祉局地域福祉課 福祉人材グループ 主幹
2	行政	小関 礼嘉	札幌市保健福祉局総務部 地域福祉推進担当課長
	事業者	野村 宏之	北海道社会福祉協議会 福祉人材部 部長
4	〃	柏 浩文	札幌市社会福祉協議会 地域福祉課 課長
5	〃	木村 大志	社会福祉法人 刀圭会 法人本部 北海道社会福祉法人経営青年会 運営委員
6	〃	川尻 輝記	小樽市東南部地域包括支援センター センター長 北海道地域包括支援センター・在宅介護 支援センター協議会 理事
7	職能団体	神内 秀之介	介護老人福祉施設 手稲ロータス 施設長 北海道社会福祉士会 副会長
8	〃	星野 由利子	札幌麻生脳神経外科病院 医療生活相談室 室長／協会 副会長
9	〃	橋本 達志	こころか・プロダクション管理者 北海道精神保健福祉士協会 副会長
10	養成校 （日本ソーシャルワーク教育学校 連盟 北海道ブロック） 北海道委員会 事務局	畑 亮輔	北星学園大学 社会福祉学部 福祉臨床学科准 教授／北海道ブロック 副会長
		山下 浩紀	日本医療大学 生涯学習センター／ 北海道ブロック 会員
		忍 正人	
		越石 全	西野学園／北海道ブロック 事務局
		橋本 菊次郎	北翔大学 教育文化学部 准教授 北海道ブロック 副会長
		伊藤 新一郎	北星学園大学 社会福祉学部 福祉計画学科准 教授／北海道ブロック 会長

2) 推進事業開始当初の地域の団体等の関係

推進事業開始当初の構成メンバーを中心とした業界の関係は、個別に関係のある団体はありつつも、構成メンバーを包摂する関わりはなかった。個別の関係性として、北海道ブロックと職能団体は実習を中心とした強固な関係が構築されていたが、行政、社協、包括協、そして経営協等の組織・団体とは、教員個人としての関わりはありつつも組織間での公式な関係はなかった。また、職能団体は上記3団体に介護福祉士協会も加えた4団体で会長会議を近年開催してきたため、基本的な関係性が構築されてきているとのことであったが、経営協や包括協との関係は見られなかった。さらに行政は、審議会・委員会・会議等で各団体等から構成メンバーの選出を依頼するなどの関係はあるとのことであった。このように一部の団体間で公式な関係が形成されていたり、個人で関わりをもつ者はいつつも、「ソーシャルワーク・ソーシャルワーク人材」に関わる団体・組織間を包摂するような関係性はなかった。

3) 地域特性

北海道の地域特性としては、札幌を中心とする都市部と、その他の地方部で大きな差がある状況となっている。まず都市部に人口、養成校、事業者ともに集中している状況がある。そのため、都市部の事業所には専門職も多く、実習も多く受入れており、また研修も多く開催される状況となっている。地方部には人口、事業者が少なく、養成校もほとんどない。このような状況から、地方部には専門職も少なく実習を受入れられる事業所が限られており、実習指導者要件を満たした専門職がいても実習生があまり来ない状況が生まれてしまっている。さらに研修機会も少なく、地方部の専門職が研修に参加する場合においても、都市部まで出てくるための費用的・時間的負担が大きくなっている。

結果的に、養成校は都市部の事業者との関わりやコミュニケーションは多くなっているものの、地方部の事業者との関係は少ない現状がある。ただし、精神保健福祉士養成に関しては社会福祉士に対して人数が少ないものの、地方での実習受入・実施は社会福祉士よりも盛んにおこなわれているという職能間の違いも見られた（地域性による違いだけではない）。

さらに、このような地域間や職能間での違いはありつつも、都市部・地方部、全職能ともに「福祉人材不足」という状況は共通しており、PFに参画した構成メンバーで共有された問題となっていることも明らかとなった。

4) 2018年度事業実施に係るスケジュール

① 委員会

第1回 委員会

日 時：11月16日（金）18：30～20：30

場 所：かでる2.7 1010会議室

議 題：北海道委員会での実施計画（モデル研修・フォーラム・モデル実習）

第2回 委員会

日 時：12月12日（水）18：30～20：30

場 所：かでる2.7 910 会議室

議 題：モデル研修・フォーラムの内容

第3回 委員会

日 時：2月26日（火）18：30～20：00

場 所：かでる2.7 910 会議室

議 題：モデル研修・フォーラムの状況及び結果報告、報告書（案）の確認

② モデル研修

日 時：2月16日（土）10：00～17：00

場 所：札幌国際ビル 国際ホール（札幌駅直結）

内 容：基調講演、講演、グループワーク

③ 行政・市民を含めたフォーラム

日 時：2月23日（土）13：30～16：30

場 所：津別町中央公民館

内 容：基調講演、シンポジウム

5）地域委員会の検討経緯・内容

・10月16日：北海道委員会 事務局打ち合わせ

北海道ブロックの打ち合わせの後に打ち合わせを開催。当初の事務局メンバー（山下・忍・伊藤・畑）に加えて、ブロック副会長の橋本、事務局の越石、また職能団体のブロック担当者も参加しており、橋本、越石も事務局メンバーとなることの合意を得た（メンバーの柔軟な拡大）。また、事業実施期間を踏まえて、今年度の事業計画にあるモデル研修とフォーラムの日程について検討した結果、2月の土曜日しか候補がないことが確認できたが、そのうち1日は北海道社会福祉士会の研修と重複していたため、モデル研修を当該社会福祉士会の研修に合わせて1つの研修として実施することを計画し、次回打ち合わせまでに北海道社会福祉士会に打診することとした（他団体との協働・連携）。

モデル研修・フォーラムの内容に関して、本来的には委員会でメンバーの意見を聴取した上で検討すべきであるが、期間が限られており、素案を設定した上で第1回委員会に諮ることとした。ただし、各構成メンバーに説明・依頼を行った際、複数の担当者からの「札幌では研修会が溢れており地方開催のニーズがある」との意見を踏まえて、フォーラムは地方開催することとした。フォーラム開催地については事務局メンバーが把握している情報から行政・住民も巻き込んで現時点からでも開催調整が可能と考えられる地域候補を3カ所設定し、それぞれ打診することとした（多角的な情報の活用）。

・10月25日：北海道委員会 事務局打ち合わせ

前回打合せで検討されたモデル研修の北海道社会福祉士会の研修会との合同開催について、

北海道社会福祉士会より合意が確認されたため日程を確定し、内容を検討した。内容は現在の動向を踏まえてソ教連会長からの講演と、北海道社会福祉士会の研修で講師を依頼していた米本氏からの講演を設定し、加えて実践報告をいただくこととした（実践報告の候補者は第1回委員会で検討）。フォーラムは10月29日に養成校担当者が1つの候補地である津別町に行く予定（別件）のため、そこで打診することを決定する（他団体との協働・連携、教員の活動の活用）。

・10月29日：津別町社会福祉協議会 事務局長に打診

事務局（畑）が研究活動で津別町を伺った際にフォーラムについて打診（教員の活動の活用）。

・11月14日：津別町社会福祉協議会 事務局長と打ち合わせ

事務局長が出張で札幌に来られた際にフォーラムの打ち合わせを開催（多様な機会の活用）。前回の打診により津別町・津別町社協でフォーラム開催に向けた話し合いができている状況を確認。

・11月16日：第1回 北海道委員会開催

事業親委員会及び事業事務局から上野谷副会長、小森事務局長が出席し、当事業としての意義・目的についてメンバーに説明（委員会としての動機づけ）。また北海道委員会としての事業についてスケジュール・内容を提案し、それぞれについて各委員より意見（アドバイス・懸念事項等）を集約。第2回委員会開催についても確認した。

・11月22日：北海道委員会 事務局打ち合わせ会の開催

第1回委員会の協議を踏まえたモデル研修・フォーラムの内容について詳細を打ち合わせ。内容だけでなく、事務局内での役割分担や今後の津別との打ち合わせについても協議した。

・12月5日：津別町・津別町社会福祉協議会打ち合わせ

事務局（畑）が津別町・津別町社会福祉協議会と打ち合わせを実施（於：津別町）。推進事業・フォーラムの趣旨を説明・協議した。地域協働による人材育成も重要であるものの、地域として“人材確保”が喫緊の課題となっており、これをテーマに開催することで合意を得る（地域ニーズへの対応）。

・12月12日：第2回 北海道委員会開催

第2回委員会では、この間打ち合わせで具体化してきたモデル研修・フォーラムについて協議。道内では“人材確保”が大きな課題となっており、委員会メンバーから行政を中心にフォーラムテーマへの関心が高まる（参加団体・組織の問題の共有）。また、モデル研修・フォーラムともに各構成メンバーの共催・後援・広報周知等についての協力方法を確認すると同時に、各団体における必要な手続きについて確認した。この際、委員会構成メンバーより、各組織・団体に共催・後援、広報周知について予め打診いただくことの合意を得ることができた（他団体との協働・連携）。

・12月19日：北海道委員会 事務局打ち合わせ

第2回委員会を踏まえ、必要な書類の作成等の手続、今後のスケジュールについて確認した。

・1月10日：津別町社会福祉協議会との打ち合わせ

テーマをオホーツクに設定したため、津別町社会福祉協議会と共に近隣市町村の行政・福祉事業者への協力打診を実施。周知広報への協力について回答を得ると同時に、近隣市町村との関係を考慮した津別町・津別町社会福祉協議会との開催形態（共催・後援の別）について検討した（地域情勢の考慮）。さらに、オホーツクとして開催していくために、津別町以外のシンポジスト登壇依頼を検討した。

・1月24日：北海道委員会 事務局打ち合わせ

当日に向けた事務的な手続き、役割分担、スケジュールについて確認した。できるだけ多くの参加者を得るための事務局メンバーの人脈を活用した広報・周知も検討した（教員ネットワークの活用）。

・2月1日：フォーラムのシンポジスト打ち合わせ

事務局（畑）がこの間電話にて依頼をしてきたシンポジストに直接会って説明・依頼するために北見市、美幌町に伺った。シンポジスト登壇に承諾を得ることができた（教員ネットワークの活用）。

・2月5日：津別町・津別町社会福祉協議会打ち合わせ

事務局（畑）がフォーラムの具体的・事務的な確認のため津別町・津別町社会福祉協議会と打ち合わせを実施。具体的な役割分担についても確認した。さらに、訓子府町、大空町、美幌町にも伺い、これまで研修の実施等で関係を構築してきた各町の行政、包括、社協、住民の方に直接お会いし、参加・広報周知の協力依頼を行った（教員ネットワークの活用）。

・2月14日：北海道委員会 事務局打ち合わせ会

モデル研修の資料帳合い等準備と当日の役割分担、流れについて最終確認実施。

・2月16日：モデル研修開催

モデル研修の開催。当日9：00に事務局集合。また、北海道社会福祉士会より受付等応援3名。

・2月23日：フォーラム開催

フォーラムの開催。事務局は前日入りして会場の確認と当日の流れについて打ち合わせ実施。

・2月26日：第3回 北海道委員会開催

今年度の実施報告と次年度の継続開催に向けた意向確認を行い、合意を得た。

・3月1日：日本ソーシャルワーク教育学校連盟北海道ブロック 第3回総会

当事業について各会員校に報告し、次年度の実施計画に位置づけることに合意を得た。

6) 2018年度 事業実施内容

合計3回の委員会、「現任のソーシャルワーク専門職を対象とした学び直しのモデル研修（2

月 16 日)」、「行政と住民も参画するソーシャルワーク人材育成体制に向けたフォーラム（2 月 23 日）」を開催した。（資料編・地域委員会：北海道委員会①～④を参照）

7) プラットフォームの構築を各地で推進していくために必要と思われること、自地域で工夫した点

北海道委員会でモデル事業を実施するにあたり工夫した点として、以下の 2 点が挙げられる。

① ネットワークの活用

1 点目が、事務局となった北海道ブロック、また教員のこれまでの活動を通して構築してきたネットワークの最大限の活用である。委員会を組織するにあたり、北海道ブロックの活動を通してこれまで関係を築いてきた職能団体との関係性を活かし、当該事業の説明と参画への協力についてスムーズに進めることができた。事務局を担当する教員が一人で活動するのではなく、北海道ブロック内の他教員とも協働し、それぞれの教員のもつネットワークを活用したことは、委員会組織に大きな力となった。また、それ以外の組織・団体への参画依頼も、最初から適任者へ話をするのではなく、まずはこれまでの仕事を通じて関係が形成されている職員に相談することで、適任者を紹介いただくと同時に、前向きに説明を受けてもらえる環境を調整することができた。

② 共有可能な問題意識やテーマの設定

2 点目として、各参画団体・組織と共有することができる問題意識やテーマを取り扱うことである。モデル研修では「ソーシャルワーク」を前面に押し出したが、各団体等による分野別の研修が溢れている中で「ソーシャルワーク」を前面に出した研修はあまりなく、重要な機会であったとのコメントが委員会で挙げられた。また、「個別支援と地域支援」をサブタイトルに設定したが、地域包括支援センターや社会福祉協議会がまさに直面している大きなテーマとであり、各団体の構成メンバーが積極的に関与することが必要と感じる内容になっていたとのことだった。さらにフォーラムのテーマ設定時に、当初のフォーラム（案）から変更するかたちで、開催地の行政や事業者の「人材確保」という問題を取り入れた。養成校の抱える問題意識だけではなく、関係する組織・団体の問題意識を取り扱うことにより、協力を得られやすくなること以上に、積極的な関与につなげることができたと考える。結果的にはフォーラム開催地だけでなく、委員会構成メンバーである行政等が取り組む問題とも関係するテーマであったため、委員会メンバーからも当事業に強い関心を得ることができ、積極的な協力にもつながった。加えて、委員の意見を踏まえてフォーラムを地方で開催したことも、この各参画団体・組織のもつ問題意識に基づいたものであった。どうしても都道府県規模で事業を開催する場合、県庁所在地（道庁所在地）での研修やフォーラム開催を企図しがちだが、地方での研修等の開催が少ないという地域特性を踏まえた取り組みとしたことも、これに当てはまるものである。

これらを踏まえて、プラットフォームの構築を各地で推進していくために必要と思われることとして、まず事務局を担うことになる養成校教員が日頃から研修や委員会活動等を通して地域に出向き、様々な組織・団体との関係を持ち、ネットワークを構築していくことが挙げられる。その際、各教員が持てるネットワークは限られているため、地域内の養成校間の教員で協働で

きるような関係も必要と考える。北海道の場合、日本ソーシャルワーク教育学校連盟の地域ブロックと都道府県が一致しているため、道内の養成校間の関係性が形成されていたことは大きな促進要因であったと考える。他の地域においては、地域ブロックよりもさらに小さな都道府県単位で養成校間の関係を形成していくことがまず第1段階として必要といえよう。

他方で、養成校間の協働は必要不可欠であるものの、プラットフォーム構築には中心となる養成校、教員の存在も必要であると考えられるため、都道府県下での養成校間のネットワークを形成すると同時に、それを主導する役割を担う養成校も、各養成校協力のもと選出していくことも必要といえよう。

その上で、養成校の教員らが、地域特性を踏まえた上での各団体・組織が抱える問題やニーズをしっかりと把握し、プラットフォームによる活動がそれらの課題に共通認識を持って取り組むものになるよう企画することが重要である。北海道委員会では、モデル研修やフォーラムのテーマが各参画組織・団体にとって関心の高いテーマであったことが大きな促進要因となっていた。それに加えて、今回を機に各組織・団体が養成校教員と関係を形成することにより、養成校教員が各組織・団体の委員に協力することにつながるという点も参画の動機となっていたことを確認することができた。また、北海道ブロックの総会において次年度以降もこの活動を続けていくことを協議したが、そこで会員校のメンバーから「当該取り組みは重要だが、養成校としては入学者確保が大きなテーマになっている。この点につながる取り組みなのか」と意見があった。これに対して、現場の人材確保以前の養成校の入学者確保、つまり高校生への福祉職へのPRも当然そのテーマになり得るものであり、プラットフォームに参画する行政や職能団体等の協力を得て高校生向けのPR活動も実施することが期待されることを説明し、次年度以降の継続に合意を得ることができた。これらのことから、養成校も含めたプラットフォームによる活動が各参画団体・組織にとってメリットにつながるものになるよう取り組むことがプラットフォーム構築と活動の成功に必要であると考ええる。

8) 今後の体制継続に向けた計画

2月26日に開催した第3回委員会において、委員にモデル研修・フォーラムの開催報告をしたうえで、次年度の継続について諮ったところ、取り組みとして重要であると考えていること、社会福祉推進事業としての取り組みは終了したとしても今年度の実績がある、今後も各団体・組織としての業務にも養成校教員とのつながりが必要と考えていることから、次年度以降も実施協力に前向きな考えであることが確認された。

予算については北海道ブロックの事業計画に位置づけたことから北海道ブロックの予算を一部活用することが可能となった。ただし、それ以外にも委員会としての取り組みを充実させるため、各種補助金等獲得可能な資金について各団体でも情報収集し、それらへの応募を検討することとした。行政からは予算源として期待されている部分もあるかもしれないが、現状としてプラットフォーム運営のための独自予算設定は難しいものの、実施する内容が行政としての補助事業に該当する場合、それらへの申請・活用は可能であることについて説明を得ることができた。

2019年度以降の具体的な実施内容については、2019年度に開催する第1回委員会において

協議・決定する予定である。北海道ブロックの総会でも、プラットフォームの取り組みを継続することとし、そこで実施するテーマについては次年度以降柔軟に設定すること、また北海道ブロックとして実施する事業についても、プラットフォームの事業に合わせて柔軟に調整することが確認された。

9) 結果・成果、その他

① 結果・成果

まずプラットフォーム自体がこれまで十分に実施できていたものではなかったが、このような場を設定することで、参画団体・組織の新たなつながりを形成することができた。また、今年度実施したモデル実習やフォーラムに関しても、プラットフォームの各参画団体・組織や実習・フォーラム開催に関して協働した各団体・組織にとっての課題やニーズをしっかりと取り扱うことで、各団体・組織が単独で実施したり、既成のネットワークのみで実施したりする以上に多様な組織・団体が協働するプラットフォームでの取り組みが新たな可能性をもっており、新規の成果を創出することにつながることを示すことができたと思う。

各団体・組織で研修やフォーラム等を企画しても参加者が少なかったり、固定化されてしまったりする現状があったが、それらの知識やノウハウ、ネットワークを総体的に動員することが、広いソーシャルワーク人材の育成につながっていくことが確認できた。今回は現任のソーシャルワーク人材の育成（学び直し）、新卒のソーシャルワーク人材の確保（養成校と現場の連携）を取り扱うことができたが、今後はソーシャルワークへの関心を持つ者の拡大（高校生等の養成校入学者へのアプローチや、すでにソーシャルワーク等の社会福祉に関心のある者への資格取得に向けたアプローチ等）についてもプラットフォームによる活動で取り組むことが期待される。

② メンバーの構成

北海道委員会のメンバーとして、まず中心となる事務局を担当者1名ではなく北海道ブロックで担うこととした。そこで北海道ブロックの会長、副会長2名、事務局1名、さらにこれらの役職に限定せずプラットフォーム構築に向けて高い目的意識・モチベーションを持つ2名が事務局に入ること、各教員がもつ多様なネットワークを活用することが可能となり、役割分担についても事業の展開や各立場でできることを踏まえ、適切に実施することができた。

また、“ソーシャルワーク人材”であることを踏まえ、社会福祉士・精神保健福祉士を分け隔てることなく計画したことも重要な点であったと考える。地域内でのプラットフォーム構築以前から、北海道ブロック等の活動を通じて各養成校・各教員が関係を持ち、養成校間・教員間で協働・連携できるネットワークを構築していたことが、プラットフォームの土台として機能したと考えられる。

参画いただく各組織・団体への説明と依頼は、事務局となった教員のネットワークを最大限活用することで、スムーズな協力への承諾を得ることができた。中心となる教員自身が、プラットフォームを構築する以前より、研究活動や各団体・組織の協力依頼を受けて積極的に地域に出向き、様々な組織・団体と関係を形成しておくことが必要であるといえよう。その際、今回のプラットフォームのメンバー自身と直接の関係性までは持てていなくても、各団体・組織

の架け橋となってもらえるような職員とのつながりをしっかりと形成しておくことが重要であった。

さらに、委員の構成メンバーとして、推進事業の計画書に挙げられていた基本的なメンバーにとどまることなく、北海道の地域性を踏まえ、道内唯一の政令市である札幌市並びに札幌市の意見を取り入れた札幌市社会福祉協議会の参画を得ることができたことも、プラットフォームとして研修やフォーラムを開催していくにあたり重要であった。

③ プラットフォーム構築プロセス

プラットフォーム構築のプロセスとして、まず、中心となる事務局の設定が挙げられる。担当の教員が一人で取り組むのではなく、まずは養成校間で協働する事務局を設定した（北海道の場合は北海道ブロックとしての設定）。

その上で、参画いただきたい各団体・組織において「最初に話をする人」を選出した。この「最初に話をする人」は、プラットフォーム開始時の各団体・組織の担当者にこだわらず、事務局となる教員がこれまで各団体・組織において肯定的な関係を形成できていることを重視し選出した。可能な限りこちらの協力依頼を肯定的に受け止め、プラットフォームの担当者として適任と考えられる方の選出と、その方への説明に協力的に取り組んでもらえる人であることが、その後、実際にプラットフォームの説明と参画への協力依頼の成功にプラスの影響を与えることを想定しての進め方である。

さらに、実際に説明と協力依頼に伺った際には、書類を整え、推進事業の目的と内容について丁寧に説明すると同時に、先方からの質問や要望についても真摯に応えることに主眼を置いた。結果的に、当初推進事業の計画書で設定されており、事務局で想定した委員会よりも多くの構成メンバーが加入することとなったが、委員会でモデル研修やフォーラムについて協議した際、いずれの構成メンバーからも重要な意見を受けることができ、地域委員会としての取り組みを充実させることにつながったと考える。

さらに、次年度以降の継続について、そのねらいは持ちつつもあえて委員会では既定路線としては提示せず、協議事項として設定することで、委員会構成メンバーの意向を確認することとした。そこでは次年度以降の継続について各委員の肯定的な意向をもつことができるよう、今年度実施したモデル研修とフォーラムの成果をしっかりと報告し、またそれらに参加することができなかった委員には研修やフォーラムの資料も委員会開催時に配布した。そのことにより、今年度プラットフォームとして実施した活動が大きな結果を残したことに理解を得た上で、次年度以降の継続についても合意を形成することができた。

1) プラットフォーム構築の経緯

① 構成メンバーの検討

本事業の運営にあたって、まずは青森県立保健大学社会福祉学科教員有志（杉山克己，工藤英明，宮本雅央，村田隆史）で担当者を決定した。

構成メンバーについては、（一社）ソーシャルワーク教育学校連盟（以下、ソ教連）が例示した団体、他の地域委員会で参画している団体、などを参考に候補の選定を行った。結果的には、普段から青森県立保健大学社会福祉学科と連携している団体が候補となった。

② 交渉の経緯

各団体の事務局を訪れ、本事業の内容を説明し、事業への協力と委員の推薦依頼をした。各団体から前向きな回答を得ることができ、迅速に委員候補者の推薦を得ることができた。推薦者に事業の内容と委員としての役割を説明した上で、承諾を得て正式に委員として就任いただいた。

最終的には下記の団体を構成メンバーとして委員会を発足した。

	団体等	担当者氏名	所属
1	事業所	小林 大真	青森県社会福祉法人経営者協議会 経営青年会会長
2	〃	成田 和博	青森県老人福祉協会 理事
3	〃	工藤 昌彦	青森県社会福祉協議会 事務局長
4	職能団体	小笠原 仁美	青森県社会福祉士会 常務理事
5	職能団体	葛西 孝幸	青森県医療ソーシャルワーカー協会 副会長
6	職能団体	山田 伸	青森県精神保健福祉士協会 会長
7	養成校（青森大学）	田中 志子	青森大学 社会学科長
8	養成校（青森県立保健大学）	工藤 英明	青森県立保健大学 社会福祉学科准教授
	〃	村田 隆史	〃 講師
	〃	宮本 雅央	〃 講師

2) 推進事業開始当初の地域の団体等の関係

各団体が独自の視点で人材養成を行っている。研修などについては、相互に案内されていたが、積極的に連携をしていたわけではない。各団体に所属する個人の人的つながりによるところが大きく、組織として連携をとることについては、課題があった。また、各団体が主催する研修は、法定研修、自治体委託事業で実施する研修、自主的な研修など多様であるが、研修の種別に

よって参加者数や参加者の意欲にバラツキがあることも課題である。そのため、各団体がさらなる連携を取ることが必要であった。

3) 地域特性

青森県は青森市（人口約 28 万人）、弘前市（人口約 17 万人）、八戸市（人口約 23 万人）の 3 市を中心に経済圏・生活圏が構成されている。県庁所在地が中心となり、社会資源が集中しがちな他県とは基本的条件が異なっており、「青森県」として地域課題を共有する困難が存在する。しかし、各地域に社会福祉士養成校が存在するという利点もある。青森市には青森県立保健大学と青森大学、弘前市には弘前学院大学、八戸市には八戸学院大学が存在する。各養成校が地域の拠点として、地域の実情に応じた人材養成を行うためのプラットフォームの中心を担うことができる。

4) 2018 年度事業実施に係るスケジュール

本事業への協力依頼を踏まえ担当者を決定した。そして、担当者間で検討を重ね、2018 年度中に実施する事業内容とスケジュールを決定した。具体的には、プラットフォーム作りとして「ソーシャルワーク人材の育成体制の構築およびそのパイロット事業の実施に関する調査研究事業」青森委員会を 11 月と 12 月の計 2 回開催した。また、社会福祉士現任者や社会福祉法人等の事業所の管理者等を対象としたモデル研修として、「地域における課題解決のためのネットワーク実践研修会」を 12 月に開催することとなった。

① 委員会開催

- ・第 1 回 青森委員会

日時：2018 年 11 月 12 日（月）13：00～15：00

会場：青森県立保健大学 B 棟 2 階 B203 教室

- ・第 2 回 青森委員会

日時：2018 年 12 月 12 日（水）10：00～12：00

会場：青森県立保健大学 B 棟 2 階 B203 教室

② 研修会

- ・地域における課題解決のためのネットワーク実践研修会

日時：2018 年 12 月 15 日（土）13：00～16：00

会場：青森県立保健大学 A 棟 1 階 A111 教室

委員会と研修会の準備は並行して進めた。委員会の具体的内容については、「3 地域委員会の検討経緯・内容」に後述する。研修会については、10 月中にコーディネーターおよびシンポジストへ依頼し、案内を作成、青森県内の福祉サービス提供事業所および運営法人と養成校学生に配布した。

各事業ともに、終了後は迅速にまとめ作業に入り、次年度の体制構築に向けた課題を整理している。

5) 地域委員会の検討経緯・内容

地域委員会での検討内容については、前述の青森県立保健大学内担当で検討し、事前に委員に案内した。委員会は2回行うことを想定していたため、第1回委員会で各団体から人材育成に関する現状と課題を幅広く出してもらい、第2回委員会で人材育成の課題解決に向けた体制構築に向けた具体的な方向性について話し合うという大筋で展開した。

委員会で話し合われた具体的な内容は下記のとおりである。

・第1回 青森委員会の議題

- ① 本委員会の位置づけについて（説明：宮本雅央（青森県立保健大学講師））
- ② ソーシャルワーク実践の現状と課題について
- ③ 養成課程と現任者教育に関する課題について
- ④ その他（自由討論）

委員会での議論は多岐にわたったが、議事録にまとめ、第2回委員会で討論すべき点として下記のように整理した。

・第2回 青森委員会の議題

- ① 第1回委員会で出された課題について（本委員会・プラットフォームをどう活用するか）
- ② ソーシャルワーク人材の育成体制の構築について
- ③ その他（自由討論）

第2回の委員会では、特に「人材育成のための研修をいかに作り上げるか」が議論の中心となった。

- ・ 一定のキャリアがあるソーシャルワーカー向けの研修開催を検討する（ロールモデルを作る。まずは福祉サービス従事者に共通する研修の形を青森市周辺地域で構想してみる）。
- ・ 実践的かつ効果的な研修を養成校と職能団体で検討する。参加については、職場から後押ししてもらう。
- ・ 学生と現任者が共通で取り組める課題の研修会開催を検討する（学生への意識付け―①地域に目を向ける、②研修に参加して学び続ける姿勢の獲得）

さらに、これらの展開において各団体が果たす役割、本委員会の活用法、青森市以外の地域への普及方法が検討された。しかしながら、今年度は時間に限りがあり具体的な事業を実施できなかった。次年度以降も委員会構成団体間で連携し具体的な活動を展開することが確認され、今後本委員会で発足したプラットフォーム機能を有する団体では①研修の企画と運営、②地域において（地域とともに）問題解決を展開する事例の集積、③情報発信の機能を有し、地域を基盤とするソーシャルワーク実践ができる従事者養成の環境整備を目指していくことに合意した。これらの機能を具体的に展開するスタートとして、学生と福祉施設職員がともに学ぶモデル実習の展開を構想した。次年度以降の具体的な計画については、5と6で後述する。また、本事業に限らず、各団体が実施する研修でも情報発信や研修内容の共有など積極的に連携を図っていくこととされた。さらに、各団体が開催している研修情報の集約と整理についても提案できるよう、情報共有の場としても活用できるという案も出された。

6) 2018 年度 事業実施内容

青森県委員会で議論された内容は前述のとおりである。ここではモデル研修として実施した「地域における課題解決のためのネットワーク実践研修会」について、記述する。

○ 「地域における課題解決のためのネットワーク実践研修会」

第一部は、今日、地域における問題解決に必要とされているソーシャルワーク機能や、それらを有する人材養成の仕組みの必要性および本事業で構想しているプラットフォームの機能について紹介し、第二部でシンポジストから各自のネットワーク実践を報告してもらい、それをふまえてフロアも含めて意見交換を行った。

2018 年 12 月 15 日（土）13：00～16：00

第一部 13：00～13：45

講義：地域におけるソーシャルワーク専門職に求められるものと今後の人材養成

講師：宮本 雅央（青森県立保健大学健康科学部社会福祉学科 講師）

第二部 14：00～16：00

シンポジウム：青森県のケアネットワーク実践とそれらを担う専門職に必要な能力

コーディネーター：小川 幸裕（弘前学院大学社会福祉学部 教授）

シンポジスト：

木谷 牧子（公益財団法人青森県介護支援専門員協会西北五支部会長・あかね居宅介護支援センター）

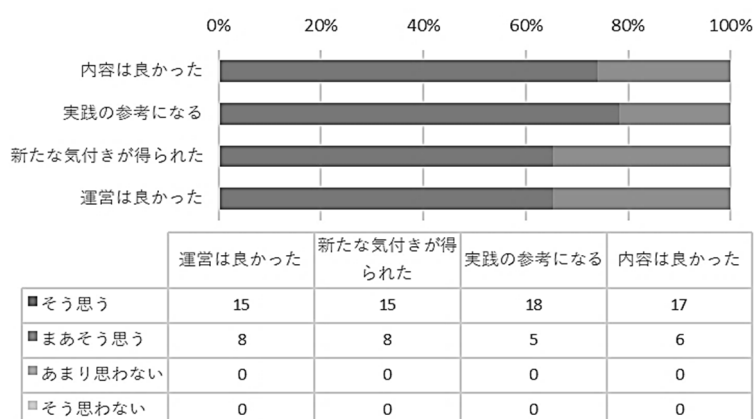
安田 真（八戸地域虐待等困難事例ネットワーク研究会代表・ひかり介護・相談支援事業所）

納谷 むつみ（公益社団法人青森県社会福祉士会常務理事・下北支部長・大間町地域包括支援センターくろまつ）

案内期間がおよそ 1 ヶ月と短期間であったこともあり、参加者は 26 名であった。しかしながら、地域の課題解決やネットワーク実践に関心がある専門職が多数参加したため、活発な意見交換がなされた。研修内容に関するアンケートでも概ね高評価を得ており、今後も研修を開催することを検討する必要もある。アンケート結果の概要を図に示す。

なお、アンケート実施時に、今後のプラットフォーム事業や研修などの情報提供や実習を展開する連携の可否について尋ね、任意で参加者の所属と連絡先の記入欄を設けた。アンケート回答者 23 名のうち、18 名から今後のプラットフォーム事業に対して前向きな参加の意思表示があった。これらの結果と委員会での検討内容を踏まえ、次年度以降の活動に反映させられるよう進めていく。

図1：モデル事業研修会アンケート結果



7) プラットフォームの構築を各地で推進していくために必要と思われること、自地域で工夫した点

① 自地域のモデル事業の実績と工夫した点

青森委員会では、事業受託から報告まで5ヶ月という短期間の中で、地域における問題解決やソーシャルワーク機能を発揮できる従事者を養成できるプラットフォーム機能の展開を模索した。その結果、委員会構成団体では研修事業の運営や構成員の参加率など現任者教育の環境に関する課題が山積していること、そのうち、養成校も教育・研究機関として社会福祉士や精神保健福祉士の指定カリキュラムの枠組みを超える地域志向の取り組みを系統立てて展開しきれていない課題があることを確認できた。また、モデル実習の企画と次年度以降の具体的な展開計画を構想するに至ったことも成果として挙げられる。これらの成果の要因には、①委員会構成員の選出と②各種団体と本委員会の関係性に関する2つの工夫が考えられる。

委員会構成員は、各種団体における研修運営などに携わる機会の多い役職者を委員として派遣していただけたよう依頼した。限られた期間と機会の中で地域における従事者養成や力量向上に関する問題を共通認識できた一因には、各種団体のメンバーが次世代に向けた事業展開を担っており危機感があり、本事業の趣旨や新たな活動を展開する必要性を十分に共有できたことが挙げられる。2回の委員会を通して課題認識だけでなくモデル実習の企画ができたことも、委員会構成員の問題意識の高さの証左であるといえる。また、本委員会は、養成校が作るものではなく各種団体とともに作る地域の協議体である。したがって、委員会の2回目に“本委員会・プラットフォーム事業をどう活用するか”を各種団体から提案してもらうことを議題の一つとした。構成員それぞれがこのプラットフォームを主体的に作り上げるという意識作りによって、短い期間と少ない機会の中でもモデル実習企画案の作成まで到達できたといえる。

研修開催に際しては、本事業の趣旨から青森県内の支援のためのネットワーク構築のキーパーソンをシンポジストとして選出した。当初は、本事業が具体的に展開されると予想できる青森市近郊の活動を取り上げるよう構想していたものの、県内各地域に先進的取り組みがあること、それぞれのキーパーソンが社会福祉士、看護師、ケアマネジャーという多様な立場や視点での報告が期待できることから、青森県内の各地域でのネットワーク実践のキーパーソンをシンポジストとした。アンケートの結果から、参加者にとっては新たに得られた気づきを各々の実践にローカライズする必要はあるものの、高く評価する回答が多く示唆に富むものであったといえる。前項で記述した通り、地域における課題解決の実現に前向きな研修参加者の存在と連絡手段を確認していることから、次年度以降、具体的ネットワークづくりを含めた実践のローカライズの過程を、本事業から発足するプラットフォーム事業や大学がフォローできることが望ましい。

②全国に推進させるために必要なこと

本委員会の成果と経過から、以下の事柄を提案する。

- (ア) 事業展開にあたって、各種団体の意見集約や活動上の課題などできるだけ迅速に波及させ対応できる影響力をもったメンバーをプラットフォーム構成員とすること。
- (イ) トップダウン型や事務局提案型の会議でなく、主体的参画を基本とする協議体を意識した関係づくりをすること。

8) 今後の体制継続に向けた計画

本委員会から発足した青森県における人材養成のプラットフォーム事業は、次年度以降も同様の構成団体で活動を継続することを第二回の委員会において合意している。（名称：青森県地域共生社会推進委員会（予定））構成員の変更は考えられるものの、今年度確認した課題の解消や企画したモデル実習の実現に向けて活動を推進していく予定である。将来的には、青森県内の社会福祉士養成校を巻き込み各圏域でのプラットフォーム事業の展開、福祉サービス従事者のスキル獲得への意識付けを盛り込んだ事業を展開していくことを構想している。

①モデル実習の展開

モデル実習の展開までのスケジュールは表のとおり。

年度	時期	内容（備考）	
2018 年度	2 月中	実習全体像と募集要綱の作成	青森県立保健大学で案を作成する。
	3 月まで	受け入れ施設募集	老施協，経営協を通じて県内事業所に募集する。
2019 年度	4 月中	学生募集	実習受け入れ可能施設とのマッチングやグルーピングを決定する。
	5 月ごろ	実施要領の決定	実習受け入れ施設と学生，委員メンバーとの協議によって具体的内容，必要物品などを確定する。実習の企画時点から施設職員の参画を促す。
	8 月～9 月	モデル実習	地域踏査を実施した後，職員と学生とのディスカッションを通して地域における支援の展開を整理しできることを見つける。
	10 月～11 月	報告会開催	実施施設および参加学生の所属校だけでなく，関係団体へも周知する。

②プラットフォーム事業（本委員会）の継続

本委員会での協議を通して，プラットフォーム事業では前述の通り①研修の企画と運営，②地域において（地域とともに）問題解決を展開する事例の集積，③情報発信のそれぞれの機能を有し，地域を基盤とするソーシャルワーク実践ができる従事者養成環境の整備を目指していくことに合意した。

①についてはモデル実習を通してその成果と課題を整理することが具体的に想定された。②および③については，プラットフォーム事業によって各種団体が開催している研修の集約と整理の提案，問題解決事例の集積や実習の成果を福祉サービス従事者の力量向上のために発信していく大筋が話し合われたものの，具体的活動の展開について協議しきれていない。各構成団体の課題や活用できる研修などの資源について確認するための会議を開催する，ワーキンググループを組織する等の新たな活動が必要である。

2019年度の事業展開にあたっては、ソ教連東北ブロックの青森県支部活動の一つとして予算助成を同東北ブロックに依頼する予定である。2019年度の経費として想定される大部分は、会議運営や研修案内のための郵送費、人件費である。2019年度中に実施するモデル実習や委員会での協議の成果から施設と学生への効果を測定し、2020年度以降の事業の幅を広げ展開し、自己収入を見込める活動も取り入れられるよう構想していく。

9) 結果・成果、その他

① 結果・成果

本委員会の成果の一つには、青森県内でプラットフォーム事業が担う役割を①研修の企画と運営、②地域において（地域とともに）問題解決を展開する事例の集積、③情報発信という三つに集約し合意できたことが挙げられる。直近の課題を共有した上での役割の認識であり、長期的展望に基づいているかは評価しきれないとはいえ、委員会構成団体が共通の認識を持って動き始めたことは大きな成果であるといえる。

特に、①研修の企画と運営に関しては具体的な企画を立案し2019年度中に試行するレベルで合意が得られた。企画の趣旨は以下の通りである。（資料編・地域委員会：青森委員会①・②を参照）

- ① 職員と学生とが地域で展開する支援についてお互いに学びあう機会として、施設所在地の地域踏査を実施する。
- ② 地域踏査の結果から、支援の展開や地域の問題解決に向けた施設の取り組みについてグループワークを行う。
- ③ 結果報告として報告会を開催し、本モデル実習参加施設や学生だけでなく、県内事業所や関係者へ学習の成果を周知する機会を作る。
- ④ 研修運営や学びの機会を企画するノウハウを職員に獲得してもらい次世代の育成につなげるため、企画の段階から運営も含め職員と学生の参画によって進める。
- ⑤ 実習期間は、実施地域の広さによって1日～3日間で想定し、ディスカッションの日程調整も含め1～2週間で検討する。受け入れ先施設の職員との実習内容に関する協議を通して、地域での支援や公益的な取り組みの展開に対して施設や法人が抱えている課題などに関する検討を盛り込む。
- ⑥ 実習施設として募集する範囲は、青森県内の事業所とし、特に種別や地域の制限は設けない。先駆的取り組みに対しての参加度や積極性も今後の検討材料とする。

本モデル実習は、地域における支援の展開や社会福祉法人の公益的取り組みに関して、学生と施設職員とが共同して検討するための地域踏査を含むグループワークが企画の中心にある。また、委員会メンバーから出された意見を基に、企画段階から職員が参画することをモデル実習参加の要件とし、研修や学習機会の企画・運営のノウハウを獲得することも目的の一つにした。老施協及び経営協の委員から、どれだけ参加の声が上がるかが分からないという意見が出されたことから、募集範囲を制限せず施設や法人の関心の度合いが分かるよう募集し、その結果を基に今後のプラットフォーム事業の展開や企画案を検討することとした。

本委員会は、次年度以降、継続して協議の機会を設け事業を展開していく（名称：青森県地域共生社会推進委員会（予定））。上記のモデル実習の実施と併せて、今後、プラットフォーム事業が担う役割の②問題解決を展開する事例の集積と③情報発信に関する事業を具体化していく必要がある。そのため、ワーキンググループを組織し機動的に企画を進めるなど、新たな事業活動を展開しなくてはならない。これらを展開するための原動力となる役割意識の合意や、各団体が抱えている危機感や現状に関する共通認識を短期間で得られたことは大きな成果であったといえる。

② メンバーの構成と現状

上述の通り、委員会構成員は、各種団体における研修運営などに携わる機会の多い役職者を委員として派遣していただけるよう依頼した。その結果、経営青年会会長（経営協）をはじめ、各団体で実施している事業の企画に深く関わる役職者を派遣して頂いた。各団体で開催している研修に関しては、それぞれの団体が研修で取り上げられる分野の限界（広げられないこと）や加入者の出席率の低さ、複数の団体に所属する会員も多く“どの研修に出れば良いか、すべて出られるわけではない”という様々な研修が併存することに対する会員の声など課題が多岐に渡っていることを改めて確認した。また、各団体が開催する研修は領域、時期などがそれぞれの団体の慣例、話題性や危機感から生まれ、体系的なプログラム設定や団体間の集約、調整などには至っていない状況にあった。

青森県内では、参加者数が多い研修は講義型の研修が多く、それと比較し参加者自身の事例提供を伴うなど参画型の研修では参加者数が大きく減る傾向にあるという各団体共通の印象があった。実践のレポートリーや思考の枠組みをトレーニングする機会の重要性を認識しながら、参加者数が多くなりやすい知識伝達型の研修を組む傾向があるという現状にある。この状況は、それぞれの地域性に基づく不定形な問題を創造的に解決するという、ローカライズされたソーシャルワーク機能の実践を停滞させる恐れもあるといえる。また、それらの危機感を研修運営などに携わる立場の者が認識しているにもかかわらず、具体的な解決策を講じられずにいる状況にもあった。

本事業によるプラットフォームは、各団体で開催する研修のアイデアや講師の相互提供だけでなく、研修単位などの評価基準を相互乗り入れするための連携の機会を提供することもできる。したがって、地域における学習環境の調整や団体間の相互支援の機能を果たすことができ、その意義や効果は大きいといえる。ただし、研修の調整や相互乗り入れを可能にするためには、各団体の収益構造や予算の枠組みなど、考慮すべき課題も多くある。これらを乗り越えるためにも、各団体の運営に実質的に関わっているメンバーがいることの重要性は高い。

③ プラットフォーム構築プロセス

本委員会を参集するにあたり、各団体の事務局を訪れ本事業の内容を説明し、事業への協力と委員の推薦依頼をした。各団体からは前向きな回答を得ることができ、迅速に委員候補者の推薦を得ることができた。推薦者にも事業の内容と委員としての役割を説明した上で、承諾を得て委員として就任していただいている。これらの過程で、本委員会の構成員は、各団体での後進の育成に関する事業や研修運営に携わる経験を有する者に絞られた。そのため、実践の質向上に関する危機感もあり本事業の全体像に対しても理解を得やすかったといえる。

委員会での議論は、1 回目のほぼ全ての時間を現状と課題に関する情報共有に費やし、2 回目に青森県内で学習プラットフォーム事業を展開することで考えられる各団体へのメリットや活用できることを話し合うよう準備を促した。これらのプロセスを通して、単年度の補助事業であり受託者が青森県立保健大学であったとしても、委員会構成団体を中心にプラットフォーム機能を有する協議体をそれぞれが主体的に参画して作り上げる必要性とその意義を共有できたといえる。

1) プラットフォーム構築の経緯

① 構成メンバーの検討

構成メンバーについては、まずは年度内に忌憚のない意見交換ができる体制をつくることが重要であるという観点から、同志社大学の関係者が関係機関に声をかけ、スノーボール式にメンバーを選定する形で検討を開始した。形式的に養成校に依頼したり、種別協の代表者を集めたりしても短期間での実質的な議論が難しいことが想定されたため、率直に議論ができるメンバーを選定するよう努めた。

② 交渉の経緯

養成校については、京都府下の日本ソーシャルワーク学校教育連盟加盟校からこうしたメンバーに声をかけ、養成施設は、京都府介護・福祉人材確保総合事業（後述）において中心的な役割を果たしている社会福祉法人、さらに京都府社会福祉協議会、職能団体である社会福祉士会、行政は京都府と協議した。さらに、モデル実習プログラムについては、「きょうと介護・福祉ジョブネット 北部フィールドワーク型実習推進チーム」と共同で進めることとしたため、実際にこのモデル事業で多くの学生を送り出している京都府立大学の実習担当教員を委員に追加した（第1回はオブザーバー参加）。

③ 最終的な参画組織・団体等

	構成メンバー	担当者氏名	所属
1	行政（オブザーバー）	井谷 千英	京都府 健康福祉部介護・地域福祉課福祉人材・企画担当
3	事業者	渡邊 一真	社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 地域福祉・ボランティア振興課
4	〃	久門 誠	公益社団法人京都市身体障害者父母の会連合会／重度障害者通所介護じゅらく 所長
5	〃	五嶋 仁	社会福祉法人 大樹会 理事 経営企画室長
6	〃	岩田 貞昭	社会福祉法人 南山城学園
7	〃	孫 希叔	社会福祉法人 同和園
8	養成校（同志社大学）	空閑 浩人	同志社大学 社会学部 社会福祉学科 教授
9	〃（同志社大学）	野村 裕美	同志社大学 社会学部 社会福祉学科 准教授
10	〃（同志社大学）	永田 祐 (京都社会福祉士会理事)	同志社大学 社会学部 社会福祉学科 教授
11	〃（花園大学）	梅木 真寿郎	花園大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授
12	〃（龍谷大学）	樽井 康彦	龍谷大学 社会学部 現代福祉学科 准教授
13	〃（京都光華女子大学）	南 多恵子	京都光華女子大学 健康科学部医療福祉学科社会福祉専攻 講師
14	〃（佛教大学）	金田 喜弘	佛教大学 福祉教育開発センター 講師
15	〃（京都府立大学）	中根成寿	京都府立大学 公共政策学部 准教授

2) 推進事業開始当初の地域の団体等の関係

京都府下には、多数の養成校と施設があるが、京都児童福祉施設実習教育連絡協議会や京都市社協と養成校の懇談会といった縦割り、分野別のつながりや協議の場はあったものの、実習に関して養成校と養成施設、および実習指導者が包括的に連携したり、協議したりする取り組みはなかった。京都社会福祉士会も実習指導者の養成やそのフォローアップに取り組んでいるものの、実習指導者同士の横のつながりを組織化することまでは至っていなかった。一方、京都府では、関係団体等と行政が連携・協働する場として京都府介護・福祉人材確保総合事業の中で「きょうと介護・福祉ジョブネット」を立ち上げ、人材確保・定着に向けた取組をオール京都で進める取り組みを行ってきた。ジョブネット参画団体同士では、分野を超えたつながり（プラットフォーム）があり、本委員会でもこのつながりを一つの土台とすることを考えた。

3) 地域特性

上述の通り京都府下は、多数の養成校があり、それぞれが独自に社会福祉士養成をはじめとした各種実習等を行っている状況である。また、京都市内もしくは京都府南部と京都府北部地域は、抱える地域課題が全く異なるだけでなく、京都府中心部までのアクセス等で大きな違いがある。養成校は京都府南部に所在しており、実習のほとんどは京都府南部もしくは近郊（大阪、兵庫、滋賀）などで行われている。

4) 2018 年度事業実施に係るスケジュール

養成校・養成施設に加え、行政、職能団体と協議し、モデル事業における委員会を組織化した。

・2018 年 11 月 12 日 第一回委員会

委員会とモデル実習プログラムを検討する「きょうと介護・福祉ジョブネット 北部フィールドワーク型実習推進チーム」のフィールドワーク実践報告会に委員が参加し、その後、第1回の委員会を実施した。委員会では、北部フィールドワークの今年度の取り組みを伺うとともに、それを踏まえてどのようなプラットフォームとモデル実習プログラムが可能か協議した。また、モデル実習プログラムに参加予定の学生も報告会に参加した。

・2018 年 11 月～12 月 モデル事業の準備と実施

第1回委員会終了後、モデル実習プログラムについては、北部フィールドワーク型実習推進チームの社会福祉法人大樹会 五嶋氏、京都府立大学 中根氏、京都府 井谷氏、また同志社大学 野村氏が協議を重ね、事前学習を行うとともに、モデル実習プログラムを実施した（2018 年 12 月 17 日～18 日）。

・2019年1月21日 第二回委員会 参加大学におけるプログラムの「学びあい」

第2回の委員会では、佛教大学 金田氏より、同大学の小野郷地域におけるフィールドワークの取り組みを紹介いただき、それを材料に地域を基盤としたソーシャルワーク実習のプログラムについて意見交換を行った（別添資料）。また、2月22日に予定されているシンポジウムの内容について、協議した。

・2019年1月～2月

こうした協議を踏まえ、京都委員会では、地域共生社会の実現を担う分野を横断した包括的かつ総合的な援助を学ぶ実習プログラムをさらに研究し、同時に広く養成校と養成施設、および学生の関係者で協議する場として、シンポジウム「地域を基盤としたソーシャルワーカー養成のための実習教育のありかた」を企画し、実施することとした。京都市北部フィールドワーク実習の取組を共有するとともに、このような実習プログラムに継続的に取り組んできた富山県氷見市及び宮崎県都城市の実習担当者を招いて学び合うこと、またその前提となる地域共生社会とそれに求められる人材像について、前厚生労働省社会福祉専門官の後藤真一郎氏（全国社会福祉協議会）に基調講演を依頼することになった。

・2019年2月22日 シンポジウムの開催と第三回委員会

当日は、養成校39名、養成施設・機関41名、社会福祉士会3名、行政1名、学生7名という非常に多くの参加を得た。さらに、シンポジウム終了後、シンポジスト及び後藤氏には引き続き、第三回京都委員会に参加していただき、より突っ込んだ議論を行うことができた。

5) 地域委員会の検討経緯・内容

① モデル実習プログラムの実施

ア) 検討経緯・内容

京都府では、介護・福祉サービスを支える人材を安定的に確保・定着させるための総合的な取組を推進するため、関係機関と行政が一体となり、事業の企画や情報共有・発信などを行う「場」として、「きょうと介護・福祉ジョブネット」（以下、ジョブネットと略記）を共同で設立している。また、ジョブネット内に設けられている「北部人材チーム」（京都府北部地域の特性を活かした人材確保の取組を行うプロジェクトチームとして、ジョブネット内に設置）では、京都府北部地域での人材確保を目的として、参加法人による多機関連携の様々なフィールドワークプログラムを2012年度から実施してきた。このプログラムは、2泊3日の合宿型プログラムを中心に地域を基盤として福祉施設や自治体等が協働し、学生の習熟度に合わせた学びの場を提供するものである。また、本プログラムの特徴的な点として、社会福祉士がコーディネーターとなり、学生の希望に応じたプログラムを多機関連携でオーダーメイドに作成しているという点が挙げられる。このようなことから、京都委員会では、モデル実習プログラムの検討と実施にあたって、この北部人材チームのプログラムと協働し、モデル実習プログラムに取り組むこととした。

イ) モデル実習プログラムの実施内容

実習参加予定者が京都府北部福祉フィールドワーク実践報告会への参加等の事前準備を行い、フィールドワーク実習を行った。また、事後学習として現地コーディネーター、受け入れ施設職員を含めた振り返りを行った。参加者は、同志社大学社会学部社会福祉学科の学生21名である。

【モデル実習プログラムの内容】

事前学習	2018 年 11 月 12 日京都府北部福祉フィールドワーク実践報告会（府庁） 12 月 10 日事前学習会（ケースメソッド討議授業、オリエンテーション）
フィールドワーク	2018 年 12 月 17 日～18 日
事後学習	2019 年 1 月 21 日 フィールドワーク報告会 （京都府担当者 2 名、北部コーディネーター、現地受け入れ施設職員 2 名）

今回のモデル実習プログラムは、内容については同志社大学の授業に併せて設定するとともに、本事業との関連では、受け入れのしくみ（体制）をモデル的に実施する位置づけで行った。すなわち、学生の関心に合わせ、指導教員と学生がテーマを設定し、現地の受け入れコーディネーターとの協議を踏まえ、「地域」で実習を受け入れていただくというモデルを試行的に実施した。今回のモデル実習の本事業の観点からの重要な目的は、一施設・機関での実習の受け入れや体験ではなく、「地域」を丸ごと知るような実習プログラムの可能性を検討することであり、以下その点について詳しく報告する。

まず、大学側の担当教員及び学生が設定した本プログラムのテーマは、以下の通りである。

- ・ 地域生活課題からニーズを発見し、仕組みづくりへと支援を展開するソーシャルワーカーの開発的機能について主に学ぶ。（開発的機能の理解）
- ・ 特に生活当事者との交流を通して、福祉的課題だけにとどまらない生活全体のニーズの実際について考える。（専門職が生活者と協働する必要性の理解）
- ・ 「医療的ケア児」「障害のある児」および「家族のニーズの発見・開発と起業化」をテーマとする。（家族を支える必要性の理解・支えるバリエーションの開発）
- ・ 開発的機能の担い手の意欲や思い、葛藤等を理解し、自分も担い手になりうることを考え、理解する。

こうしたテーマに沿って、現地コーディネーターが、以下のようなⅠ～Ⅲのプログラムを設定し、学生たちが参加した。

12 月 17 日	11 時 45 分	集合
	12 時	出発 JTB バス
	14 時 30 分	到着 西舞鶴駅前（バス下車）
	15 時	<u>プログラムⅠ</u> 講義・交流（西舞鶴駅内会議室） 当事者ご家族（母親の立場から）
	16 時	演習・現地オリエンテーション
	17 時	宿泊先移動
	18 時	<u>プログラムⅡ</u> 懇親会 会場 エムズデリ（農業法人経営） お菓子協力 社会福祉法人まいづる福祉会
12 月 18 日	7 時	起床
	7 時 30 分	朝食・ミーティング・掃除

	8時45分	移動
	9時	プログラムⅢ ① フィールドワーク開始（舞鶴市内各所）担当 野村 ② 視察見学（宮津市ま・るーと） 担当 上野谷
	11時30分	午前プログラム 終了・移動
	12時	出発 西舞鶴駅前
	15時	到着 寒梅館前

具体的なプログラムの内容を要約すると以下の通りである。

プログラムⅠは、医療的ケア児の母親であり、子どもたちの居場所づくり（重症心身障がい児放課後等デイサービスもくもくケア）に取り組む当事者のご家族から、家族のニーズと起業に至った動機や背景、思いを伺った。プログラムⅡでは、現地コーディネーター等と地元農業法人が経営するレストランで、懇親会を行った。プログラムⅢは、舞鶴市役所、重症心身障がい児放課後等デイサービスもくもくケア、京都府立舞鶴こども療育センター、放課後等デイサービスにここ（大樹会）に別れ、それぞれの関心でフィールドワークを行った。

今後、包括的な相談支援や地域課題の解決を担うソーシャルワーカーを養成していくためには、当事者を支える多様な社会資源を多角的にみていくことが必要になる。本モデル実習プログラムは、こうしたプログラムを作成していくことを想定してモデル的に実施したものであるが、「多様な社会資源を多角的にみる」ためには、そうした多様な資源とのネットワークを構築しているコーディネーターが不可欠であること、また所在地から離れて実習を行う場合には、実習プログラム以外にも様々な体制（例えば、食住）が必要になるとが、明らかになった。いいかえると、受け入れ地域に一定の実践者によるプラットフォームが構築されていることが、「地域」としての実習の受け入れの条件となると考えられる。

② シンポジウムの検討経緯・内容

京都委員会では、社会福祉法人等の事業者、職能、養成がこれから地域共生社会の実現、包括的相談支援体制の構築、地域課題解決体制の構築に向けて目指すべきベクトルが同じ方向を向いていくことが重要であるが、そうしたコンセンサスが十分に共有されているとは言えないという認識から、地域を基盤としたソーシャルワーク実習の必要性和イメージを三者が共有し、学び合う場として、シンポジウム「地域を基盤としたソーシャルワーカー養成のための実習教育のありかた」を企画し、実施することとした。

シンポジウムは、地域共生社会とそこで求められる人材についての前厚生労働省地域福祉専門官後藤真一郎氏（全国社会福祉協議会）の基調講演に基づいて、このような実習プログラムに継続的に取り組んできた富山県氷見市及び宮崎県都城市の実習担当者に加え、北部人材チームの取り組みを紹介し、三者が今後目指すべき方向性とそのために必要な実習プログラムについて参加者も含めた協議の中で共有することができた。

6) 2018 年度 事業実施内容

① 委員会・シンポジウムの実施内容

(ア) 第 2 回委員会

第 2 回委員会では、佛教大学で行っている「地域福祉フィールドワーク 小野郷へ行こう」(以下地域福祉フィールドワークと略記)の取り組みを題材に、地域を基盤としたソーシャルワーク実習に必要な要素や課題について検討を行った(報告:佛教大学 金田喜弘氏)。

佛教大学は、2007 年より京都市の小野郷学区「小野郷地域まちづくり推進委員会」が協働して様々な事業を行ってきた。地域福祉フィールドワークは、46 名の学生が参加し、年間を通じて 12 回程度のプログラムを小野郷地域で実施している。プログラムは、特定の施設で実習を行うという形態ではなく、小野郷地域を中心に様々な施設、機関に実習形態をとっており、「地域を基盤とした総合的かつ包括的な支援」を担う実習につながるような取り組みといえる。現在、このプログラムは、相談援助実習としてではなく、事前及び事後実習として行われているが、今後こうした実習を正課として考えていく場合、①コーディネートをだれが行うべきか、②すべての学生に対して、こうしたプログラムを提供しうるのか、③実習現場がこうしたプログラムをどのようにマネジメントするのか、④講義・演習との連続性をどう作っていくか、といったことが課題として報告された。

(イ) シンポジウム

基調講演では、全国社会福祉協議会後藤真一郎氏より、地域共生社会の基本的な考え方について講義をしていただいた。

シンポジウムでは、富山県氷見市、宮崎県都城市、京都市北部フィールドワークでのそれぞれの取り組みを紹介いただき、会場の参加者とともに議論した。内容の要約と質疑のポイントは以下のとおりである。

○富山県氷見市社会福祉協議会 森脇氏

実習のプログラムは、個別援助に同行し、一か月間、特定のクライアントに 2 人 1 組で、様々なサービスを利用している様子、自宅での様子、それぞれの職員がどのように対応しているか、多機関協働の場面、地域での福祉活動などを、当事者を軸にして体験し、その後氷見市の社会資源を活用したケアプランを作成するという「当事者を軸にした実習プログラム」という形態をとっている。「氷見市社協」の実習から、「氷見市の社会福祉」を学ぶ実習に変えてきた経緯と内容が紹介された。

○宮崎県都城市 大田氏

都城市でのアドバンス型の地域滞在型実習の紹介とともに、宮崎委員会での現任者の学び合いのための実習プログラムを紹介していただいた。多機関協働の場などに他地域の社会福祉士(実習指導者)が参加し、地域を基盤にした実習を相互に学び合う取り組みを行っていること、社協自身も氷見市との人事交流などを通じて、こうした機会を持っていることが報告された。自組織のみではなく、実習指導者同士が相互に学び合う機会を提供し合い、包括的な相談支援を担える人材を養成していくという取り組みが、重要であることを確認した。

○京都府北部フィールドワーク 五嶋氏

北部フィールドワークのコーディネーターである五嶋氏より、多機関連携による北部地域でのフィールドワーク実習の取り組み（基本的には二泊三日）を報告していただいた。北部地域のプログラムで注目すべき点として、学生や養成機関の要望に応じて、機関間のネットワークで実習の受け入れを検討している点、また、そのためにはコーディネーターの存在が必要であることを確認した。また、遠隔地での多機関実習におけるスーパービジョンの問題を解決していくために、ICTの活用が有益であることが報告された。

7) プラットフォームの構築を各地で推進していくために必要と思われること、自地域で工夫した点

① ソーシャルワーカー養成の将来像への共通理解

ソーシャルワーカー養成の将来像への共通理解が必要である。プラットフォームをつくれればよい、継続すればよいということではなく、何のためのプラットフォームかを明確にすることが必要であると思われる。対象者別の協議会や学びあいの場合がすでにある場合などはなおさらその理解が不可欠であり、地域共生社会の実現、包括的相談支援体制の構築、地域課題解決体制の構築に向けて、同じ方向を養成校、養成施設、そして実習指導者である社会福祉士が共通理解を持つことが前提として必要である。そのため、京都委員会では、まずそうした意識を持った養成校の教員や実習指導者によって委員会を構成した。また、シンポジウムを通じて、今後の展開も含めて広くそうした理解を広げるよう努めた。つまり、プラットフォームの構築を目的にするのではなく、何を学び合うのかを明確にすること、そして新たな時代におけるソーシャルワーク実践を理解したメンバーから広げていくことが重要だと思われる。また、特に実習指導者養成を行っている社会福祉士会や種別協議会などにこうした考え方を浸透させていくことが必要だと考えられる。

② 実習プログラムのイメージの明確化

具体的な実習プログラムをイメージできるようにすることである。養成施設は、自らの施設で実習を受け、自らの施設で実習を完結させるという意識が強く、養成校は、対象者別の実習配属を慣行としている。そのため、地域共生社会の実現に資する包括的な相談支援や地域課題の解決を担うソーシャルワーカー養成が、どのようなプログラムを行うことで可能になるのか、具体的にイメージできていないように思われる。方向性を共有し、それを実現するためのプログラムをイメージできるようにすることが重要である。そのため、京都委員会では、佛教大学の小野郷地域での実習プログラムの取り組みについて学び合い、シンポジウムでは、当事者の動きを中心にプログラムを組んでいる氷見市社会福祉協議会や「地域丸ごと」の実習に取り組んでいる都城市社会福祉協議会の実習プログラムなどを共有し、具体的な姿をイメージし、共有できるように取り組んだ。

③ プログラムの共有化

プログラムの共有化である。養成校は、それぞれ養成を行っており、養成施設は自施設完結型で養成を行っている。現状では、養成校や養成施設、および養成施設間が、協働でプログラムを

作成し、同じプログラムを開発・共有するという取り組みはほとんど行われていないと思われる。しかしながら、包括的な相談支援を担うソーシャルワーカーを養成するプログラムを実施しようと思えば、協働してプログラムを作成することが必要になるだろう。京都委員会では、養成施設同士が協働してプログラムを提供する北部フィールドワークという共通の土台があったため、養成校もプラットフォームで情報を共有し、協議することの意義を認識しやすかった。

8) 今後の体制継続に向けた計画

3回の委員会及びシンポジウムでの学びを通じて、参加メンバー間では、地域共生社会を担うソーシャルワークの必要性とそれを実現するための実習プログラム、そして、それを相互に学び合う場の必要性を共有することができた。特にこれまで、各大学間で実習プログラムの共有などはされておらず、事前・事後の取り組みなども含めて共に学び合う機会は有益であった。

今後も、京都府（行政）も関与する北部フィールドワークという共通の取り組みをともにする養成施設と養成校同士で、学びあいの機会を継続し、モデル実習プログラムを拡大していくような取り組みを検討していきたい。そのため、代表性を重視したメンバー構成とするのではなく、方向性を共有し、問題意識を持ったメンバー同士で協議を継続していくことが有益であると考えている。

費用面については、京都委員会の場合は、行政（京都府）が北部福祉人材フィールドワークというプログラムを展開しており、地域は限定されるもののプログラム面での費用がかからないというメリットがあった。福祉人材確保と結びつけることで、新たな実習プログラムの試行などについて、行政を巻き込んで予算確保を図ることは、他地域でも有効であると思われる。

なお、養成校同士で実施する場合には会場費などがかからないが、養成施設の参加者が参加する場合には、業務の一環として派遣してもらうというような養成施設側のプラットフォームの必要性に対する理解が必要になるかもしれない。

9) 結果・成果、その他

① 結果・成果

今回の協議を通じて、今後プラットフォームで検討すべき課題として明らかになったことは以下の四点である。

第一に、一施設・機関だけ実習を受けるのではなく、地域にネットワークを持った社会福祉士が実習生を受入れ指導につながるような体制をつくっていくことが重要であること。北部フィールドワークのモデル実習からは、こうしたネットワークを形成するコーディネーターの役割を果たす社会福祉士の役割が非常に重要であることがわかった。包括的な支援ができていなければ、包括的な支援を学ぶこともできない。逆に、実習指導者が包括的な支援を実施していれば、おのずと地域の中でネットワークを構築しているはずであり、そのようなネットワークの中で実習が行われていくというモデルを研究・提言していく必要がある。また、その際には、社会福祉法人の地域における公益的な取り組みといった枠組みを活用することも必要である。

第二に、地域を基盤にするということは、単に地域にある社会資源を知ることだけでなく、当事者を起点にした実習プログラムを作成することで、そのつながりが見える可能性があることがわかった。どのようなプログラムが「地域を基盤に」取り組まれると、包括的な支援につながるかというプログラム研究が重要だということが委員会での協議、モデル実習プログラムやシンポジウムでの学びを通じて明らかになった。

第三に、こうしたプログラムを組んでいく場合の課題として、スーパービジョンの体制や評価のありかたが重要であることが共有された。すなわち、一施設・機関での実習でないと、実習する場所が分散化するため、そのマネジメントが課題にある可能性がある。その点についてはICTなどを活用したスーパービジョンの体制などを検討していく必要があり、現在の「実習中に4回対面しなければならない」という養成校側のスーパービジョンの方法は、現実的ではない。こうした仕組みを検討していくことの必要性が明らかになった。

第四に、上記に加えて、医療分野と異なり、社会福祉士養成課程の多くは、必ずしも入学時に職業選択を行っているわけではないため、資格実習以外の実習プログラムの充実や実習前・実習後のプレ・アドバンスのプログラムの充実発展といった資格法定実習以外のプログラム開発も重要になることを共有した。

次に、プラットフォームでの協議の結果、具体的に生まれた新たな展開としては、北部フィールドワークは、資格実習対応型ではないが、今回のモデル実習によって、養成校と養成施設、指導者、職能団体、行政等が協力してプログラムを開発し、実施していくイメージを持つことができたことが挙げられる。例えば、参加大学の一つ（龍谷大学）は、北部フィールドワークに次年度から新たに参画することを決めるなど、プログラムを共有することで、協働したプログラム開発が可能であることが示唆された。

② 包括的な支援という視点からの学び合いの必要性

まず、養成校については、すでに述べたとおり、すべての養成校にメンバーの選出を依頼し、プラットフォームを構築しても、形式的な場となり実質的な協議をすることが難しいように感じる。各大学では、対象者別に分かれて実習先の選定等が行われており、学び合いの必要性も分野の中では実感されているものの、包括的な支援という視点からの学び合いの必要性は十分に理解されていないと感じた。まず何らかの包括的な支援を意識した取り組みを行っている大学や教員が集まって開始する方が効果的だと感じた。

次に、養成施設については、一施設・一機関での実習では、包括的な支援体制を担う人材養成が難しいため、社会福祉士が日ごろから法人や分野を越えたネットワークを形成していないとこうした実習を実施することが難しいといえる。実習指導者養成は、都道府県社会福祉士会が行っており、そのフォローアップなどとリンクしていく必要があり、職能団体でもある社会福祉士会の主体的な参加が不可欠といえる（京都委員会の場合、社会福祉士会は委員の永田が理事として参加したが、事務局の主体的な参画は今後の課題である）。また、養成施設についても種別協などにメンバーの選出を依頼し、プラットフォームを構築しても、養成校と同様、実質的な協議は難しいと思われる。京都委員会の場合は、ジョブネットというすでにあるネットワークから、問題意識のある法人に参画してもらうことで前向きな協議を行うことができたが、まずはモデル的な取り組みなどを一緒に実施できるような法人・機関に加わってもらい、順次広げていく形が現実的かつ効果的なプラットフォームを構築できるのではないかと考える。

そして、政令指定都市の場合、都道府県と政令市の関係もメンバーの選定においては苦慮した点である。今回は、京都府の事業と協働して実施したため、京都府・京都府社会福祉協議会の参画を得たが、本来であれば、京都市・京都市社会福祉協議会の参画を求めるべきであったと考えられる。都道府県と政令市は、それぞれが独立した取り組みをしている場合が多く、こうした調整が難しい場合もあると考えられる。

③ プラットフォーム構築プロセス

プラットフォームの構築にあたっては、すでに指摘した通り、実質性と代表性のバランスが難しいと感じた。京都委員会は、時間の関係もあり、前者（実質性）のみを重視した（せざるをえなかった）。結果として、短期間で一定の成果を得ることができたが、すべての養成校からメンバーを選出してもらうことは現実的には難しく、今後も難しいと感じる。例えば、専門学校等については、今回委員の選出を依頼した養成校から、大学とは授業時間等が異なるため、予定している委員会のすべてに出席できないという理由で参加できないという返答があった。専門学校に限らず、養成校及びその教員は、非常に多忙であり、多くの大学が定期的に協議する場をつくることは、物理的に非常に困難であることも今回のモデル事業の中で感じたところである。

また、新たなプラットフォームの構築は、すでにあるネットワークとの関係を考えないと屋上屋になるだけでなく、無用な混乱や反発を招く恐れもあるといえる。学び合う場は、種別ごとに行っているという意見もあり、養成校、養成施設とも縦割りの意識が強いため、領域横断的な包括的な支援というコンセプトが浸透しないと、領域横断的なプラットフォームの必要性も理解されづらいのではないかと感じた。さらにいえば、領域横断的な協働実践がなければ、それを実習で学ぶこともできない。養成校、養成施設の意識と、社会福祉士の実践が「包括的な支援」という共通した方向に向かっているというコンセンサスを共有しておくことが必要だと思われる。すでにある場の活用という意味では、京都委員会の場合は、京都府のジョブネットのネットワークを活用できたことが有益だった。ジョブネットは、もともと人材確保のための事業者のネットワークであり、人材確保というキーワードは事業者が集まりやすいのかもしれないと感じた。

1) プラットフォーム構築の経緯

① 構成メンバーの検討

推進事業を行うにあたって、構成メンバーについては、地域を基盤としたソーシャルワークの展開に向けて、社会福祉士の育成に取り組む職能団体、養成団体、事業者団体、社会福祉協議会の4者が協働する必要があるため、それぞれの団体から委員を選出している。

② 交渉の経緯

委員会委員就任の交渉にあたっては、以下の通り進めた。

- ・ 山口県社会福祉士会：社会福祉士養成の実習を現場でより充実させていくための研修等を企画する委員会の委員長
- ・ 山口県精神保健福祉士会：養成校の実習受入れ機関で実習指導者をしている会長
- ・ 山口県総合医療センター（山口県立大学の包括協定先）：実習指導者
- ・ 山口県社会福祉法人経営者協議会：同協議会研修委員であり、社会福祉士会理事及び山口県における社会福祉法人の公益的な活動のあり方を検討する委員会（地域貢献推進委員会）の委員などを歴任した社会福祉法人の事務局長
- ・ 山口県社会福祉協議会：福祉研修センター所長及び地域に強いソーシャルワーカーの養成の観点からコミュニティソーシャルワーク実践者養成研修を行っている部署の責任者（2名）
- ・ 山口県立大学：実習会議長（社会福祉士実習の取りまとめ責任者）

③ 最終的な参画組織・団体等

山口県ソーシャルワーク人材育成検討委員会は以下の表の委員で構成されている。

	団体・組織名称	氏名	役職
1	事業所・機関等	大倉 隆雄	山口県社会福祉協議会 福祉研修センター所長
		大河原 修	山口県社会福祉協議会 地域福祉部副部長
3	〃	辻中 浩司	山口県社会福祉法人経営者協議会 研修委員 特別養護老人ホームアイユウ事務局長
6	〃	福田 洋人	山口県立総合医療センター 地域医療連携室・医療相談室
4	職能団体	尾中 未来	山口県社会福祉士会 実習指導委員長 済生会ケアセンターにほ苑副施設長
5	〃	佐内 節子	山口県精神保健福祉士協会 会長 仁保病院相談部
7	養成校（山口県立大学）	草平 武志	山口県立大学社会福祉学部実習会議長 社会福祉学部教授

2) 推進事業開始当初の地域の団体等の関係

山口県においては、推進事業開始前より日常業務や各種団体活動を通じて、業界の関係団体に所属している会員同士のつながりがもたれていた。複数の職能団体や事業者団体に関わり、それぞれの団体の事業に取り組んでいた者は少なくないものの、あくまで個人の活動の範疇であった。人材育成に関しては、各団体がそれぞれ独立してソーシャルワーカーの養成や現任者の学び直し現任者に係る研修を企画・実施してきた。場合によっては、複数の団体が連携して研修を行うこともあったが、4者による連携・協働のプラットフォームを構築し、ソーシャルワーカーの養成や現任者の学び直しを行う体制は整えられてはいなかった。

3) 地域特性

第一に、社会福祉士を育成する養成団体が限られ、また養成する学生数に大きな違いがあることがある。県内で社会福祉士の養成を中心に行っている大学では、毎年100名の学生が実習を行い、卒業生の約7割が社会福祉関係の仕事に就職している。現在、実習指導者の多くを卒業生が担ってきている。従って、県内の人材養成団体として、職能団体や事業者団体とは良好な関係にある。しかし、養成団体同士の連携はあまり出来ていない。

第二に、職能団体や事業者団体の研修講師を養成校の教員が引き受けることが多いことがある。また、行政等の委員会の委員についても養成校の教員が就任することが多いこともある。従って、日頃から養成校の教員と職能団体や事業者団体の職員との関係性は良好である。しかし、組織として連携・協働する体制は整えられてはいない。

4) 2018年度事業実施に係るスケジュール

山口委員会における2018年度事業実施に係るスケジュールは以下の通りである。

日にち	時間	場所	事業
7月27日	10:30～16:30	山口県社会福祉会館	山口県コミュニティソーシャルワーク実践研修
7月28日	9:30～16:00	山口県社会福祉会館	山口県コミュニティソーシャルワーク実践研修
9月13日	10:00～17:00	萩セミナーハウス	山口県コミュニティソーシャルワーク実践研修
9月14日	9:00～15:00	萩セミナーハウス	山口県コミュニティソーシャルワーク実践研修
10月3日	10:00～12:00	山口県立大学南キャンパス D 館会議室	第1回山口県ソーシャルワーク人材育成検討委員会会議
10月26日	10:00～16:30	萩セミナーハウス	山口県コミュニティソーシャルワーク実践研修
12月7日	10:00～16:00	講演（北キャンパス2号館 B401）、研修（南キャンパス D 館）	山口県立大学実習指導者研修会
12月12日	10:00～12:00	山口県立大学南キャンパス D 館会議室	第2回山口県ソーシャルワーク人材育成検討委員会会議
2月8日	10:30～17:30	山口県社会福祉会館	山口県コミュニティソーシャルワーク実践研修
2月12日	10:00～16:00	山口県立大学南キャンパス D 館	山口県ソーシャルワーク人材育成研修会
2月18日	13:30～15:30	山口県立大学南キャンパス D 館会議室	第3回山口県ソーシャルワーク人材育成検討委員会会議

5) 地域委員会の検討経緯・内容

山口県ソーシャルワーク人材育成委員会では、「地域における包括的な相談支援体制に求められる社会福祉士の育成に向けて」を議論の中心に置き、各委員から意見をもらい検討を行った。

第1回委員会においては、「地域における包括的な相談支援体制に求められる社会福祉士の育成に向けて」の議論のなかで以下の意見・感想が出された。

- ・ 地域によっては社会福祉法人が地域に出向いて活動を広げている例もあり、その時に即応できる現任者の人材育成の必要性、また積極的な実習生受け入れ促進の必要性を常日頃感じている。
- ・ 施設職員が地域に出向き活動を広げることの必要性を感じ実践している。(例：介護福祉士が小学校などに出向き授業を行う 等) また、それらに実習生も参加させる必要性を感じている。
- ・ 職員の共通認識は少しずつ形成していると思う。例えば、経営者でない者の研修の参加を促進して、地域での活動の必要性を広げている。
- ・ 実習生の減少に伴い、実習を受けたくても受け入れられない現状を前に、実習内容の見直し(改善)の必要性はあると考えている。
- ・ 実習指導者でない社会福祉士に対する学び直しの場は必要であり、その意味で今回はよい研修の機会であると思う。
- ・ 大学での学びを就職後につなげることは重要であると思う。
- ・ 社協(職員)が業務としてなかなか外に出られない中で、地域に出向いて業務を遂行することの必要性が高まっている。その対策として、山口県立大学と九州大学と共同で、地域に出向き住民に聞き取り調査を実施するなどしている。このような取り組みや実習を通じて、実習後に「社協に就職したい」と話す学生も多い。
- ・ 医療機関の実習では、医療機関のソーシャルワークとして患者をいかに地域につなげ退院してもらうかを伝えることが重要であると考えている。つねに患者の生活をイメージすることを実習中に伝えるようにしている。また医師や看護師等のなかでソーシャルワーカーが何を発言・発信するかを実習生には学んでもらうように心がけている。
- ・ 精神保健福祉領域の実習については、地域の資源を十分に理解したうえで実習に来てもらったほうが有意義ではないかと感じている。
- ・ 精神保健福祉士の実習また実践に関しては、社会福祉士の課程を基礎として学んだ学生とそうでない学生では違いがある(精神保健福祉士のみでは偏りがある)と感じる。精神疾患・障害は、さまざまな障害の一つであり、実習生・現任者にはその認識が必要であると思う。
- ・ 看護や介護の学生は就職後に即戦力となるイメージがある。社会福祉士についても今後そのようなになるとよいと感じている。
- ・ スーパービジョンの必要性を常を感じている。MSWのような組織の中での限られた人員の中での実践において迷いが生じたときに、スーパービジョンがあると有益である。
- ・ 山口県社会福祉士会研修との共同の必要性。

第2回委員会においては、まず「2018年度ソーシャルワーク実習指導者研修会(12月7日)」について以下の意見・感想が出された。

【基調講演】

- ・ 上野谷先生の基調講演は、日常業務を振り返ることができ、勇気をもたらした。自信につながった。地域共生社会というイメージが付きにくかったが、上野谷先生の講義で多職種連携の具体的な方法の説明があったなど、明確にすることができた。
- ・ 学生の参加者が多く、上野谷先生が学生対象に向けて話をしてくれたが、その意味で実習指導者が学生に対してどのように実習指導をする必要があるのかということを理解できた。

【実習指導者研修】

- ・ 実習期間をもう少し融通してもらえると、地域を基盤とした実習にもっと取り組めるという意見が多かったように思う。
- ・ 次回以降もこのような内容の研修を継続してほしい。参加者間で情報交換することができる。
- ・ 地域を基盤とした実習が今後は世の中の流れがあるということは理解できるが、実習先によっては「うちではできません」と実習の受け入れが少なくなってしまうのではないかと懸念もある。
- ・ 社協などは地域プログラムが多い分、実習生に対する振り返りがないと、情報過多になってしまい実習生が消化不良となっているという声もある。プログラムの意図を指導者側が実習生へ伝えることが今後は重要である。

また、前回の委員会からの継続的な議題として「地域における包括的な相談支援体制に求められる社会福祉士の育成に向けて」について意見交換を行い、以下の意見・感想が出された。

- ・ 山口県の社会福祉士会の取り組みとして、これまで各領域でスペシフィックに取り組んでいたものを、前向きに解散して、包括的に取り組める組織に再編しようかと、現在、検討している。
- ・ 山口県は各部署での取り組みとなっている。また、行政が大学の取り組みに協力するという体制が現在では取りにくいのではないかと。

第3回委員会では、今後の地域における包括的な相談支援体制に求められる社会福祉士の育成に向けて以下の意見・感想が出された。

- ・ 本委員会を継続していくことを通じて事業を継承し、プラットフォーム作りの基盤とした。その中で制度改正の動き等を伝え、共有したい。
- ・ 今後の課題の一つとして、県行政との連携の関係づくり。社会福祉士の養成の意義を養成校として伝えていく必要がある。
- ・ 包括協定を生かした連携の仕組みづくりの継続・強化。
- ・ ソーシャルワークデーをいかした、各種団体と養成校との関係づくり。
- ・ 学びなおしのプラットフォームにおける、ソーシャルワーカー養成・キャリアの段階的学びなおしの標準化（看護師におけるラダー等）の提示が必要ではないか。
→山口県社会福祉士会の段階的研修、認定社会福祉士の段階的研修などが参考になるのではないかと。

6) 2018 年度 事業実施内容

2018 年度の事業実施内容は以下の通りである。各事業の実施内容についてまとめる。

1. 社会福祉士育成プラットフォーム作りと研修の実施

① 山口県コミュニティソーシャルワーク実践研修

場所：山口県社会福祉協議会、萩市セミナーハウス

対象：市町社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員、行政職員、福祉施設職
その他地域福祉を推進する者

- ・講義（7 月 27 日）
- ・演習（7 月 27 日・28 日・10 月 26 日・12 月）
- ・実習（9 月 13 日・14 日）

山口県コミュニティソーシャルワーク実践研修は、2013 年に山口県立大学社会福祉学部主催で始めて開催されてから、3 年間継続して行われた。その後、2015 年 10 月から 2017 年 3 月まで山口県社会福祉協議会を事務局として「コミュニティソーシャルワーカー養成・支援検討委員会」を設置し、養成校の教員、山口県社会福祉協議会そして市町の社会福祉協議会の職員が委員に就任しコミュニティソーシャルワークの整理及び実践研修のあり方について検討・検証を行った。

その後、2018 年度からは山口県社会福祉協議会主催でコミュニティソーシャルワーク実践研修を始めた。山口県コミュニティソーシャルワーク実践研修の特徴は、2012 年度より山口県社会福祉協議会で行ってきたフィールドワーク研修会を組み込み、山口県内の地区を選定し、聞き取り調査による個別課題の把握から地域課題の発見、そして社会資源の把握の手法を実践的に学ぶことである。

2018 年度の研修は、3 期に分けて行った。第 1 期は 7 月 27 日と 28 日の 2 日間にて実施した。コミュニティソーシャルワークの基本の理解を深めることを目的として、講義及びワークショップを行った。第 2 期は 9 月 13 日と 14 日及び 10 月 26 日に、萩市堀内地区にてフィールドワークを行った。第 3 期は 2 月 8 日に参加者の事例による事例検討を行った。

② 実習指導者研修会（日時：12 月 7 日(金) 10 時から 16 時）

場所：講演（北キャンパス 2 号館 B401）、研修（南キャンパス D 館）

・講演テーマ：

「包括的相談支援及び地域課題解決体制を担うソーシャルワーク人材育成体制のあり方」
（講師：上野谷加代子（同志社大学教授））

・研修テーマ：「地域を基盤とした実習プログラムの実施状況と課題」

（内容：地域を基盤とした実習のモデルプログラムの提示、グループワーク）

山口県立大学にて毎年行っている実習指導者研修会を、今年度は推進事業の一環とし日本ソーシャルワーク教育学校連盟との共催として 2018 年 12 月 7 日に山口県立大学にて実施した。研修会の参加人数は午前中の講演が 144 名、午後のグループワークが 32 名であった。午前のプログラムは、「包括的相談支援及び地域課題解決体制を担うソーシャルワーク人材育成体制のあり方」のタイトルで、同志社大学教授で日本ソーシャルワーク教育学校連盟副会長の上野谷加代子先生

による講演であった。午後のプログラムは、「地域を基盤とした実習プログラムの実施状況と課題」のテーマで研修を行った。研修会では、最初に救護施設つばきの藤井氏からレジデンシャルソーシャルワークモデル、また美祢市社会福祉協議会の羽根氏からフィールドソーシャルワークモデルの地域を基盤とした実習のモデルプログラムの提示があった。その後、6 グループに分かれ、ファシリテーターを中心にグループでそれぞれの実習プログラムについて説明（特に地域を基盤とした実習プログラムに実施状況）、地域を基盤とした実習プログラムを実施するうえでの課題と促進要因について話をしてもらい、話し合った内容についてグループごとに報告をもらった。そして、最後に上野谷先生からコメントをもらった。

③ 山口県立大学と実習施設による包括協定

山口県立総合医療センター（全学）、山口済生会ケアセンター（学部）、山口市社会福祉協議会（学部）、萩市事業団（学部）、発達支援センターあい（学部）、防府海北園（学部）

山口県立大学では、社会福祉実習を行う学生が多いなか、実習拠点施設として実習生の受け入れのための包括協定を締結している。これは、より円滑な実習生の受託、実習指導者の支援を目的としているが、実習施設にも実習生受入れの負担だけでなく、受入れに伴う実習担当教員からのソーシャルワーカーへのスーパービジョンや実習担当教員との共同研究などから利益を還元することも目的としている。現時点で他学部も含めた全学では山口県立総合医療センターと包括協定を締結し、学部と法人では、山口済生会ケアセンター、山口市社会福祉協議会、萩市事業団、発達支援センターあい、防府海北園と包括協定を締結している。

④ 山口県ソーシャルワーク人材育成研修

日時：2月12日

場所：山口県立大学南キャンパスD館（Y-ACT）

対象：社会福祉士・精神保健福祉士などのソーシャルワーカー

講義・演習：「コミュニティ（地域）のアセスメントの視点と方法」

講師：中島修（文京学院大学）、高田麗（茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆず）

山口県ソーシャルワーク人材育成研修を、社会福祉士及び精神保健福祉士などのソーシャルワーカーを対象として2019年2月12日に日本ソーシャルワーク教育学校連盟との共催で行った。今回の研修では、日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の「コミュニティに強いソーシャルワークを養成する研修」（コソ研）において、「コミュニティ（地域）のアセスメントの視点と方法」を講師として担当している文京学院大学の中島修先生を講師に招き、ソーシャルワークにおける地域アセスメントの基本及び技法等についての講義・演習を通じ学びを深めた。研修会の参加人数は、39名であった。午前中は、中島先生が、「コミュニティ（地域）アセスメントの視点と方法」について講義を行った。講義のなかには、リフレーミングの演習と事例検討についてのグループワークも行った。午後のプログラムは、もう一人の講師である茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆずの高田麗氏の事例をもとに、まず高田氏が事例を時系列に沿って紹介し、その後中島先生と対談を行いながら事例のプロセスを明らかにした。参加者はプロセスレコードシートに記入しながら、そのプロセスについての学習を行った。対談の途中で、グループワークを何回か入れて、事例についてグループで考える時間もあった。次に、中島先生から、コミュニティに強いソ

ーシャルワークが求められる政策動向についての講義があった。そして、最後に参加者のアクションプランの作成とおこなった。アクションプランでは、研修後に何を実践するのか、①個人として、②組織として考え、ワークシートに記入しグループで話し合い、最後に全体で共有した。

2. 地域を基盤としたモデル実習（実習指導者研修会で事例提供）

①レジデンシャルソーシャルワークモデル

- ・ 救護施設つばき（包括協定による実習、生活困窮者・触法障害者の地域支援実践）

②フィールドソーシャルワークモデル

- ・ 美祢市社会福祉協議会（地域宿泊型実習）

実習プログラムについては、施設・機関ごとにフォーマットが違い、学生にとって毎日のプログラムの内容やねらい等がわかりにくい施設もあることが一つの課題であったため、今回実習指導者研修会のなかで大学が設定したフォーマット（資料編・地域委員会：山口委員会を参照）に沿って2つの実習施設・機関の指導者に今年度の実習内容から落とし込んでもらい事例として提供してもらった。モデル実習施設・機関のプログラムに関しては、入所施設でレジデンシャルソーシャルワークを行うなかで、地域を基盤とした実習に積極的に取り組んでいる救護施設つばきの実習指導者と、フィールドソーシャルワークを展開する社会福祉協議会のなかで、民泊を中心に宿泊で実習を行う美祢市社会福祉協議会の実習指導者から事例として提供してもらった。

3. 養成校におけるフィールドワーク実践（学部2年生対象）

ソーシャルワーク演習Ⅰ（相談援助演習Ⅰ）

- ・ プログラム企画演習（8グループ：防災啓発、被害者支援、当事者の余暇支援、地域住民との交流、地域子育て支援、障害者の余暇支援、高齢者の生きがい支援、共同募金）

プログラム企画演習は、「相談援助演習」の一環として、学部創設時の1995年から始まり、社会福祉学部2年生全員がテーマごとにグループに分かれ、地域の団体と協働でプログラムを企画し、地域福祉実践を学ぶ山口県立大学社会福祉学部の特徴的なプログラムである。2018年度は8グループが活動した。主な交流団体としては、県・市レベルの団体では山口県共同募金会や山口市社会福祉協議会など、大学が立地する小学校区にある地元の団体では宮野地区民生児童委員協議会、宮野地区社会福祉協議会、宮野地区地域づくり協議会や桜島下明会（桜島地区の老人クラブ）など、また社会福祉関係団体では、社会福祉法人ふしの学園やグリーフサポートやまぐちなどがある。

演習の一環であるので、授業は前期15回行われるが、交流する団体の活動内容によって実際の活動日が夏休みや後期に入る場合は、授業期間終了後にグループ活動としては継続して活動を行うことも多い。

4. 山口県ソーシャルワーク人材育成検討委員会

ソーシャルワーク人材育成に関して、社会福祉士実習生及び社会福祉士現任者を継続して育成していく仕組み、現任者研修会、実習方法等について検討する推進事業のモデル地域の山口県委

員会を設置し、検討を行った。委員会は、職能団体、養成団体、事業者団体、社会福祉協議会の4者から委員を選出し、社会福祉士養成のプラットフォームを設置した。委員会では、地域における包括的な相談支援体制に求められる社会福祉士を養成するための仕組みや研修等について主に検討を行い、山口モデルの構築と今後のあり方について意見交換を行った。委員会は、合計3回開催した。

① 構成団体及びメンバー

- ・県社会福祉協議会（大河原修・地域福祉副部長、大倉隆雄・研修センター所長）
- ・社会福祉法人経営者協議会（辻中浩司・松美会アイユウの苑・研修委員）
- ・県社会福祉士会（尾中未来・にほ苑副施設長・社会福祉士会実習指導会委員長）
- ・県医療社会福祉協会（福田洋人・山口県立総合医療センター地域医療連携室・医療相談室）
- ・県精神保健福祉士会（佐内節子・仁保病院・山口県精神保健福祉士協会会長）
- ・県社会福祉士養成校協会（草平武志・山口県立大学社会福祉学実習会議委員長）
- ・主催校（内田充範・山口県立大学社会福祉学部学部長）
（藪本知二・山口県立大学社会福祉学科学科長）
- ・事務局（上白木悦子・山口県立大学社会福祉学部教授）
（長谷川真司・山口県立大学社会福祉学部准教授）

② 日程

- ・第1回山口県ソーシャルワーク人材育成検討委員会会議
2018年10月3日（水）10:00 から 12:00（山口県立大学南キャンパスD館会議室）
- ・第2回山口県ソーシャルワーク人材育成検討委員会会議
2018年12月12日（水）10:00 から 12:00（山口県立大学南キャンパスD館会議室）
- ・第3回山口県ソーシャルワーク人材育成検討委員会会議
2019年2月18日（月）13:30 から 15:30（山口県立大学南キャンパスD館会議室）

7) プラットフォームの構築を各地で推進していくために必要と思われること、自地域で工夫した点

① 地方における社会福祉士養成に関わる諸機関の相互の関係

ソーシャルワーク専門職養成に関わるプラットフォームづくりには、平素からの教育、研究、地域貢献活動において、社会福祉士養成校が地域社会との友好的な関係を持ち、関わる機関が相互に信頼関係を持つことが必要といえる。山口のような地方においては、社会福祉士養成に関わる諸機関の相互の関係は、大都市部と比較すれば、単純ともいえ、県単位でも顔の見える範囲の関係づくりが可能であるといえることができる。

しかし、地方においては、関係の構造が単純であればこそ、一度関係が悪化すれば、その後の関係修復は難しいという特徴もある。他の機関と利害が生じた際にそれぞれの機関が自己の都合のみに固執した場合には、WIN-WINの関係は破綻しやすいといえる。

ソーシャルワーク専門職養成における地域社会については、生活圈域、市区町村域、県域と重層的にとらえる必要がある。大都市圏では、複数の都府県にまたがる調整も必要となりうるであ

ろうが、地方では都道府県域を超えることも少なく、県内の顔の見える範囲での関係性の構築維持は容易といえる。山口県立大学の場合、2007年度の社会福祉士養成課程の変更以後、100名の学生を配属する実習施設を山口県内に留めたことで、山口県内の社会福祉法人、実習指導者や職能団体等の関係者との関係を一層深めることとなった。

② 関係づくりの方法

社会福祉法人、実習指導者や職能団体等の関係者との関係づくりは、今回のパイロット事業に始まったものではなく、1994年の開設当初から山口県立大学社会福祉学部（当初2年間は山口女子大学社会福祉学部）では、教育、研究、地域貢献活動を通じて、社会福祉士養成に関わる諸機関との関係を重視してソーシャルワーク専門職養成を行ってきた。

主な特徴は以下の3点にまとめられる。

1. ソーシャルワーク演習Ⅱにおけるプログラム企画演習のように、学生の教育活動の一環として、地域課題に取り組み、地域住民とともに学習してきた。
2. 山口県内の社会福祉施設等ソーシャルワーク実施現場と実習・就職・現任研修など多面的に関係を構築した。加えて、卒業の社会福祉分野への就職率も高く、本学の実習指導者の3割程度を卒業生が占めており、ソーシャルワーク実施現場と大学との関係が強くなっている。
3. 公立大学の性格上、教員には地域貢献活動への協力が要請され、個々の教員がこれまで、県並びに市町村行政、県社会福祉協議会、県社会福祉法人経営協議会等の各種委員を務め、あるいは職能団体の研修に協力し、関係性を深めていった。

今回のパイロット事業を通じて、これらの地域社会との関係づくりを統合し、プラットフォーム構築に向けて動き出したといえる。

8) 今後の体制継続に向けた計画

今回の補助事業を通じて、実習モデルの作成や、各地域で既に行われていた活動や仕組みをとらえ直した結果、山口県においては、次年度以降も表のとおり、今年度の事業を継続することとしている。

表 次年度以降のソーシャルワーク人材育成に関する事業内容

モデル事業で取組んだ 内容	今後の実施主体・財源	
	今後の予定	実施主体・財源
山口県ソーシャルワーク 人材育成検討会	「山口県ソーシャルワーク人材 育成検討会」継続実施	山口県立大学（事務局） 経費（山口県立大学）
山口県コミュニティ ソーシャルワーク実践研修	「山口県コミュニティソーシャル ワーク実践研修」継続実施	山口県社会福祉協議会主催 経費（山口県社会福祉協議会）
山口県立大学実習指導者 研修会	「山口県立大学実習指導者 研修会」継続実施	山口県立大学主催 経費（山口県立大学）
山口県ソーシャルワーク 人材育成研修会	山口県立大学社会福祉学部FD	山口県立大学主催 経費（山口県立大学）

ソーシャルワーク演習Ⅰ (プログラム企画演習)	「プログラム企画演習」継続実施	山口県立大学社会福祉士養成 課程の一環 経費(山口県立大学)
社会福祉協議会における地 域を基盤としたモデル実習	社会福祉協議会における地域を 基盤としたモデル実習 2か所	山口県立大学社会福祉士養成 課程の一環 経費(山口県立大学)

山口県立大学では、年3回の実習指導者連絡会議、社会福祉法人との連携体制構築事業(包括的協定施設との連絡会議)など養成校と現場の連携に関するいくつかの仕組みをもっており、その組織については、引き続き継承してうえで、今年度組織化した「山口県ソーシャルワーク人材育成検討委員会」を引き続き実施していくことを確認している。

「山口県ソーシャルワーク人材育成検討委員会」の費用については、委員の旅費の支弁のみであるが、大学の運営経費で賄う予定としている。また、地域を基盤としたソーシャルワークに関する研修については、既存の枠組みの中で山口県社会福祉協議会が実施している「山口県コミュニティソーシャルワーク実践研修」を引き続き実施するとともに、今年度実施した「実習指導者研修会」「ソーシャルワーク人材育成研修」等の研修会については、山口県立大学が通年予算配置している研修会、FD等に内容を反映することで、次年以降も活動を継承することとしている。

9) 結果・成果、その他

① 結果・成果

今回の補助事業を通しての成果は、以下のとおりである。

1. 山口県におけるソーシャルワーク人材育成に関して関係者が集まり議論する場でのプラットフォームが出来上がった。
2. 養成校における「フィールドワーク実践」や「地域を基盤とした実習」、「実習指導者研修会」、「山口県ソーシャルワーク人材育成研修」、「山口県コミュニティソーシャルワーク実践研修」の実施によって、山口県において地域を基盤としたソーシャルワーク専門職養成について、養成から現任研修に至る一貫した専門職養成のあり方のモデルを示すことができた。
3. 「レジデンシャルソーシャルワーク」「フィールドソーシャルワーク」それぞれにおいて、地域を基盤としたモデル的な実習プログラムを検討することができた。

今後、これらの成果をもとに次年以降の深化が期待される。

② メンバーの構成

山口県でのパイロット事業におけるプラットフォームには、団体組織は以下の表に示すとおり、養成校としては、山口県立大学、事業団体としては、山口県社会福祉法人経営協議会、職能団体としては、山口県社会福祉士会、山口県精神保健福祉士、山口県医療福祉協会、そのほか山口県社会福祉協議会が参加した。今後、山口県内の他の養成校や山口県も参加が期待される。

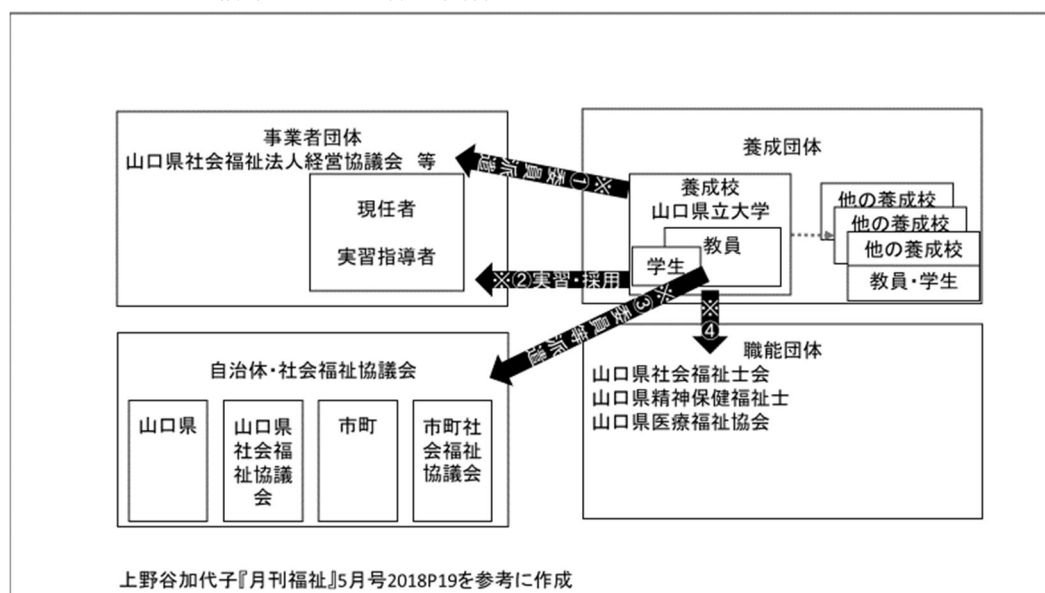
表 山口県ソーシャルワーク人材育成検討会構成メンバーの構成

	参加組織	今後の参加が期待される組織
養成校	山口県立大学	他の養成校
事業者団体	山口県社会福祉法人経営協議会	
職能団体	山口県社会福祉士会 山口県精神保健福祉士 山口県医療福祉協会	
行政・社協	山口県社会福祉協議会	山口県

③ プラットフォーム構築プロセス

山口県では、以下の図に示す通り、これまでの教育・研究並びに地域貢献活動を通じて、関係の諸団体とある程度の関係を作り上げることができている。プラットフォーム構築前に複数の関係者の間で関係性が形成されており、本パイロット事業におけるプラットフォーム構築において阻害要因はなかったといえる。

図 プラットフォーム構築前の各団体の関係



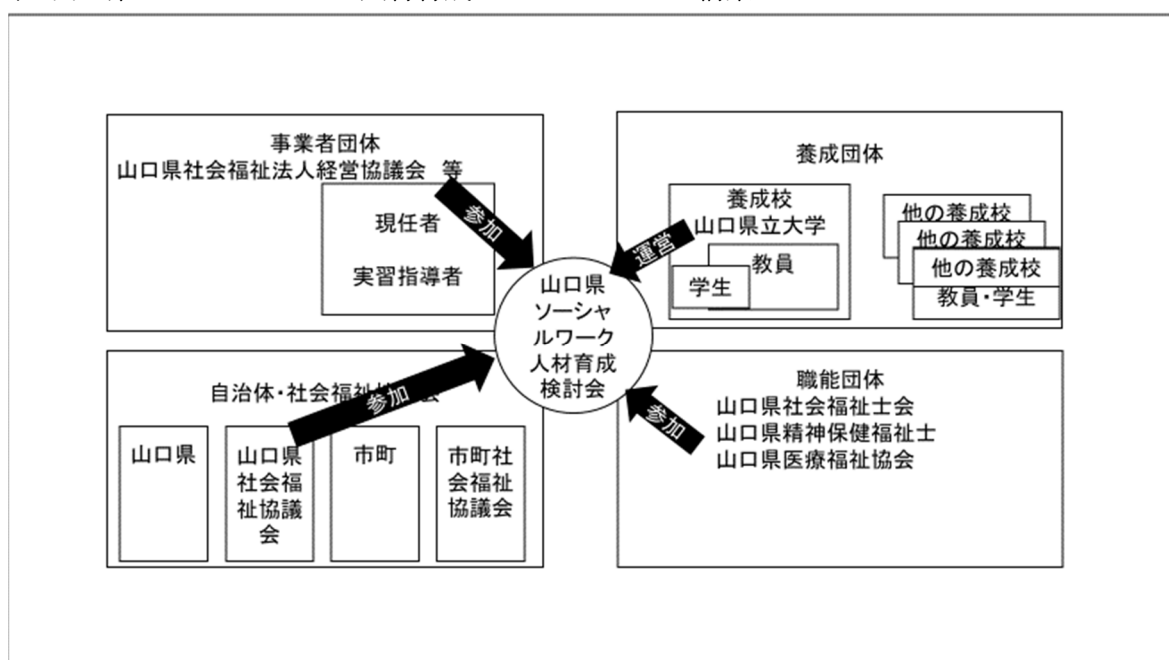
養成校（大学）と各団体との協力関係は、1994年の学部創設以来、地域の社会福祉法人、実習指導者や職能団体等の関係者と密接な関係を形成してきており、そのことがプラットフォーム構築に大きく寄与している。

表 関係団体と養成校（山口県立大学）との協力関係（プラットフォーム構築以前）

		団体・組織等	大学からの連携内容
上記※ ①	事業者 団体	社会福祉法人経営協議会	研修委員会への委員派遣 地域貢献事業検討委員会への委員派遣
上記※ ②		実習実施社会福祉法人・施設	実習依頼、就職、実習連絡会議（年3回実施）実習指導者研修会（年1回）
		包括協定法人(施設)7法人等(済生会、市社会福祉事業団、市社会福祉協議会、障害児施設、児童福祉施設、山口県病院機構)	連絡会議実施、実習実施、職員採用、共同研究、スーパーバイザー派遣 非常勤講師派遣
上記※ ③	行政・ 社協	山口県	審議会、地域福祉支援計画等策定への委員派遣
		山口県社会福祉協議会	地域福祉活動計画策定委員、各種委員会・研究会への参加、コミュニティソーシャルワーク研修会の講師派遣
		市町（山口市、防府市、下関市、美祢市など）	地域福祉計画策定等の委員派遣 福祉事務所実習の実施（2市）
		市町社会福祉協議会（山口市社協、防府市、美祢市社協、平生町社協など）	地域福祉活動計画等の委員派遣 各種委員会・研究会への教員派遣 コミュニティソーシャルワーク実習の実施（8市町社協）地域を基盤とした実習（2市町）
	職能団 体	山口県社会福祉士会 山口県精神保健福祉士協会 山口県医療福祉協会	実習報告会・実習連絡協議会への委員派遣依頼 資格取得研修会の共同実施

こうした関係をもとに、図に示すとおり、今回、プラットフォーム（山口県ソーシャルワーク人材育成検討会）を立ち上げることが可能となり、次年度以降も継続して事業を行っていくこととしている。

図 山口県ソーシャルワーク人材育成プラットフォーム構築



④ 今後の課題

プラットフォームを構築する際の今後の課題として2点あげられる。

1つは、行政機関、とりわけ県行政との関係構築ができなかったことである。山口県においては、基礎自治体である市町行政と大学との関係は、各種福祉計画作成、市福祉事務所・地域包括支援センターにおける実習実施、卒業生のソーシャル専門職としての採用などを通じて深いものとなっている。しかし、県行政とは、個々の教員は各種審議会や福祉計画策定委員就任等の縁はあるものの、今回の研究事業では関係の構築ができなかった。県行政において、「福祉人材確保」というと介護や保育の人材確保の課題が中心となり、ソーシャル人材養成については関心が薄いといえるのも一因といえる。一方で、地域の地域福祉推進組織である山口県社会福祉協議会とは、今回のプラットフォーム（山口県ソーシャルワーク人材育成検討会）への参画にみえるように、十分な連携をとることができている。

もう1つは、山口県内にあるソーシャルワーク教育学校連盟加盟校相互の連絡、連携が取れなかったことである。山口県内には5つの学校があるが、それらの状況の違いが起因していると考えられる。ソーシャルワーク専門職の養成に関する学生数、ソーシャルワーク実習の実施状況、ソーシャルワーク専門職の就職者数いずれにおいても、山口県立大学が寡占状況にある。また、一部の養成校では、入学者確保が重要な課題である学校もあり、共通の基盤で会合を行うことが難しい状況である。今後の関係構築が必要といえる。

参考文献

山口県立大学『新カリキュラムにおけるソーシャルワーク実習教育内容の効果測定』2012年
上野谷加代子「ソーシャルワークをめぐる動向と展望」『月刊福祉』2018年5月

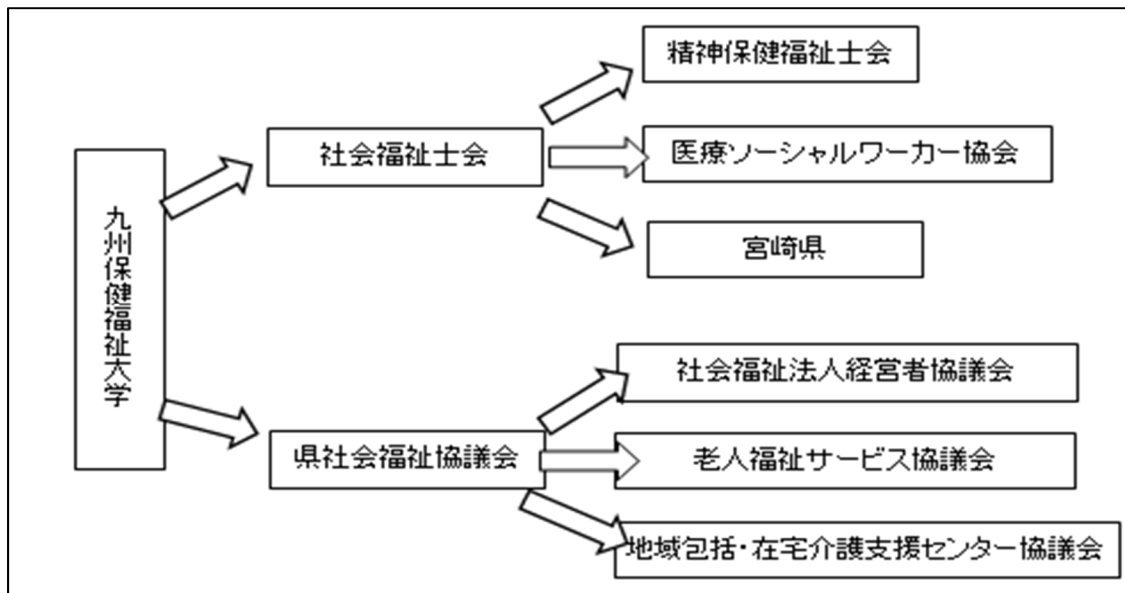
1) プラットフォーム構築の経緯

① 構成メンバーの検討

- ・ 本事業事務局より事業参画の打診を受け、実施の可能性を検討した。養成校教員でもあり、宮崎県社会福祉士会（以下、社会福祉士会）会長である立場を踏まえ、社会福祉士会理事会にて事業趣旨を説明し、同意を得た。
- ・ 社会福祉士会では、関係団体連携推進委員会並びに専門能力向上委員会を組織しており、会の活動方針とも合致する内容であることから、担当理事も委員に加わることとなる。
- ・ 関係機関のメンバーの検討に当たっては、事業趣旨に関連する団体を掌握している県社協へ相談した。そこで、社会福祉法人経営者協議会、老人福祉サービス協議会、地域包括・在宅介護支援センター協議会の団体の参画について内諾を依頼した。
- ・ ソーシャルワーク職能団体については、これまで関係性を構築してきたこともあり、医療ソーシャルワーカー協会と精神保健福祉士会の会長に相談し、快諾を得ることができた。
- ・ 県行政も加わることが望ましいことから、社会福祉士会から宮崎県福祉保健部福祉保健課に打診した。県の事業受託との関係もあり協力的意向を示し、委員メンバーとなる。

② 交渉の経緯

- ・ 2018年7月28日にすでに5つの専門職能団体との研修予定であったため、ソ教連事務局との日程調整を行い、事業趣旨説明会を開催した。
- ・ 賛同を得られたため、そのまま第1回委員会として協議を行った。



③ 最終的な参画組織・団体等 ※出席者名は第4回宮崎委員会出席者名簿による

	団体・組織名称	氏名	役職
1	行政	外園 高士	宮崎県 福祉保健部福祉保健課 主幹
2	事業者	黒木 茂夫	宮崎県社会福祉法人経営者協議会
3	〃		宮崎県老人福祉サービス協議会 会長
4	〃	竹田 竜介	宮崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会 副会長
5	〃	坂本 雅樹	宮崎県社会福祉協議会 地域福祉部長
		向田 玲子	宮崎県社会福祉協議会 施設支援課長
6	〃	太田 勝信	都城市社会福祉協議会 地域福祉課長
7	職能団体	松永 茂晃	宮崎県社会福祉士会 副会長
		渡部 昇三	宮崎県社会福祉士会 副会長
		下屋 マユミ	宮崎県社会福祉士会 専門能力向上部門理事
		池田 実希	宮崎県社会福祉士会 実践部門理事
		田淵 伸一郎	宮崎県社会福祉士会 事務局長
8	〃	大迫 健二	宮崎県精神保健福祉士協会 副会長
9	〃	黒木 教裕	宮崎県医療ソーシャルワーカー協会会長
10	養成校（九州保健福祉大学）	貫 優美子	社会福祉学部 臨床福祉学科 講師
	〃	川崎 順子	社会福祉学部 スポーツ健康福祉学科 キャリアサポート委員・社会福祉実習担当・ 通信実習主任（宮崎県社会福祉士会 会長）

2) 推進事業開始当初の地域の団体等の関係

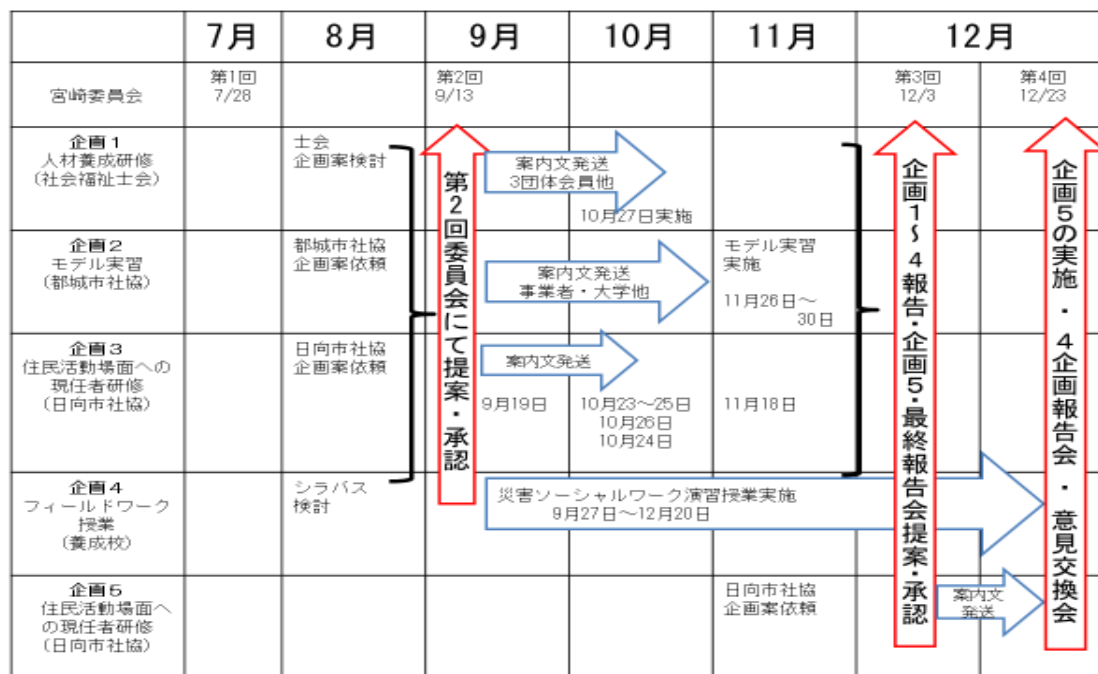
- ・ 養成校の教員は社会福祉士会の理事や委員会等で活動しており、協議が円滑にできる関係性ができている。
- ・ ソーシャルワーク専門職能3団体は、以前からソーシャルワーカーデイの企画を合同で実施してきたこともあり、関係性が良好である。
- ・ 県社協並びに各種協議会には、養成校教員が研修講師や委員等を担っている、また、実習教育においても関係性は構築されてきており、協力関係にある。
- ・ 県行政からも社会福祉士会への期待が高まってきており、双方に信頼関係のもと事業推進している。

3) 地域特性

- ・ 宮崎県内には、社会福祉士・精神保健福祉士両方の養成校は、大学1校である。
- ・ 社会福祉士並びに精神保健福祉士の養成校は、それぞれ専門学校が各1校存在する。
- ・ したがって、県内の福祉人材育成・確保の観点からは、大学への期待度は高いと考える。
- ・ また、大学には通信教育部もあり、実践現場の職員がスキルアップや学び直しできる環境もある。
- ・ 事業所団体の協議会については、いずれも県社協が事務局を担っておりアクセスしやすい。

これらのことから、職能団体、養成団体、事業者団体の関係性はすでに良好であり、今後更なるネットワークの強化が可能であると考えます。

4) 2018 年度事業実施に係るスケジュール



第1回委員会発足後、事業趣旨に合致した内容の企画可能な団体に検討を依頼し、企画案を提示していただいた。周知方法としては、社会福祉士会の会員に対しては文書にて送付し、他の事業所団体に対しては県社協に情報発信を依頼した。いずれもメーリングによる周知を行うことができた。県からの情報発信によって市町村に対しても案内便の周知ができた。

5) 地域委員会の検討経緯・内容

第1回の委員会発足後、企画案を検討・提案するにあたり、委員の理解と協力により予定通り企画を実施することができた。

第4回委員会では、宮崎委員会が取り組んだ全ての企画内容の成果を共有した。

	開催日	協議内容	参加者数	開催場所
1	2018年7月28日(土) 10時～11時30分	ソ教連より事業説明 委員会発足	14名	JAアズム 会議室
2	2018年9月13日(木) 10時～12時	事業内容(案)協議 企画1～5	14名	宮崎県福祉総合セ ンター
3	2018年12月3日(月) 17時～18時	最終企画(案)協議 企画5内容	9名	宮崎県福祉総合セ ンター
4	2018年12月23日(日) 13時20分～17時	企画報告会と振り返り	16名	日向市ホテルベル フォート日向

6) 2018 年度 事業実施内容

【企画 1】ソーシャルワーク人材養成（実習指導）研修

日時：10 月 27 日（土）12 時 30 分～17 時
場所：宮崎市中心公民館 参加者 100 名
目的：相談援助専門職の人材養成に関わる現任者の実習指導現状を共有するとともに、地域を基盤としたソーシャルワーク実習指導のプログラムを検討し、ソーシャルワーク人材養成体制の構築に資すること
内容：講演「コミュニティに強いソーシャルワークとは」
同志社大学社会学部 野村裕美 氏
実習指導実践報告 3 団体各 1・グループディスカッション
特徴：社会福祉士会が隔年で実施している実習フォローアップ研修の開催年であったことから、この事業を活用して実施した。これまで社会福祉士会単独実施であったものを、精神保健福祉士会、医療ソーシャルワーカー協会にも拡大し、3 団体合同にて開催した。

【企画 2】地域を基盤とした社会福祉士モデル実習（主催 都城市社協）

日時：11 月 26 日～30 日の 4 日間のうち 1～2 日間
場所：都城市社協フィールド 参加者：事業所職員 2 名・学生 2 名
目的：包括的相談支援及び地域課題解決体制を担うソーシャルワーク人材を育成することを目的に、社会福祉法人や地域包括支援センターに従事する職員等で、社協が行っている地域福祉事業や相談支援事業を実習するためのプログラムとしてモデル的に実施する。
内容：各種相談支援事業への参加
地域福祉事業への参加
特徴：都城市社協が実施予定であった都城市・氷見市社協人事交流職員育成事業との共同企画として実施した。

【企画 3】地域を基盤とした住民活動場面への参加による現任者研修（主催 日向市社協）

実践 1) 地域を基盤とした福祉教育実践
地域生活課題に向けた大王谷学園初等部 6 年生児童グループによる小地域活動実践
10 月 23 日（火）～現任者（社会福祉士）1 名
10 月 24 日（水）～大学生 3 年生 3 名
10 月 25 日（木）～現任者（社会福祉士）1 名
実践 2) 地域福祉推進のための人材育成・ネットワーク構築実践
第 2 回地域福祉サポーター養成講座～現任者 2 名・大学生 2 名
実践 3) 地域生活支援の基盤・拠点整備実践
子どもの貧困対策・支援としての「子どもの居場所づくり」
10 月 3 日・31 日・11 月 12 日・11 月 17 日・11 月 18 日
ふくし食堂メンバー会議・ふくし食堂実践
大学 3 年生 4 名
特徴：地域を基盤とした社協活動実践の場面に、現任者・大学生が参加することにより、展開プロセスを体験することができた。

【企画4】地域を基盤とした災害ソーシャルワークの学び

(資料編・地域委員会：宮崎委員会①・②を参照)

対象者：九州保健福祉大学3年生 52名

日時：9月27日～12月20日（相談援助演習の授業として位置づけ）

目的：地域福祉の視点から豪雨災害支援について学ぶ

内容：・市役所、防災推進員による講義・演習

社会福祉協議会による災害支援活動の講義

・社会福祉協議会指導による災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

・学生を8グループに編成し、延岡市内8か所の避難場所調査並びに住民聞き取り調査の実施

・調査結果を分析、課題抽出を行い、報告会を実施

特徴：延岡市役所危機管理室、延岡市社会福祉協議会の協力を得られたとともに、避難場所の実態調査受け入れに際して自治公民館や公共施設の全面協力を得られたこと

・報告会には、市・社協職員をはじめ市議会議員、避難場所調査地の公民館長や住民の参加を得て、講評いただいたこと

・学生自ら避難場所調査のプランを作成し、実行・評価まで実践できたこと

【企画5】地域を基盤とした住民活動場面への参加による現任者研修（主催 日向市社協）

日時：12月23日（日）

場所：日向市（ホテルベルフォート日向） 参加者 86名

目的：日向市の実践から、地域福祉の担い手と専門職の協働実践の理論、方法、手段、展開について学びを深め、これからの地域における新たな支え合いのカタチを想像し、創造するための実践基盤を高めること

内容：講演 「支え合いのネクストステージ」

同志社大学 上野谷 加代子

実践事例発表 ～ふくし食堂の実践から～ 日向市社協

特徴：参加者は、地域住民、地域福祉活動実践者、専門職、大学生であり、公私協働関係の構築に有効な機会となった

7) プラットフォームの構築を各地で推進させるために必要と思われること、自地域で工夫した点

- ・ 10月27日開催のソーシャルワーク人材養成（実習指導）研修においては、福祉現場の職員から「社会福祉士養成校の一部に実習生の受入れを丸投げするところがあるので困る。」といった意見や、実習に参加した学生からは「実習期間中に利用者への直接援助業務に付いて回ることが多く、多機関との連携について『何が連携なのか』を学べると良かった。」などの意見があった。
- ・ これらの意見は、養成団体、事業者団体、職能団体が連携し、福祉現場の職員や学生の意見を聞く機会を作ったことで把握できたものであり、こうした状況を今後把握・改善していくためにもプラットフォーム構築は有効な取組であると思われる。

- ・ また、本研修の講師を務めた同志社大学の野村裕美先生からは、コミュニティに強いソーシャルワーカーを育成する上でも、実習については例えば住民座談会、サロンなどの行事・イベント等を見せるのが目的でなく、地域の生活課題に実習先（社会福祉協議会や地域包括支援センター等）がどのように関わっているかを知ることが大切であるという視点や、将来この地域がどのようになっていくかというアセスメントからプランの作成、関係者とのネットワーキング、包括的支援の仕組みを見せたり、プロセスを教えたりしていくことの重要性を指摘された。また、職種が違っていてもソーシャルワークの価値として共有することが重要との指摘もあった。
- ・ こうした視点は、相談支援の包括化や地域力強化をめざした地域共生社会の方向性に合致するものであり、今後、事業者団体や職能団体が行う各種の現任者向けの研修プログラムに、アウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する内容を取り入れ、実際に活用できるようにしていく必要がある。なお、本県ではこれらの内容を取り入れた研修として、宮崎県社協が実施する「地域福祉コーディネーター養成研修」や県内の社会福祉法人と連携した制度の狭間にある生活困窮者支援を行う「みやざき安心セーフティネット事業相談員研修会」等がある。
- ・ 養成団体、事業者団体、職能団体がこのような目標や視点を共有し実習や研修等に反映させることで、学生から現任者に至るまで一貫したソーシャルワーカー育成にもつながることから、プラットフォーム体制構築はソーシャルワーカー育成の試金石になる可能性がある。
- ・ また、養成団体によっては、社会福祉士の実習プログラムについて、地域包括支援センターや社会福祉協議会などそれぞれの実習先での実習のねらい、実習内容、指導上配慮する点や必要な価値・知識・技術等を明確化し、ホームページで公開しているところがある。
- ・ 一方、社会福祉士や社会福祉施設等が果たしている役割や成果等の「見える化」を図り、社会福祉士や所属組織におけるサポート体制の環境を職能団体や事業者団体がつくっていくことも重要である。
- ・ このような取組を養成団体、事業者団体、職能団体が役割を分担して相互に連携しながら人材養成を行う実践環境をつくることで、良質なソーシャルワーカーの育成が循環していくものと期待される。

【今後、取り組みが必要と思われる点】

- ① 実習指導に携わる現任者並びに養成校教員に対する養成研修プログラムの再検討
コミュニティに強いソーシャルワーカー養成のためには、既存のプログラムに追加していく、あるいは再編成していく必要があるのではないか（基本編と実践編など）
- ② プラットフォームによる継続的な実習指導・教育のあり方に関する協議・研修会の実施
実習プログラム編成に際して、多機関の協力により実践場면을共有できる体制の確立
関係機関の協定により実習受け入れができる環境の構築
- ③ コミュニティに強い人材育成実習プログラムの好事例の集約と普及
- ④ 既定の実習時間に限らず、いつでも学生や現任者が実践現場にて学ぶことのできる場の提供や多様な研修・実践場面への参加を周知できる情報伝達ルートの整備
- ⑤ 職能団体（3団体の壁を越えた）による現任者研修の充実

各団体の意見交換の機会を増やし、共同企画を事業計画等に反映させていく

8) 今後の体制継続に向けた計画

- ・ 今後の体制継続に向けて、まず事務局については養成団体に置くのが適当と思われる。
その理由として、今回のパイロット事業の事務局が養成団体に設置された経緯からみても明らかであり、また、「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（中教審第 211 号）」(※)からみても養成団体がその中心的な役割を担うことが期待される。

(※) 2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（中教審第 211 号）（抜粋）

- ・ 高等教育機関がその多様なミッションに基づき、学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、その成果を学修者が実感できる教育を行っていること。このための多様で柔軟な教育研究体制が各高等教育機関に準備され、このような教育が行われていることを確認できる質の保証の在り方へ転換されていくこと。
- ・ 地域の高等教育の規模を考える上でも、地域における高等教育のグランドデザインが議論される場が常時あり、各地域における高等教育が、地域のニーズに応えるという観点からも充実し、それぞれの高等教育機関の強みや特色を活かした連携や統合が行われていくこと。

- ・ 財源の確保については、①国または地方自治体からの補助、②養成団体、事業者団体、職能団体による資金の拠出、③①と②の組み合わせ、が考えられるが、現時点で体制継続に向けた計画は未定である。
- ・ プラットフォーム構築の構築に向けて、養成団体においても議論を深めていくことが必要である。

9) 結果・成果、その他

① 結果・成果

- ・ モデル実習は、都城市社協において取り組んだ。
- ・ 社会福祉法人や地域包括支援センターの職員（現任者）を対象として、地域を基盤としたソーシャルワーク実習を企画、実施した。実習内容は、社会福祉協議会における生活困窮者自立支援事業を通して、個別支援と地域支援の一体的支援のあり方、社会福祉法人の地域貢献のあり方、多機関連携のあり方、地域アセスメントのあり方等について考える機会となった。
- ・ 実習を通して、自組織（社会福祉法人）が地域から必要とされていることを認識することができ、法人内の自らの立ち位置をふりかえる機会となるとともに、日常の支援場面での連携につながることもあった。
- ・ 今後は、地域を基盤としたソーシャルワーク実習のプログラムを確立するとともに、実習を通して日常的に連携してともに支援にあたる関係の構築へとつながることが効果的であると認識された。
- ・ 実習指導者フォローアップ研修では、これまで社会福祉士会のみで開催していたものを精神保健福祉士会、医療ソーシャルワーカー協会の 3 団体協力により実施した。今後も、三団体

合同企画として実施することの可能性を導き出すことができた。

- ・ 日向市社協の住民参加実践場面を企画に入れた成果として、地域においては多様な社会福祉実践場面があるが、周知がその地域や対象者に限定されているため、広報を養成団体や職能団体等に拡大することにより、日常的な学びの機会は多く得られることが確認できた。したがって、日々実践されている場面を活用した学びの場は限りなく潜在していると考ええる。それを有効的にしていくためにも、学び合いのプラットフォーム構築は必然である。

② メンバーの構成

- ・ 事業者団体のメンバーとして、今回は高齢者領域、社会福祉協議会を中心としたため、児童、障害等他の領域の参画にまで至っていない。今後、他領域の参画を得ていく必要性がある。
- ・ ただし、それぞれのエリアにおいて社会福祉協議会が多機関のネットワークを構築しているところもあり、その機能を有効に活用することも可能であると考ええる。

③ プラットフォーム構築プロセス

- ・ プラットフォーム構築に向けた展開については、前述したとおりである。養成団体が先導してきたとはいえ、事業所団体、職能団体の参画にあたっては、事業所団体、職能団体のハブ的役割を担う機関・組織を位置づけることが必要である。
- ・ 今回は、事業所団体の連絡・調整役として団体事務局と関係性のある県社協に、また、職能団体の調整役には、社会福祉士会に担っていただいた。
- ・ つまり、養成団体が個々に調整を行うとなれば、相当の労力と負担を強いられることも考えられる。
- ・ よって、各団体との関係性や地域性も鑑みながら、関係機関・団体の役割と機能を明確にしていくことが必要となる。
- ・ 事業者団体、職能団体ともにこれまでの関係性があったため、三者による場の設定には、苦労することなく設定することができた。
- ・ 短期間での取り組みではあったが、プラットフォーム構築への可能性については、共通認識することができたと考ええる。

第3章 学び合いプラットフォーム構築 における促進要因・阻害要因調査

1. 調査の概要

1. 調査の目的

「学び合いプラットフォーム」の構築を可能にする促進要因と、構築を困難にする阻害要因を探る目的で、社会福祉法人（以下法人）、社会福祉士の職能団体（以下職能団体）、社会福祉士の養成校（以下養成校）の3つを対象にして、2019年2月～3月の期間に調査を行った。

2. 調査の対象および方法

① 法人調査

全国社会福祉法人経営者協議会に加盟しているすべての社会福祉法人を対象に、郵送配布・回収で質問紙調査を行った。質問紙への回答者は、「法人としての意向をご記載していただける方」にお願いした。

② 職能団体調査

全国の都道府県および政令指定都市における社会福祉士会を対象に、郵送配布・回収で質問紙調査を行った。質問紙への回答者は、「貴団体を代表される方、あるいは貴団体の事務局長として責任を有する方」にお願いした。

③ 養成校調査

調査は、日本ソーシャルワーク教育学校連盟に加入している社会福祉士養成校すべてを対象に行った。調査方法は、電子メールで各養成校に依頼し、ウェブ上で回答できるシステムを構築して行った。依頼時には、調査票のファイルを添付し、FAX等で回答できる選択肢も示した。質問紙への回答者は、「養成課程(通学課程)において社会福祉士受験資格取得のための実習を担当されている教員を代表される方」にお願いした。

3. 調査の内容

学び合いプラットフォームの促進・阻害要因を探るために、すべての調査に、下記の項目を設定した。

- 学び合いプラットフォームへの参加についての意向
- 学び合いプラットフォームへの参加を通じた効果にどの程度魅力を感じるか
- 学び合いプラットフォームに参加するために必要になってくると考えられる要因について
- 学び合いプラットフォームが担う学び直し機能についてどのような内容の学びを期待するか

また、調査対象の各団体の概要および回答者の属性の他に、それぞれの調査で下記の項目を設定した。

① 法人調査

- 法人の社会福祉充実残額（財産）の有無
- 法人の社会福祉充実計画の作成状況
- 法人での公益的取組を行うための予算の状況
- 回答者が勤務する拠点における町内会・自治会への加入状況

- 法人における公益的取組の実施状況
- 社会福祉士養成校の教員との協力について
- 社会福祉士養成校の学生の協力について
- 社会福祉士養成校（教員・学生）と協力することへの期待

② 職能団体調査

- 団体の理事会のメンバーの内訳（人数）
- 団体と養成校との「現在」のかかわりについて
- 団体と養成校との「今後」のかかわりについて
- 団体と社会福祉法人との「現在」のかかわりについて
- 団体と社会福祉法人との「今後」のかかわりについて
- 団体と都道府県行政との「現在」のかかわりについて
- 団体と都道府県行政との「今後」のかかわりについて
- 団体と市町村行政との「現在」のかかわりについて
- 団体と市町村行政との「今後」のかかわりについて

③ 養成校調査

- 2018(平成 30)年度に社会福祉士の相談援助実習の配属を行った学生数
- 実習の全期間あるいは一部期間（60 時間以上）を「市町村社協」または「地域包括支援センター」に配属した学生数
- 養成課程において、社会福祉受験資格取得の指定科目である「相談援助演習」または「相談援助実習指導」を担当している常勤（任期付専任教員を含む）の教員数
- その中で社会福祉士の資格を取得している教員数・社会福祉士の実習を履修する学生のための実習指導室
- センター等の設置の有無
- 養成課程において社会福祉士の国家試験受験資格を取得して卒業した学生の中で、福祉関連分野（保健医療分野、シルバー産業系分野などを含む）に就職した学生の割合（過去 3 年間の平均）
- 市町村社会福祉協議会あるいは地域包括支援センターにおける社会福祉士の実習について
- 養成課程と社会福祉法人との現在のかかわりについて
- 養成課程と社会福祉士の職能団体（社会福祉士会）との現在のかかわりについて
- 養成課程と都道府県行政との現在のかかわりについて
- 養成課程と市町村行政との現在のかかわりについて

4. 回収状況

① 法人調査

8,000 票配布し、1,036 票（13.0%）回収した。

② 職能団体調査

47 票配布し、23 票（48.9%）回収した。

③ 養成校調査

270 課程に依頼し、84 課程（31.1%）より回答を得た。

2. 調査結果

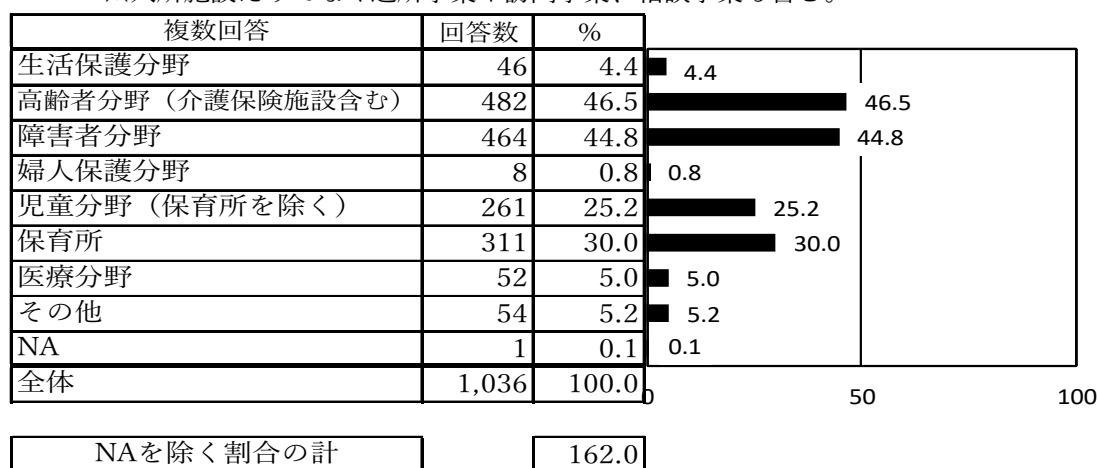
(1) 法人調査

1) 法人の概要

今回回答を得た社会福祉法人は、半数近くが高齢者分野あるいは障害者分野の事業を経営していた。また、3分の1近くが保育所を、4分の1が保育所を除く児童分野の事業を経営していた。雇用している職員数は、約6割が100人以下で、200人以上は15%程度であった。法人の開設年は、1970年以前が約2割の一方で、2000年以降も同じく2割であった。社会福祉士の実習生を受け入れたことのある法人は4割にすぎなかったが、ボランティア等で学生を受け入れたことのある法人は3分の2に達していた。

Q1-1 現在事業を営んでいる分野

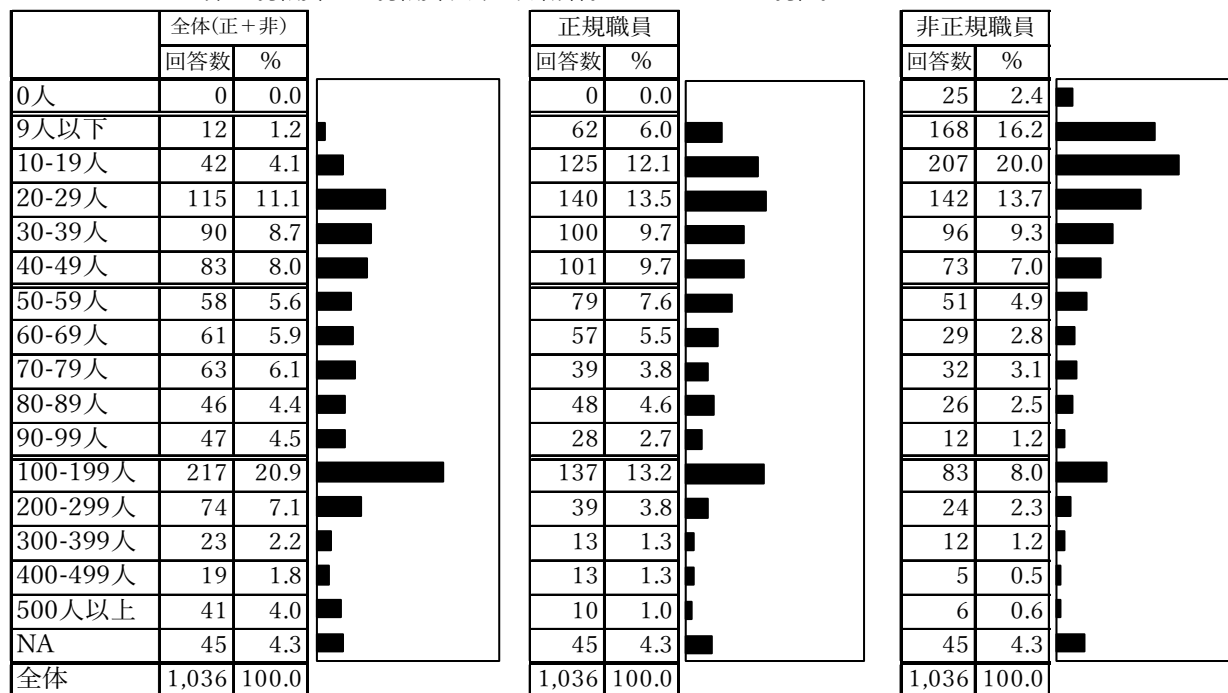
※入所施設だけでなく通所事業や訪問事業、相談事業も含む。



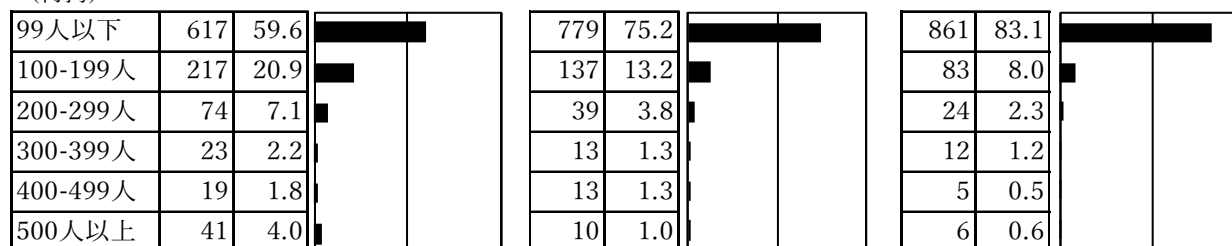
Q1-2 法人の全雇用者数

※正規職員：雇用している労働者で労働時間に関係なく雇用期間の定めのない者。

※非正規職員：正規職員以外の労働者。 ※2018.10.1 現在。

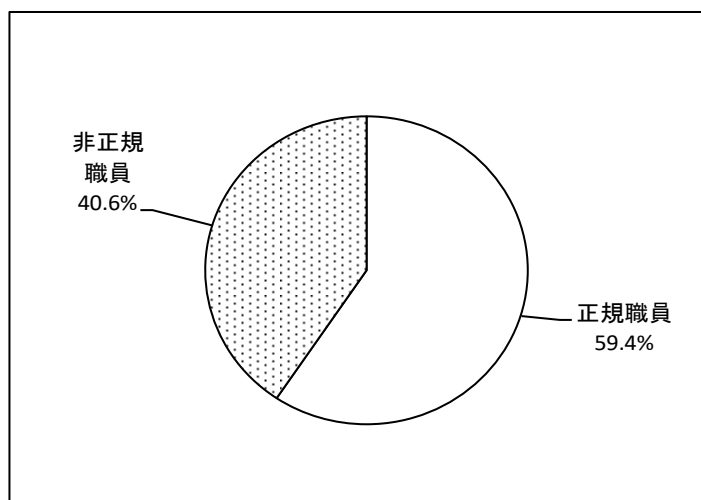


(再掲)

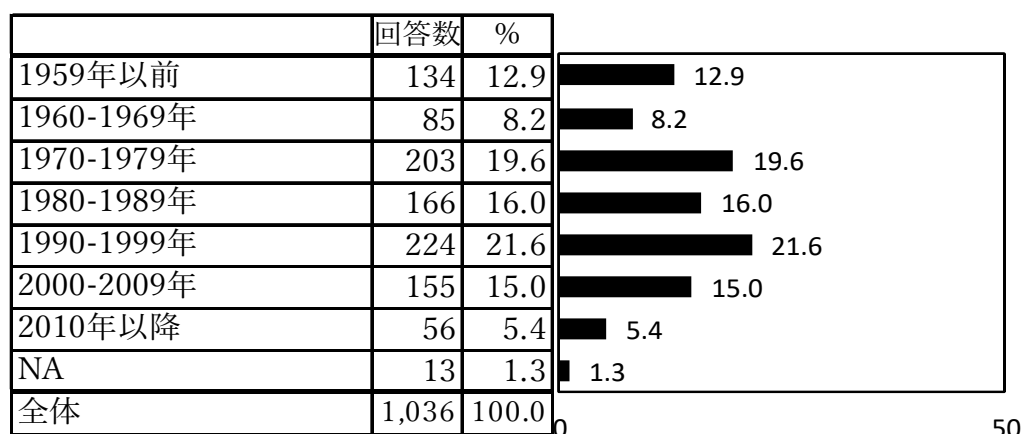


■職員数

職員総数	正規職員数	非正規職員数	
126,675	75,250	51,425	人
100	59.4	40.6	%



Q1-3 法人の開設年 ※社会福祉法人としての開設年。



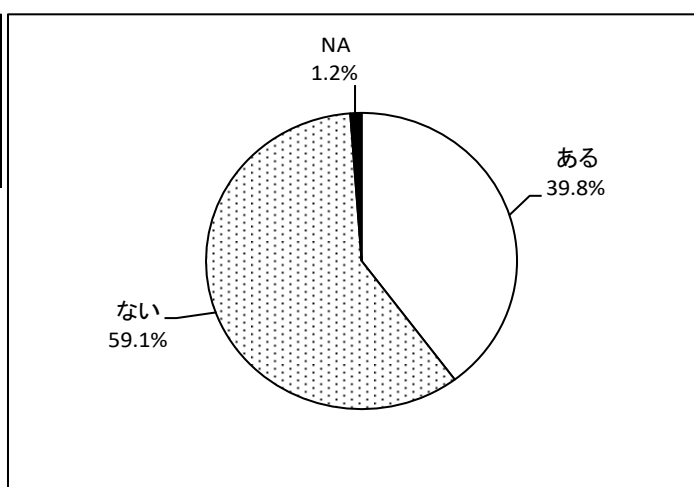
Q1-4 法人の本部（主たる事務所）が所在する都道府県

	回答数		回答数		回答数		回答数
北海道	40	東京都	24	滋賀県	10	香川県	7
青森県	33	神奈川県	43	京都府	19	愛媛県	16
岩手県	22	新潟県	16	大阪府	54	高知県	11
宮城県	13	富山県	16	兵庫県	39	福岡県	26
秋田県	12	石川県	12	奈良県	13	佐賀県	8
山形県	11	福井県	9	和歌山県	5	長崎県	28
福島県	19	山梨県	7	鳥取県	13	熊本県	35
茨城県	21	長野県	19	島根県	22	大分県	18
栃木県	16	岐阜県	14	岡山県	20	宮崎県	13
群馬県	29	静岡県	33	広島県	29	鹿児島県	26
埼玉県	22	愛知県	57	山口県	20	沖縄県	13
千葉県	35	三重県	31	徳島県	16	NA	21
						全体	1,036

Q1-5 法人全体（過去5年間＝2014-18年度）において社会福祉士の実習生を受け入れたことがあるか

※法人のいずれかの事業所で過去5年間に1名でも受け入れがあれば「ある」とした。

	回答数	%
ある	412	39.8
ない	612	59.1
NA	12	1.2
全体	1,036	100.0



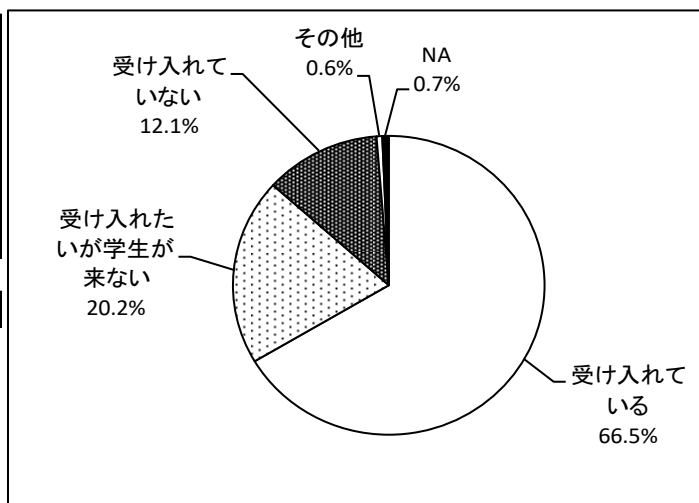
Q1-6 法人では年間を通し福祉を学ぶ学生（大学生・専門学校生）のボランティアを受け入れているか

※ボランティア：日常的な傾聴ボランティアやお祭りの運営等。

※法人のいずれかの事業所で年間1名でも受け入れがあれば「受け入れている」とした。

	回答数	%
受け入れている	689	66.5
受け入れたいが学生が来ない	209	20.2
受け入れていない	125	12.1
その他	6	0.6
NA	7	0.7
全体	1,036	100.0

受け入れたい（計）	86.7
-----------	------

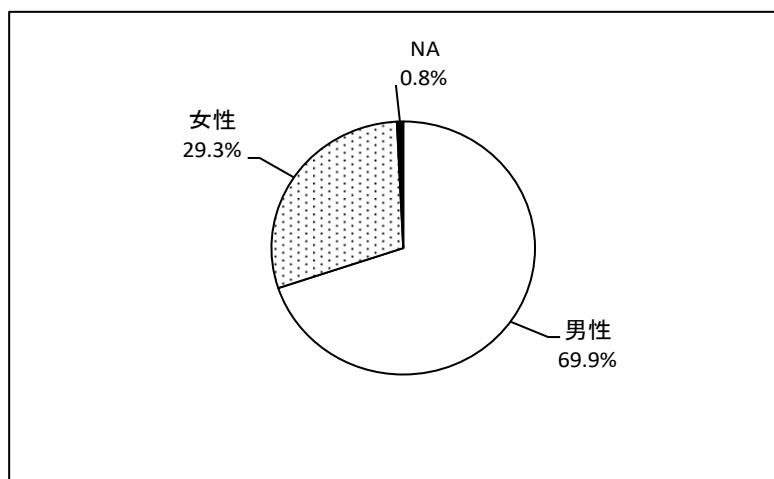


2) 回答者の基本属性

回答者の属性は、男性が7割、年齢分布が60歳代4割弱、40歳代および50歳代がそれぞれ4分の1であった。保有している資格は、社会福祉士が3割弱、介護福祉士と保育士がそれぞれ1割強であった。

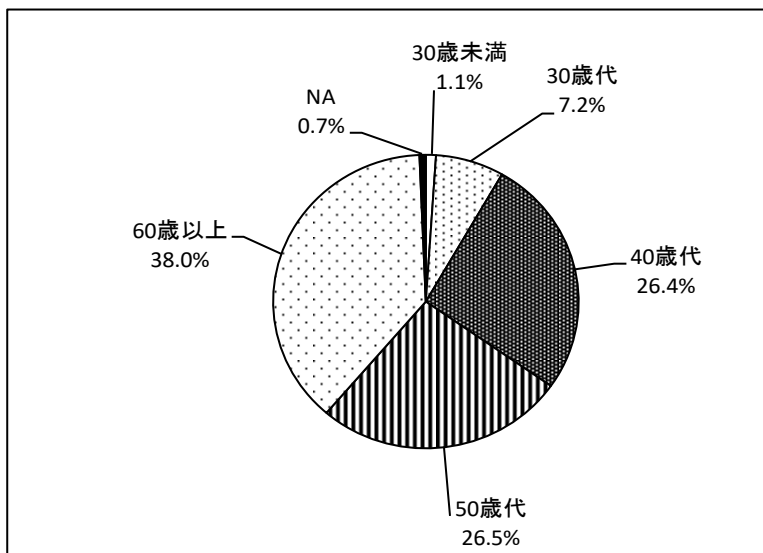
Q5-1 回答者の性別

	回答数	%
男性	724	69.9
女性	304	29.3
NA	8	0.8
全体	1,036	100.0

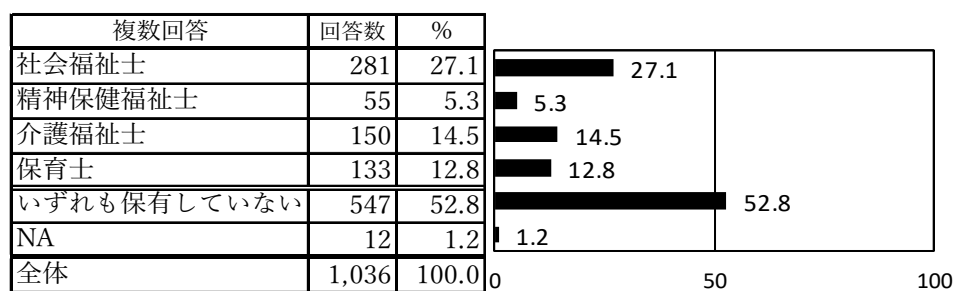


Q5-2 回答者の年齢

	回答数	%
30歳未満	11	1.1
30歳代	75	7.2
40歳代	274	26.4
50歳代	275	26.5
60歳以上	394	38.0
NA	7	0.7
全体	1,036	100.0



Q5-4 回答者の保有している資格

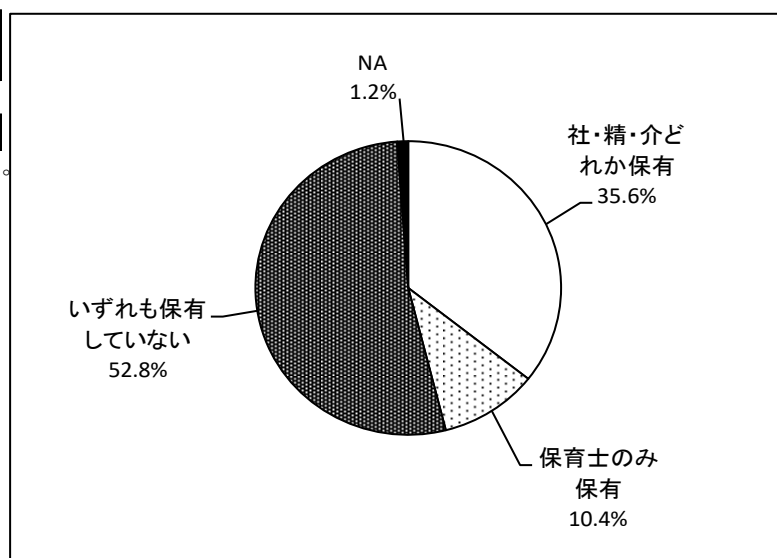


(再掲)

社・精・介どれか保有	369	35.6
保育士のみ保有	108	10.4

なんらかの有資格者	477	46.0
-----------	-----	------

※全体から「保有していない」とNAを除く。

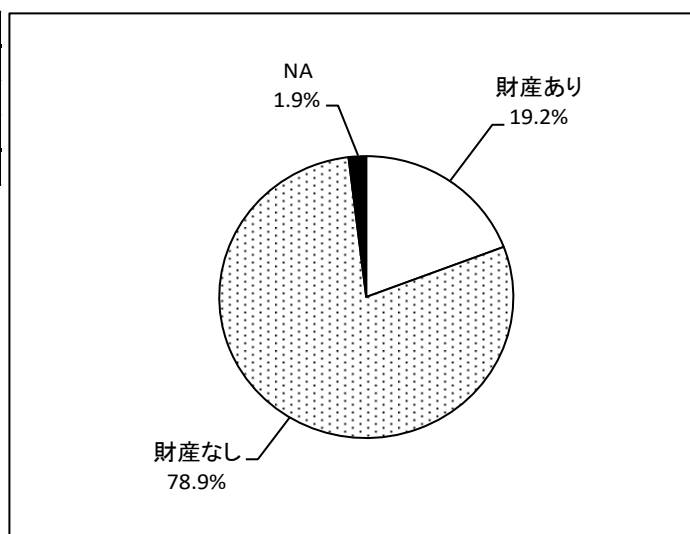


3) 法人における地域への貢献や公益的な取組（地域公益事業含む）

公益的取組を行うための予算を設定している法人は3分の1程度で、社会福祉充実計画を作成している法人も2割となっていた。そのような中、公益的取組として実施している活動で多いものは、「地域の関係者とのネットワークづくり（72.5%）」「地域住民に対する制度にとらわれない広範な相談支援（53.9%）」「地域の法人・事業所のネットワークの構築・参加（52.3%）」「法人の施設や設備等の地域への開放（50.4%）」などであった。

Q2-1 法人の社会福祉充実残額（財産）の有無

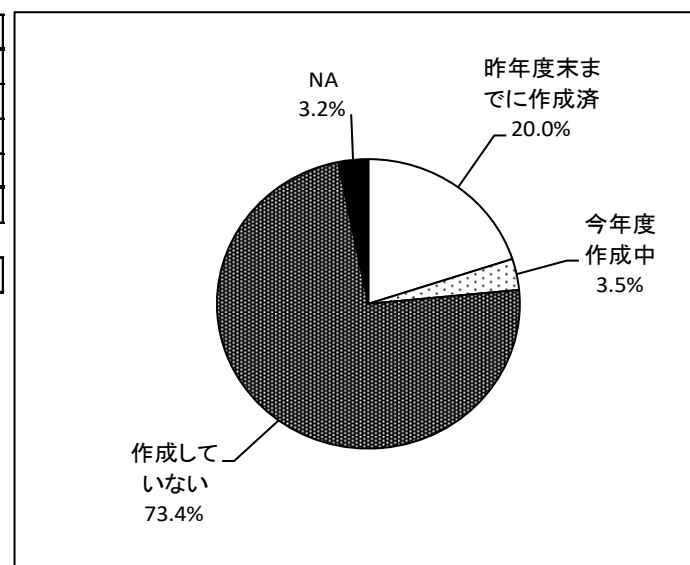
	回答数	%
財産あり	199	19.2
財産なし	817	78.9
NA	20	1.9
全体	1,036	100.0



Q2-2 法人の社会福祉充実計画の作成状況

	回答数	%
昨年度末までに作成済	207	20.0
今年度作成中	36	3.5
作成していない	760	73.4
NA	33	3.2
全体	1,036	100.0

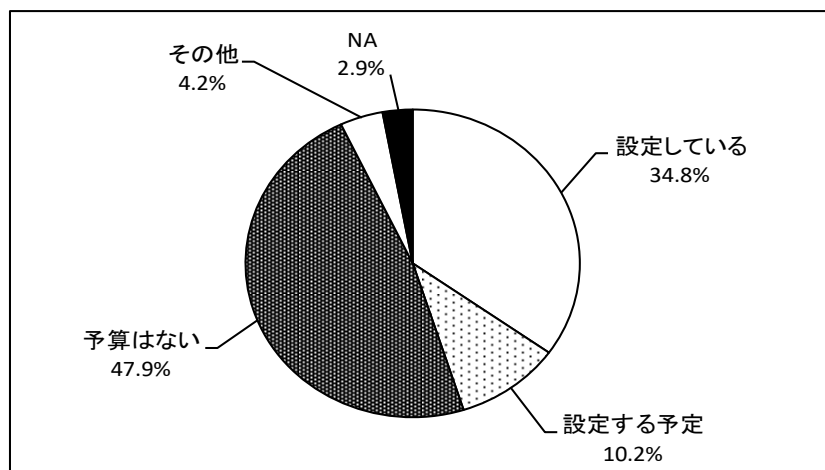
作成済＋作成中	23.5
---------	------



Q2-3 法人での公益的取り組みを行うための予算の状況

	回答数	%
法人として公益的取組を行うための予算を設定している	361	34.8
次年度以降に公益的取組を行うための予算を設定する予定	106	10.2
法人としての公益的取組のための予算はない	496	47.9
その他	43	4.2
NA	30	2.9
全体	1,036	100.0

予算を設定している＋設定予定	45.1
----------------	------

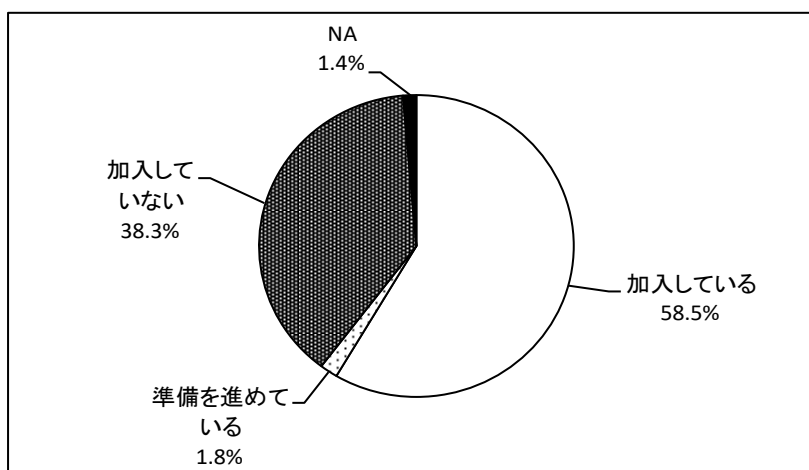


Q2-4 回答者が勤務する拠点における町内会・自治体への加入状況

	回答数	%
町内会・自治会に加入している	606	58.5
町内会・自治会への加入に向けて準備を進めている※	19	1.8
町内会・自治会には加入していない	397	38.3
NA	14	1.4
全体	1,036	100.0

※町内会等との話し合いなど。

加入している＋準備中	60.3
------------	------



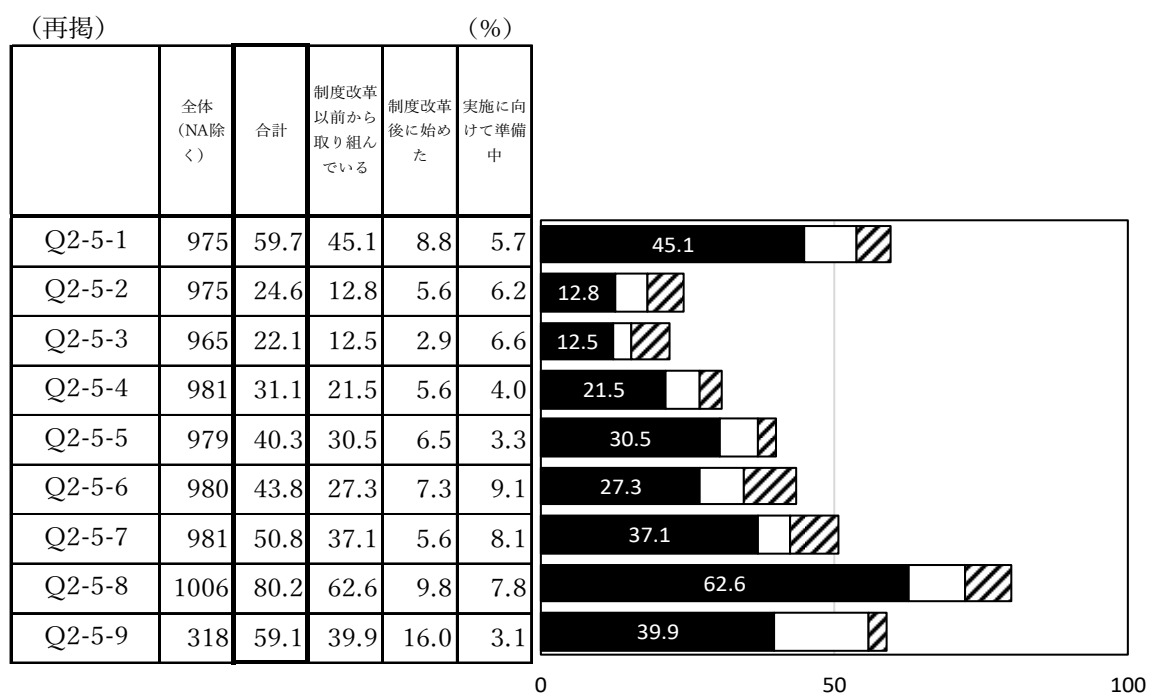
Q2-5 法人における公益的取組の実施状況 1 【取組類型別】

質問NO	質問項目	※「実施している」割合(A+B)
Q2-5-1	○地域住民に対する制度に捉われない広範な相談支援	53.9
Q2-5-2	○地域住民に対する見守りや移動（買い物・通院）等の生活支援	18.5
Q2-5-3	○地域住民に対する権利擁護支援	15.4
Q2-5-4	○地域住民に対する資金や物資の貸付・提供	27.1
Q2-5-5	○既存事業の利用料の減額・免除	37.1
Q2-5-6	○地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動	34.7
Q2-5-7	○地域住民に対する福祉教育	42.7
Q2-5-8	○地域の関係者とのネットワークづくり	72.5
Q2-5-9	○その他	56.0

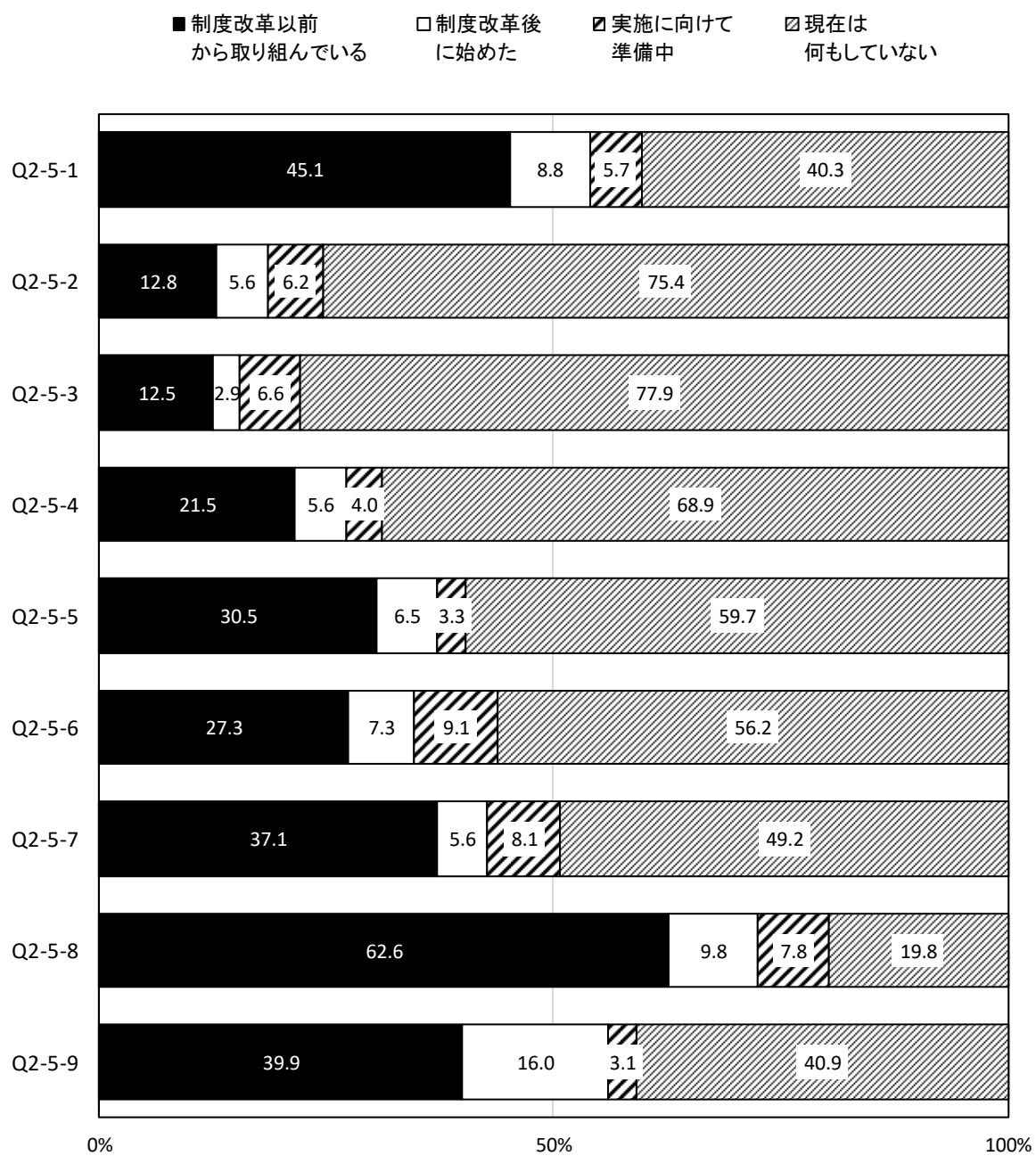
※上記累計は、社会福祉法人の平成 30 年度現況報告書における類型を参考に設定。

■法人における公益的取組の実施状況 1 【取組類型別】

	(回答数)						(%)						
	全体 (NA除く)	制度改革 以前から 取り組ん でいる	制度改革 後に始め た	実施に向 けて準備 中	現在は何 もしてい ない	NA	全体	制度改革 以前から 取り組ん でいる (A)	制度改革 後に始め た (B)	実施に向 けて準備 中	現在は何 もしてい ない		実施して いる (A+B)
Q2-5-1	975	440	86	56	393	61	100.0	45.1	8.8	5.7	40.3		53.9
Q2-5-2	975	125	55	60	735	61	100.0	12.8	5.6	6.2	75.4		18.5
Q2-5-3	965	121	28	64	752	71	100.0	12.5	2.9	6.6	77.9		15.4
Q2-5-4	981	211	55	39	676	55	100.0	21.5	5.6	4.0	68.9		27.1
Q2-5-5	979	299	64	32	584	57	100.0	30.5	6.5	3.3	59.7		37.1
Q2-5-6	980	268	72	89	551	56	100.0	27.3	7.3	9.1	56.2		34.7
Q2-5-7	981	364	55	79	483	55	100.0	37.1	5.6	8.1	49.2		42.7
Q2-5-8	1006	630	99	78	199	30	100.0	62.6	9.8	7.8	19.8		72.5
Q2-5-9	318	127	51	10	130	718	100.0	39.9	16.0	3.1	40.9		56.0



■法人における公益的取組の実施状況 1 【取組類型別】



Q2-6 法人における公益的取組の実施状況 2

質問NO	質問項目	※「実施している」割合(A)
Q2-6-1	○地域の他の社会福祉法人や事業者も参加可能な研修会の開催	37.6
Q2-6-2	○地域の祭りなどの行事における福祉相談コーナーの設置	23.1
Q2-6-3	○災害時に向けた地域住民・当事者が参加する避難訓練の開催	31.3
Q2-6-4	○地域のボランティアと支援が必要な住民の調整を行う事務局	10.1
Q2-6-5	○事業内容にとどまらない地域向けの福祉総合相談窓口の開設	22.8
Q2-6-6	○地域の小中学校などと連携した子ども向け福祉啓発活動の実施	43.0
Q2-6-7	○地域の当事者やその家族が集まれる場の開催（認知症カフェ等）	29.1
Q2-6-8	○住民対象の講演会・講座の開催（認知症サポーター養成講座等）	28.9
Q2-6-9	○地域の困窮者等を対象とした催しの開催（地域・子ども食堂等）	11.5
Q2-6-10	○家族介護者などを対象とした催しの開催（料理教室等）	14.8
Q2-6-11	○住民の福祉活動参加を促す催しの開催（認知症見守り訓練等）	12.1
Q2-6-12	○障害当事者などと住民が交流する催しの開催（スポーツ大会等）	21.1
Q2-6-13	○法人の施設や設備等の地域への開放（浴室、会議室、車両等）	50.4
Q2-6-14	○法人の車を用いた地域内での高齢者の移動支援（買い物送迎等）	9.6
Q2-6-15	○地域の法人・事業所のネットワークの構築・参加（ケア連絡会等）	52.3
Q2-6-16	○地域のセルフヘルプグループの設置促進（家族介護者の会等）	11.9

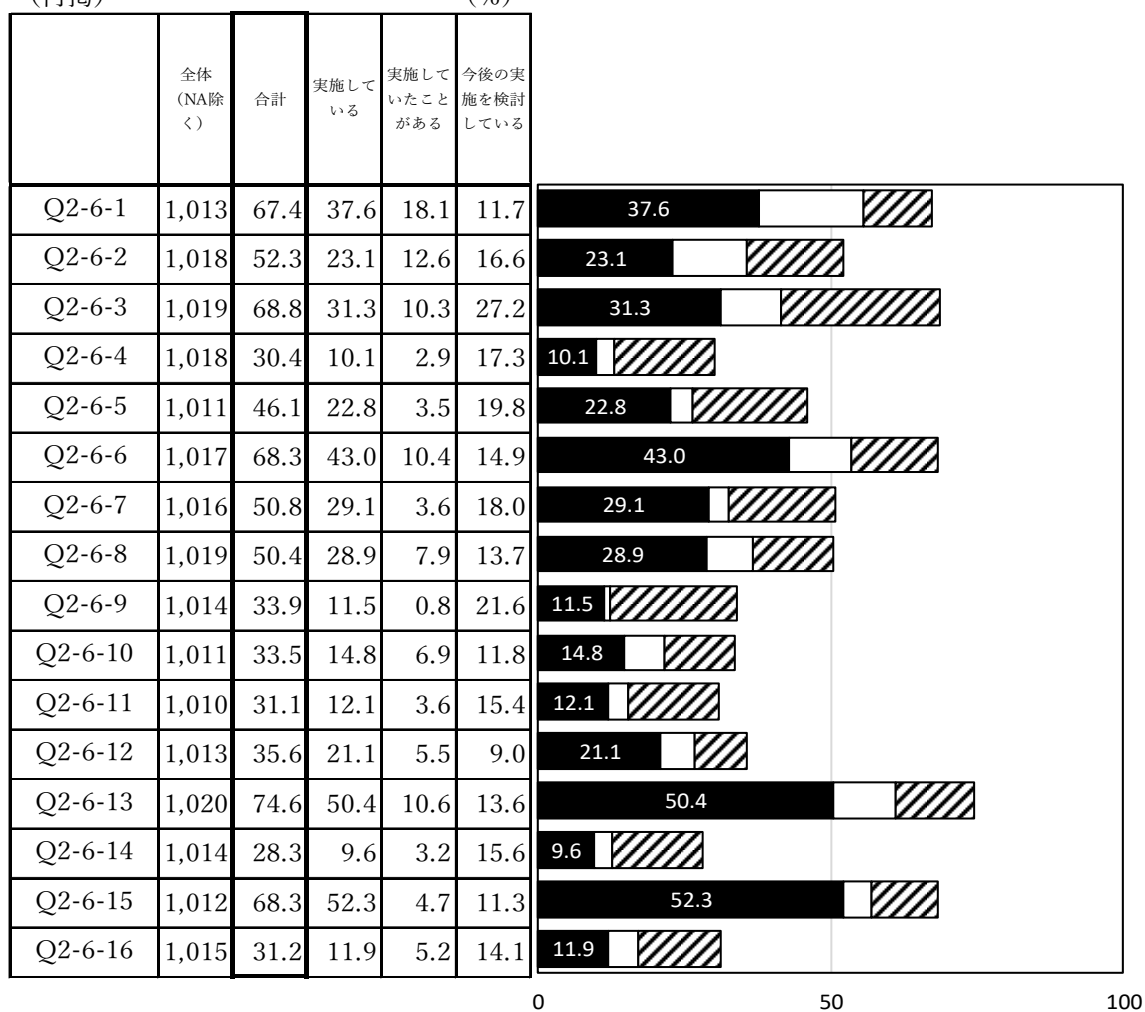
■法人における公益的取組の実施状況 2

	(回答数)						(%)					
	全体 (NA除く)	実施している	実施していたことがある	今後の実施を検討している	実施したことも予定もない	NA	全体	実施している (A)	実施していたことがある (B)	今後の実施を検討している	実施したことも予定もない	実施経験あり (A+B)
Q2-6-1	1,013	381	183	119	330	23	100.0	37.6	18.1	11.7	32.6	55.7
Q2-6-2	1,018	235	128	169	486	18	100.0	23.1	12.6	16.6	47.7	35.7
Q2-6-3	1,019	319	105	277	318	17	100.0	31.3	10.3	27.2	31.2	41.6
Q2-6-4	1,018	103	30	176	709	18	100.0	10.1	2.9	17.3	69.6	13.1
Q2-6-5	1,011	231	35	200	545	25	100.0	22.8	3.5	19.8	53.9	26.3
Q2-6-6	1,017	437	106	152	322	19	100.0	43.0	10.4	14.9	31.7	53.4
Q2-6-7	1,016	296	37	183	500	20	100.0	29.1	3.6	18.0	49.2	32.8
Q2-6-8	1,019	294	80	140	505	17	100.0	28.9	7.9	13.7	49.6	36.7
Q2-6-9	1,014	117	8	219	670	22	100.0	11.5	0.8	21.6	66.1	12.3
Q2-6-10	1,011	150	70	119	672	25	100.0	14.8	6.9	11.8	66.5	21.8
Q2-6-11	1,010	122	36	156	696	26	100.0	12.1	3.6	15.4	68.9	15.6
Q2-6-12	1,013	214	56	91	652	23	100.0	21.1	5.5	9.0	64.4	26.7
Q2-6-13	1,020	514	108	139	259	16	100.0	50.4	10.6	13.6	25.4	61.0
Q2-6-14	1,014	97	32	158	727	22	100.0	9.6	3.2	15.6	71.7	12.7
Q2-6-15	1,012	529	48	114	321	24	100.0	52.3	4.7	11.3	31.7	57.0
Q2-6-16	1,015	121	53	143	698	21	100.0	11.9	5.2	14.1	68.8	17.1

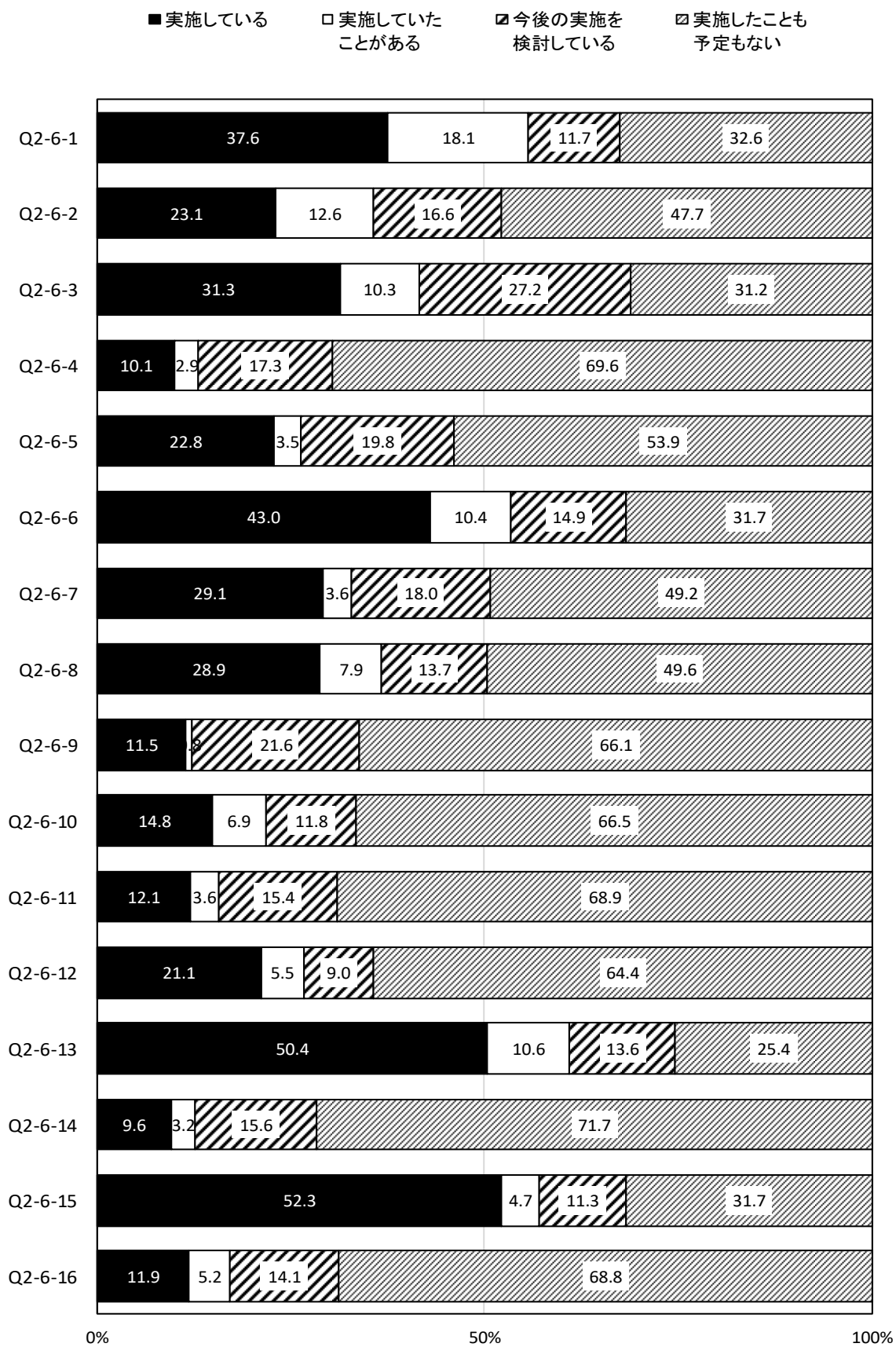
■法人における公益的取組の実施状況 2

(再掲)

(%)



■法人における公益的取組の実施状況 2



4) 養成校及び職能団体との協力について

養成校との協力について、「特に協力は考えていない」という回答が5割を超えており、その理由として「近くに養成校がない」と「発想として持っていなかった」を、半数を超える法人が挙げていた。同様に養成校の学生との協力についても、4割強の法人が「特に協力は考えていない」と回答しており、「近くに養成校がない（60.0%）」と「発想として持っていなかった（49.9%）」が大きな理由となっていた。その一方で、養成校と協力することの期待としては、「就職希望者の確保（58.1%）」「学生の持つ発想力や行動力（53.7%）」「公益的取組を行う上でのマンパワーの確保（51.4%）」などが挙がっていた。

また、職能団体である都道府県の社会福祉士会との関係性については、7割近くが、「法人は賛助会員ではなく、職員に入会することも特に勧めていない」という回答であった。その一方で社会福祉士会への期待としては、「ソーシャルワーク等に関する研修企画や研修講師（46.4%）」「新人職員等への育成・研修（45.3%）」「職能団体としてのソーシャルアクション（39.4%）」などが多数の意見を占めていた。

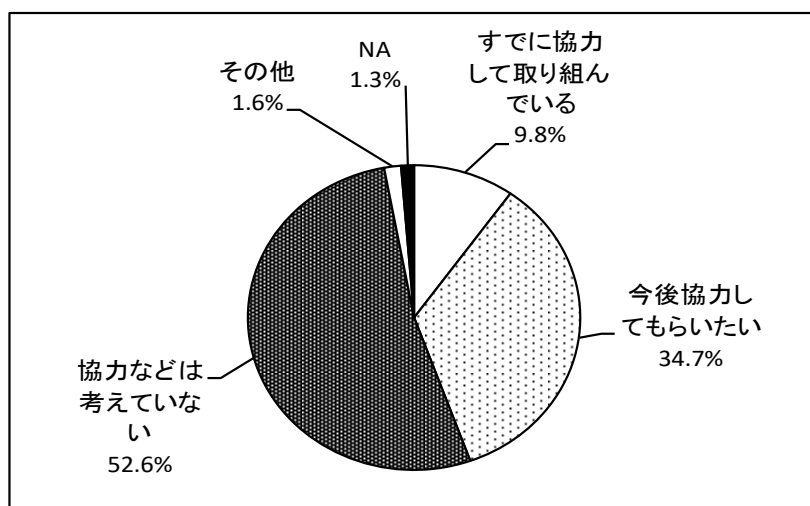
Q2-7 社会福祉士養成校の教員との協力について

※全問 Q2-6(1-16 項目)の公益的取組を実施するにあたり。

	回答数	%
現在すでに協力して取り組んでいる	102	9.8
今後協力してもらいたいと考えている	359	34.7
特に協力などは考えていない	545	52.6
その他	17	1.6
NA	13	1.3
全体	1,036	100.0

取り組んでいる＋今後協力してもらいたい

44.5

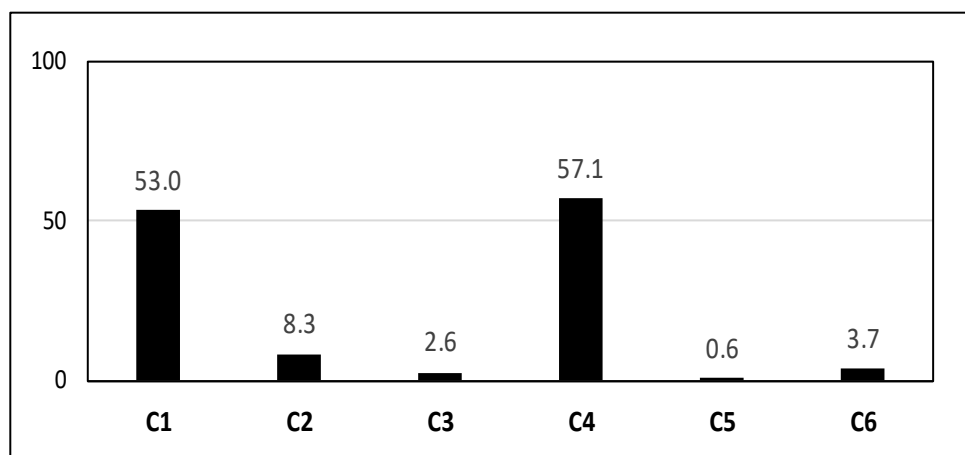


Q2-7-SQ 教員との協力などを考えていない理由

※「特に協力などは考えていない」のみ回答。

(SQ)

	複数回答	回答数	%
C1	発想として持っていなかった	289	53.0
C2	近くに養成校はあるがつながりがない	45	8.3
C3	近くに養成校はあるが頼れる教員がいない	14	2.6
C4	近くに養成校がない	311	57.1
C5	養成校が協力的ではない	3	0.6
C6	その他	20	3.7
	NA	0	0.0
	全体	545	100.0

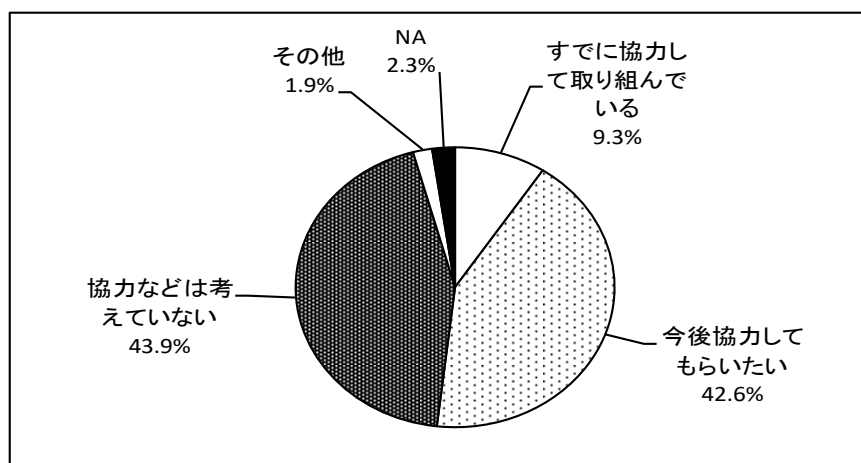


Q2-8 社会福祉士養成校の学生の協力について

※前問 Q2-6 (1-16 項目) の公益的取組を実施するにあたり。

	回答数	%
現在すでに協力して取り組んでいる	96	9.3
今後協力してもらいたいと考えている	441	42.6
特に協力などは考えていない	455	43.9
その他	20	1.9
NA	24	2.3
全体	1,036	100.0

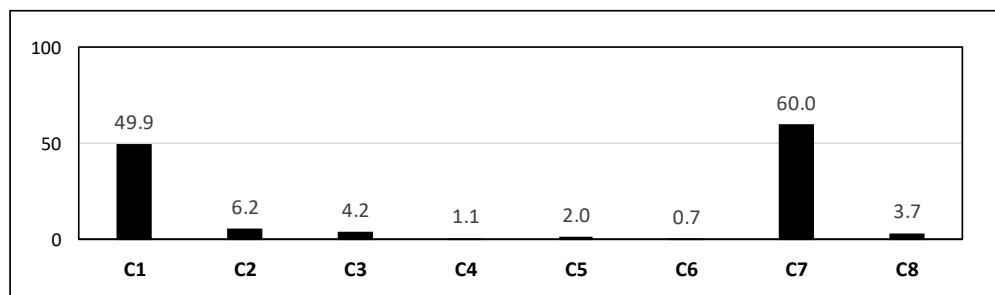
取り組んでいる＋今後協力してもらいたい	51.8
---------------------	------



Q2-8-SQ 学生の協力などを考えていない理由

※「特に協力などは考えていない」のみ回答。

複数回答		(SQ)	
	回答数		%
C1 発想として持っていなかった	227		49.9
C2 近くに養成校はあるがつながりが無い	28		6.2
C3 近くに養成校はあるが何に協力してもらってよいか分からない	19		4.2
C4 近くに養成校はあるが学生の態度や能力に不安がある	5		1.1
C5 近くに養成校はあるが地域の住民や団体が学生を受け入れる体制・準備ができていない	9		2.0
C6 養成校の学生たちが法人の活動に協力的ではない	3		0.7
C7 近くに養成校がない	273		60.0
C8 その他	17		3.7
NA	0		0.0
全体	455		100.0

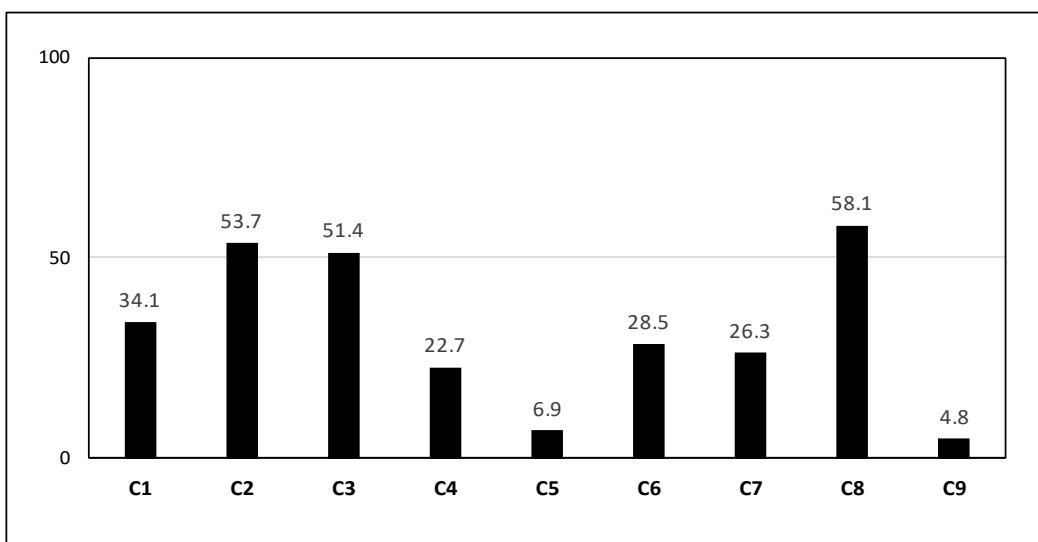


Q2-9 社会福祉士養成校（教員・学生）と協力することへの期待

※前問 Q2-6（1-16 項目）の公益的取組を実施するにあたり。

	複数回答	回答数	%
C1	教員によるスーパービジョンやコンサルテーション	353	34.1
C2	学生のもつ発想力や行動力	556	53.7
C3	公益的取組を行う上でのマンパワーの確保	532	51.4
C4	養成校の関係者が関与することによる他の参加者の意欲向上	235	22.7
C5	養成校の施設・設備等の利活用	71	6.9
C6	法人の地域における認知度の向上	295	28.5
C7	公益的取組の広報・周知の向上	272	26.3
C8	就職希望者の確保	602	58.1
C9	その他	50	4.8
	NA	56	5.4
	全体	1,036	100.0

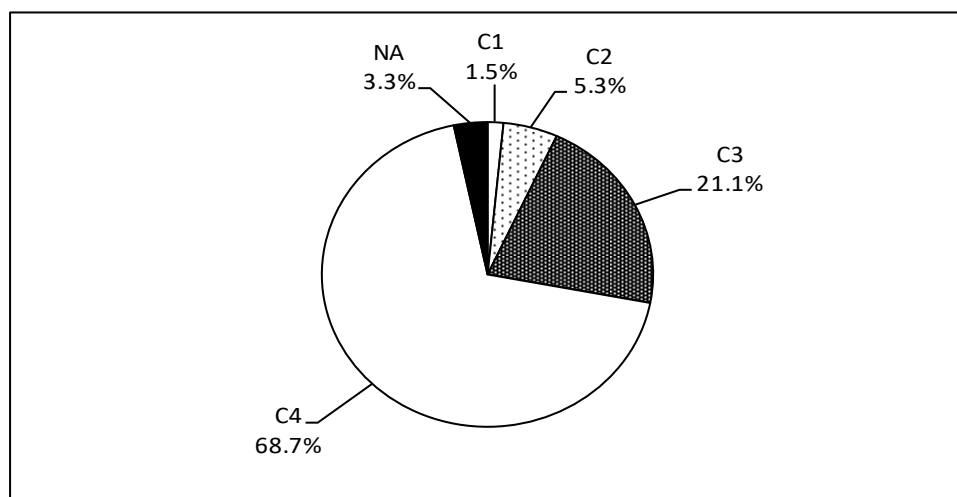
NAを除く割合の計	286.3
-----------	-------



Q4-1 法人が所在する都道府県の社会福祉士会との法人としての関係について

	回答数	%
C1 法人として賛助会員になっており、職員にも入会することを推奨している	16	1.5
C2 法人は賛助会員になっているが、職員に対して入会することは特に勧めていない	55	5.3
C3 法人は賛助会員ではないが、職員には入会することを推奨している	219	21.1
C4 法人は賛助会員ではなく、職員にして入会することも特に勧めてはいない	712	68.7
NA	34	3.3
全体	1,036	100.0

法人が賛助会員（C1+C2）の割合	6.9
職員に入会を推奨している（C1+C3）の割合	22.7



Q4-2 法人が社会福祉士会に期待すること

複数回答	回答数	%
法人へのスーパービジョンやコンサルテーション	282	27.2
職能団体としてのソーシャルアクション（地域の状況改善）	408	39.4
ソーシャルワーク等に関する研修講師や研修企画	481	46.4
新人職員等の育成・研修	469	45.3
社会調査（地域のアセスメント含む）	235	22.7
その他	72	6.9
NA	82	7.9
全体	1,036	100.0

NAを除く割合の計	187.9
-----------	-------

(2) 職能団体調査

1) 職能団体の概要

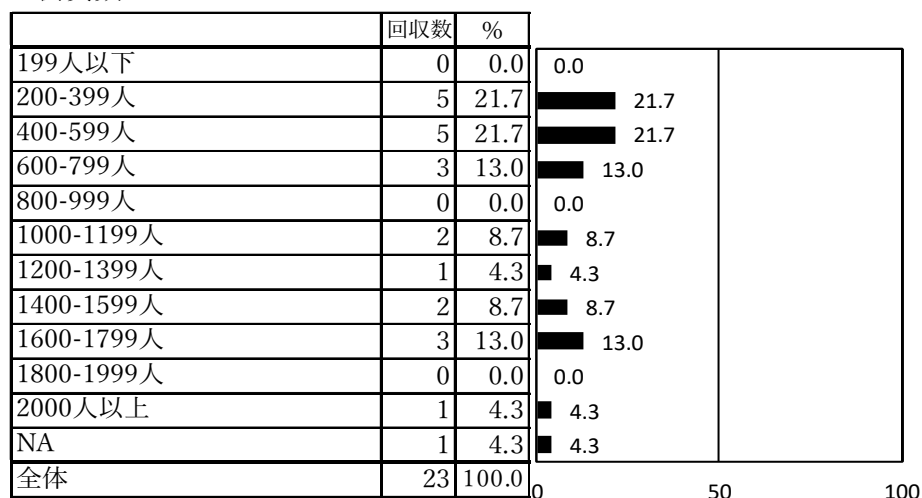
今回回答を寄せた 23 の社会福祉士会の会員数は、200-399 人と 400-599 人がそれぞれ 2 割強で、1600 人以上の会員数の団体も 2 割強あった。組織率では、10-20%未満が 3 分の 2、20-30% 未満が約 3 割、30-40% が 4 分の 1 であった。専従の事務局長がいる団体は半数を超えており、事務局長以外の事務局員数は、1-2 人が 3 割、3-5 人が 3 分の 1、6 人以上が 4 分の 1 であった。団体が実施している事業や活動については、「分野・領域ごとに会員が交流・意見交換する機会の確保」「地区・支部ごとに会員が交流・意見交換する機会の確保」「他団体の理事や行政の委員会の委員などの推薦」といったものが 9 割の団体で実施されていた。

Q1-1 団体で現在実施している事業や活動

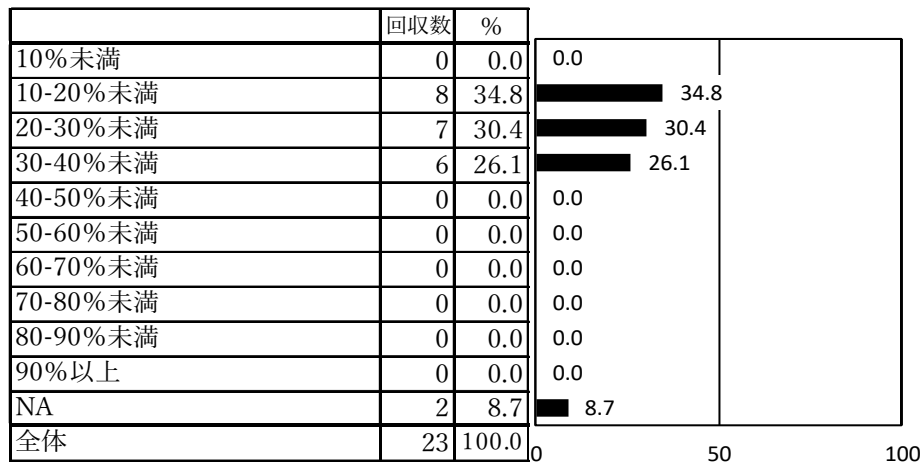


Q1-2 団体の会員数と組織率

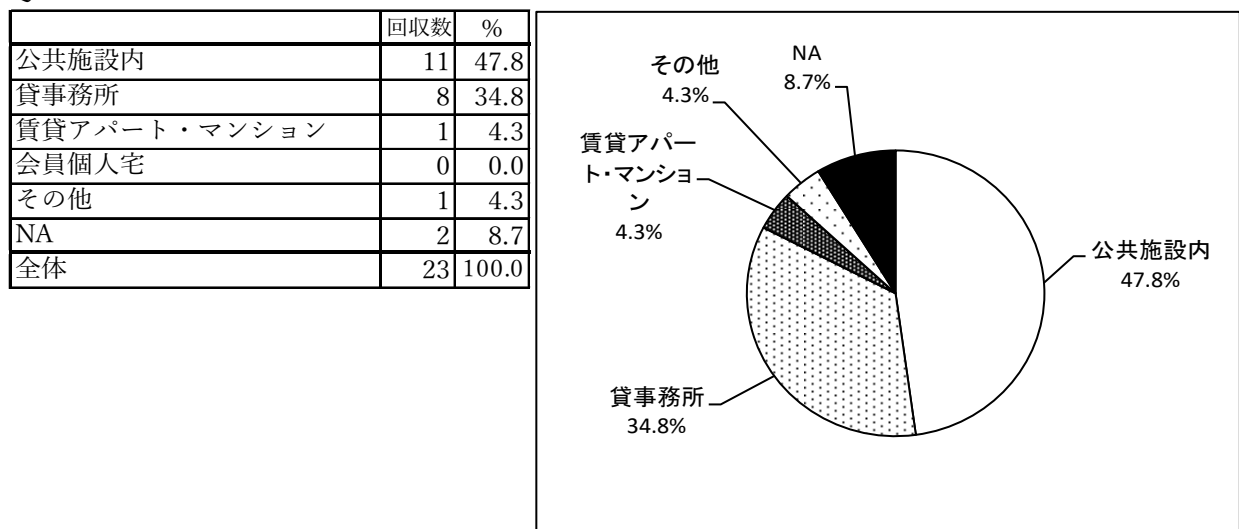
■会員数



■組織率

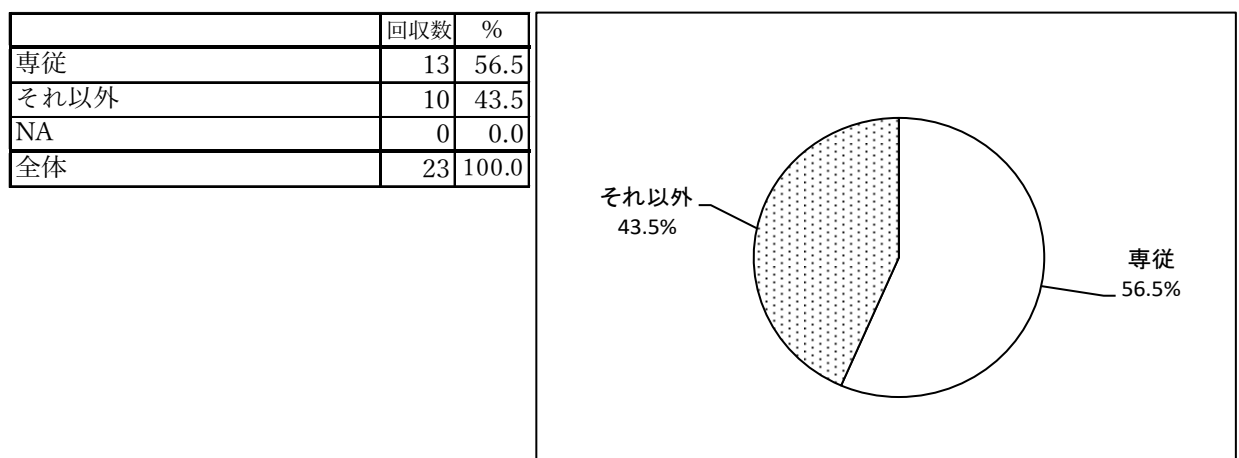


Q1-3-1 事務局の所在地

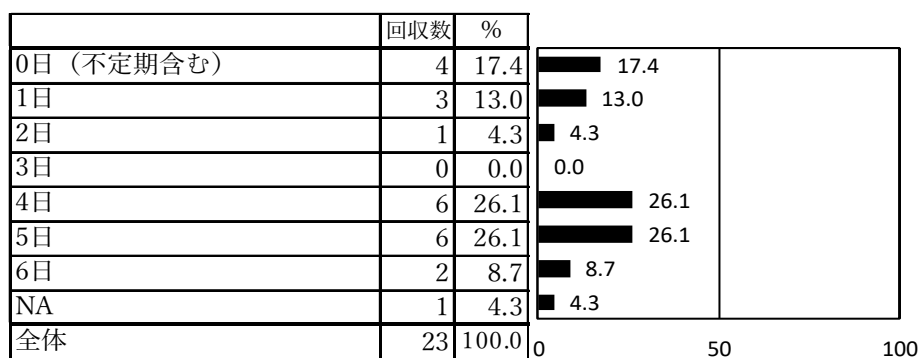


Q1-3-2 事務局長の勤務形態と勤務日数

■勤務形態

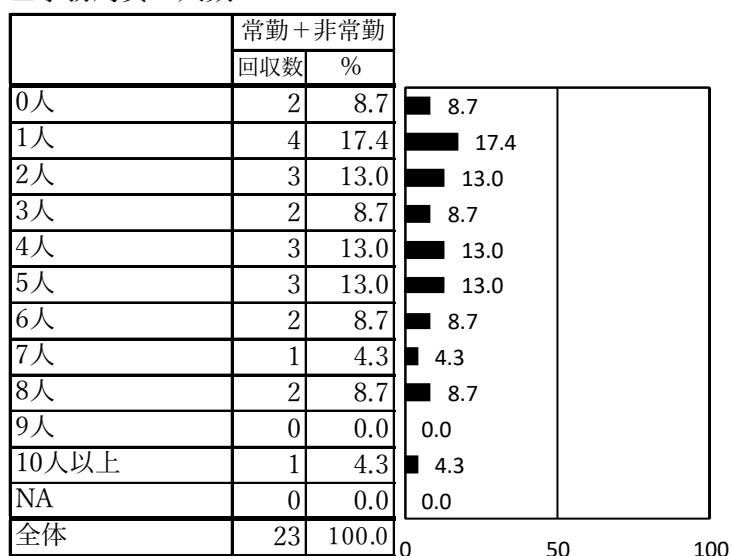


■出勤日数（／週）



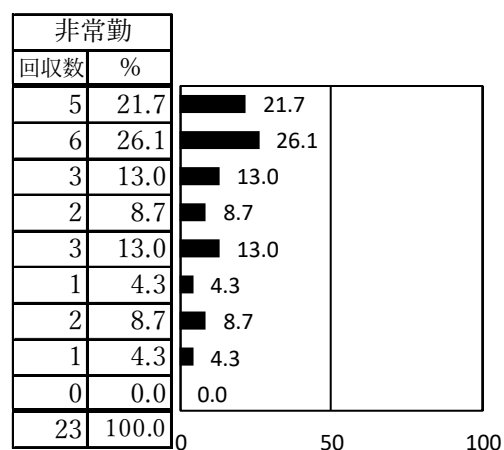
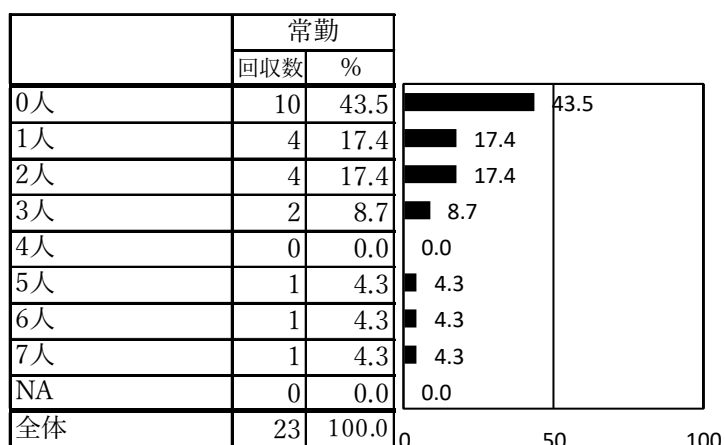
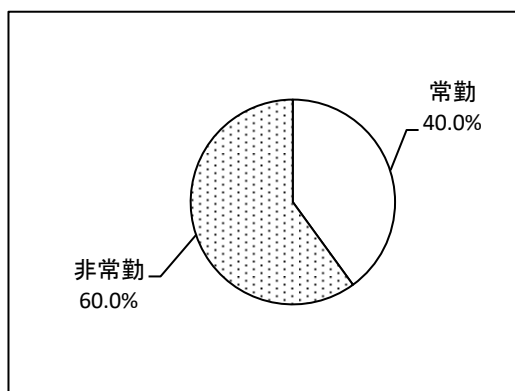
Q1-3-3 事務局員（事務局長以外）の人数と週の出勤日数

■事務局員の人数

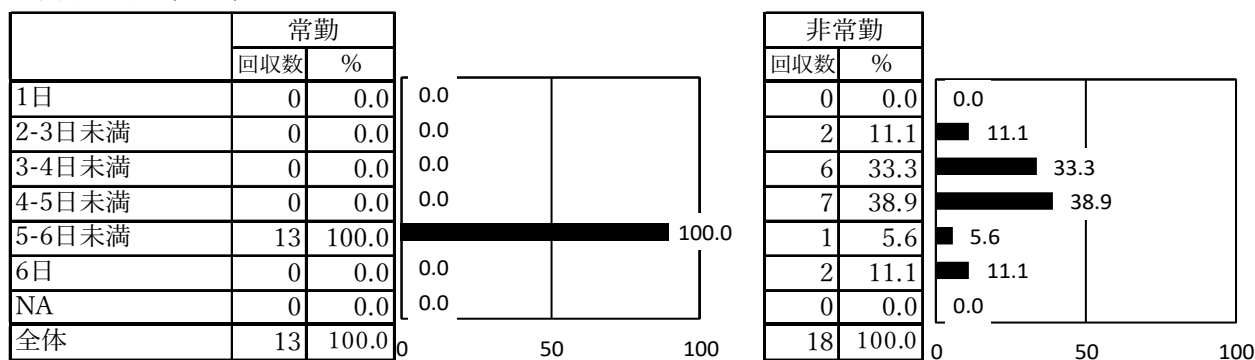


総数	常勤	非常勤
90	36	54
100.0	40.0	60.0

人
%

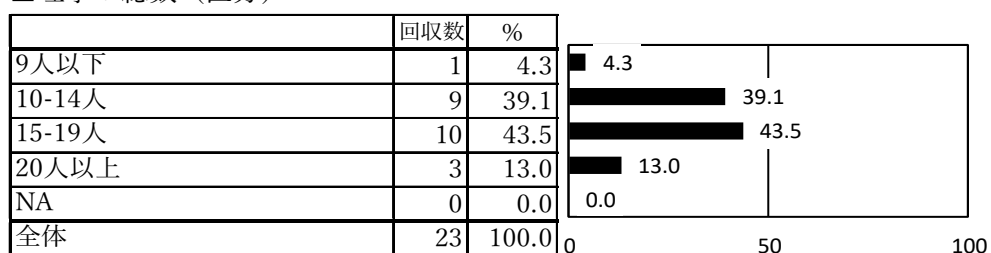


■出勤日数（／週）



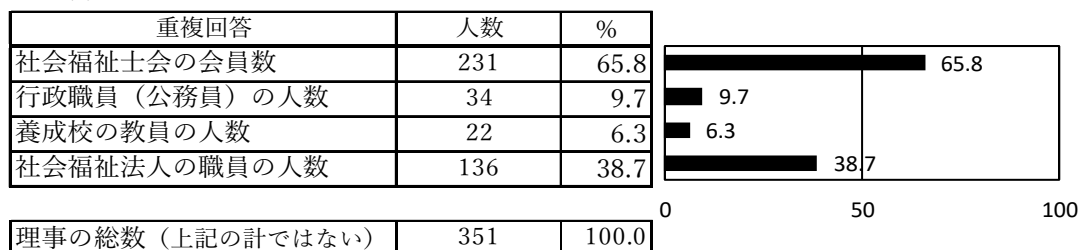
Q1-4 団体の理事会のメンバーの内訳（人数）

■理事の総数（区分）



理事の総数	351	人
平均	15.3	人
回答した団体数	23	団体

■所属別



■人数区分

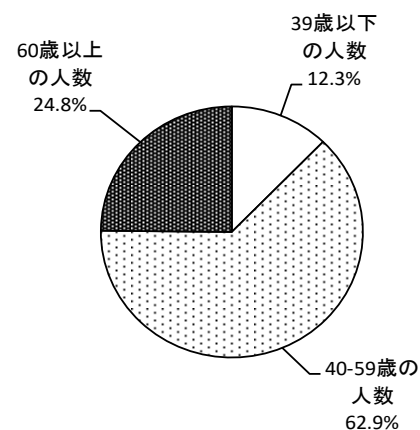
(重複回答)

	社会福祉士会の 会員数		行政職員（公務 員）の人数		社会福祉士養 成校の教員の 人数		社会福祉法人 の職員の人数	
	回収数	%	回収数	%	回収数	%	回収数	%
0人	0	0.0	9	39.1	6	26.1	0	0.0
1人	0	0.0	4	17.4	9	39.1	1	4.3
2人	0	0.0	4	17.4	5	21.7	1	4.3
3人	0	0.0	3	13.0	1	4.3	2	8.7
4人	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	4.3
5人	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	21.7
6人	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	4.3
7人	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	13.0
8人	1	4.3	0	0.0	0	0.0	3	13.0
9人	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	4.3
10-19人	13	56.5	1	4.3	0	0.0	3	13.0
20人以上	2	8.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0
N A	7	30.4	2	8.7	2	8.7	2	8.7
全体	23	100.0	23	100.0	23	100.0	23	100.0

■年齢別

	人数	%
39歳以下の人数	38	11.3
40-59歳的人数	195	58.2
60歳以上的人数	77	23.0
不明	25	7.5
計（理事数）	335	100.0

※年齢の内訳すべてNAは除く



■人数区分

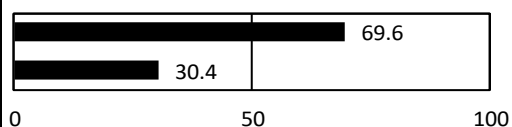
	39歳以下		40-59歳		60歳以上	
	回収数	%	回収数	%	回収数	%
0人	7	30.4	0	0.0	2	8.7
1人	7	30.4	1	4.3	4	17.4
2人	2	8.7	0	0.0	3	13.0
3人	3	13.0	0	0.0	4	17.4
4人	1	4.3	1	4.3	3	13.0
5人	0	0.0	1	4.3	1	4.3
6人	1	4.3	5	21.7	1	4.3
7人	0	0.0	1	4.3	1	4.3
8人	1	4.3	0	0.0	2	8.7
9人	0	0.0	2	8.7	1	4.3
10人以上	0	0.0	11	47.8	0	0.0
N A	1	4.3	1	4.3	1	4.3
全体	23	100.0	23	100.0	23	100.0

2) 回答者の基本属

回答者の属性は、男性が7割、年齢分布が50歳代4割弱、60歳代3分の1、40歳代が2割強であった。保有している資格は、全員が社会福祉士を保有し、精神保健福祉士と介護福祉士をそれぞれ1割強が保有していた。

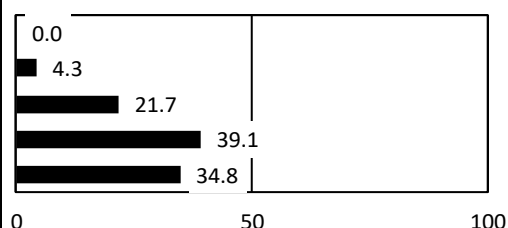
Q5-1 回答者の性別

	回収数	%
男性	16	69.6
女性	7	30.4
NA	0	0.0
全体	23	100.0



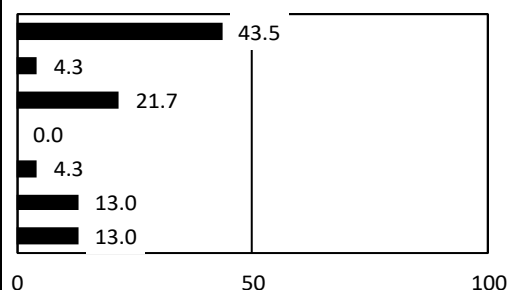
Q5-2 回答者の年齢

	回収数	%
30歳未満	0	0.0
30歳代	1	4.3
40歳代	5	21.7
50歳代	9	39.1
60歳以上	8	34.8
NA	0	0.0
全体	23	100.0



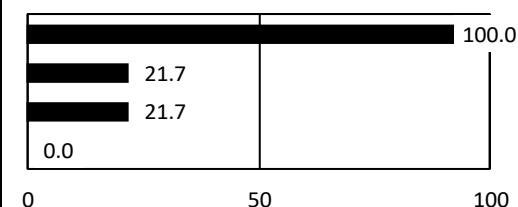
Q5-3 回答者の本務

	回収数	%
社会福祉士会専従	10	43.5
行政職員	1	4.3
社会福祉法人職員	5	21.7
NPO法人職員	0	0.0
医療法人	1	4.3
養成校教員	3	13.0
その他	3	13.0
NA	0	0.0
全体	23	100.0



Q5-4 回答者が保有している資格

複数回答	回収数	%
社会福祉士	23	100.0
精神保健福祉士	5	21.7
介護福祉士	5	21.7
いずれも保有していない	0	0.0
NA	0	0.0
全体	23	100.0



3) 他団体との現在および今後のかかわりについて

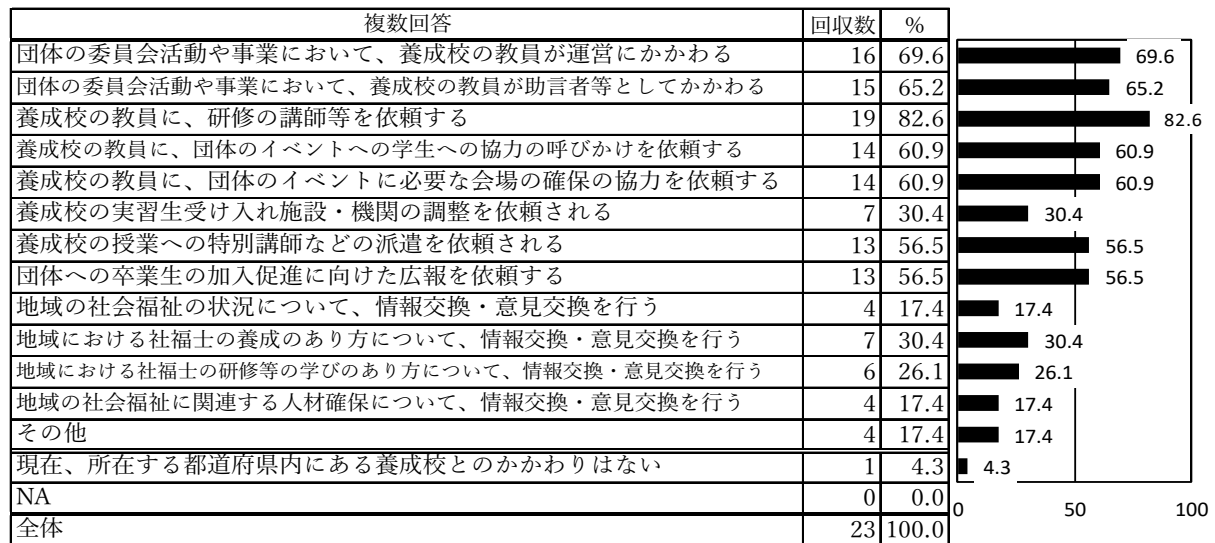
養成校との現在のかかわりについてでは、「養成校の教員に、研修の講師等を依頼する」が8割を超え最も多かった。次いで、「団体の委員会活動や事業において、養成校の教員が運営にかかわる」「団体の委員会活動や事業において、養成校の教員が助言者等としてかかわる」「養成校の教員に、団体のイベントへの学生への協力の呼びかけを依頼する」「養成校の教員に、団体のイベントに必要な会場の確保の協力を依頼する」などが6割を超えていた。養成校との今後のかかわりについてでは、「養成校の教員に、研修の講師等を依頼する」「養成校の教員に、団体のイベントへの学生への協力の呼びかけを依頼する」「養成校の教員に、団体のイベントに必要な会場の確保の協力を依頼する」「団体への卒業生の加入促進に向けた広報を依頼する」「地域における社福士の研修等の学びのあり方について、情報交換・意見交換を行う」「地域の社会福祉に関連する人材確保について、情報交換・意見交換を行う」などが7割前後となっていた。

法人との現在のかかわりについては、「法人内の研修等に、講師を派遣する」が8割を超えているが、6割超の「団体で開催する研修への職員の参加の呼びかけを依頼する」と5割超の「都道府県社協と情報交換・意見交換を行う」以外は、いずれの項目も半数に満たなかった。その一方で、法人との今後のかかわりについては、「団体への法人職員の加入促進に向けた広報を依頼する」が8割超で、「法人内の研修等に、講師を派遣する」「団体で開催する研修への職員の参加の呼びかけを依頼する」「都道府県社協と情報交換・意見交換を行う」「地域の社会福祉に関連する人材確保について、情報交換・意見交換を行う」「社会福祉法人の都道府県組織と情報交換・意見交換を行う」などが6割を超えていた。

都道府県および市町村行政との現在のかかわりについてでは、「各種委員会・審議会等への委員の推薦」「団体が主催するイベント等への後援名義の依頼」「行政が実施する事業のスーパーバイザーや講師等の派遣」などが、高い割合を示しており、行政との今後のかかわりについてでも、同じような傾向であった。

Q2-1 養成との「現在」のかかわりについて

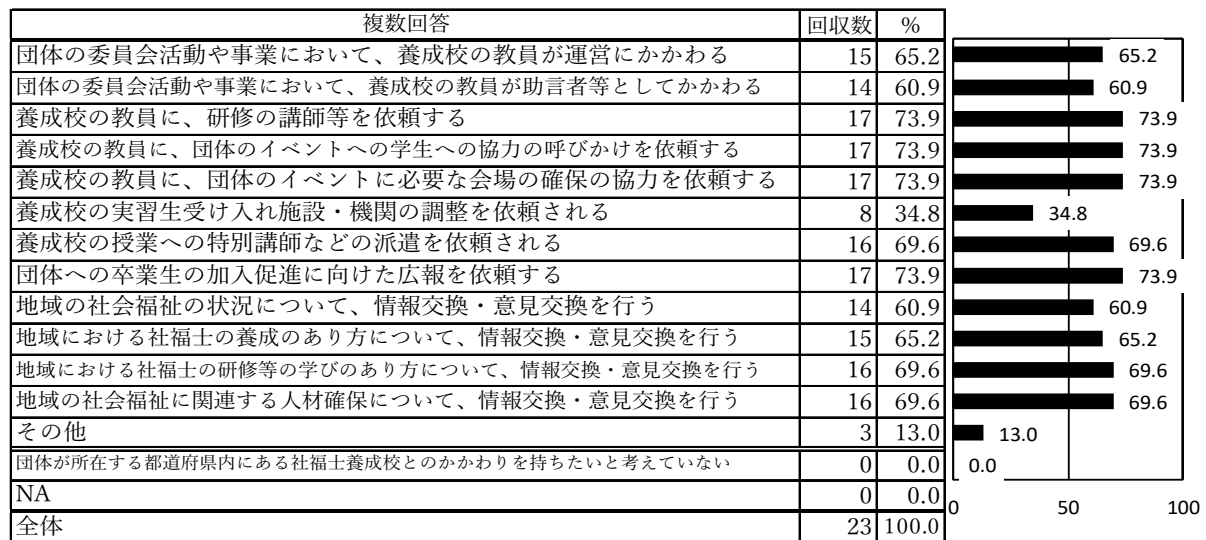
※団体が所在する都道府県内の養成校



「かかわりはない」とNA以外の割合の計 591.3

Q2-2 養成校との「今後」のかかわりについて

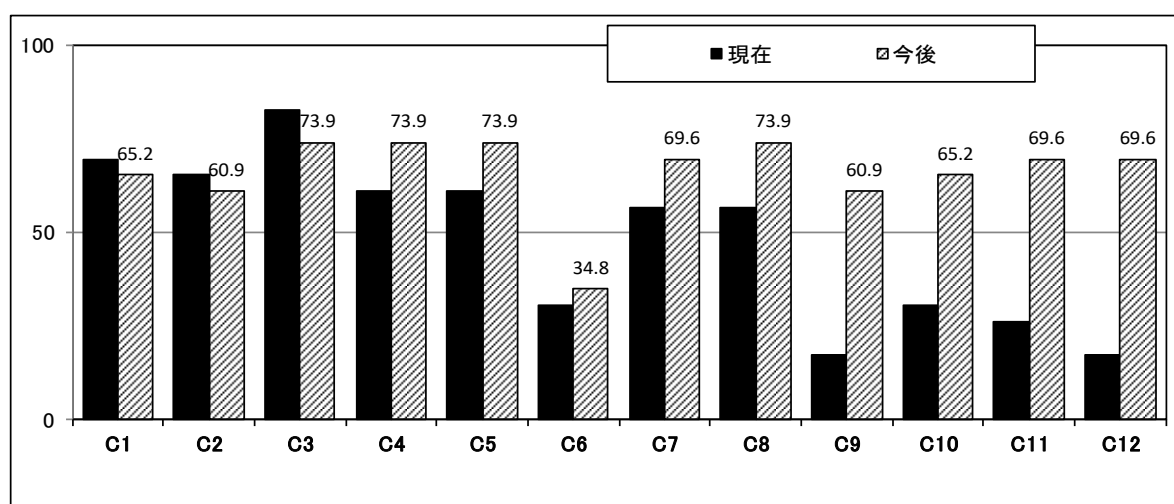
※団体が所在する都道府県内の養成校



「考えていない」とNA以外の割合の計 804.3

■現在と今後の比較

複数回答		現在		今後		差
		回収数	%	回収数	%	
C1	団体の委員会活動や事業において、養成校の教員が運営にかかわる	16	69.6	15	65.2	-4.3
C2	団体の委員会活動や事業において、養成校の教員が助言者等としてかかわる	15	65.2	14	60.9	-4.3
C3	養成校の教員に、研修の講師等を依頼する	19	82.6	17	73.9	-8.7
C4	養成校の教員に、団体のイベントへの学生への協力の呼びかけを依頼する	14	60.9	17	73.9	13.0
C5	養成校の教員に、団体のイベントに必要な会場の確保の協力を依頼する	14	60.9	17	73.9	13.0
C6	養成校の実習生受け入れ施設・機関の調整を依頼される	7	30.4	8	34.8	4.3
C7	養成校の授業への特別講師などの派遣を依頼される	13	56.5	16	69.6	13.0
C8	団体への卒業生の加入促進に向けた広報を依頼する	13	56.5	17	73.9	17.4
C9	地域の社会福祉の状況について、情報交換・意見交換を行う	4	17.4	14	60.9	43.5
C10	地域における社福士の養成のあり方について、情報交換・意見交換を行う	7	30.4	15	65.2	34.8
C11	地域における社福士の研修等の学びのあり方について、情報交換・意見交換を行う	6	26.1	16	69.6	43.5
C12	地域の社会福祉に関連する人材確保について、情報交換・意見交換を行う	4	17.4	16	69.6	52.2
C13	その他	4	17.4	3	13.0	
NA		0	0.0	0	0.0	
全体		23	100.0	23	100.0	



Q2-3 社会福祉法人との「現在」のかかわりについて

※団体が所在する都道府県内の社会福祉法人



「かかわりはない」とNA以外の割合の計

521.7

Q2-4 社会福祉法人との「今後」のかかわりについて

※団体が所在する都道府県内の社会福祉法人

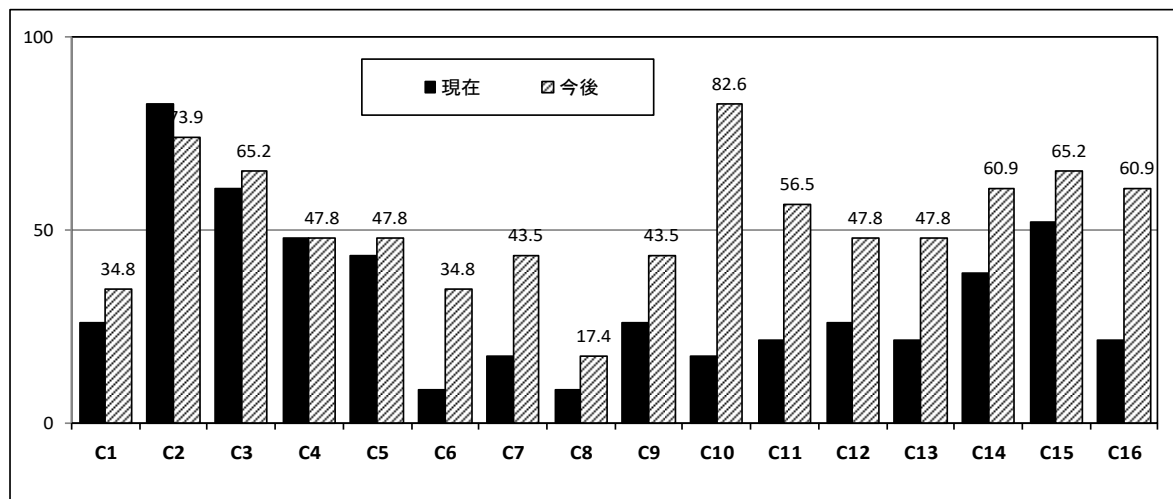


「考えていない」とNA以外の割合の計

839.1

■現在と今後の比較

	複数回答	現在		今後		差
		回収数	%	回収数	%	
C1	社福士の人材確保に向けて、一緒にイベントを開催する	6	26.1	8	34.8	8.7
C2	法人内の研修等に、講師を派遣する	19	82.6	17	73.9	-8.7
C3	団体で開催する研修への職員の参加の呼びかけを依頼する	14	60.9	15	65.2	4.3
C4	ソーシャルワーカーデイのイベントへの職員の参加の呼びかけを依頼する	11	47.8	11	47.8	0.0
C5	団体の研修・イベントに必要な会場の使用を依頼する	10	43.5	11	47.8	4.3
C6	養成校と法人との連携・協働をコーディネートする	2	8.7	8	34.8	26.1
C7	地域住民向けイベントを一緒に企画・運営する	4	17.4	10	43.5	26.1
C8	地域での具体的なサービス提供事業を、連携・協働して実施する	2	8.7	4	17.4	8.7
C9	地域での具体的な相談事業を、連携・協働して実施する	6	26.1	10	43.5	17.4
C10	団体への法人職員の加入促進に向けた広報を依頼する	4	17.4	19	82.6	65.2
C11	地域の社会福祉の状況について、情報交換・意見交換を行う	5	21.7	13	56.5	34.8
C12	地域における社福士の養成のあり方について、情報交換・意見交換を行う	6	26.1	11	47.8	21.7
C13	地域における社福士の研修等の学びのあり方について、情報交換・意見交換を行う	5	21.7	11	47.8	26.1
C14	地域の社会福祉に関連する人材確保について、情報交換・意見交換を行う	9	39.1	14	60.9	21.7
C15	都道府県社協と情報交換・意見交換を行う	12	52.2	15	65.2	13.0
C16	社会福祉法人の都道府県組織と情報交換・意見交換を行う	5	21.7	14	60.9	39.1
C17	その他	0	0.0	2	8.7	
	NA	0	0.0	0	0.0	
	全体	23	100.0	23	100.0	



Q3-1 団体と都道府県行政との「現在」のかかわりについて

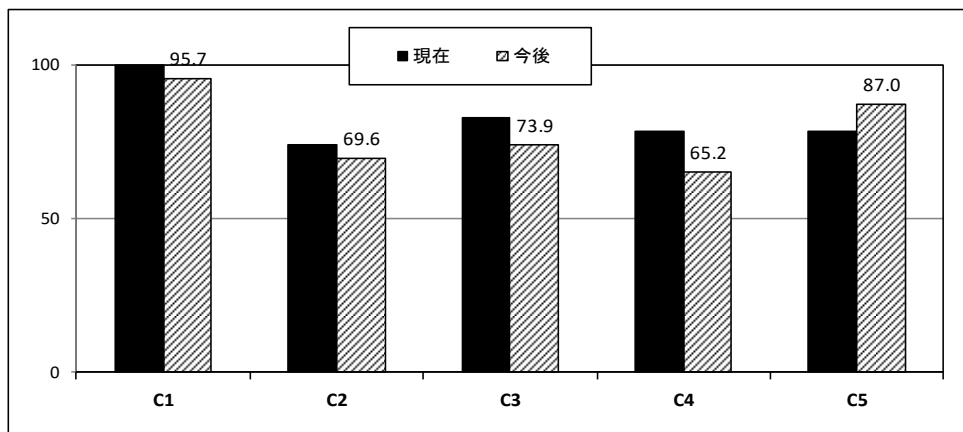


Q3-2 団体と都道府県行政との「今後」のかかわりについて



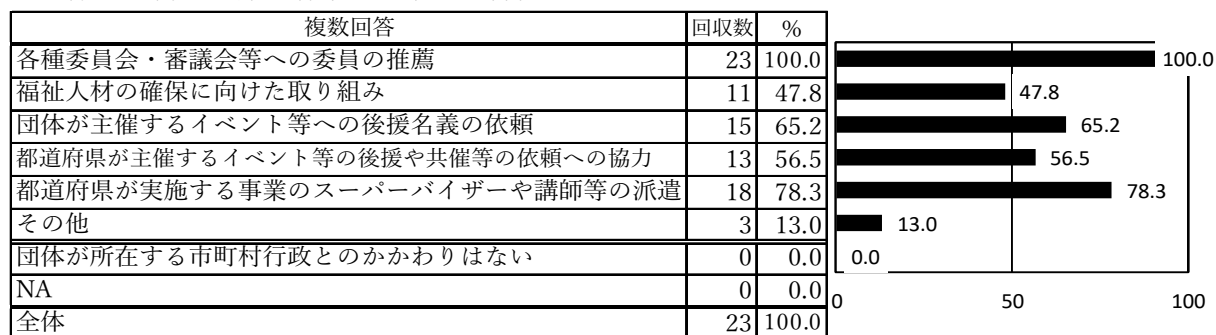
■現在と今後の比較

	複数回答	現在		今後		差
		回収数	%	回収数	%	
C1	各種委員会・審議会等への委員の推薦	23	100.0	22	95.7	-4.3
C2	福祉人材の確保に向けた取り組み	17	73.9	16	69.6	-4.3
C3	団体が主催するイベント等への後援名義の依頼	19	82.6	17	73.9	-8.7
C4	都道府県が主催するイベント等の後援や共催等の依頼への協力	18	78.3	15	65.2	-13.0
C5	都道府県が実施する事業のスーパーバイザーや講師等の派遣	18	78.3	20	87.0	8.7
C6	その他	4	17.4	6	26.1	
	NA	0	0.0	1	4.3	
	全体	23	100.0	23	100.0	



Q3-3 団体と市町村行政との「現在」のかかわりについて

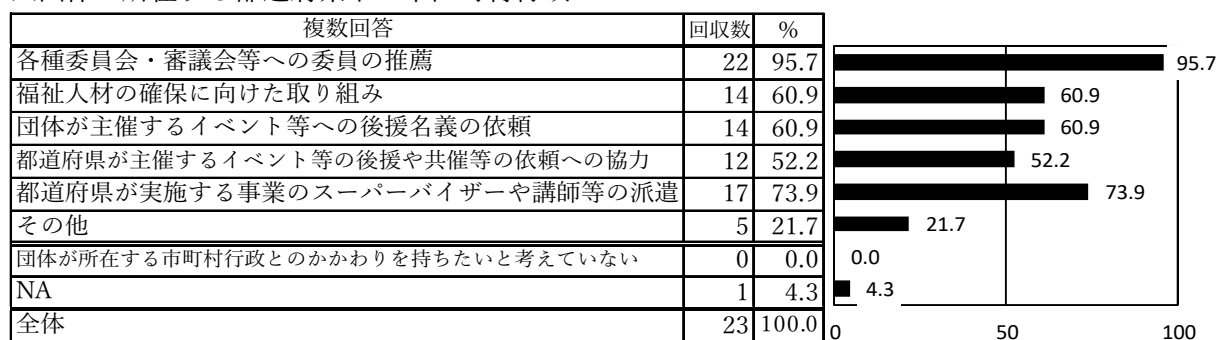
※団体が所属する都道府県下の市区町村行政



「かかわりはない」とNA以外の割合の計 360.9

Q3-4 団体と市町村行政との「今後」のかかわりについて

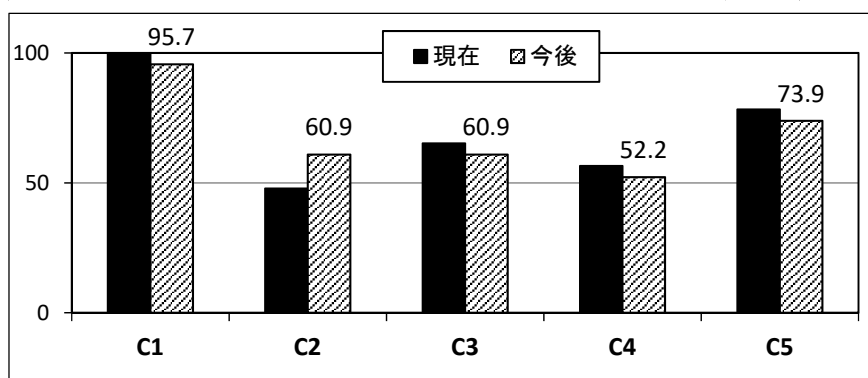
※団体が所在する都道府県下の市区町村行政



「考えていない」とNA以外の割合の計 365.2

■現在と今後の比較

	複数回答	現在		今後		差
		回収数	%	回収数	%	
C1	各種委員会・審議会等への委員の推薦	23	100.0	22	95.7	-4.3
C2	福祉人材の確保に向けた取り組み	11	47.8	14	60.9	13.0
C3	団体が主催するイベント等への後援名義の依頼	15	65.2	14	60.9	-4.3
C4	都道府県が主催するイベント等の後援や共催等の依頼への協力	13	56.5	12	52.2	-4.3
C5	都道府県が実施する事業のスーパーバイザーや講師等の派遣	18	78.3	17	73.9	-4.3
C6	その他	3	13.0	5	21.7	
	NA	0	0.0	1	4.3	
	全体	23	100.0	23	100.0	



(3) 養成施設・養成校調査

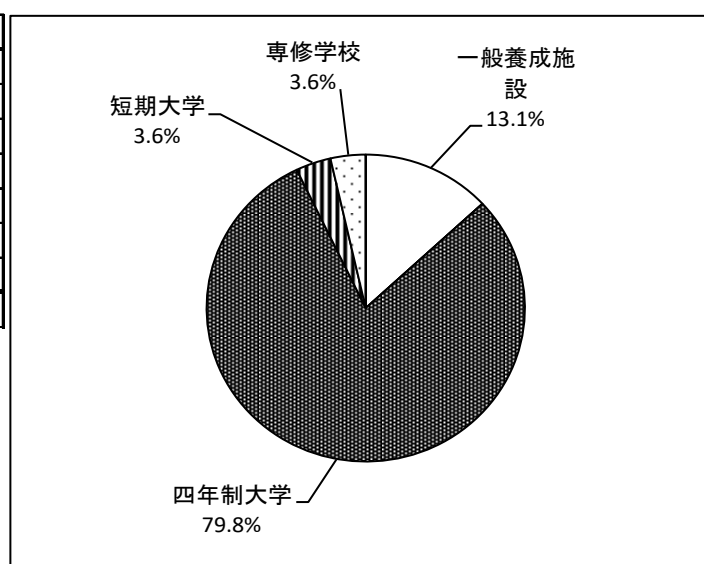
1) 養成校の概要

今回回答を得た養成校は、四年制大学が8割で、一般養成施設が1割強であった。養成課程の開設年は、社会福祉士資格制度開設以降が4分の3近くを占めていた。養成課程の一学年の定員数では、50人以下が4割で、51-100人と101人以上がそれぞれ3割弱となっていた。社会福祉士の国家試験受験資格を取得して卒業した学生の中で、福祉関連分野（保健医療分野、シルバー産業系分野などを含む）に就職した学生数の割合では、90%以上が4分の1、70-89%が約4割、50-60%が2割強を占めていた。また、

社会福祉士の実習を履修する学生のための実習指導室・センター等を設置しているところが、およそ3分の2となっていた。

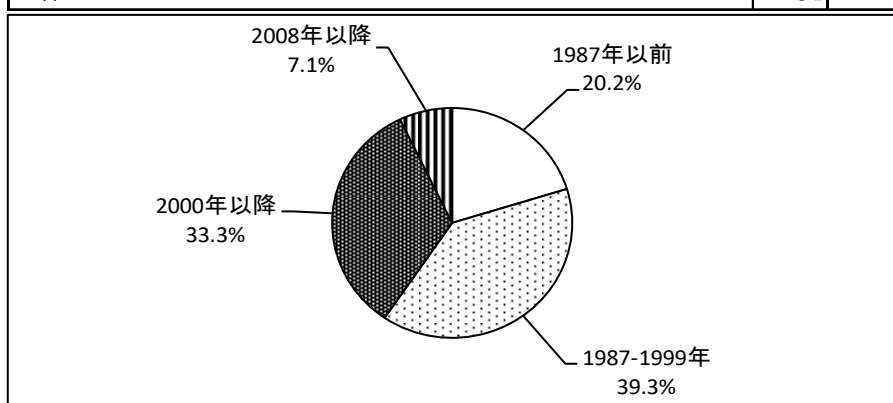
Q1 養成課程の種別

	回収数	%
一般養成施設	11	13.1
短期養成施設	0	0.0
四年制大学	67	79.8
短期大学	3	3.6
専修学校	3	3.6
大学院	0	0.0
NA	0	0.0
全体	84	100.0

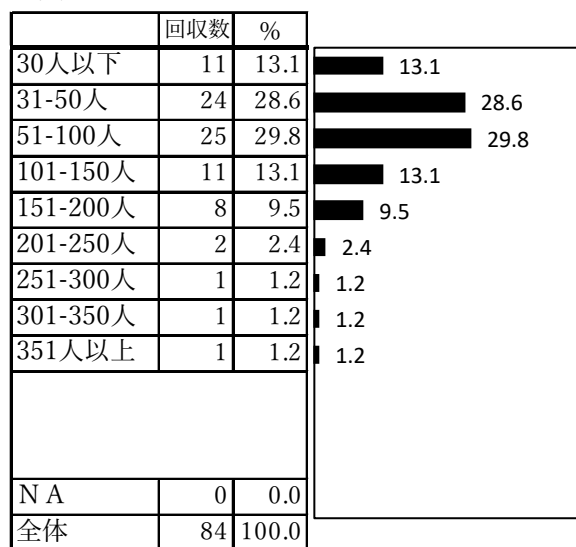


Q3 養成課程ではじめて社会福祉系学部・学科・コース等が開設した時期

	回収数	%
社福士資格制度が創設される以前（1987年より以前）に開設した	17	20.2
社福士資格制度の創設以降（1987～1999年）に開設した	33	39.3
介護保険制度の導入以降（2000年以降）に開設した	28	33.3
社福士及び介護福祉士法の改正以降（2008年以降）に開設した	6	7.1
NA	0	0.0
全体	84	100.0

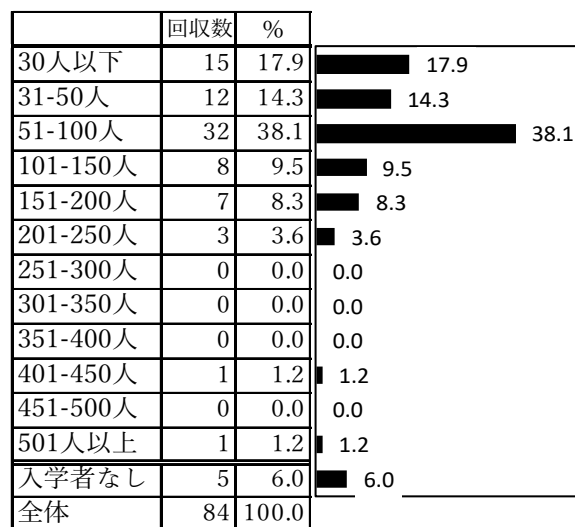


Q4 地方厚生局に確認申請または設置(変更)申請を行った直近の養成課程の1学年の学年定員



総数 (A) 7,484 人

Q5 養成課程の2018(平成30)年度入学者数(地方厚生局申請定員数以外も含む)

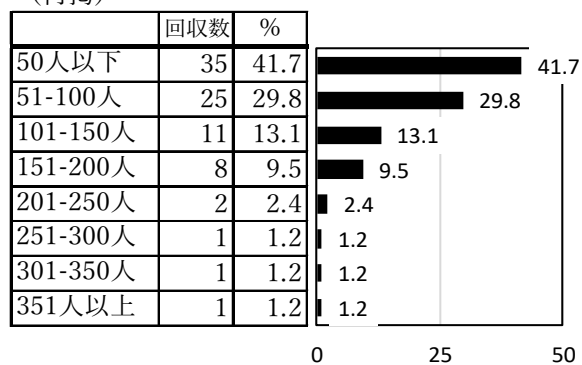


総数 (B) 7,340 人

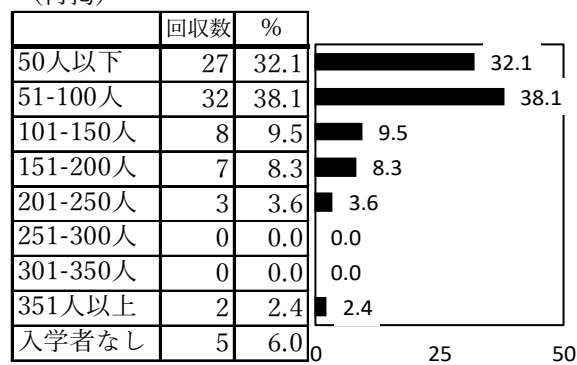
(B/A) 98.1 %

※1学年定員における入学者数の割合

(再掲)



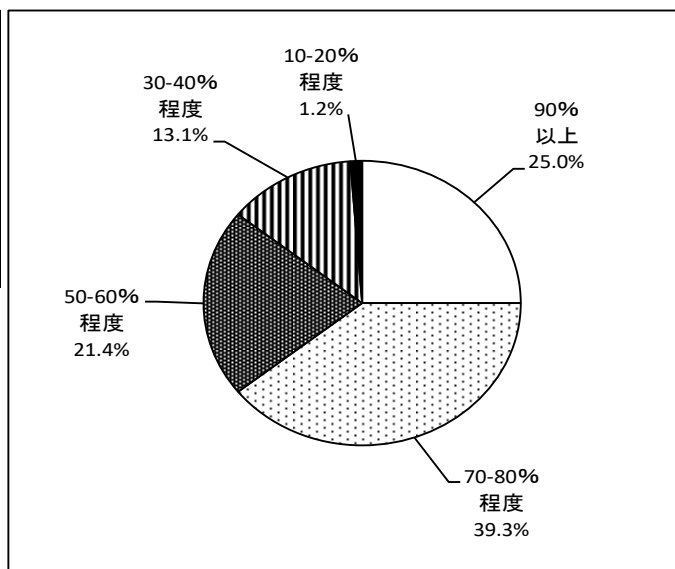
(再掲)



Q10 養成課程において社会福祉士の国家試験受験資格を取得して卒業した学生の中で、福祉関連分野（保健医療分野、シルバー産業系分野などを含む）に就職した学生の割合（過去3年間の平均）。

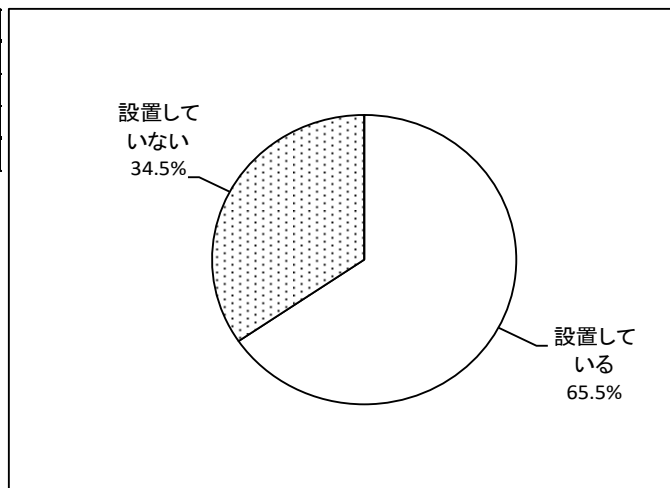
※養成課程別の合格率が不明の場合は、学校全体の割合を回答依頼した。

	回収数	%
ほぼ全員（90%以上）	21	25.0
70-80%程度	33	39.3
50-60%程度	18	21.4
30-40%程度	11	13.1
10-20%程度	1	1.2
10%未満	0	0.0
NA	0	0.0
全体	84	100.0



Q9 社会福祉士の実習を履修する学生のための実習指導室・センター等の設置の有無

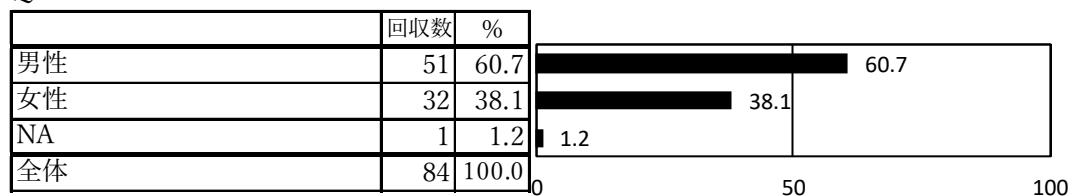
	回収数	%
設置している	55	65.5
設置していない	29	34.5
NA	0	0.0
全体	84	100.0



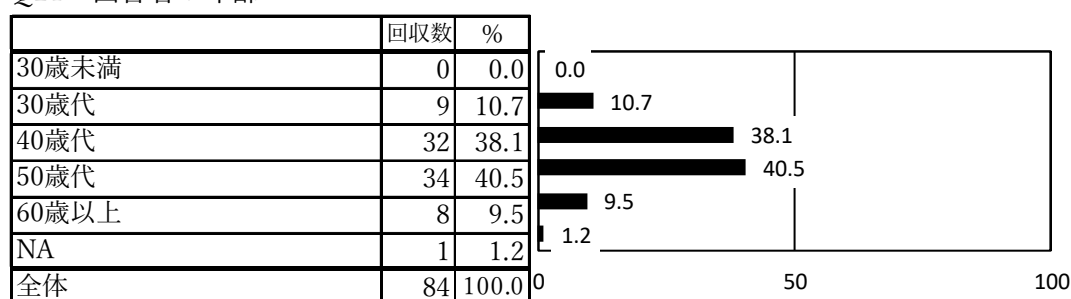
2) 回答者の基本属性

回答者の属性は、男性が6割、年齢分布が40歳代と50歳代が4割前後であった。保有している資格は、社会福祉士が8割弱、精神保健福祉士は2割弱、介護福祉士が1割弱であった。現在の職位は、およそ3分の1が教授で、准教授が4割強、講師が約1割強となっていた。

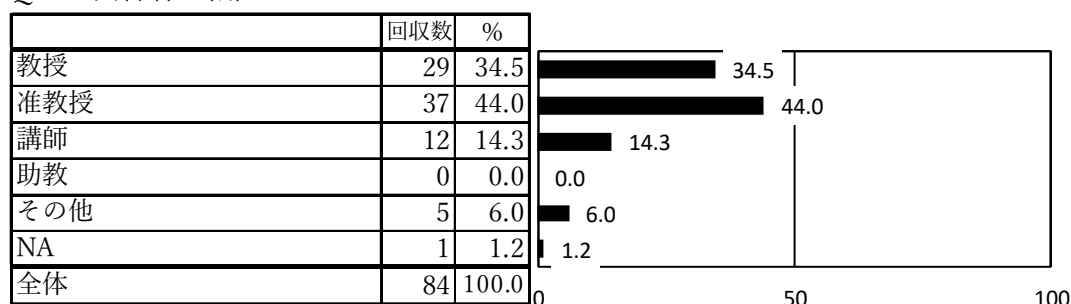
Q20 回答者の性別



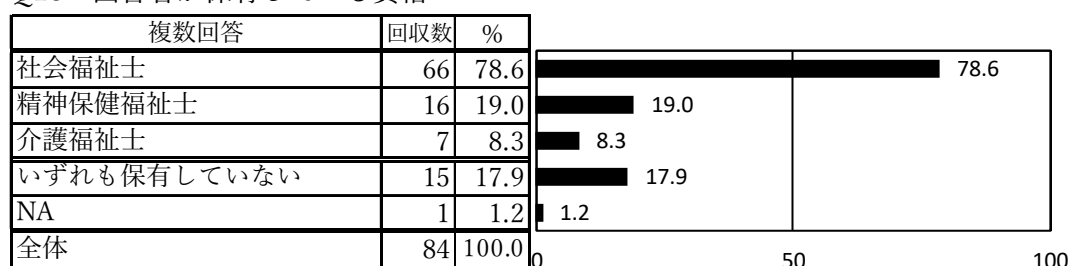
Q21 回答者の年齢



Q22 回答者の職位



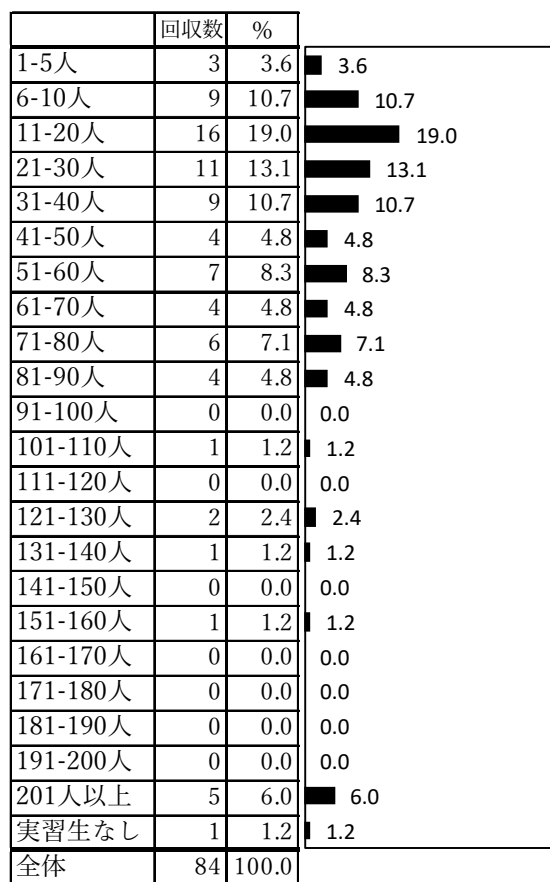
Q23 回答者が保有している資格



3) 相談援助実習について

2018年度に相談援助実習を行った学生数は、20人以下が3分の1、20－40人が2割強、40－100人が約3割で、101人以上も1割強あった。その中で、市町村社会福祉協議会または地域包括支援センターで実習を行った学生数は、10人以下が約半数、11－20人が2割強に過ぎず、「学生を配属していない」が1割強あった。また、「相談援助演習」または「相談援助実習指導」を担当している常勤の教員数は、3人以下が3割弱で、4－6人が3分の1、7－9人が約2割、10人以上が2割弱であった。その中で社会福祉士の資格を保有している教員は、3人以下が半数超を占め、4－6人が3分の1となっていた。市町村社会福祉協議会または地域包括支援センターでの実習についての意見としては、「実習指導教員が地域福祉実習の必要性を理解していない」「実習指導教員が地域福祉実習におけるソーシャルワーカーの機能や役割を理解していない」「実習指導教員が巡回指導において指導ができない」などを半数以上が挙げていた。

Q6 2018(平成 30)年度に社会福祉士の相談
援助実習の配属を行った学生

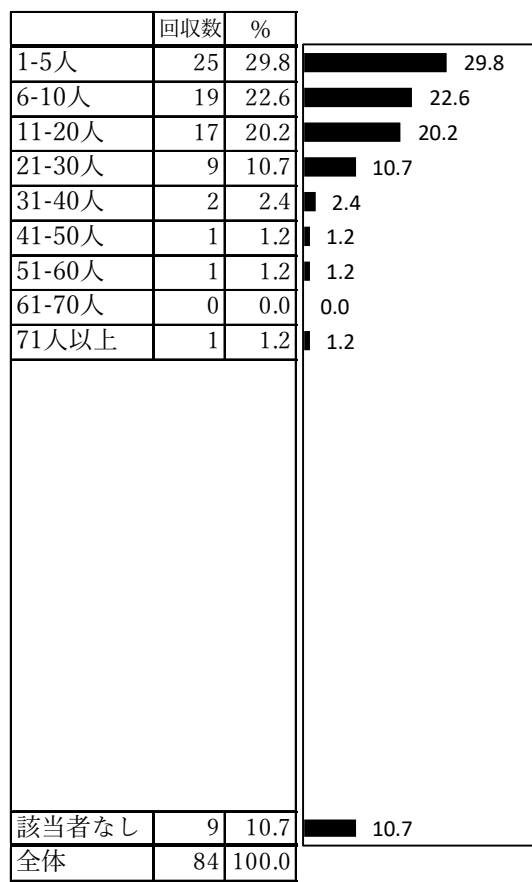


総数 (A) 4,433 人

(再掲)



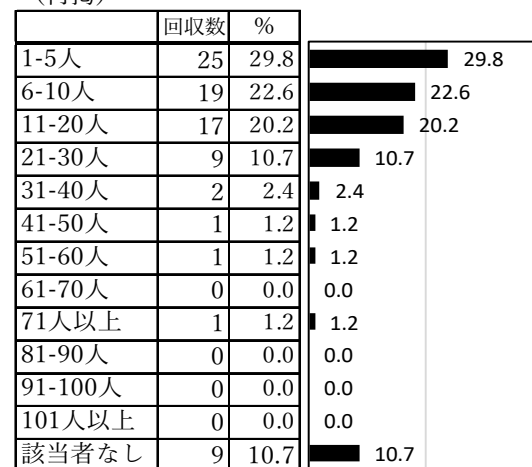
Q7 Q6 の学生のうち、実習の全期間あるいは
一部機関 (60 時間以上) を「市町村社協」または
「地域包括支援センター」に配属した学生数



総数 (B) 941 人

(B/A) 21.2 %

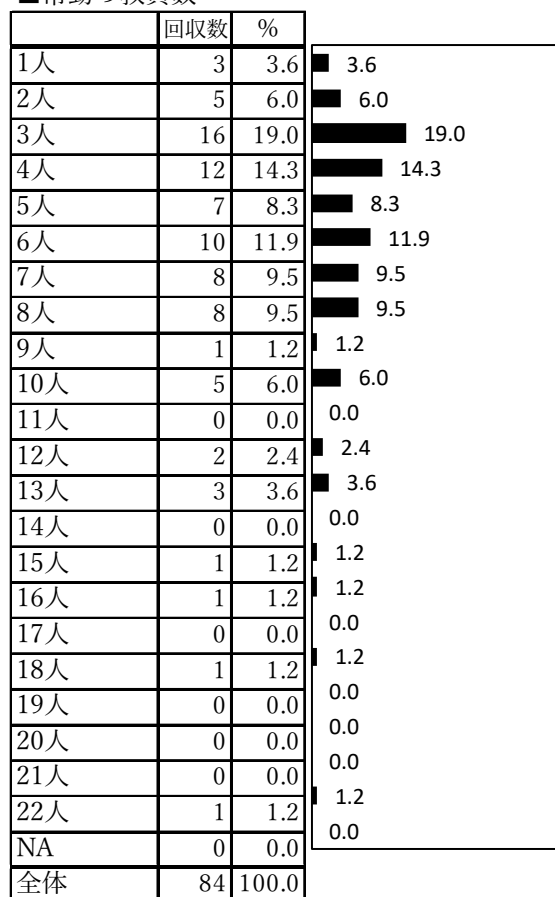
※相談援助実習における社協・包括の割合
(再掲)



Q8 ・養成課程において、社会福祉士受験資格取得の指定科目である「相談援助演習」または「相談援助実習指導」を担当している常勤（任期付き専任教員を含む）の教員数

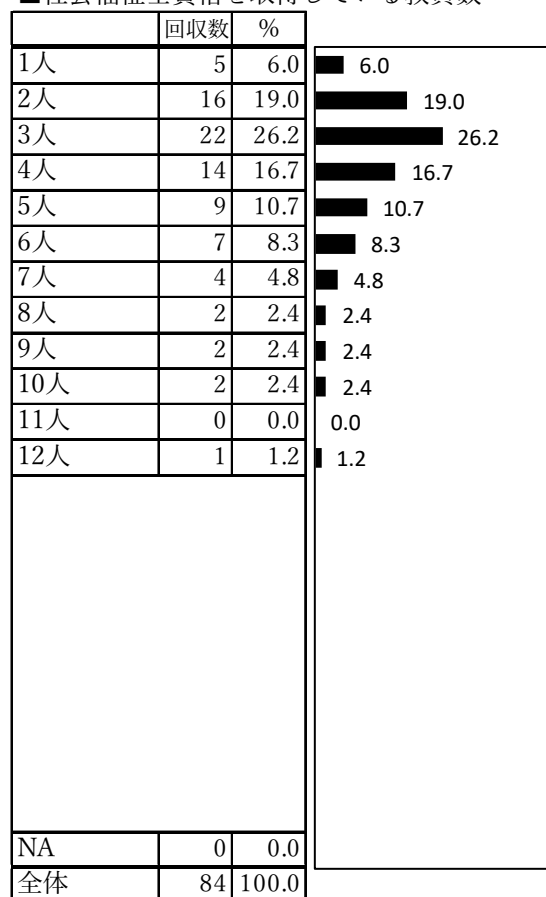
・また、その中で社会福祉士の資格を取得している教員

■常勤の教員数



総数(A) 517 人

■社会福祉士資格を取得している教員数

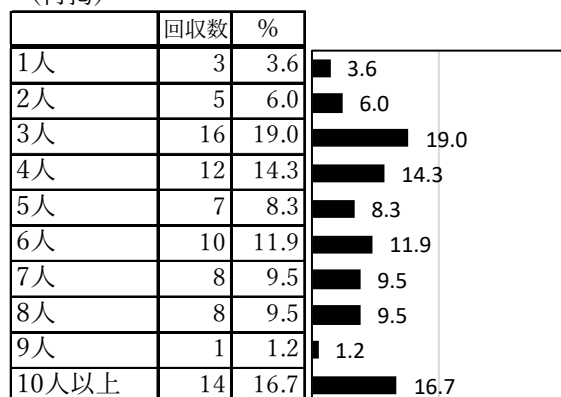


総数(B) 340 人

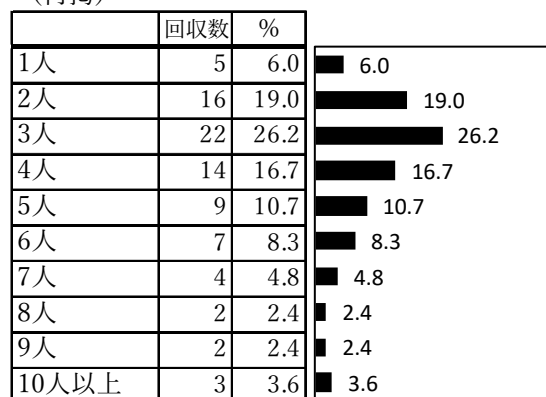
(B/A) 65.8 %

※常勤教員数における社福士資格所持者の割合

(再掲)



(再掲)



Q11 市町村社会福祉協議会あるいは地域包括支援センターにおける社会福祉士の実習について

※設問は「地域福祉実習」について。以下地域福祉実習と標記。

質問NO	質問項目	※「まったくそう思わない」	
Q11-1	○地域福祉実習を希望する学生が少ない	36.9	
Q11-2	○学生が地域福祉実習の意義や内容を理解できない	28.6	
Q11-3	○地域福祉実習の配属先が確保できない		
Q11-4	○実習指導教員が、地域福祉実習の必要性を理解していない	65.5	
Q11-5	○実習指導教員が、地域福祉実習におけるソーシャルワーカーの機能や役割を理解していない	61.9	
Q11-6	○実習指導教員が、実習計画作成の指導ができない	53.6	
Q11-7	○実習指導教員が、現場実習指導者にどのような実習内容を依頼すればよいかわからない	57.1	
Q11-8	○実習指導教員が、巡回指導において指導ができない	61.9	
Q11-9	○現場実習指導者が、ソーシャルワークを理解していない	34.5	
Q11-10	○現場実習指導者が、社会福祉士の実習指導ができない	29.8	
Q11-11	○現場実習指導者の指導力の差が大きすぎる		
Q11-12	○実習機関（社協・包括）間での実習内容の差が大きすぎる		
Q11-13	○実習機関からの現場実習指導者に対する支援が不足している	8.5	
Q11-14	○地域福祉実習の配属を行うには実習時間数が不足している	21.4	

■市町村社会福祉協議会あるいは地域包括支援センターにおける社会福祉士の実習について

(回答数)							(%)						
	全体 (NA除く)	とても そう 思う	まあ そう 思う	あまり そう 思わ ない	まった く そう 思わ ない	NA	全体 (NA除く)	とても そう 思う	まあ そう 思う	あまり そう 思わ ない	まった く そう 思わ ない	そう 思う (計)	そう 思わ ない (計)
Q11-1	84	0	13	40	31	0	100.0	0.0	15.5	47.6	36.9	15.5	84.5
Q11-2	84	5	15	40	24	0	100.0	6.0	17.9	47.6	28.6	23.8	76.2
Q11-3	84	21	26	32	5	0	100.0	25.0	31.0	38.1	6.0	56.0	44.0
Q11-4	84	0	6	23	55	0	100.0	0.0	7.1	27.4	65.5	7.1	92.9
Q11-5	84	0	7	25	52	0	100.0	0.0	8.3	29.8	61.9	8.3	91.7
Q11-6	84	0	7	32	45	0	100.0	0.0	8.3	38.1	53.6	8.3	91.7
Q11-7	84	0	10	26	48	0	100.0	0.0	11.9	31.0	57.1	11.9	88.1
Q11-8	84	0	3	29	52	0	100.0	0.0	3.6	34.5	61.9	3.6	96.4
Q11-9	84	1	10	44	29	0	100.0	1.2	11.9	52.4	34.5	13.1	86.9
Q11-10	84	0	14	45	25	0	100.0	0.0	16.7	53.6	29.8	16.7	83.3
Q11-11	84	13	39	29	3	0	100.0	15.5	46.4	34.5	3.6	61.9	38.1
Q11-12	84	15	38	27	4	0	100.0	17.9	45.2	32.1	4.8	63.1	36.9
Q11-13	82	9	30	36	7	2	100.0	11.0	36.6	43.9	8.5	47.6	52.4
Q11-14	84	8	23	35	18	0	100.0	9.5	27.4	41.7	21.4	36.9	63.1

■市町村社会福祉協議会あるいは地域包括支援センターにおける社会福祉士の実習について

質問NO	質問項目
Q11-1	○地域福祉実習を希望する学生が少ない
Q11-2	○学生が地域福祉実習の意義や内容を理解できない
Q11-3	○地域福祉実習の配属先が確保できない
Q11-4	○実習指導教員が、地域福祉実習の必要性を理解していない
Q11-5	○実習指導教員が、地域福祉実習におけるソーシャルワーカーの機能や役割を理解していない
Q11-6	○実習指導教員が、実習計画作成の指導ができない
Q11-7	○実習指導教員が、現場実習指導者にどのような実習内容を依頼すればよいのかわからない
Q11-8	○実習指導教員が、巡回指導において指導ができない
Q11-9	○現場実習指導者が、ソーシャルワークを理解していない
Q11-10	○現場実習指導者が、社会福祉士の実習指導ができない
Q11-11	○現場実習指導者の指導力の差が大きすぎる
Q11-12	○実習機関（社協・包括）間での実習内容の差が大きすぎる
Q11-13	○実習機関からの現場実習指導者に対する支援が不足している
Q11-14	○地域福祉実習の配属を行うには実習時間数が不足している

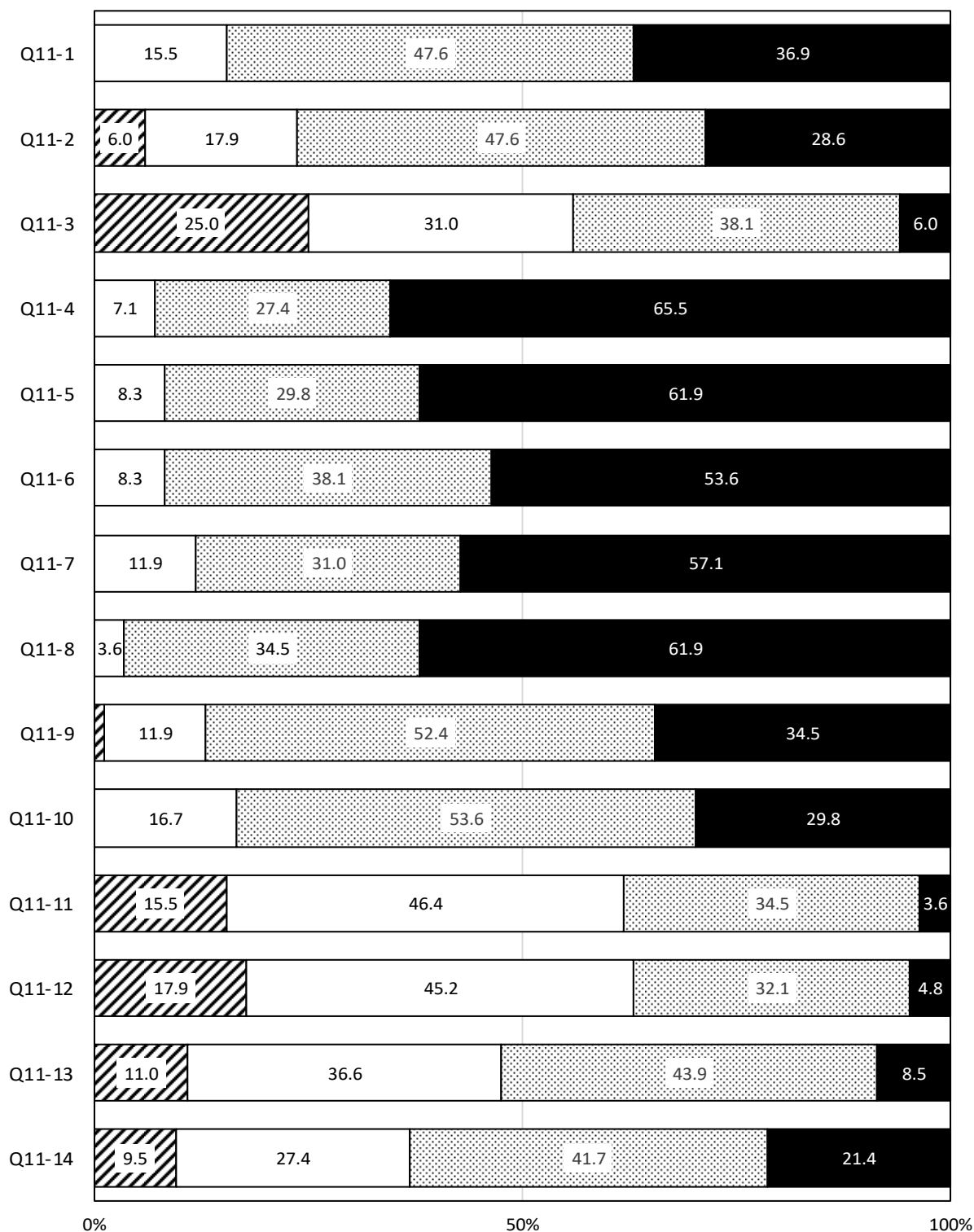
(再掲)

(%)

	全体 (NA除く)	合計	まったく そう思わ ない	あまりそ う思わな い
Q11-1	84	84.5	36.9	47.6
Q11-2	84	76.2	28.6	47.6
Q11-3	84	44.0	6.0	38.1
Q11-4	84	92.9	65.5	27.4
Q11-5	84	91.7	61.9	29.8
Q11-6	84	91.7	53.6	38.1
Q11-7	84	88.1	57.1	31.0
Q11-8	84	96.4	61.9	34.5
Q11-9	84	86.9	34.5	52.4
Q11-10	84	83.3	29.8	53.6
Q11-11	84	38.1	3.6	34.5
Q11-12	84	36.9	4.8	32.1
Q11-13	82	52.4	8.5	43.9
Q11-14	84	63.1	21.4	41.7

■市町村社会福祉協議会あるいは地域包括支援センターにおける社会福祉士の実習について

□とてもそう思う □まあそう思う □あまりそう思わない ■まったくそう思わない



4) 他団体との現在および今後のかかわりについて

法人との現在のかかわりについてでは、「社会福祉法人内の研修等の講師等を教員が務める」が8割近くで最も多かった。次いで、「地域の社会福祉の状況について情報交換・意見交換を行う」が7割近く、「地域における社会福祉士の養成のあり方について、情報交換・意見交換を行う」が6割近く、「地域の社会福祉に関連する人材確保について情報交換・意見交換を行う」「養成課程が開催する研修等に社会福祉法人の職員の参加の呼びかけを依頼する」などが約半数で挙げられていた。

職能団体との現在のかかわりについては、「卒業生等に職能団体への加入を促す」が8割を超えており、「職能団体が主催する研修等の講師等を教員が務める」が7割近く、「養成課程の学生に職能団体のイベント等への協力の呼びかけを行う」および「職能団体の委員会活動や事業において教員が運営にかかわる」が半数を超えて挙げられていた。

都道府県や市町村の行政とのかかわりについては、「各種委員会・審議会等への委員の推薦」が最も多く（都道府県 52.4%、市町村 67.9%）、次いで「行政が実施する事業のスーパーバイザーや講師等の派遣」が多かった（都道府県 44.0%、市町村 57.1%）。

4つの団体（法人、職能団体、都道府県、市町村）とのかかわりの有無を比較してみると、法人と職能団体については、ほぼすべての養成校がかかわりを有しているが、市町村行政とは1割強がかかわりは無いと回答し、都道府県行政とは2割強がかかわりは無いと回答していた、

Q12 養成課程と社会福祉法人との現在のかかわりについて

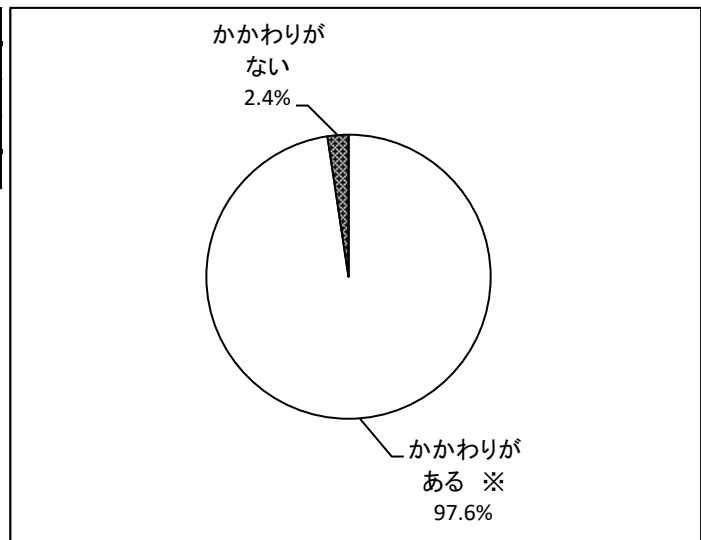
※養成校が所在する都道府県内の社会福祉法人



■現在のかかわりの有無

単数回答	回収数	%
かかわりがある ※	82	97.6
かかわりがない	2	2.4
NA	0	0.0
全体	84	100.0

※全体から「かかわりはない」とNAを除いた数値



Q13 養成課程と社会福祉士の職能団体（社会福祉士会）との現在のかかわりについて

※養成校が所在する都道府県下の社会福祉士会

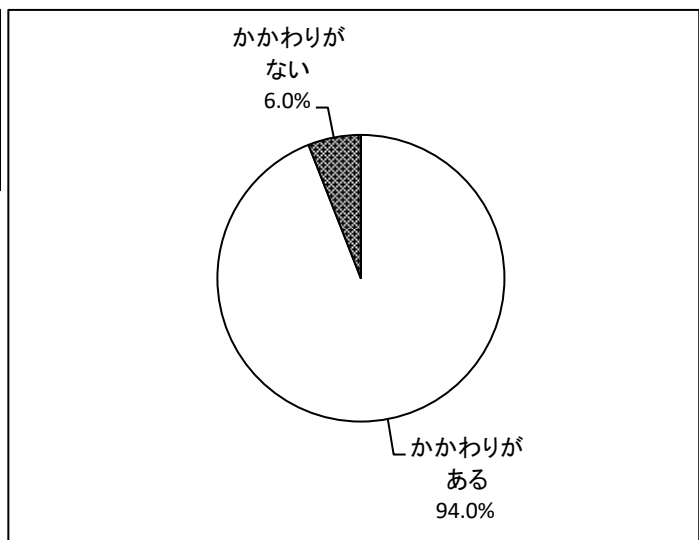
複数回答	回収数	%
職能団体の委員会活動や事業において、教員が運営にかかわる	45	53.6
職能団体の委員会活動や事業において、教員が助言者等としてかかわる	35	41.7
職能団体が主催する研修等の講師等を、教員が務める	58	69.0
養成課程の学生に、職能団体のイベント等への協力の呼びかけを行う	47	56.0
職能団体のイベント等に必要な会場等の場所を、養成校が提供する	29	34.5
職能団体に、社福士の実習生受け入れのために施設・機関との調整を依頼する	9	10.7
職能団体に、特別講師などの派遣を依頼する	33	39.3
卒業生等に職能団体への加入を促す	66	78.6
地域の社会福祉の状況について、情報交換・意見交換を行う	25	29.8
地域における社福士の養成のあり方について、情報交換・意見交換を行う	30	35.7
地域における社福士の研修等の学びのあり方について、情報交換・意見交換を行う	25	29.8
地域の社会福祉に関連する人材確保について、情報交換・意見交換を行う	26	31.0
その他	0	0.0
現在、所在する都道府県内にある職能団体とのかかわりはない	5	6.0
NA	0	0.0
全体	84	100.0

「かかわりはない」とNAを除く割合の計	509.5
---------------------	-------

■現在のかかわりの有無

単数回答	回答数	%
かかわりがある ※	79	94.0
かかわりがない	5	6.0
NA	0	0.0
全体	84	100.0

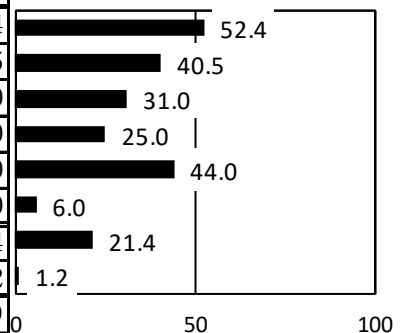
※全体から「かかわりはない」とNAを除いた数値



Q14 養成課程と都道府県行政との現在のかかわりについて

※養成課程が所在する都道府県行政

複数回答	回収数	%
各種委員会・審議会等への委員の推薦	44	52.4
福祉人材の確保に向けた取り組み	34	40.5
養成課程が主催するイベント等への後援名義の依頼	26	31.0
都道府県が主催するイベント等の後援や共催等の依頼への協力	21	25.0
都道府県が実施する事業のスーパーバイザーや講師等の派遣	37	44.0
その他	5	6.0
養成課程が所在する都道府県行政とのかかわりはない	18	21.4
NA	1	1.2
全体	84	100.0



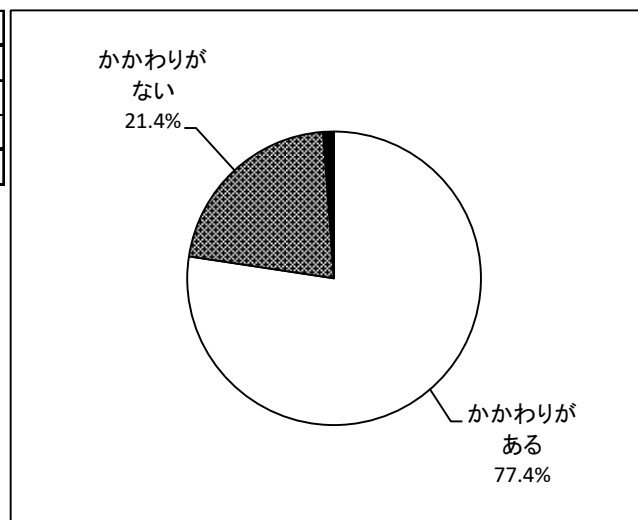
「かかわりはない」とNAを除く割合の計

198.8

■現在のかかわりの有無

単数回答	回収数	%
かかわりがある ※	65	77.4
かかわりがない	18	21.4
NA	1	1.2
全体	84	100.0

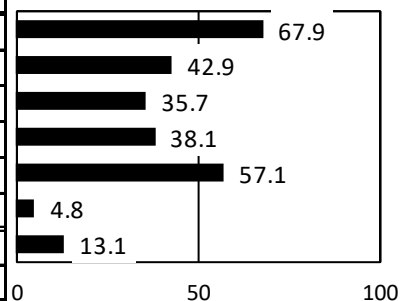
※全体から「かかわりはない」とNAを除いた数値



Q15 養成課程と市町村行政との現在のかかわりについて

※養成課程が所在する都道府県下の市区町村行政

複数回答	回収数	%
各種委員会・審議会等への委員の推薦	57	67.9
福祉人材の確保に向けた取り組み	36	42.9
養成課程が主催するイベント等への後援名義の依頼	30	35.7
都道府県が主催するイベント等の後援や共催等の依頼への協力	32	38.1
都道府県が実施する事業のスーパーバイザーや講師等の派遣	48	57.1
その他	4	4.8
養成課程が所在する市町村行政とのかかわりはない	11	13.1
NA	0	0.0
全体	84	100.0

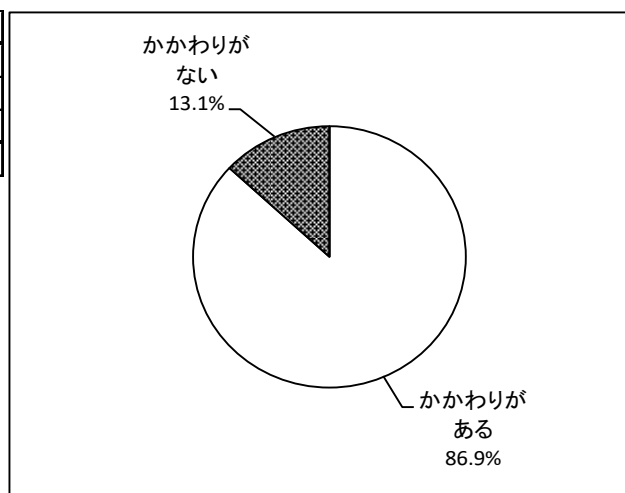


「かかわりはない」とNAを除く割合の計	246.4
---------------------	-------

■現在のかかわりの有無

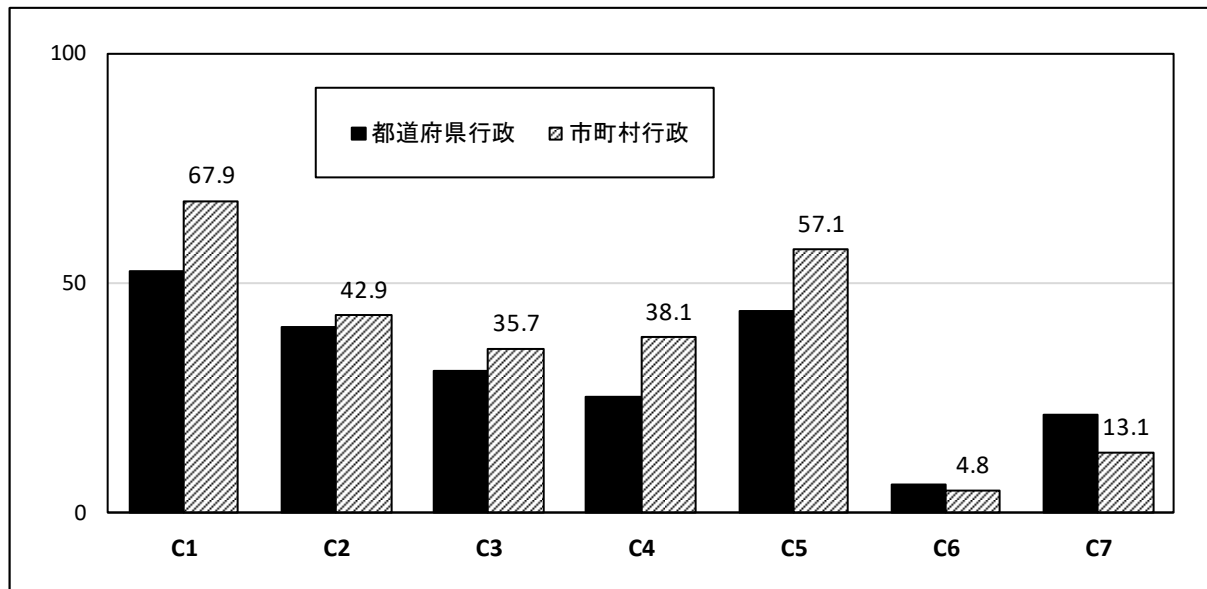
単数回答	回収数	%
かかわりがある ※	73	86.9
かかわりがない	11	13.1
NA	0	0.0
全体	84	100.0

※全体から「かかわりはない」とNAを除いた数値



■都道府県行政と市町村行政の比較

	複数回答	都道府県行政		市町村行政		差
		回収数	%	回収数	%	
C1	各種委員会・審議会等への委員の推薦	44	52.4	57	67.9	15.5
C2	福祉人材の確保に向けた取り組み	34	40.5	36	42.9	2.4
C3	養成課程が主催するイベント等への後援名義の依頼	26	31.0	30	35.7	4.8
C4	都道府県が主催するイベント等の後援や共催等の依頼への協力	21	25.0	32	38.1	13.1
C5	都道府県が実施する事業のスーパーバイザーや講師等の派遣	37	44.0	48	57.1	13.1
C6	その他	5	6.0	4	4.8	-1.2
C7	養成課程が所在する市町村行政とのかかわりはない	18	21.4	11	13.1	-8.3
	NA	1	1.2	0	0.0	-1.2
	全体	84	100.0	84	100.0	
「かかわりはない」とNAを除く割合の計		198.8		246.4		47.6
かかわりがある ※		77.4		86.9		9.5
※全体から「かかわりはない」とNAを除いた数値						



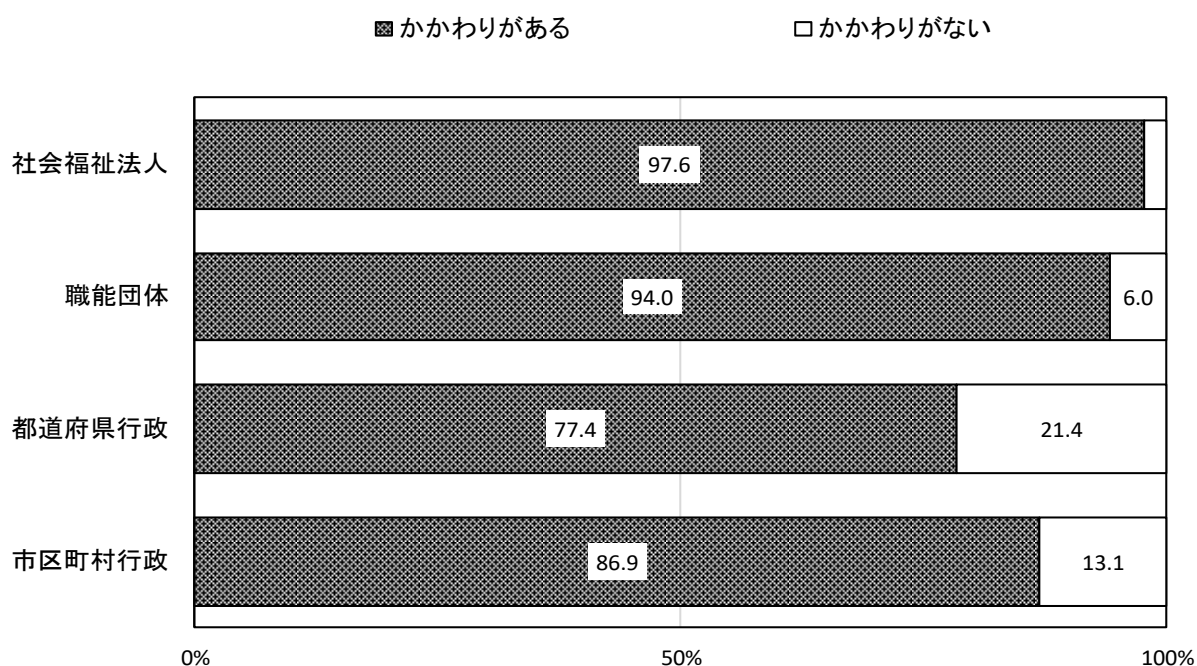
■4 対象組織とのかかわりの有無（再掲）

計算値	社会 福祉 法人 人	職能 団体	都道 府県 行政	市区 町村 行政
かかわりがある ※1	97.6	94.0	77.4	86.9
かかわりがない	2.4	6.0	21.4	13.1
NA	0.0	0.0	1.2	0.0
全体	100.0	100.0	100.0	100.0

※1 全体から「かかわりはない」とNAを除いた数値

※2 養成課程が所在する都道府県内の社会福祉法人、職能団体

※3 養成課程が所在する都道府県行政、都道府県下の市区町村行政



3. 学び合いプラットフォーム構築の促進要因及び阻害要因の分析

学び合いプラットフォームに構築に向けての促進要因と阻害要因を探るために、3つの調査において共通して設定された下記の項目について分析を行った。

- (1) 学び合いプラットフォームへの参加意向
- (2) 学び合いプラットフォームへの参加を通じた魅力
 - C1 様々なテーマに関する学び直しの機会（研修等）が増加すること
 - C2 養成校、行政、事業者、職能団体等との新たなネットワーク構築
 - C3 養成校の教員との交流（情報交換やコンサルテーション等）
 - C4 養成校の学生らが実習やボランティアに来ること
 - C5 職員募集において応募してくれる学生の増加への期待
 - C6 各種社会福祉法人・養成校・行政が協力すること
 - C7 交流を通して法人の知名度・認知度を上げられる可能性
 - C8 研修や公益的取組への養成校教員・学生の参画
 - C9 プラットフォームへの参加を通じた地域への貢献
- (3) 学び合いプラットフォーム参加に必要な要因
 - C1 プラットフォームを通じた具体的な成功事例（効果）の提示
 - C2 法人職員の現在の業務における身体的・時間的な負担の軽減
 - C3 法人全体の意識変革（社会福祉法人の役割への理解促進）
 - C4 養成校教員・学生のレベルアップ
 - C5 プラットフォーム参加による助成金等の資金の獲得
- (4) 学び合いプラットフォームにおける学び直し機能の内容への期待
 - C1 利用者個人々人への個別支援
 - C2 地域の状況改善に向けた地域支援（コミュニティワーク）
 - C3 社会の変化を視野に入れたソーシャルアクション
 - C4 ソーシャルワークとしての個と地域との一体的支援
 - C5 新人教育等も含めたスーパービジョン
 - C6 法人の管理運営等のソーシャルアドミニストレーション
 - C7 ソーシャルワーク研究法（事例研究や効果測定等）
 - C8 多職種連携やネットワークの構築（ネットワーキング）

(1) 学び合いプラットフォームへの参加意向

【社会福祉法人】



積極的である（非常に＋どちらかというと）	44.6
消極的である（とても＋どちらかというと）	13.8

【養成校・養成課程】



積極的である（非常に＋どちらかというと）	58.3
消極的である（とても＋どちらかというと）	15.5

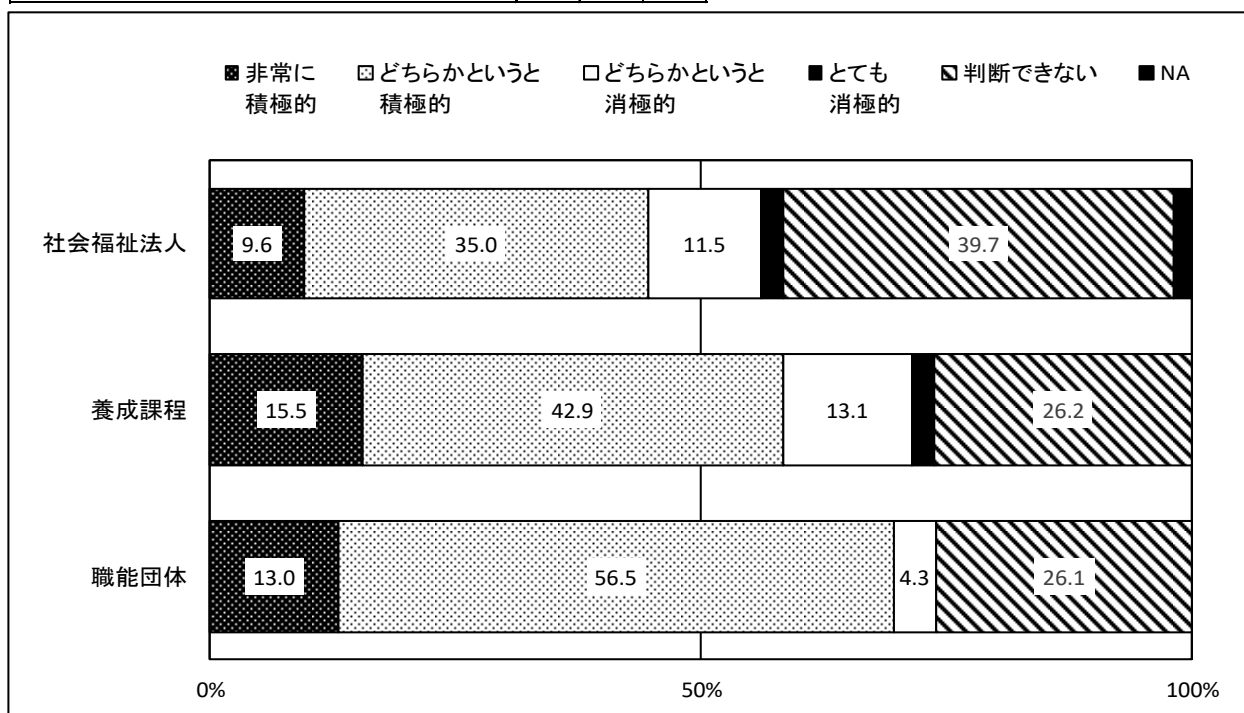
【職能団体】



積極的である（非常に＋どちらかというと）	69.6
消極的である（とても＋どちらかというと）	4.3

	社会 福祉 法人	養成 課程	職能 団体
参加に対して非常に積極的である	9.6	15.5	13.0
参加に対してどちらかというと積極的である	35.0	42.9	56.5
参加に対してどちらかというと消極的である	11.5	13.1	4.3
参加に対してとても消極的である	2.3	2.4	0.0
プラットフォームのイメージがつかないため判断できない	39.7	26.2	26.1
NA	1.9	0.0	0.0
全体	100.0	100.0	100.0

積極的である（非常に＋どちらかというと）	44.6	58.3	69.6
消極的である（とても＋どちらかというと）	13.8	15.5	4.3



学び合いプラットフォームへの参加意向については、職能団体が社会福祉法人と養成校・養成課程に比べて参加に対して積極的姿勢を示していることが示された。

また、社会福祉法人の参加意向については積極的姿勢が他の調査対象に比べて低く、一方で「プラットフォームのイメージがつかないため判断できない」という回答が養成校・養成課程および職能団体に比べて顕著に多かった。回答した社会福祉法人の基本属性を確認してみると、保育所を経営している法人も多く存在しており、例えば保育所のみを経営する社会福祉法人の場合、社会福祉士、社会福祉士の養成校、そして職能団体（社会福祉士会）とこれまで関わりがあまりなくプラットフォームをよりイメージしづらいことが考えられる。

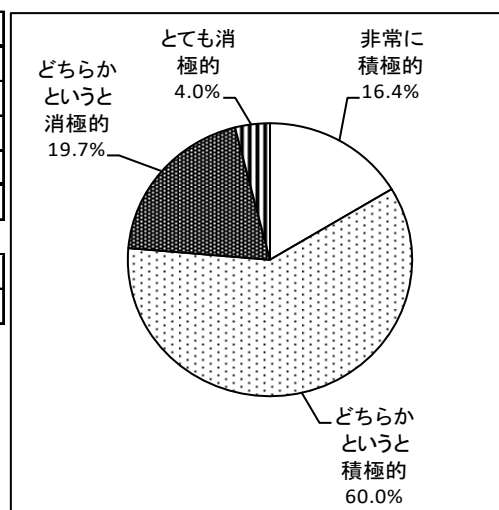
「プラットフォームのイメージがつかないため判断できない」という回答は全ての調査対象において一定層存在していることから、今後の学び合いプラットフォームの構想を進めていくためには、こうした「プラットフォームのイメージがつかないため判断できない」という層に対して、社会福祉法人を中心に周知を図っていくことに取り組む必要があることが示された。これには今回の社会福祉推進事業で行ったモデル事業としての5地域の取り組みを広く発信していくことがその一歩として効果的と考えられる。

※「プラットフォームのイメージがつかないため判断できない」とNAを除いた数値

【社会福祉法人】

Q3	回答数	%
参加に対して非常に積極的である	99	16.4
参加に対してどちらかというと積極的である	363	60.0
参加に対してどちらかというと消極的である	119	19.7
参加に対してとても消極的である	24	4.0
全体	605	100.0

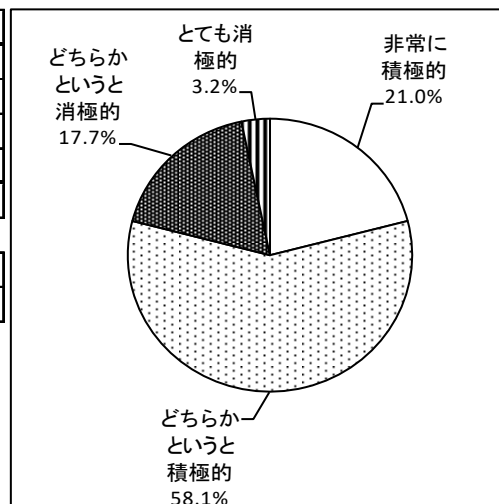
積極的である（非常に＋どちらかというと）	76.4
消極的である（とても＋どちらかというと）	23.6



【養成校・養成課程】

Q16	回答数	%
参加に対して非常に積極的である	13	21.0
参加に対してどちらかというと積極的である	36	58.1
参加に対してどちらかというと消極的である	11	17.7
参加に対してとても消極的である	2	3.2
全体	62	100.0

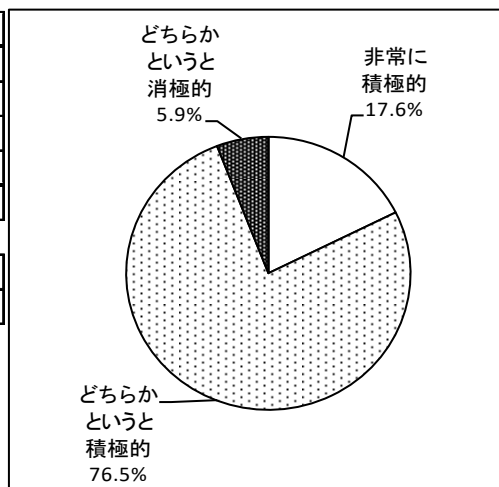
積極的である（非常に＋どちらかというと）	79.0
消極的である（とても＋どちらかというと）	21.0



【職能団体】

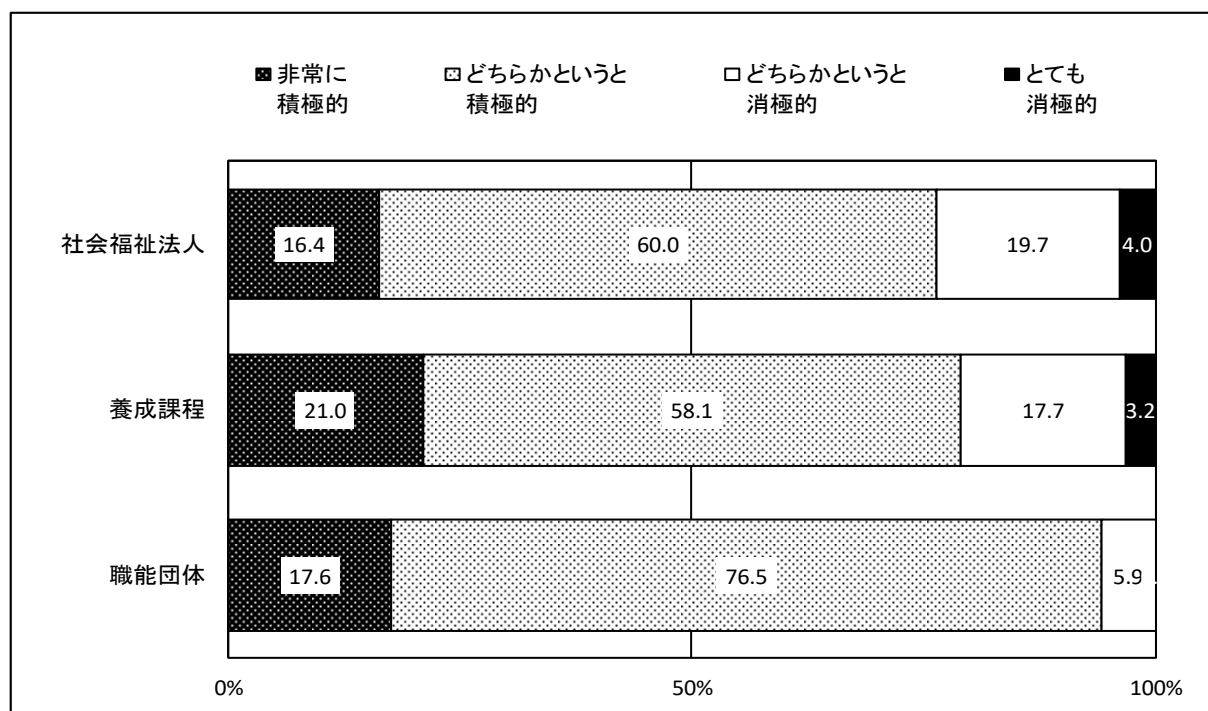
Q5	回答数	%
参加に対して非常に積極的である	3	17.6
参加に対してどちらかというと積極的である	13	76.5
参加に対してどちらかというと消極的である	1	5.9
参加に対してとても消極的である	0	0.0
全体	17	100.0

積極的である（非常に＋どちらかというと）	94.1
消極的である（とても＋どちらかというと）	5.9



	社会 福祉 法人	養成 課程	職能 団体
参加に対して非常に積極的である	16.4	21.0	17.6
参加に対してどちらかというと積極的である	60.0	58.1	76.5
参加に対してどちらかというと消極的である	19.7	17.7	5.9
参加に対してとても消極的である	4.0	3.2	0.0

積極的である（非常に＋どちらかというど）	76.4	79.0	94.1
消極的である（とても＋どちらかというど）	23.6	21.0	5.9



プラットフォームへの参加意向について、「プラットフォームのイメージがつかないため判断できない」という回答を除外した結果を見てみると、全ての調査対象において、プラットフォーム参加に対して積極的姿勢を示している回答が7割を超える結果となっており、プラットフォームのイメージがついていると積極的に参加しようとする傾向が見られた。しかし一方で、プラットフォームのイメージがついたうえで、参加意向については消極的な意向を示す回答も存在しており、今後は消極的な意向を示す理由を明らかにするとともに、消極的である理由に対して、プラットフォームがなし得るものをしっかりと目に見える形で伝えていくことにより、参加に向けた意向を形成できるよう働きかけることが必要と考えられる。

(2) 学び合いプラットフォーム参加に必要な要因

	質問項目
C1	○様々なテーマに関する学び直しの機会（研修等）が増加すること
C2	○養成校、行政、事業者、職能団体等との新たなネットワーク構築
C3	○養成校の教員との交流（情報交換やコンサルテーション等）
C4	○養成校の学生らが実習やボランティアに来ること
C5	○職員募集において応募してくれる学生の増加への期待
C6	○各種社会福祉法人・養成校・行政が協力すること
C7	○交流を通して法人の知名度・認知度を上げられる可能性
C8	○研修や公益的取組への養成校教員・学生の参画
C9	○プラットフォームへの参加を通じた地域への貢献

※「養成課程調査」の質問項目

C3	○他法人や他団体との交流（情報交換やコンサルテーション等）
C4	○学生を実習やボランティアに送り出すこと

【社会福祉法人】		(回答数)						(%)						
		全体 (NA除 く)	とても魅 力を感 じる	まあ魅 力を感 じる	あまり魅 力を感 じない	まったく 魅力を 感 じない	NA	全体	とても魅 力を感 じる	まあ魅 力を感 じる	あまり魅 力を感 じない	まったく 魅力を 感 じない	魅力を感 じる (計)	魅力を感 じない (計)
C1	Q3-2-1	961	286	533	130	12	75	100.0	29.8	55.5	13.5	1.2	85.2	14.8
C2	Q3-2-2	967	349	486	119	13	69	100.0	36.1	50.3	12.3	1.3	86.3	13.7
C3	Q3-2-3	960	238	520	187	15	76	100.0	24.8	54.2	19.5	1.6	79.0	21.0
C4	Q3-2-4	973	462	424	75	12	63	100.0	47.5	43.6	7.7	1.2	91.1	8.9
C5	Q3-2-5	968	503	354	94	17	68	100.0	52.0	36.6	9.7	1.8	88.5	11.5
C6	Q3-2-6	963	317	498	135	13	73	100.0	32.9	51.7	14.0	1.3	84.6	15.4
C7	Q3-2-7	959	197	486	244	32	77	100.0	20.5	50.7	25.4	3.3	71.2	28.8
C8	Q3-2-8	961	243	513	184	21	75	100.0	25.3	53.4	19.1	2.2	78.7	21.3
C9	Q3-2-9	966	249	532	165	20	70	100.0	25.8	55.1	17.1	2.1	80.8	19.2

【養成校・養成課程】		(回答数)						(%)							
		全体 (NA除 く)	とても魅 力を感 じる	まあ魅力 を感じる	あまり魅 力を感 じない	まったく 魅力 を感じ ない	NA	全体	とても魅 力を感 じる	まあ魅力 を感じる	あまり魅 力を感 じない	まったく 魅力 を感じ ない	魅力を感 じる (計)	魅力を感 じない (計)	
C1	Q17-1	83	26	45	12	0	1	100.0	31.3	54.2	14.5	0.0	85.5	14.5	
C2	Q17-2	82	32	46	3	1	2	100.0	39.0	56.1	3.7	1.2	95.1	4.9	
C3	Q17-3	83	26	45	12	0	1	100.0	31.3	54.2	14.5	0.0	85.5	14.5	
C4	Q17-4	82	33	39	9	1	2	100.0	40.2	47.6	11.0	1.2	87.8	12.2	
C5	Q17-5	82	17	43	20	2	2	100.0	20.7	52.4	24.4	2.4	73.2	26.8	
C6	Q17-6	82	29	50	3	0	2	100.0	35.4	61.0	3.7	0.0	96.3	3.7	
C7	Q17-7	82	16	48	17	1	2	100.0	19.5	58.5	20.7	1.2	78.0	22.0	
C8	Q17-8	83	19	52	11	1	1	100.0	22.9	62.7	13.3	1.2	85.5	14.5	
C9	Q17-9	83	22	49	11	1	1	100.0	26.5	59.0	13.3	1.2	85.5	14.5	

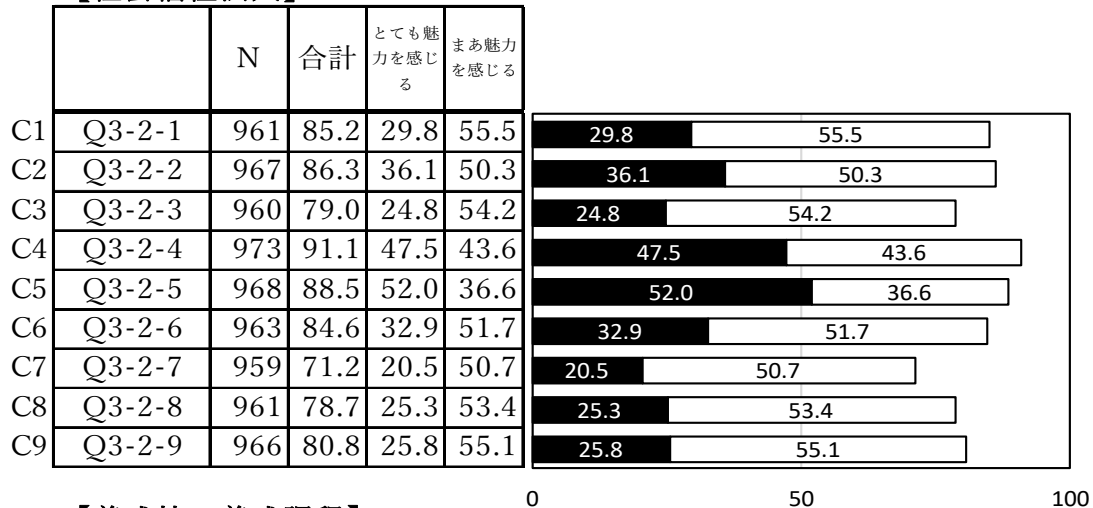
【職能団体】		(回答数)						(%)							
		全体 (NA除 く)	とても魅 力を感じ る	まあ魅力 を感じる	あまり魅 力を感じ ない	まったく 魅力を感じ ない	NA	全体	とても魅 力を感じ る	まあ魅力 を感じる	あまり魅 力を感じ ない	まったく 魅力を感じ ない	魅力を感じ る (計)	魅力を感じ ない (計)	
C1	Q5-2-1	21	8	12	1	0	2	100.0	38.1	57.1	4.8	0.0	95.2	4.8	
C2	Q5-2-2	21	8	13	0	0	2	100.0	38.1	61.9	0.0	0.0	100.0	0.0	
C3	Q5-2-3	21	7	13	1	0	2	100.0	33.3	61.9	4.8	0.0	95.2	4.8	
C4	Q5-2-4	20	4	11	5	0	3	100.0	20.0	55.0	25.0	0.0	75.0	25.0	
C5	Q5-2-5	20	5	9	5	1	3	100.0	25.0	45.0	25.0	5.0	70.0	30.0	
C6	Q5-2-6	21	8	12	1	0	2	100.0	38.1	57.1	4.8	0.0	95.2	4.8	
C7	Q5-2-7	21	7	9	5	0	2	100.0	33.3	42.9	23.8	0.0	76.2	23.8	
C8	Q5-2-8	21	6	13	2	0	2	100.0	28.6	61.9	9.5	0.0	90.5	9.5	
C9	Q5-2-9	21	5	16	0	0	2	100.0	23.8	76.2	0.0	0.0	100.0	0.0	

	質問項目	
C1	○様々なテーマに関する学び直しの機会（研修等）が増加すること	
C2	○養成校、行政、事業者、職能団体等との新たなネットワーク構築	
C3	○養成校の教員との交流（情報交換やコンサルテーション等）	※
C4	○養成校の学生らが実習やボランティアに来ること	※
C5	○職員募集において応募してくれる学生の増加への期待	
C6	○各種社会福祉法人・養成校・行政が協力すること	
C7	○交流を通して法人の知名度・認知度を上げられる可能性	
C8	○研修や公益的取組への養成校教員・学生の参画	
C9	○プラットフォームへの参加を通じた地域への貢献	

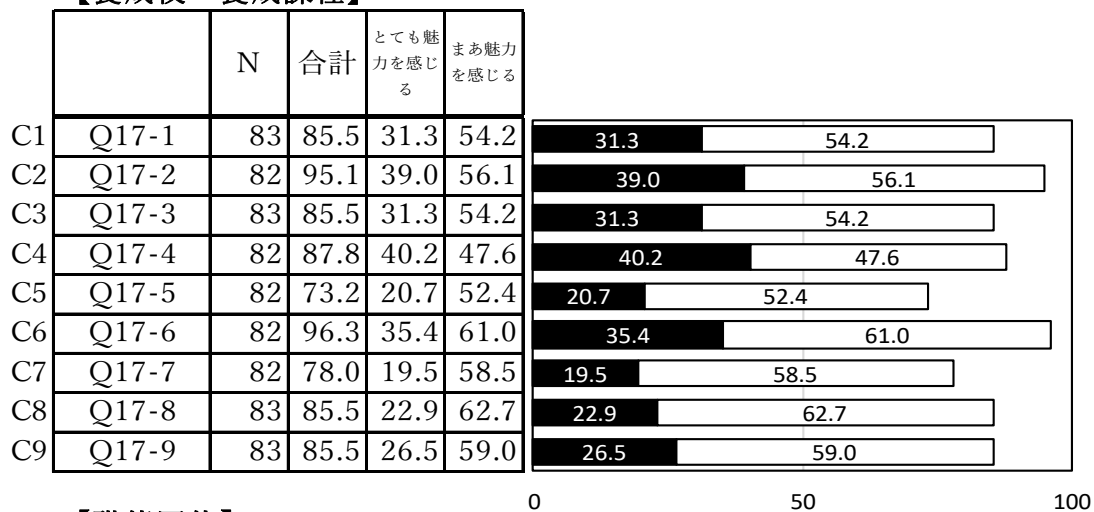
※「養成校調査」の質問項目

C3	○他法人や他団体との交流（情報交換やコンサルテーション等）
C4	○学生を実習やボランティアに送り出すこと

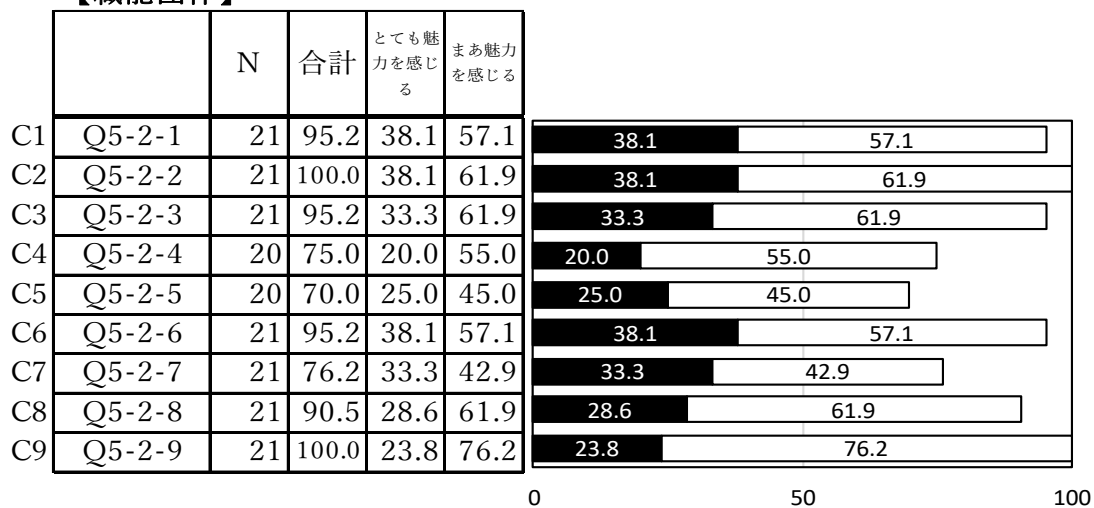
【社会福祉法人】



【養成校・養成課程】



【職能団体】



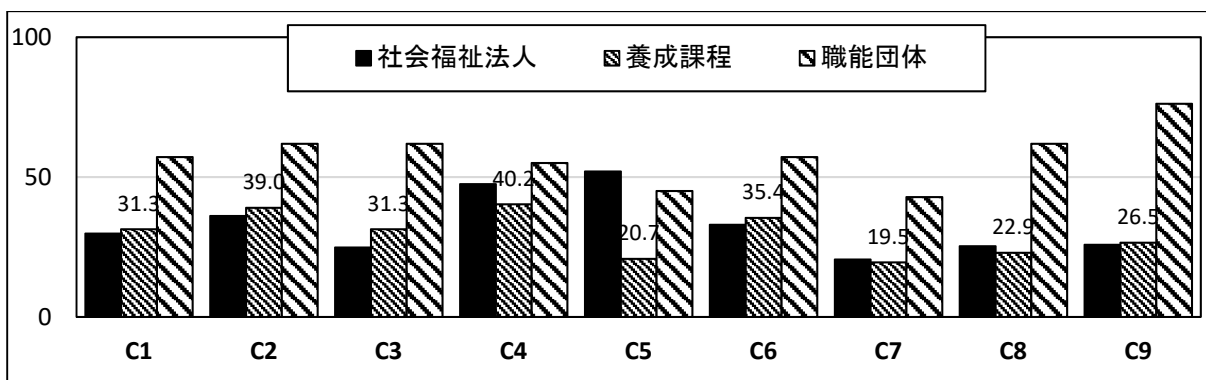
■とても魅力を感じる

	社会福祉法人	養成課程	職能団体
C1	29.8	31.3	57.1
C2	36.1	39.0	61.9
C3	24.8	31.3	61.9
C4	47.5	40.2	55.0
C5	52.0	20.7	45.0
C6	32.9	35.4	57.1
C7	20.5	19.5	42.9
C8	25.3	22.9	61.9
C9	25.8	26.5	76.2

「養成課程調査」の質問項目

- ※1 ○他法人や他団体との交流（情報交換やコンサルテーション等）
 ※2 ○学生を実習やボランティアに送り出すこと

質問項目	
※1	○様々なテーマに関する学び直しの機会（研修等）が増加すること
※2	○養成校、行政、事業者、職能団体等との新たなネットワーク構築
※1	○養成校の教員との交流（情報交換やコンサルテーション等）
※2	○養成校の学生らが実習やボランティアに来ること
	○職員募集において応募してくれる学生の増加への期待
	○各種社会福祉法人・養成校・行政が協力すること
	○交流を通して法人の知名度・認知度を上げられる可能性
	○研修や公益的取組への養成校教員・学生の参画
	○プラットフォームへの参加を通じた地域への貢献



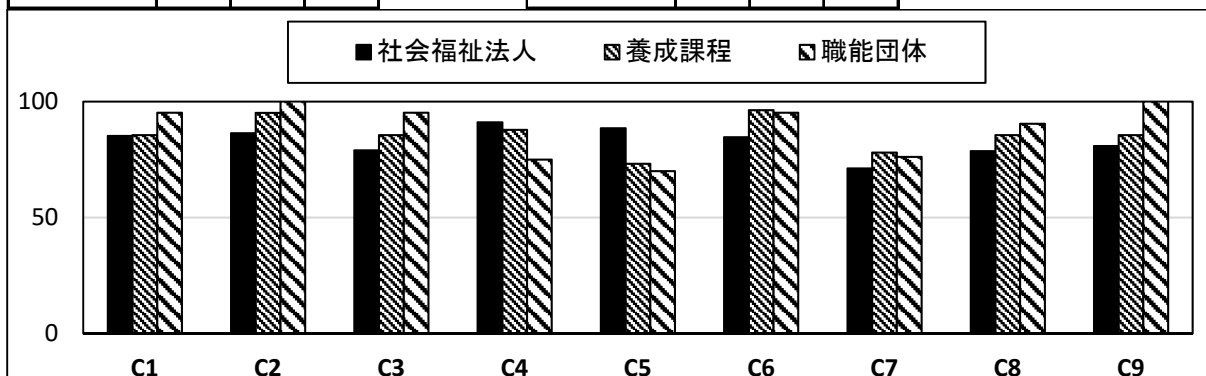
■魅力を感じる（とても＋まあ）

	社会福祉法人	養成課程	職能団体
C1	85.2	85.5	95.2
C2	86.3	95.1	100.0
C3	79.0	85.5	95.2
C4	91.1	87.8	75.0
C5	88.5	73.2	70.0
C6	84.6	96.3	95.2
C7	71.2	78.0	76.2
C8	78.7	85.5	90.5
C9	80.8	85.5	100.0

■平均値

	社会福祉法人	養成課程	職能団体
C1	3.1	3.2	3.3
C2	3.2	3.3	3.4
C3	3.0	3.2	3.3
C4	3.4	3.3	3.0
C5	3.4	2.9	2.9
C6	3.2	3.3	3.3
C7	2.9	3.0	3.1
C8	3.0	3.1	3.2
C9	3.0	3.1	3.2

	得点
とても魅力を感じる	4
まあ魅力を感じる	3
あまり魅力を感じない	2
まったく魅力を感じない	1



いずれの調査対象もプラットフォームを通したそれぞれの取り組みに一定以上の魅力を感じている傾向が示された。

社会福祉法人では、学生を実習やボランティアで迎え入れたり、職員募集において希望学生が増加することに大きな魅力を感じている。養成校・養成課程では、実習先を確保すること、またネットワークを構築したり、各種団体と協力することに魅力を感じている。職能団体では、学び直し（研修）機会の増加、ネットワーク構築、各種団体との協力にとっても魅力を感じていることが多く、また地域への貢献には回答したすべての団体が「魅力を感じる」ことが示された。

調査対象である3つの団体・組織の間に統一した傾向があるわけではなく、それぞれの立場においてまさに現在課題となっていたり、求められている役割を達成するための取り組みに魅力を感じていることが分かる。

つまり、今後各地域においてこのような「学び合いプラットフォーム」を構築していくためには、そのプラットフォームに参画する各種団体にとっての課題や役割について精査し、それぞれに必要な取り組みをプラットフォームにおいて行っていくように計画していくことが、大きな促進要因となり得るのではないかと考えられる。具体的には、社会福祉法人にとって、まずは学生らが現場に来て、将来的には法人の職員募集における応募者へとつながるような仕組みをプラットフォームの中に持たせることが重要であろう。また、養成校・養成課程にとって、まずは社会福祉士受験資格を得るための実習先の確保が喫緊の課題となっており、プラットフォームを通じて実習先の確保につなげられることが必要である。さらには職能団体においては、各地域での研修等の実施が求められていることから、プラットフォームを通して養成校の教員や社会福祉法人の職員と協働し、地域に実情に応じた研修を企画・実施できることが大きな魅力になるであろう。

他方で、プラットフォームを通した取り組みとして、相対的にはあまり魅力を感じられない項目も挙げられた。社会福祉法人では、養成校教員との交流、法人の知名度・認知度を上げること、そして公益的な取り組みへの養成校の関与に対しては、相対的にあまり魅力を感じないことが示された。養成校・養成課程では職員募集への学生の応募の増加、養成校の知名度・認知度を上げることに対して、相対的にあまり魅力を感じないことが示された。そして職能団体では、学生らが実習やボランティアに来ること、職員募集への応募学生の増加、団体の知名度・認知度を上げることに対して、あまり魅力を感じていないことが示された。

3団体共通で魅力を感じないという回答が多かった項目として「団体の知名度・認知度を上げること」が確認された。他方で、各団体であまり魅力を感じないと回答した者が多かった項目にはバラつきが見られたが、いずれも今後の社会福祉を検討する上で、各種団体が発展的に取り組みを行っていくためには重要と考えられる項目であった。現時点にてあまり魅力を感じない状況を改善していくことが必要といえるだろう。

しかしながら、「学び合いプラットフォーム」を構築し始める段階において、各団体それぞれにおいて魅力を感じられなかった取り組みを前面に押し出したとしても、それぞれのステークホルダーからは積極的な参画を得ることは困難であると想定される。したがって、構築後の発展的な取り組み、また副次的な効果としてこれらの取り組みを意図しつつも、まずは上記のプラットフォーム構築に向けた促進要因となり得る取り組みから始めることが重要といえる。

(3) 学び合いプラットフォーム参加に必要な要因

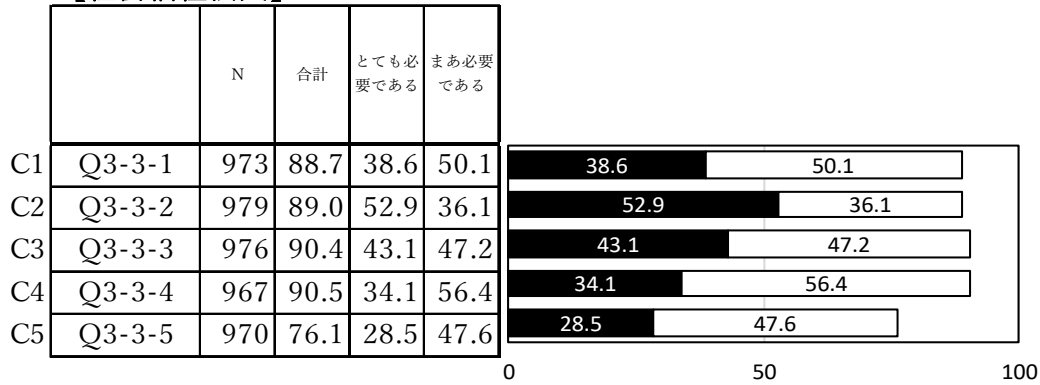
【社会福祉法人】		(回答数)						(%)							
		全体 (NAを除く)	とても必要である	まあ必要である	あまり必要ではない	まったく必要ではない	NA	全体	とても必要である	まあ必要である	あまり必要ではない	まったく必要ではない	必要である (計)	必要ではない (計)	
C1	Q3-3-1	973	376	487	89	21	63	100.0	38.6	50.1	9.1	2.2	88.7	11.3	
C2	Q3-3-2	979	518	353	91	17	57	100.0	52.9	36.1	9.3	1.7	89.0	11.0	
C3	Q3-3-3	976	421	461	78	16	60	100.0	43.1	47.2	8.0	1.6	90.4	9.6	
C4	Q3-3-4	967	330	545	78	14	69	100.0	34.1	56.4	8.1	1.4	90.5	9.5	
C5	Q3-3-5	970	276	462	201	31	66	100.0	28.5	47.6	20.7	3.2	76.1	23.9	

【養成校・養成課程】		(回答数)						(%)						必要である (計)	必要ではない (計)
		全体 (NAを除く)	とても必要である	まあ必要である	あまり必要ではない	まったく必要ではない	NA	全体	とても必要である	まあ必要である	あまり必要ではない	まったく必要ではない			
C1	Q18-1	83	41	35	6	1	1	100.0	49.4	42.2	7.2	1.2	91.6	8.4	
C2	Q18-2	83	47	33	3	0	1	100.0	56.6	39.8	3.6	0.0	96.4	3.6	
C3	Q18-3	83	44	36	3	0	1	100.0	53.0	43.4	3.6	0.0	96.4	3.6	
C4	Q18-4	82	36	41	4	1	2	100.0	43.9	50.0	4.9	1.2	93.9	6.1	
C5	Q18-5	83	38	38	6	1	1	100.0	45.8	45.8	7.2	1.2	91.6	8.4	

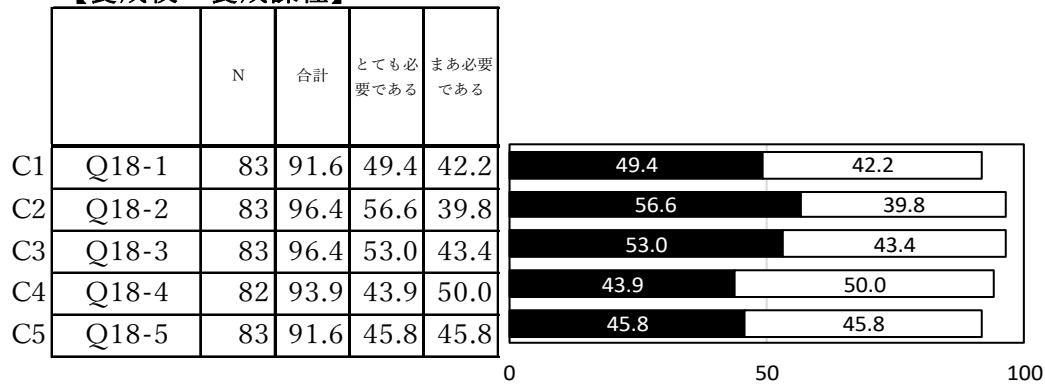
【職能団体】		(回答数)						(%)					必要である (計)	必要ではない (計)
		全体 (NAを除く)	とても必要である	まあ必要である	あまり必要ではない	まったく必要ではない	NA	全体	とても必要である	まあ必要である	あまり必要ではない	まったく必要ではない		
C1	Q5-3-1	23	11	9	3	0	0	100.0	47.8	39.1	13.0	0.0	87.0	13.0
C2	Q5-3-2	21	9	10	2	0	2	100.0	42.9	47.6	9.5	0.0	90.5	9.5
C3	Q5-3-3	21	10	7	4	0	2	100.0	47.6	33.3	19.0	0.0	81.0	19.0
C4	Q5-3-4	21	10	8	3	0	2	100.0	47.6	38.1	14.3	0.0	85.7	14.3
C5	Q5-3-5	21	11	8	2	0	2	100.0	52.4	38.1	9.5	0.0	90.5	9.5

	質問項目
C1	○プラットフォームを通じた具体的な成功事例（効果）の提示
C2	○法人職員の現在の業務における身体的・時間的な負担の軽減
C3	○法人全体の意識変革（社会福祉法人の役割への理解促進）
C4	○養成校教員・学生の、現場に対する意識のレベルアップ
C5	○プラットフォーム参加による助成金等の資金の獲得

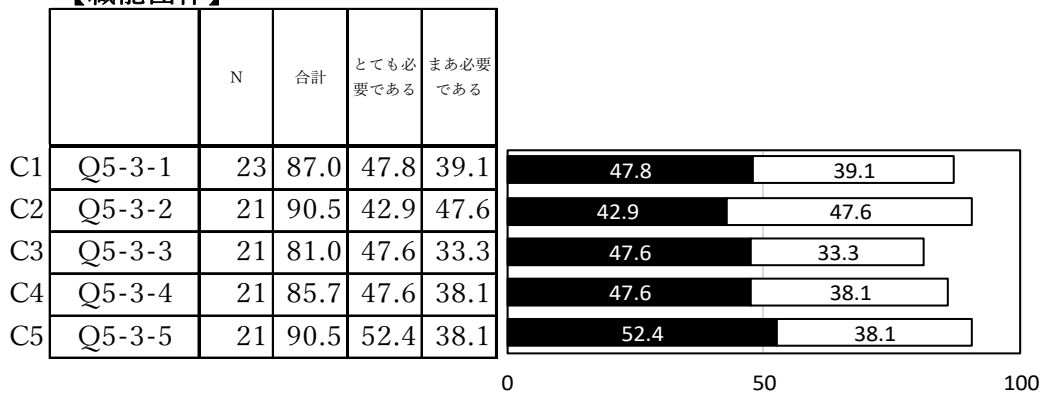
【社会福祉法人】



【養成校・養成課程】



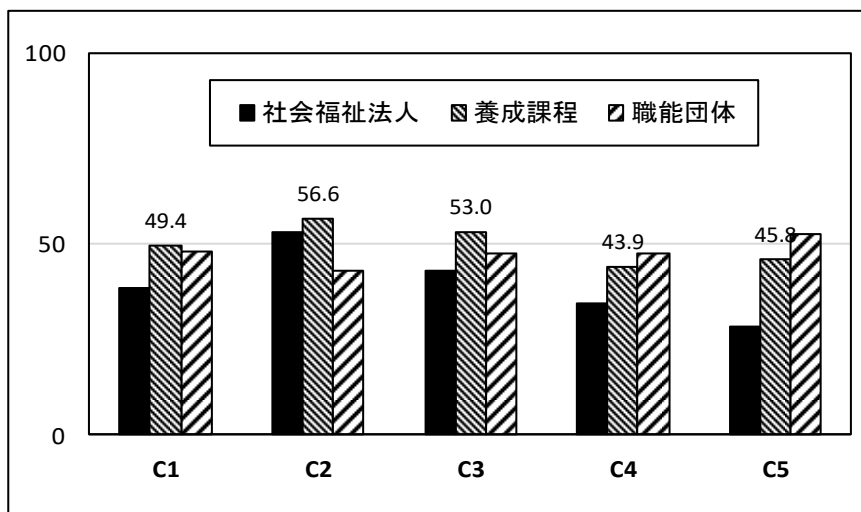
【職能団体】



	質問項目
C1	○プラットフォームを通じた具体的な成功事例（効果）の提示
C2	○法人職員の現在の業務における身体的・時間的な負担の軽減
C3	○法人全体の意識変革（社会福祉法人の役割への理解促進）
C4	○養成校教員・学生の、現場に対する意識のレベルアップ
C5	○プラットフォーム参加による助成金等の資金の獲得

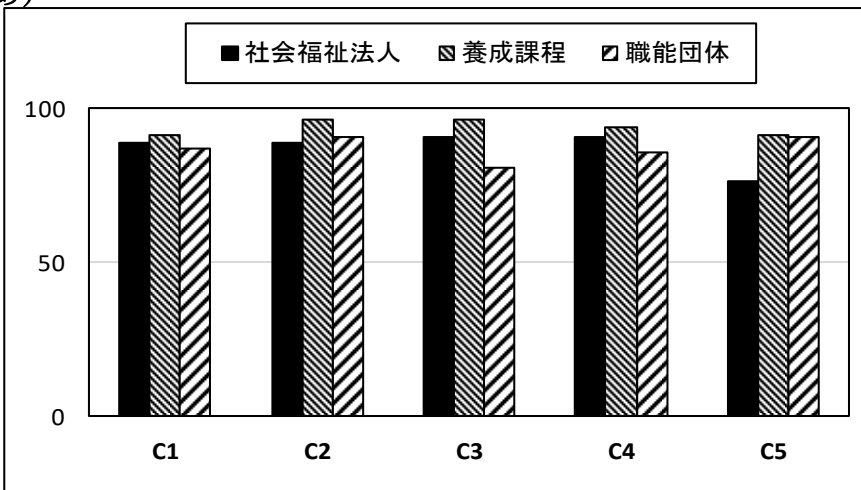
■とても必要である

	社会 福祉 法人	養成 課程	職能 団体
C1	38.6	49.4	47.8
C2	52.9	56.6	42.9
C3	43.1	53.0	47.6
C4	34.1	43.9	47.6
C5	28.5	45.8	52.4



■必要である（とても＋まあ）

	社会 福祉 法人	養成 課程	職能 団体
C1	88.7	91.6	87.0
C2	89.0	96.4	90.5
C3	90.4	96.4	81.0
C4	90.5	93.9	85.7
C5	76.1	91.6	90.5



■平均点

	社会 福祉 法人	養成 課程	職能 団体
C1	3.3	3.4	3.3
C2	3.4	3.5	3.3
C3	3.3	3.5	3.3
C4	3.2	3.4	3.3
C5	3.0	3.4	3.4

	得点
とても必要である	4
まあ必要である	3
あまり必要ではな	2
まったく必要では	1

社会福祉法人、養成校・養成課程、職能団体が「学び合いプラットフォーム」に参画するために必要となる要因についての質問項目では、成功事例の提示、職員の負担の軽減、法人・団体の意識変革、養成校教員・学生のレベルアップ、参加による資金の獲得の5つを設定した。「とても必要である」と「まあ必要である」を合算した場合の回答結果では社会福祉法人、養成校・養成課程、職能団体総じて9割程度の回答が見られており、大きな差は見られなかった。

つまり、社会福祉法人、養成校・養成課程、職能団体がプラットフォームに参加するためには、成功事例を提示すること、法人や団体職員の身体的・時間的な負担を軽減すること、法人や団体の意識を変革していくこと、養成校の教員や学生のレベルアップを図ること、そしてプラットフォーム参画による助成金などの資金獲得につながる必要があることが示された。

他方でこれらに対する「とても必要である」という回答結果に焦点化した場合、5つの要因について若干の差が表れてくる。

「成功事例の提示」を確認すると、養成校・養成課程と職能団体は5割程度の回答結果となっているものの、社会福祉法人では4割を切る解答結果となっている。プラットフォームへの参加意向では社会福祉法人は「イメージできず判断できない」という回答が多かったものの成功事例の提示の必要性が他の対象に比して低い結果になっていることは、着目すべき点といえるだろう。つまり、多くの負担を抱え疲弊する現場としては、イメージを形成する以上に新たな取り組みに対する拒否反応が生じている可能性が考えられる。「職員の負担の軽減」の回答結果を確認してみても、社会福祉法人においては「とても必要」という回答が5割を超えており、5つの要因の内最も高い回答結果となっていた。

次の「法人・団体の意識変革」では、社会福祉法人と養成校・養成課程の間で1割以上の差が出ている点に留意が必要だろう。社会福祉法人には「社会福祉法人の意識変革」について内からの評価をしてもらい、養成校・養成課程には「社会福祉法人の意識変革」について外からの評価を行ってもらった結果となっているが、ここで差異が生じるということは内から見たものと外から見たものに温度差があることを示している。学び合いプラットフォームに参加するための必要要因を確認するための質問項目であったが、むしろこの回答結果からは、学び合いプラットフォームを通した社会福祉法人と養成校・養成課程の交流を増加することにより、このような温度差をなくし、相互理解を深めていくことが重要であることが示唆されたといえるのではないだろうか。

さらに「養成校の教員・学生のレベルアップ」の必要性は全体の中で比較的低い結果となっているが、社会福祉法人と職能団体との間で「とても必要である」という回答に大きな差が見られた。これは回答した法人・団体の、養成校の教員・学生と関わっている状況が関連していると考えられる。社会福祉法人に対する調査結果からは、養成校教員や学生との交流を行っていない（考えていない）という回答が5割に達しており、養成校とこれまであまり関わりを持っていない法人が半数程あることが示されている。接点を持っていないことから、社会福祉法人にとってこの項目が必要な要因として挙げられなかったと考えられる。他方で、職能団体の調査結果からは、多くの職能団体が養成校の教員や学生と協力して取り組みを行っていることが分かる。より養成校の教員や学生と関わりを持っている職能団体が「養成校の教員・学生のレベルアップ」を「とても必要」と回答した結果が高くなっていたことについて、養成校側はしっかりと受け止めていくことが必要となってくるだろう。

最後に「資金の獲得」については大きな差が出ており、社会福祉法人にとって「資金の獲得」は他の要因に比して必要性があまり高くないことが示された。一方、職能団体にとっては最も必要な要因であることが分かる。加入者が減少しており、取り組みとしても予算としても厳しい状況にある職能団体では、新たな取り組みを行っていく上で資金の獲得が重要であることが示唆された。

これらの結果から、まず先行事例の情報を介したプラットフォームの意義の共有と、メンバーの役割・業務の見える化を図っていくことが望まれる。この点では、今回行われたモデル地域での取り組みが先行事例としての機能することが期待される。そして実際にプラットフォームを構築・運営していくためには参加者にとってできるだけ負担をかけない方法で運営していくこと、さらにはプラットフォームによる取り組みを通じて、従来業務が効率化されるなど負担の軽減にまでつながるような仕組みを計画することが必要であることが分かる。また、参加者によっては資金獲得といったニーズも充足しうるような予算確保の方法を検討すること、ファンドレイジングといった視点も重要といえるだろう。そして、このようなプラットフォームでの参加者同士の交流を通して相互理解が深まることで、相乗効果的に参加への動機づけが促されるような運営をしていくことが求められることが示された。

(4) 学び合いプラットフォームにおける学び直し機能の内容への期待

	質問項目
C1	○利用者個人々人への個別支援
C2	○地域の状況改善に向けた地域支援（コミュニティワーク）
C3	○社会の変化を視野に入れたソーシャルアクション
C4	○ソーシャルワークとしての個と地域との一体的支援
C5	○新人教育等も含めたスーパービジョン
C6	○管理運営等のソーシャルアドミニストレーション
C7	○ソーシャルワーク研究法（事例研究や効果測定等）
C8	○多職種連携やネットワークの構築（ネットワーキング）

【養成校・養成課程】

(回答数)

(%)

		全体 (NAを 除く)	とても期 待する	まあ期待 する	あまり期 待しない	まったく 期待しない	NA	全体	とても期 待する	まあ期待 する	あまり期 待しない	まったく 期待しない	期待する (計)	期待しな い(計)
C1	Q19-1	82	23	49	8	2	2	100.0	28.0	59.8	9.8	2.4	87.8	12.2
C2	Q19-2	83	43	34	6	0	1	100.0	51.8	41.0	7.2	0.0	92.8	7.2
C3	Q19-3	83	39	35	8	1	1	100.0	47.0	42.2	9.6	1.2	89.2	10.8
C4	Q19-4	83	37	38	8	0	1	100.0	44.6	45.8	9.6	0.0	90.4	9.6
C5	Q19-5	83	32	40	11	0	1	100.0	38.6	48.2	13.3	0.0	86.7	13.3
C6	Q19-6	83	20	45	16	2	1	100.0	24.1	54.2	19.3	2.4	78.3	21.7
C7	Q19-7	83	29	44	9	1	1	100.0	34.9	53.0	10.8	1.2	88.0	12.0
C8	Q19-8	83	39	37	7	0	1	100.0	47.0	44.6	8.4	0.0	91.6	8.4

【養成校・養成課程】

(回答数)

(%)

		全体 (NAを 除く)	とても期 待する	まあ期待 する	あまり期 待しない	まったく 期待しない	NA	全体	とても期 待する	まあ期待 する	あまり期 待しない	まったく 期待しない	期待する (計)	期待しな い(計)
C1	Q19-1	82	23	49	8	2	2	100.0	28.0	59.8	9.8	2.4	87.8	12.2
C2	Q19-2	83	43	34	6	0	1	100.0	51.8	41.0	7.2	0.0	92.8	7.2
C3	Q19-3	83	39	35	8	1	1	100.0	47.0	42.2	9.6	1.2	89.2	10.8
C4	Q19-4	83	37	38	8	0	1	100.0	44.6	45.8	9.6	0.0	90.4	9.6
C5	Q19-5	83	32	40	11	0	1	100.0	38.6	48.2	13.3	0.0	86.7	13.3
C6	Q19-6	83	20	45	16	2	1	100.0	24.1	54.2	19.3	2.4	78.3	21.7
C7	Q19-7	83	29	44	9	1	1	100.0	34.9	53.0	10.8	1.2	88.0	12.0
C8	Q19-8	83	39	37	7	0	1	100.0	47.0	44.6	8.4	0.0	91.6	8.4

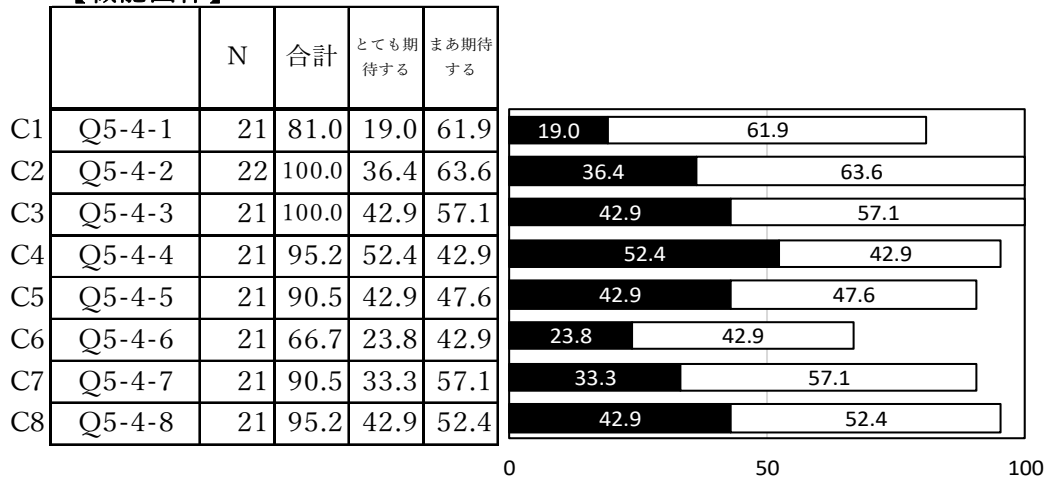
【職能団体】		(回答数)						(%)						
		全体 (NAを除く)	とても期待する	まあ期待する	あまり期待しない	まったく期待しない	NA	全体	とても期待する	まあ期待する	あまり期待しない	まったく期待しない	期待する (計)	期待しない (計)
C1	Q5-4-1	21	4	13	4	0	2	100.0	19.0	61.9	19.0	0.0	81.0	19.0
C2	Q5-4-2	22	8	14	0	0	1	100.0	36.4	63.6	0.0	0.0	100.0	0.0
C3	Q5-4-3	21	9	12	0	0	2	100.0	42.9	57.1	0.0	0.0	100.0	0.0
C4	Q5-4-4	21	11	9	1	0	2	100.0	52.4	42.9	4.8	0.0	95.2	4.8
C5	Q5-4-5	21	9	10	2	0	2	100.0	42.9	47.6	9.5	0.0	90.5	9.5
C6	Q5-4-6	21	5	9	7	0	2	100.0	23.8	42.9	33.3	0.0	66.7	33.3
C7	Q5-4-7	21	7	12	2	0	2	100.0	33.3	57.1	9.5	0.0	90.5	9.5
C8	Q5-4-8	21	9	11	1	0	2	100.0	42.9	52.4	4.8	0.0	95.2	4.8

		質問項目
C1		○利用者個々人への個別支援
C2		○地域の状況改善に向けた地域支援（コミュニティワーク）
C3		○社会の変化を視野に入れたソーシャルアクション
C4		○ソーシャルワークとしての個と地域との一体的支援
C5		○新人教育等も含めたスーパービジョン
C6		○管理運営等のソーシャルアドミニストレーション
C7		○ソーシャルワーク研究法（事例研究や効果測定等）
C8		○多職種連携やネットワークの構築（ネットワーキング）

【社会福祉法人】		N	合計	とても期待する	まあ期待する		
C1	Q3-4-1	965	77.2	25.0	52.2		
C2	Q3-4-2	968	85.4	33.1	52.4		
C3	Q3-4-3	966	82.7	29.9	52.8		
C4	Q3-4-4	969	81.0	26.9	54.1		
C5	Q3-4-5	966	80.5	28.5	52.1		
C6	Q3-4-6	959	68.9	15.4	53.5		
C7	Q3-4-7	963	71.5	17.3	54.2		
C8	Q3-4-8	967	84.4	34.3	50.1		

【養成校・養成課程】		N	合計	とても期待する	まあ期待する		
C1	Q19-1	82	87.8	28.0	59.8		
C2	Q19-2	83	92.8	51.8	41.0		
C3	Q19-3	83	89.2	47.0	42.2		
C4	Q19-4	83	90.4	44.6	45.8		
C5	Q19-5	83	86.7	38.6	48.2		
C6	Q19-6	83	78.3	24.1	54.2		
C7	Q19-7	83	88.0	34.9	53.0		
C8	Q19-8	83	91.6	47.0	44.6		

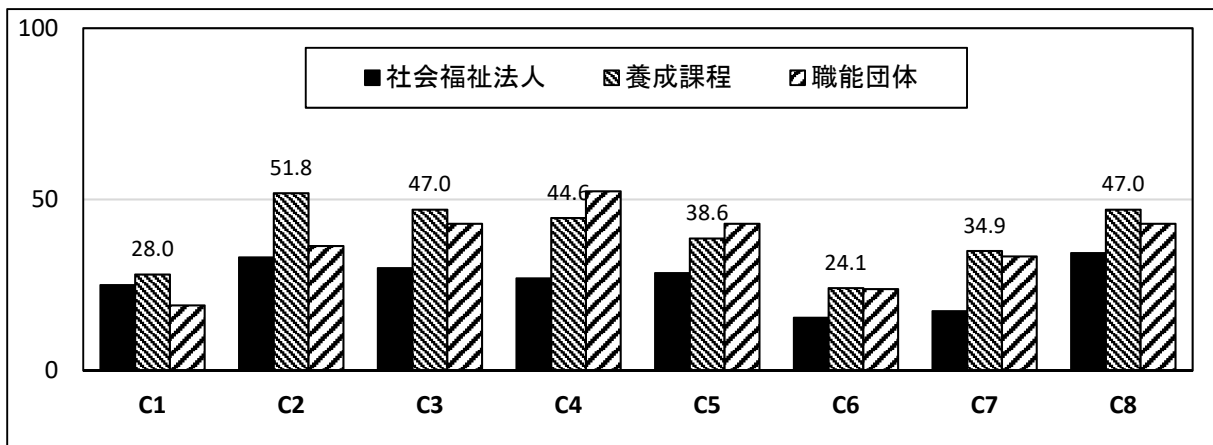
【職能団体】



■とても期待する

	社会福祉法人	養成課程	職能団体
C1	25.0	28.0	19.0
C2	33.1	51.8	36.4
C3	29.9	47.0	42.9
C4	26.9	44.6	52.4
C5	28.5	38.6	42.9
C6	15.4	24.1	23.8
C7	17.3	34.9	33.3
C8	34.3	47.0	42.9

質問項目
○利用者個人々への個別支援
○地域の状況改善に向けた地域支援（コミュニティワーク）
○社会の変化を視野に入れたソーシャルアクション
○ソーシャルワークとしての個と地域との一体的支援
○新人教育等も含めたスーパービジョン
○管理運営等のソーシャルアドミニストレーション
○ソーシャルワーク研究法（事例研究や効果測定等）
○多職種連携やネットワークの構築（ネットワーキング）



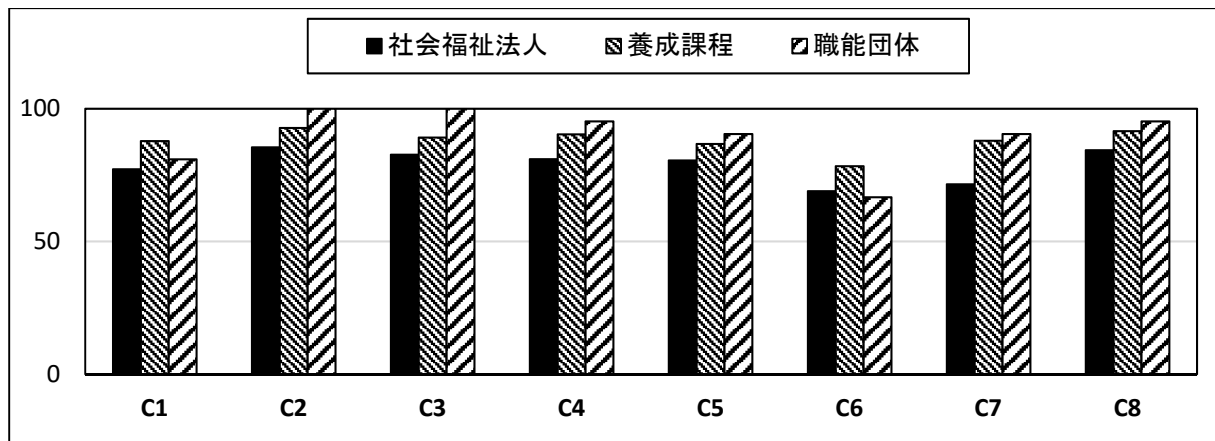
■期待する（とても＋まあ）

	社会福祉法人	養成課程	職能団体
C1	77.2	87.8	81.0
C2	85.4	92.8	100.0
C3	82.7	89.2	100.0
C4	81.0	90.4	95.2
C5	80.5	86.7	90.5
C6	68.9	78.3	66.7
C7	71.5	88.0	90.5
C8	84.4	91.6	95.2

■平均点

	社会福祉法人	養成課程	職能団体
C1	3.0	3.1	3.0
C2	3.2	3.4	3.4
C3	3.1	3.3	3.4
C4	3.1	3.3	3.5
C5	3.1	3.3	3.3
C6	2.8	3.0	2.9
C7	2.9	3.2	3.2
C8	3.2	3.4	3.4

	得点
とても期待する	4
まあ期待する	3
あまり期待しない	2
まったく期待しない	1



プラットフォームが担う学び直し機能について、どのような内容の学びを期待するのかに関する質問への回答結果を確認すると、社会福祉法人と養成校・養成課程の回答結果が近似しており、職能団体では少し異なる傾向が見られた。ここでも、「とても期待する」と「まあ期待する」の回答結果を合算すると、いずれの項目においても 8 割近い回答が得られており項目間の差異が見えづらくなっているため、「とても期待する」という回答に着目したい。

まず社会福祉法人と養成校・養成課程においては、プラットフォームによる学び直しとして「地域の状況改善に向けた地域支援（コミュニティワーク）」、「社会の変化を視野に入れたソーシャルアクション」、そして「多職種連携やネットワークの構築（ネットワーキング）」に対する期待が他の項目に比して相対的に高い傾向が見られた。これに対して、職能団体では、「ソーシャルワークとしての個と地域との一体的支援」が最も高い回答を示しており、それに次いで「社会の変化を視野に入れたソーシャルアクション」、「新人教育等も含めたスーパービジョン」、「多職種連携やネットワークの構築（ネットワーキング）」が高い回答結果となっていた。社会福祉法人と養成校・養成課程では最も高い期待が示された「地域の状況改善に向けた地域支援（コミュニティワーク）」は、職能団体では平均程度の期待値であることが示された。

これらのことから、まさに地域共生社会や地域包括ケアシステムの構築、地域における公益的な取り組みの実施といった実態に即した地域における課題解決能力を指向する社会福祉法人や養成校・養成課程と、地域に着目しつつも個と地域の一体的支援というソーシャルワーカーとしてのミッションに則した職能団体という構図が考察される。コミュニティワークと個と地域との一体的支援は決して前後する関係ではなく、その両方がまさに現在のソーシャルワークに求められる役割といえるものだが、上記のように「地域共生社会」、「地域包括ケアシステム」、「地域における公益的な取り組み」といった“地域づくり”が強調されている現場で社会福祉法人はよりコミュニティワークに対する期待を高めているという結果が示されたといえる。

次に、「利用者個々人への個別支援」、「管理運営等のソーシャルアドミニストレーション」、そして「ソーシャルワーク研究法（事例研究や効果測定等）」への期待については全体的に低い結果が示された。平成 28 年度の社会福祉推進事業による調査では、個別支援は十分に組み立てている結果が示されていたため、敢えてこのようなプラットフォームを通じた学びとしては期待されなかった結果となったことが想定できる。一方で、ソーシャルアドミニストレーションやソーシャルワーク研究法について学び直しへの期待が高くなかった結果については、回答者の「相互に学

び合うものはあまりない」「必要ない」など認識がその理由として考えられる。しかし、いずれもソーシャルワークにおいて重要な機能であるため、今後は期待が高くなかった理由を明確化した上で、相互に学び合うことによる効果や意義について整理し、提示していくことが求められる。

さらに社会福祉法人への調査結果では、学び直し内容への期待値が他の調査対象に比べて全体的に低い値を示していた。これは、プラットフォームの参加を通じた効果に感じる魅力として、社会福祉法人が「学生らの実習やボランティアへの参加」、「職員募集における応募学生の増加」に魅力を感じており、「学び直しの機会」にあまり魅力を感じていなかった結果と関連していると考えられる。

これらの結果から、プラットフォーム構築を促進するためには、社会福祉法人、養成校・養成課程、職能団体に共通して期待が高かった「多職種連携やネットワークの構築（ネットワーキング）」の学びを中心に取り組みを企画し、各種組織・団体のプラットフォームへの参加を促していくことが効果的と考えられる。また、ネットワーキングに限定せず、コミュニティワークやソーシャルアクション、個と地域との一体的支援といったテーマの学びの機会を企画したり、さらにはプラットフォームを主体としたコミュニティワークやソーシャルアクション等の実際の活動を行ったりすることもプラットフォームに参加する団体・組織を獲得していくために重要といえる。

第4章 まとめ

～社会福祉士養成・育成並びに 学び合いプラットフォームの構築に向けて～

1. プラットフォーム構築事業を通して得られた成果

全国 5 か所のモデル地域及び親委員会から出された意見のうち、プラットフォーム構築事業の取組みから得られた成果をまとめると以下の通りとなる。これらの意見を見ると、ソーシャルワーカーの養成・育成にあたってはプラットフォームの構築が効果を発揮するものであることを示すものと考えられる。さらに、社会福祉士という専門職を対象とするだけではなく、地域における包括的な支援体制を担う社会資源を発見し、担い手としての人材を育て・育ちあうシステムを構築する取組みにつながるものといえる。

(1) 地域の関係者と新たなつながりの形成

- プラットフォームという場を設定することで、参画団体・組織の新たなつながりを形成することができた。
- 各団体・組織のそれぞれの知識やネットワークを総体的に動員することが、広いソーシャルワーク人材の育成につながっていくことが確認できた。
- ソーシャルワーク教育学校連盟の地域ブロックよりもさらに小さな都道府県単位で養成校間の関係を形成していくことが、第1段階の取組みとして必要であることを確認できた。

(2) 関係者の課題やニーズの共有化と新たな取組みの創出

- 協働した各団体・組織の課題やニーズを取り扱うことで、単独で実施したり既成のネットワークのみで実施したりする以上に多様な組織・団体が協働する取り組む可能性や新規の成果を創出することにつながる。
- 各団体で開催する研修内容や講師の相互提供、評価基準を相互乗り入れするための連携の機会を提供するなど、地域における学習環境の調整や団体間の相互支援の機能を果たすことができた。
- 新たに生まれた展開としては、養成校、実習施設・指導者、職能団体、行政等が協力してプログラムを開発し、実施していくイメージを持つことができた。

(3) 人材養成・育成・確保への総合的な展開

- 現任のソーシャルワーク人材の育成、新卒のソーシャルワーク人材の確保をテーマとして取り扱うことができた。ソーシャルワークへの関心を持つ者の拡大についてもプラットフォームによる活動で取り組むことが期待される。
- ソーシャルワーク人材の育成に関して、関係者が集まり議論する場としてのプラットフォームが出来上がった。
- 県において地域を基盤としたソーシャルワーク専門職養成について、養成から現任者研修に至る一貫した専門職養成のあり方のモデルを示すことができた。
- 「レジデンシャルソーシャルワーク」「フィールドソーシャルワーク」それぞれにおいて、地域を基盤としたモデル的な実習プログラムを検討することができた。
- 現場の人材確保以前の養成校の入学者確保、高校生への福祉職への PR も当然そのテーマになり得るものであり、プラットフォームに参画する行政や職能団体等の協力を得て高校生向けの PR 活動も実施することが期待される。養成校も含めたプラットフォームによる

活動が各参画団体・組織にとってメリットにつながるものになるよう取り組むことがプラットフォーム構築と活動の成功に必要である。

- 養成団体、事業者団体、職能団体がこのような目標や視点を共有し実習や研修等に反映させることで、学生から現任者に至るまで一貫したソーシャルワーカー育成にもつながることから、プラットフォーム体制構築はソーシャルワーカー育成の試金石になる可能性がある。

(4) 地域共生社会を担うソーシャルワークの必要性の共有化

- 委員会及びシンポジウムでの学びを通じて、地域共生社会を担うソーシャルワークとそれを実現するための実習プログラム、相互に学び合う場等の必要性を共有することができた。
- 各大学間で実習プログラムはこれまで共有されていなかったため、事前・事後の取組みなども含めて共に学び合う機会は有益であった。今後は、学びあいの機会を継続し、モデル実習プログラムを拡大していくような取組みを検討していく。
- 相談支援の包括化や地域力強化をめざした地域共生社会の方向性として、今後、事業者団体や職能団体が行う現任者向けの研修プログラムに、アウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する内容を取り入れ、実際に活用できるようにしていく必要がある。

(5) 主体的参画に基づくプラットフォームの整備の必要性の共有化

- プラットフォーム事業の実施によって生じる各団体へのメリットやプラットフォームを活用してできることを話し合う準備を促すにより、委員会を構成する団体等が主体的にプラットフォームの構築や実施に参画して作りあげる必要性和その意義を共有できた。
- プラットフォーム事業が担う役割について、来年度も継続して実施するための共通認識や合意が得られた。

(6) 実習教育の充実並びに教員・実習指導者の資質向上の機会と場の創出

- 本事業は、福祉人材確保専門委員会報告書において指摘されている「現任の社会福祉士が他の専門職や地域住民等と協働して学び合い、それぞれの力を合わせながら実践能力を向上させることができるような場」の必要性に基づいてプラットフォームをモデル的に設置したものである。そのプラットフォームは、将来的に実習教育の充実や教員・実習指導者の資質向上の機会と場になると考えられる。

(7) 「地域における公益的な取組」との相乗効果の確認

- 「実習」と社会福祉法人の「地域における公益的な取組」を協働して展開することにより、養成校の資源（教員・学生・施設）を活用しつつ、現任の社会福祉士にとっては実習生とともに地域における公益的な活動に取り組む機会となり得る。
- 実習生にとっては社会福祉法人が果たすべき地域アセスメントの方法等を学ぶことが可能となり、「地域に強い」社会福祉士の育成・養成につながる。また、法人側にとっても学生が社会福祉法人に就職しようとする動機付けにつながるなど、相乗効果が期待できるとの意見があった。

2. プラットフォームの構築を各地で推進していくための工夫

「1. プラットフォーム構築事業を通して得られた成果」において、モデル地域での取組みの成果を確認することができた。それぞれのモデル地域において、協力者・団体の選定や調整、研修や実習内容の企画や開発など様々な工夫がなされていた。今後、各地の地域特性を踏まえてプラットフォームの構築を推進していくにあたっては、以下の点を参考に取り組んでいくことが有効的ではないかと考えられる。

(1) 既存のネットワークや関係性の活用

- 日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下、ソ教連）の地域ブロック活動を利用し、核となる役員や事務局がメンバーとして活動をスタートさせた。協力者への依頼に当たっては、「誰から話をするか」を慎重にすすめた。
- 養成校と医療ソーシャルワーカーや精神保健福祉士等の職能団体とは実習の関係でネットワークが強かったため、スムーズなメンバー構成が可能となった。
- 委員会を組織するにあたり、ソ教連の地域ブロック及び教員のこれまでの活動を通して構築してきたネットワークを最大限活用した。
- ブロックの活動を通してこれまで関係を築いてきた職能団体との関係性を活かし、本事業の説明と参画への協力についてスムーズに進めることができた。
- 事務局を担当する教員が一人で活動するのではなく、ソ教連地域ブロック内の他教員とも協働し、各教員のもつネットワークを活用したことは委員会組織の大きな力となった。
- 事務局を担う養成校教員が日頃から研修や委員会活動等を通して地域に出向き、様々な組織・団体との関係を持ち、ネットワークを構築していくことが必要である。
- 大学開学当初から、教育、研究、地域貢献活動を通じて、社会福祉士養成に関わる諸機関との関係を重視してソーシャルワーク専門職養成を行ってきており、今回の事業を通じて、これらの地域社会との関係づくりを統合し、プラットフォーム構築に向けて動き出した。
- ソーシャルワーク専門職養成に関わるプラットフォームづくりには、平素からの教育、研究、地域貢献活動において、社会福祉士養成校が地域社会との友好的な関係を持ち、関わる機関が相互に信頼関係を持つことが必要である。

(2) 地域特性や地域課題及びそれらに対応する教育の現状の理解

- 地域特性を踏まえた上での各団体・組織が抱える問題やニーズをしっかりと把握し、プラットフォームによる活動がそれらの課題に共通認識を持って取り組むものになるよう企画する。
- 委員会を構成する団体が実施している研修事業の運営や参加率など、現任者教育の環境に関する課題が山積していることが確認できた。
- 養成校としては、社会福祉士や精神保健福祉士の指定カリキュラムの枠組みを超える地域志向の取組みを系統立てて展開しきれていないことが確認できた。

(3) 中心となる養成校や教員の選出

- プラットフォーム構築やネットワーク形成のためには、中心的に主導する役割を担う養成校や教員の存在が必要であり、各養成校協力のもと選出することが重要である。
- 委員会構成員の選出にあたっては、各種団体に対して、研修運営等に携わる機会が多い役職者の派遣を依頼した。
- プラットフォーム構築のための委員会は、養成校が単独で作るものではなく各種団体と共に作る地域の協議体であるため、それぞれが主体的に作り上げるという意識作りによって、短期間でもモデル実習企画案の作成まで到達できた。
- 研修会開催にあたり、社会福祉士、看護師、ケアマネージャーという多様な立場や視点での報告を期待し、ネットワーク実践のキーパーソンとしてシンポジストとした。

(4) 関係者間で共有可能な問題意識やテーマの設定

- 各参画団体・組織と共有することができる問題意識やテーマ（例えば、ソーシャルワーク、個別支援と地域支援、人材確保など）を取り扱うとよいのではないか。
- プラットフォームの構築を目的にするのではなく、何を学び合うのかを明確にし、新たな時代におけるソーシャルワーク実践について理解したメンバーが広げていくことが重要である。
- 地域共生社会の実現、包括的相談支援体制の構築、地域課題解決体制の構築に向けて、同じ方向を養成校、実習施設、そして実習指導者である社会福祉士が共通理解を持つことが前提として必要である。そのため、まずそうした意識を持った養成校の教員や実習指導者によって委員会を構成し、シンポジウムを通じて今後の展開も含めて理解を進めるよう努めた。
- 養成校はそれぞれ養成を行い、実習施設は自施設完結型で養成を行っているように、現状では、養成校と養成施設が協働してプログラムを開発し共有する取組みはほとんど行われていないと考えられる。しかしながら、包括的な相談支援を担うソーシャルワーカーを養成するプログラムを実施する場合、協働してプログラムを作成することが必要になる。

(5) 具体的な実習プログラムのイメージの明確化

- 包括的相談支援や地域課題の解決を担うソーシャルワーカーの養成を実現するためのプログラムをイメージできるようにすることが重要である。そのため、地域での実習プログラムの取組みについて学び合い、シンポジウムでは当事者の動きを中心にプログラムを組んでいる社会福祉協議会の実習プログラムなどを共有し、具体的な姿をイメージし、共有できるように取り組んだ。
- 養成団体、事業者団体、職能団体が連携し、福祉現場の職員や学生の意見を聞く機会を作ったことで実習プログラムのイメージが共有できたため、こうした状況を今後把握・改善していくためにもプラットフォーム構築は有効な取組みであると思われる。

3. 学び合いプラットフォームに対する社会福祉法人の期待

学び合いプラットフォーム構築における促進要因・阻害要因調査結果を見ると、社会福祉法人の学び合いプラットフォームの目的や機能等に対する肯定的な意見があることが明らかとなった。今後、社会福祉法人との連携・協働を進めるにあたり参考にする必要がある。一方で、プラットフォームのイメージができないとの意見もあることから、意識や目的等の共有化を開始する段階から対話の機会を設定し、関係性を構築しながら取り組んでいくことが求められる。

(1) 社会福祉法人における地域への貢献や公益的な取組（地域公益事業含む）の状況

- 公益的取組を行うための予算を設定している法人は3分の1程度であったが、公益的取組として実施している活動で多いものは、「地域の関係者とのネットワークづくり（72.5%）」「地域住民に対する制度にとらわれない広範な相談支援（53.9%）」「地域の法人・事業所のネットワークの構築・参加（52.3%）」「法人の施設や設備等の地域への開放（50.4%）」などであった。

(2) 社会福祉法人と養成校及び職能団体との協力について

- 養成校との協力について、「特に協力は考えていない」という回答が5割を超えており、その理由として「近くに養成校がない」と「発想として持っていなかった」を、半数を超える法人が挙げていた。同様に養成校の学生との協力についても、4割強の法人が「特に協力は考えていない」と回答しており、「近くに養成校がない（60.0%）」と「発想として持っていなかった（49.9%）」が大きな理由となっていた。その一方で、養成校と協力することの期待としては、「就職希望者の確保（58.1%）」「学生の持つ発想力や行動力（53.7%）」「公益的取組を行う上でのマンパワーの確保（51.4%）」などが挙がっていた。
- また、職能団体である都道府県社会福祉士会との関係性については、社会福祉士会への期待として、「ソーシャルワーク等に関する研修企画や研修講師（46.4%）」「新人職員等への育成・研修（45.3%）」「職能団体としてのソーシャルアクション（39.4%）」などが多数の意見を占めていた。

(3) 社会福祉法人のプラットフォームの学び直し機能に対する期待

- プラットフォームが担う学び直し機能に関する質問に対しては、「とても期待する」と「まあ期待する」の回答結果を合算すると、「地域の状況改善に向けた地域支援（コミュニティワーク）（85.4%）」「社会の変化を視野に入れたソーシャルアクション（82.7%）」「ソーシャルワークとしてのこと地域との一体的支援（81.0%）」「新人教育等を含めたスーパービジョン（80.5%）」「多職種連携やネットワークの構築（ネットワーキング）（84.4%）」に対する期待が相対的に高い傾向が見られた。

(4) プラットフォームの取組みに対する魅力

- プラットフォームを通じたそれぞれの取組みに魅力を感じている傾向が示された。社会福祉法人では、学生を実習やボランティアの受入れや職員募集において希望学生が増加することに大きな魅力を感じている。今後、各地域において「学び合いプラットフォー

ム」を構築していくためには、プラットフォームに参画する団体それぞれの課題や役割を精査し、必要となる取組みを計画することが促進要因となり得ると考えられる。

- 一方で、プラットフォームを通じた取組みとして、3団体で共通して魅力を感じないという回答が多かった項目として「団体の知名度・認知度を上げること」が確認されたことから、まずはプラットフォーム構築に向けた促進要因となり得る取組みから始めることが重要といえる。

4. 学び合いプラットフォームの構築に向けた課題

(1) プラットフォームへのイメージと参加意向

- 学び合いプラットフォームへの参加意向については、職能団体が社会福祉法人と養成校に比べて参加に対して積極的姿勢を示していることが明らかとなった。一方で、社会福祉法人の参加意向については「プラットフォームのイメージがつかないため判断できない」という回答が養成校および職能団体に比べて顕著に多かった。
- 今後、学び合いプラットフォームの構築を各地で推進していくにあたっては、5つのモデル地域の取組みを広く発信し、このような層に対して周知を図っていく必要がある。また、社会福祉士や社会福祉施設等が果たしている役割や成果等の「見える化」を図り、社会福祉士や所属組織におけるサポート体制の環境を職能団体や事業者団体がつくっていくことも重要である。

(2) 現任の社会福祉士の学び直しや育成の課題

- 現任の社会福祉士の学び直しや育成にあたっては、現任者の所属組織の職務に加え、社会福祉士が地域に関わることへの理解、実習生の受入れや国家資格取得後の現任研修の強化等に対する所属組織によるサポート体制の充実、就労先の事業所（雇用者）が社会福祉士の自己研鑽の意義に対する理解等が必要になることが社会保障審議会報告書においても指摘されている。一方で、社会福祉士は、同一の職場に配置される人数が少ないため、OJTが難しいという実態もある。
- このような状況を踏まえると、養成校、職能団体、事業者団体、行政等の協働による人材育成プラットフォームは、社会状況の変化やニーズの多様化・複雑化に対応できる社会福祉士の実践力を向上と資格取得後の不断の自己研鑽の機会と場になることが期待できる。

5. 学び合いプラットフォームの構築に向けた今後の展望

- ソーシャルワーク専門職である社会福祉士には、人々を受容、共感し、人に伝える力や発信する力、グループを組織し動かす力が求められる。さらに、所属する組織だけではなく、プラットフォームなど新たな組織や団体等を運営・経営し、持続可能な活動とするための財源を確保する力も求められる。そして、個別課題への対応と地域課題への対応を統合的に行い、複雑化・複合化した課題を解決するため、地域に存在する様々な社会資源をステークホルダーとして参画を促す力や交渉力を発揮し、多機関多職種と連携・協働していく力が必要になる。今回のプラットフォーム構築モデル事業を通じて、そのような力をどの

ような方法やプロセスで育んでいくのかを検討することができた。

- プラットフォームの考え方や構築に向けた取組みは、ソーシャルワーク実践そのものといえる。例えば、プラットフォームの対象地域の把握と設定、対象とした地域及びその地域での生活の理解、養成校・職能団体・事業者等の役割の理解、連携のプロセスやネットワーキングなどの理解が必要である。つまり、対象とする地域のアセスメントが適切に行うことができなければ、他分野の組織や団体、地域住民等との協働体制の構築や地域生活課題の把握と解決に結びつかないということである。さらに、ネットワークと社会資源の開発の視点から見れば、社会福祉法第4条に創設された「地域生活課題」についてアセスメントを行い、複合的な課題（複合化）と地域住民との協働（協働化）を展開するプランニング並びにソーシャルアクションが求められる。したがって、今後、プラットフォームの構築を各地で推進していくにあたっては、改めてソーシャルワークの観点から本事業の取組みを評価し、人材養成及び育成に携わる者が実施する力を身に付け、発揮できるような教材や方法等の開発や体制の整備が求められる。
- プラットフォームは、基本的には対象地域を設定し、当該地域における様々な社会資源が人材養成・育成や地域づくりのステークホルダーとして協働することによってつくられていく。さらに、地域委員会の範囲を越えて、相互に研修講師の派遣や情報交換を行うなど、ヒト、モノ、情報等の交流を図ることを通じて、相互に補完し、高め合うといった相乗効果が期待できる。
- 今年度、地域委員会として活動した5か所のモデル地域は、プラットフォーム構築に係る取組みを何らかの形で継続していくことを予定している。これらの取組みを一過性ではなく、持続可能なシステムとして機能していくために、ソ教連の社会的責務として積極的に支援し、さらに全国への普及に向けた取組みを推進していきたい。
- さらに、日本の人口構造の変化（人口減少・少子高齢化）、働き方の変化（非正規の増加、共働き世帯の増加）、家族構造の変化（核家族化、独居高齢者の増加）、地域のつながりの希薄化、国際化といった社会的・地域的な変化だけではなく、人々の意識の変化といった内面的な変化も含め、社会状況等が変化してきており、これらの状況に対応できる人材養成及び育成を推進する必要性が社会保障審議会福祉部会において指摘されている。
- 近年、内閣府が中心となって取り組んでいる「地方創生」との関係から、社会福祉士の地域貢献や地方創生を視野に入れ、中山間地域や離島といった人材の確保や育成が困難な地域において、地域住民等との連携を実践的に学び、個人、世帯、地域のアセスメントを行うとともに、卒業後のUターン就職を見据えた出身地（地元）での実習など、地域において必要な社会資源を検討し、人材を育てる必要性が高まっている。
- このような情勢を踏まえ、長期的かつ広域的な視野に立ち、人々のウェルビーイングの実現や社会福祉の向上に寄与できる人材の量的確保と資質向上を含めた KPI の検討を行うと共に、戦略的な研究実践や体制整備等についても、関係者との協働のもとソ教連の社会的責務として継続的に取り組んでいきたい。

資料編

地域委員会

1. 北海道委員会① フォーラム『これからの地方部における福祉人材確保～オホーツクに福祉人材を迎え入れるための地域共同の取り組みに向けて～』フライヤー
2. 北海道委員会② フォーラム『これからの地方部における福祉人材確保～オホーツクに福祉人材を迎え入れるための地域共同の取り組みに向けて～』開催要項
3. 北海道委員会③ 研修会『ソーシャルワーク専門職の養成に関する社会的動向と展望～個別支援と地域支援に取り組むソーシャルワークを目指して～』フライヤー
4. 北海道委員会④ 研修会『ソーシャルワーク専門職の養成に関する社会的動向と展望～個別支援と地域支援に取り組むソーシャルワークを目指して～』開催要項
5. 青森委員会① 研修会『地域における課題解決のためのネットワーク実践』フライヤー
6. 青森委員会② 『現場と学生との共同学習 モデル実習』募集要綱案
7. 山口委員会 実習プログラムフォーマット
8. 宮崎委員会① フィールドワーク実習スケジュール
9. 宮崎委員会② フィールドワークの取り組みについて（発表資料）

調査委員会

- 社会福祉法人への調査
 - ・ 鑑文
 - ・ 調査票
 - ・ 公益的取組について
 - ・ プラットフォームイメージ（3 調査対象共通）
- 養成校・養成施設への調査
 - ・ 鑑文
 - ・ 調査票
- 職能団体への調査
 - ・ 鑑文
 - ・ 調査票
- 各調査の自由記述

地 域 委 員 会



フォーラム

これからの地方部における 福祉人材確保

～オホーツクに福祉人材を迎え入れるための地域協働の取組に向けて～

2019年

2月23日 土

13:30～16:30

会場

津別町中央公民館

〒092-0224

網走郡津別町字豊永5番地1

TEL: 0152-76-2713

参加費無料



※当日申込も可能です。できれば事前のお申し込みをお願いします。

基調講演

第1部

「京都府北部での行政・福祉事業者・住民・大学の
協働による福祉人材確保に向けた取り組み」

五嶋 仁 氏（社会福祉法人 大樹会 理事）

13:50
～14:50

シンポジウム

第2部

「オホーツクにおける
地域協働での福祉人材確保に向けて」
行政・事業者・住民・大学・学生の立場からの報告

15:00
～16:20

＜お申込み方法＞

以下のURLよりフォーラムへのお申し込みをしてください（スマホ使用可）

<https://ssl.form-mailer.jp/fms/39b83de2601707>

＜お問い合わせ先＞

日本ソーシャルワーク教育学校連盟 北海道ブロック
E-mail: socialwork.ed.hokkaido@gmail.com

津別町役場 保健福祉課
TEL: (0152) 76-2151

※福祉フォーラムの件と
お伝えください



登壇者紹介

基調講演

「京都府北部での行政・福祉事業者・住民・大学の 協働による福祉人材確保に向けた取り組み」



五嶋 仁 氏
(社会福祉法人 大樹会 理事)

京都府北部の社会福祉法人において、新卒生を確保することが難しくなってきた状況を課題視し、福祉事業者だけでなく、大学、地域、行政を巻き込んだ大学生招致の取り組みを立ち上げました。

この5年間の取り組みの中で、多くの大学生が京都北部の市町村に訪れるようになり、その中から就職にまで結びつく結果を出しています。

今回は、社会福祉法人などの福祉事業者のみならず、行政、大学、そして地域住民が協力する福祉人材確保に向けた取り組みについてご講演いただきます。

シンポジウム

「オホーツクにおける地域協働での福祉人材確保に向けて」

シンポジスト

行政の立場から：小野 淳子 氏（津別町保健福祉課 課長）

事業者の立場から：武田 学 氏（北見市東部・端野地区地域包括支援センター 管理者）

住民の立場から：菅原 英子 氏（NPO法人 絆ーびほろー 副理事長）

大学の立場から：畑 亮輔 氏（北星学園大学 准教授）

学生の立場から：北星学園大学 社会福祉学部 学生

コメンテーター 五嶋 仁 氏（社会福祉法人 大樹会 理事）

主催：日本ソーシャルワーク教育学校連盟 北海道ブロック

共催：北海道社会福祉士会、北海道医療ソーシャルワーカー協会、北海道精神保健福祉士協会

後援：北海道、北海道社会福祉協議会、津別町、津別町社会福祉協議会

北海道社会福祉法人経営者協議会、北海道地域包括・在宅介護支援センター協議会

日本ソーシャルワーク教育学校連盟 北海道ブロックとは？

北海道内で社会福祉士と精神保健福祉士を養成している大学・専門学校で組織される団体です。
加盟している大学・専門学校は以下の11校です。

旭川大学、札幌学院大学、星槎道都大学、名寄市立大学、日本医療大学、北翔大学、北海道医療大学、
北海道教育大学函館校、北星学園大学、札幌医学技術福祉歯科専門学校、北海道福祉大学校

これからの地方部における福祉人材確保 ～オホーツクに福祉人材を迎え入れるための地域協働の取組に向けて～

開催趣旨

現在、地方部において「福祉人材の確保」が課題となっています。すでに各組織、団体では職員を募集しても応募者がおらず、厳しい人員配置で事業を行っている状況も見られます。

この背景には少子化や若者の都市部への集中があり、今後地方部において福祉人材を確保していくためには、各組織・団体がそれぞれで採用活動に取り組む従来のアプローチではなく、“地域全体の協働”による取り組みが必要になってくると考えられます。このような取り組みは、ただ福祉人材を確保するという目的だけでなく、各地域で福祉人材たる若者を受け入れるための体制づくりを行ったり、福祉人材となる若者が地域に移住してくるという点で、人口減少が進む各地域での“まちづくり”にもつながるものといえます。

そこで、本フォーラムでは「京都北部の先進的な地域全体の協働による福祉人材確保に向けた取り組み」を参考にしつつ、北海道の中でも若者が集中している札幌から最も遠い地域の一つであるオホーツクにおいて、今後どのようにして福祉人材の確保に取り組んでいけばよいのかを、行政・福祉事業者・住民・大学教員・学生を交えて考えていきます。

日 時：2019 年 2 月 23 日（土）13：30～16：30

場 所：津別町中央公民館（北海道網走郡津別町豊永 5）

対 象：自分たちの町の福祉に関心のある方

（行政職員、保健・医療・福祉事業等を運営する法人職員、地域住民、学生など）

参加費：無料

主 催：日本ソーシャルワーク教育学校連盟 北海道ブロック

共 催：北海道社会福祉士会、北海道医療ソーシャルワーカー協会、北海道精神保健福祉士協会

後 援：北海道、北海道社会福祉協議会、津別町、津別町社会福祉協議会、

北海道社会福祉法人経営者協議会、北海道地域包括・在宅介護支援センター協議会

＜お申込み方法＞

以下の URL より必要事項を入力してフォーラムへの事前お申し込みをしてください。

<https://ssl.form-mailer.jp/fms/39b83de2601707>

（スマートフォンを使用して右記 QR コードからもお申込みいただけます）

※当日直接のご来場でも構いませんが、可能であれば事前のお申込みをお願いします。

＜お問い合わせ先＞

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟 北海道ブロック

E-mail：socialwork.ed.hokkaido@gmail.com

・津別町役場 保健福祉課（※福祉人材確保フォーラムの件とお伝えください）

TEL：(0152) 76-2151



プログラム

司会：山下 浩紀（日本医療大学 北海道ブロック）

13：00～ 受け付け開始

13：30～ 開会の挨拶

伊藤 新一郎（北星学園大学 北海道ブロック会長）

13：35～ 歓迎の挨拶

津別町長 佐藤 多一 氏

13：40～ フォーラムの開催趣旨説明

畑 亮輔（北星学園大学 北海道ブロック副会長）

13：50～ 基調講演

「京都北部での行政・事業者・住民・大学の協働による福祉人材確保に向けた取り組み」

五嶋 仁 氏（社会福祉法人 大樹会 理事）

14：50～ 休憩

15：00～ シンポジウム

「オホーツクにおける地域協働での福祉人材確保に向けて」

シンポジスト

行政の立場から：小野 淳子氏（津別町保健福祉課 課長）

事業者の立場から：武田 学 氏（北見市東部・端野地区地域包括支援センター 管理者）

住民の立場から：菅原 英子氏（NPO 法人絆一びほろー 副理事長）

大学の立場から：畑 亮輔 氏（北星学園大学 准教授）

学生の立場から：北星学園大学 社会福祉学部 学生

コメンテーター 五嶋 仁 氏（社会福祉法人 大樹会）

16：20～ 総括

中谷 陽明（日本ソーシャルワーク教育学校連盟 相談役）

16：25～ 閉会の挨拶

神内 秀之介（北海道社会福祉士会 副会長）

16：30 閉会

研修会
ご案内

ソーシャルワーク専門職の 養成に関する社会的動向と展望

～個別支援と地域支援に取り組むソーシャルワークを目指して～

2019年

2月16日 土 11:00-17:30

札幌国際ビル貸会議室 国際ホール 札幌市中央区北4条西4丁目
定員：120名 申込み期間：2019年2月12日（火）12：00締切

参加費
無料

基調講演①

「ソーシャルワーク専門職の 養成に関する社会的動向」

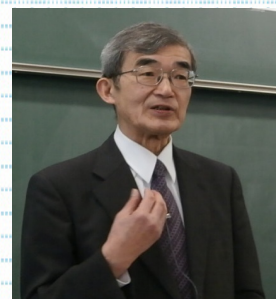
講師：白澤 政和 氏（ソ教連 会長、桜美林大学大学院 教授）



基調講演②

「ソーシャルワークによる個と地域への支援」 －ソーシャルワーク機能とソーシャルワーク（専門職）実践－

講師：米本 秀仁 氏（北星学園大学 名誉教授）



実践報告

「個と地域との一体的支援と ソーシャルワーク専門職の養成」

講師：清野 光彦 氏（北海道社会福祉士会会長、NPO法人小さな手）



主催：日本ソーシャルワーク教育学校連盟 北海道ブロック
共催：北海道社会福祉士会、北海道医療ソーシャルワーカー協会、北海道精神保健福祉士協会
後援：北海道、北海道社会福祉協議会、札幌市、札幌市社会福祉協議会、
北海道社会福祉法人経営者協議会、北海道地域包括・在宅介護支援センター協議会

<お申込み方法>

以下のURLより必要事項を入力して研修会へのお申し込みをしてください。
<https://ssl.form-mailer.jp/fms/d8f381ea604210>（QRコードからスマホでの申込みもできます）

<お問い合わせ先>

日本ソーシャルワーク教育学校連盟 北海道ブロック
E-mail：socialwork.ed.hokkaido@gmail.com



日本ソーシャルワーク教育学校連盟 平成 30 年度 厚生労働省 社会福祉推進事業
 ソーシャルワーク人材の育成体制の構築およびそのパイロット事業の実施に関する調査研究事業
 北海道委員会 現任のソーシャルワーク専門職を対象としたモデル研修

ソーシャルワーク専門職の養成に関する社会的動向と展望 ～個別支援と地域支援に取り組むソーシャルワークを目指して～

【開催趣旨】

2018 年 3 月 27 日、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」が公表され、地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク専門職に対する社会的な期待が示されました。

しかしながら、日本ソーシャルワーク教育学校連盟（当時：日本社会福祉士養成校協会）が平成 28 年度厚生労働省社会福祉推進事業において実施した社会福祉士を対象とした全国調査では、多くの社会福祉士が地域を対象とした支援に十分取り組めていない現状が明らかになっています。このような状況を踏まえて、改めてソーシャルワークに携わる専門職には“地域への支援”を含めたソーシャルワーク機能の充実と強化が求められています。

現任のソーシャルワークに携わる専門職が、個別支援と地域支援の両方を見据えたソーシャルワーク機能を発揮していくためには、所属組織・団体や職能団体等が各々に研修等の人材育成に取り組むだけでなく、ソーシャルワーク専門職の養成校（大学・専門学校）も含めた“学び合いのプラットフォーム”を構築することで新たな学びの体系を創出していくことが有効と考えられます。このような新たな形として実践現場と養成校とが協働することにより、ソーシャルワークに関する実践・研究・教育を一体的に推し進めていくことが重要です。

北海道では養成校団体である日本ソーシャルワーク教育学校連盟北海道ブロックを中心に、各職能団体、行政機関、経営者団体、福祉事業者等で委員会を構築し、ソーシャルワークに関する実践現場と養成校とが協働する土台としてのプラットフォーム構築について検討し、現任のソーシャルワークに携わる専門職を対象とした研修を実施することとしました。

皆様と一緒に、今日のソーシャルワークに求められていること、それらの期待に応えるためのソーシャルワーク本来の役割について改めて学びを深める機会としたいと考えております。

日 時：2019 年 2 月 16 日（土）11：00～17：30

場 所：札幌国際ビル 貸会議室 国際ホール

札幌市中央区北 4 条西 4 丁目 さっぽろ駅 8 番出口横

対 象：現在ソーシャルワークに関わる専門職として実践現場に勤務されている方

⇒市町村社会福祉協議会職員、社会福祉法人職員、社会福祉施設の職員（相談職等）、
 医療ソーシャルワーカー、地域包括支援センター職員、精神保健福祉士、社会福祉士、
 介護支援専門員、相談支援専門員、行政職員（福祉職や福祉関連課に勤務される方）等

参加費：無料

主 催：日本ソーシャルワーク教育学校連盟 北海道ブロック

共 催：北海道社会福祉士会、北海道医療ソーシャルワーカー協会、北海道精神保健福祉士協会

後 援：北海道、北海道社会福祉協議会、札幌市、札幌市社会福祉協議会、

北海道社会福祉法人経営者協議会、北海道地域包括・在宅介護支援センター協議会

【タイムスケジュール】

司 会: 忍 正人(北海道委員会 事務局)

10:30	受付開始	
11:00	開会挨拶	伊藤 新一郎(ソ教連北海道ブロック 会長)
11:10	ソ教連 平成 30 年度 厚生労働省 社会福祉推進事業に関する説明	畑 亮輔(北海道委員会 事務局)
11:30	基調講演① 「ソーシャルワーク専門職の養成に関する社会的動向」	白澤 政和 氏(ソ教連 会長、桜美林大学大学院 教授)
12:40	昼休み	
13:30	基調講演② 「ソーシャルワークによる個と地域への支援」 ーソーシャルワーク機能とソーシャルワーク(専門職)実践ー	米本 秀仁 氏(北星学園大学 名誉教授)
15:00	休憩	
15:10	ソーシャルワーク実践報告 「個と地域との一体的支援及びソーシャルワーク専門職の養成」	清野 光彦 氏(北海道社会福祉士会 会長、NPO 法人小さな手)
15:40	休憩とレイアウト変更	
15:55	グループワーク 「これまでのソーシャルワーク実践の評価と今後の目標」	
17:15	総括	米本 秀仁 氏(北星学園大学 名誉教授)
17:25	閉会挨拶	橋本 菊次郎(ソ教連北海道ブロック 副会長)

＜お申込み方法＞

以下の URL より必要事項を入力して研修会へのお申し込みをしてください。

<https://ssl.form-mailer.jp/fms/d8f381ea604210>

(スマートフォンを使用して右記 QR コードからもお申込みいただけます)

＜お問い合わせ先＞

日本ソーシャルワーク教育学校連盟 北海道ブロック

E-mail: socialwork.ed.hokkaido@gmail.com



研修会
ご案内

地域における 課題解決のための ネットワーク実践

今年度、青森県立保健大学では「ソーシャルワーク人材の育成体制の構築およびそのパイロット事業の実施に関する調査研究事業」を受託し、地域における人材育成や専門職の自己研鑽を支える仕組みづくりに取り組んでいます。その一環として、地域における相談援助従事者や福祉関連サービス従事者とともに、地域におけるネットワーク活動の展開やそれらを担うための実践力向上について考えるための研修会を開催します。

第一部では、今日の地域における相談援助従事者に求められている視点や、実践力向上に向けた取り組みの考え方に関する講義、第二部では、地域の課題解決に向けたネットワーク活動の実践を通して、今後のあり方をシンポジウム形式で議論したいと思います。

今後の地域におけるネットワーク実践について考える機会として、相談援助従事者のみならず社会福祉関係の多くの皆様のご参加をお待ちしております。

※日本ソーシャルワーク教育学校連盟（ソ教連）厚生労働省補助金・筑成金事業

2018年 **12月15日** **土** 青森県立保健大学
A棟1階 A111教室 13:00～16:00
受付開始 12:30

第一部 講義 ▶13:00～13:45

地域におけるソーシャルワーク専門職に
求められているものと今後の人材養成

青森県立保健大学 健康科学部社会福祉学科 宮本雅央

第二部 シンポジウム ▶14:00～16:00

青森県のケアネットワーク実践とそれらを担う専門職に必要な能力

シンポジスト 公益財団法人青森県介護支援専門員協会西北五支部会長 木谷牧子 氏
あかね居宅介護支援センター（五所川原市）

八戸地域虐待等困難事例ネットワーク研究会代表 安田真 氏
ひかり介護・相談支援事業所（八戸市）

公益社団法人青森県社会福祉士会常務理事・下北支部長 納谷むつみ 氏
大間町地域包括支援センターくろまつ（大間町）

コーディネーター 弘前学院大学社会福祉学部 小川幸裕

参加費
無料

<申し込み方法>

Faxの場合：裏面申込用紙に必要事項をご記入の上、受付担当（共同研究室）まで送付して下さい。

E-mailの場合：下記担当者メールアドレスまで、タイトルを“研修会参加申し込み”として“ご所属”と“氏名”を本文に記載の上、ご連絡下さい。QRコードを読み取って頂くと、宛先を設定したメール作成画面を開くことができます。



<問い合わせ先>

研修担当：宮本 雅央（青森県立保健大学社会福祉学科） TEL：017-765-2089（直） E-mail：m_miyamoto@auhw.ac.jp
参加申し込み FAX：017-765-2096（共同研究室） E-mail：m_miyamoto@auhw.ac.jp（宮本）

地域における課題解決のためのネットワーク実践 研修会

参加申し込み FAX送信用

送信先：青森県立保健大学 健康科学部社会福祉学科 共同研究室
017-765-2096

お名前	ご所属

E-mailでの申し込み方法

下記担当者メールアドレスまで、タイトルを“研修会参加申し込み”として“ご所属”と“氏名”を本文に記載の上、ご連絡下さい。
QRコードを読み取って頂くと、宛先を設定したメール作成画面を開くことができます。



E-mail 申し込み先:m_miyamoto@auhw.ac.jp

青森県立保健大学 健康科学部社会福祉学科 宮本雅央（本研修担当）

平成 31 年 2 月〇〇日

老施協・経営協加盟施設

青森県地域共生社会推進委員会

現場と学生との共同学習 モデル実習 受け入れ施設の募集について

1 モデル実習を実施する経緯と目的

(1) 経緯

本委員会は、平成 30 年度にソーシャルワーク教育学校連盟が推進する「ソーシャルワーク人材の育成体制の構築およびそのパイロット事業の実施に関する調査研究事業（平成 30 年度厚生労働省社会福祉推進事業補助金事業）」の青森委員会として発足しました。同事業では、青森県内における社会福祉サービス従事者の力量向上や、地域における問題解決を実践できる専門職養成の環境づくりを目指して、社会福祉法人などの事業者や職能団体、養成校の各団体を中心とする学習プラットフォームづくりについて全国のモデル地域で委員会を発足し検討しました。同事業の目的は以下の通りです。

これまで社会福祉士の養成では、主として養成校教員、学生、実習指導者（実習配属先の社会福祉士）の三者が中心となって実習教育が個別に展開されてきた。

しかしながら、社会福祉法人等の事業者、職能、養成がこれから地域共生社会の実現、包括的相談支援体制の構築、地域課題解決体制の構築に向けて目指すべきベクトルが同じ方向を向いていると理解できるため、本事業では、全国区およびモデル地域（5 地域）でこの三者による社会福祉士の育成と、現任者の学び直し・養成校学生の実習・社会福祉法人の地域公益活動を検討するプラットフォームを作り、そのプラットフォームを活用しながら当該エリアの行政や地域住民とともに学び合う場を創出していく、このプラットフォームでより住民に近いレベルで住民フォーラム等交流の場を設定することを目的に実施するものである。

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

厚生労働省平成 30 年度社会福祉推進事業補助金による事業

『包括的相談支援及び地域課題解決体制を担うソーシャルワーク人材育成体制の構築及びそのパイロット事業の実施に関する調査研究事業』【事業実施目的】より

特に、社会福祉士に限らず社会福祉サービス従事者（以下、職員）の学び直しや学生の時期から地域を志向した実践を学ぶことができる環境は、県内の福祉サービスの質や住民の福祉の質向上に直結しうる重要な仕組みであるといえます。その重要性から、モデル地域として青森県立保健大学が同事業を受託し、青森県内の以下の構成団体で委員会を発足しました。

団体名
青森県社会福祉法人経営者協議会，青森県社会福祉協議会，青森県社会福祉士会 青森県医療ソーシャルワーカー協会，青森県精神保健福祉士協会 青森県老人福祉施設協会，社会福祉士養成校（青森大学，青森県立保健大学）

補助金事業終了後も，本事業の目的にあったプラットフォームづくりの重要性から，今後も事業を展開していくこととしました。平成 31 年度は，一般社団法人 ソーシャルワーク教育学校連盟（ソ教連）東北ブロックの青森支部の活動として，引き続きプラットフォーム作りを展開し，特に，①研修の企画と運営，②地域において（地域とともに）問題解決を展開する事例の集積，③情報発信，これらの機能や役割を果たし，地域を基盤とするソーシャルワーク実践ができる従事者養成の環境整備を目指していくことにしました。特に，平成 31 年度中に上記の①研修の企画と運営に関わる事業の一つとして，学生と福祉サービス従事者が共同で学び合うモデル実習を実施することにしました。

（2）モデル実習の目的と意義

本モデル実習は，社会福祉士養成校所属の学生（以下，学生）と職員が地域をフィールドに学び合う機会を作り，地域における利用者の生活支援の新たな方法や施設の公益的な取り組みのあり方について，改めて整理する機会とすることを目的としています。学生にとっては，地域における福祉サービスの展開について具体的に学ぶことができる機会になり，職員にとっては，地域における支援の展開に新たな気付きをもたらす機会になると期待できます。特に，施設の所在地をフィールドに実習を行うことで，社会福祉法人の地域への公益的活動のあり方や，地域住民と連携した支援の展開だけでなく，地域住民の福祉の向上に向けた社会福祉法人の取り組みについても検討できる機会になるという意義があるといえます。本モデル実習を通して，学生の学びとともに職員の学びとなり，地域における発展的な問題解決ができる専門職養成に近づくのではないかと考えています。

2 本モデル実習の趣旨

1. 職員と学生とが地域で展開する支援についてお互いに学びあう機会として，施設所在地の地域踏査を実施する。
2. 地域踏査の結果から，支援の展開や地域の問題解決に向けた施設の取り組みについてグループワークを行う。
3. 結果報告として報告会を開催し，本モデル実習参加施設や学生だけでなく，県内事業所や関係者へ学習の成果を周知する機会を作る。
4. 研修運営や学びの機会を企画するノウハウを職員に獲得してもらい次世代の育成につなげるため，企画の段階から運営も含め職員に参画していただく。
5. 実習期間は 2～3 日間を想定しているものの，踏査の範囲やディスカッションの日程調整によって 5 日程度になる可能性もある。

3 実習施設募集範囲

青森県内の老施協、経営協に所属している社会福祉法人、社会福祉サービス事業所に本モデル実習をご案内しています。

4 実施要領（概要と時期）

時期	内容（備考）	
3 月	受け入れ施設募集	青森県内で受け入れの意志がある事業所を募集する。
4 月	学生募集	実習受け入れ可能施設とのマッチングやグルーピングを決定する。
5 月	受け入れ施設と学生とのマッチング	※募集する学生は、現時点で青森県立保健大学 1～2 年生を想定しています。
6 月～7 月	実施要領の協議	実習実施場所や内容、ディスカッション日程などの打ち合わせ、具体的内容、必要物品などを確定する。
8 月～9 月	モデル実習	地域踏査を実施した後、職員と学生とのディスカッションを通して地域における支援の展開を整理してできることを見つける。 ※詳細は、学生とのマッチング後、職員と保健大教員との打ち合わせの上で決定します。
10 月～11 月	報告会開催	実施施設および参加学生の所属校だけでなく、関係団体へも周知する。

本モデル実習は、学生と職員との学び合いの機会を作ること、社会福祉法人の地域貢献や支援の展開に新たなヒントを得ることを目的としています。実習内容は、受け入れの意思表示をして頂いた施設と応募する学生とのマッチング後に、詳細について協議していきたいと考えています。それらを通して、地域における学び合いの事例として蓄積できるだけでなく、職員の研修運営や支援の質向上に向けた企画のノウハウも獲得できると考えています。

5 参加方法と留意事項

（1）留意事項

本モデル実習は、青森県内で学生と職員とが共同学習に取り組む事例でも、特に、各種団体が主催する実習として先駆的な取り組みです。本モデル実習の意義や目的を含め、以下の点にもご留意ください。

- ① モデル事業のため、実習実施による謝金等の支払いができません。
- ② 学生募集の状況によっては、受け入れ施設とのマッチングができない可能性があります。これらの事柄にご賛同いただいた上で、お申込み頂きたいお願いいたします。

(2) 参加申し込み方法

担当メールアドレスまで、下記お申込み事項を添えてご連絡ください。本モデル実習に関するお問い合わせも、メールにて受け付けております。お電話や Fax での参加お申込み、お問い合わせは対応できかねますので予めご了承ください。

お申し込み事項 ①運営主体名（法人など） ②施設名 ③事業種別（提供サービス（施設）種別） ④担当者氏名（ふりがな） ⑤担当者役職・所属 ⑥連絡先メールアドレス ⑦その他・特記事項など（あれば）
青森県地域共生社会推進委員会 モデル実習担当 青森県立保健大学 健康科学部 社会福祉学科 宮本 雅央 メールアドレス modelpractices@gmail.com
参加申し込み〆切：3/31（日）

美祢市社会福祉協議会

	日程	時間	プログラム内容	担当部署（担当者）	場所	実習課題（プログラムのねらい）	必要な価値・知識・技術	備考
事前訪問	平成27年7月17日（金）	午前	職場や職種の理解① ・社会福祉協議会の概要 ・社協の取組み	・総務（A） ・地域（B）	社協本部	社会福祉協議会の概要（組織、機構、業務分掌、収支）や取組み（地域福祉活動計画や事業）について理解する	価値：連携や協働 知識：実習機関の成り立ちや法的根拠 まちの概況や社会資源 技術：整理や分析 など	バス8：00 C着 迎え D
		午後	オリエンテーション① ・実習の目標や計画について（個別面談） ・職場見学（各地域福祉センター）	地域（E）	社協本部 各センター	・実習の見通しを持つ ・実習の目標を明確にする	価値：実習生としての基本的な姿勢 社会人としてのマナー 知識：ソーシャルワーク実習の意義 技術：目標設定、観察や整理	・通勤や宿泊についての打合せ ・送迎 F →V解散
1日目	平成27年8月17日（月）	午前	関係機関あいさつ オリエンテーション② ・実習計画案について	・事務局長 ・実習指導者	社協本部	・社協と関係機関と連携を知る ・実習の目標の確認 ・実習目標と実習計画案との刷り合わせ	価値：連携や協働 知識：ソーシャルワーク実習に取り組む意義 技術：実習目標の設定や整理	バス8：00 V着 迎え I
		午後	職場や職種の理解② 法人運営 職場訪問① 美祢地域	総務（J）	社協本部	・社協の理念や組織体制を理解する ・社協の職場を訪問し、その機能や役割、利用者や地域との関わりを学ぶ	価値：個別事業に取り組む意義、法人内の連携 知識：個別事業の位置付けや法的根拠 技術：観察や整理	・送り K ・宿泊 L邸
2日目	平成27年8月18日（火）	午前	職場訪問② 秋芳地域、美東地域	地域（M）	各センター	社協の職場を訪問し、その機能や役割、利用者や地域との関わりを学ぶ	価値：個別事業に取り組む意義や法人内の連携 知識：個別事業の位置付けや法的根拠 技術：観察や整理	N出勤 コミュニティバス
		午後	職種の理解① 障がい者支援の専門職	障害福祉係（X）	O地域福祉センター	・社協が誰を対象にどんな職種が支援しているかを知る ・また、社協が個別支援事業に取り組む意義を考察する	価値：人権、自己決定の尊重 知識：障がい特性 技術：コミュニケーション、信頼関係、チームケア	・送り P ・宿泊 L邸
3日目	平成27年8月19日（水）	午前	職種の理解② 児童・子育て支援の専門職	地域（A）	Aハウス	・社協が誰を対象にどんな職種が支援しているかを知る ・また、社協が個別支援事業に取り組む意義を考察する	価値：人権、自己決定の尊重 知識：児童の特性や発達、子育て支援 技術：コミュニケーション、信頼関係、チームケア	F出勤 コミュニティバス
		午後	職種の理解③ 高齢者支援の専門職 住民ふくし座談会	・高齢福祉 ・地域（B）	・社協本部 ・嘉万公民館	・社協が誰を対象にどんな職種が支援しているかを知り、社協が個別支援事業に取り組む意義を考察 ・ワーカーと地域の関わり、地域課題やニーズの共有、コミュニティワークのPDCA、住民のエンパワメントなど	価値：人権、自己決定の尊重、 知識：高齢者の特性、社協活動の原則 技術：コミュニケーション、信頼関係、チームケア、 観察、記録、考察	・送り C ・宿泊 L邸
4日目	平成27年8月20日（木）	午前	高校生座談会 準備～運営	地域（D）	リフレッシュパーク	・次世代の担い手育成、地域の強みや弱み、将来設計など、高校生や地域資源と連携する中で、ワーカーの動き（企画、連絡調整や当日運営、今後のつなぎ など）を見る	価値：連携、協働、ストレングス、地域への愛着 知識：地域資源、グループワーク手法、ファシリテート 技術：コミュニケーション、観察、同調、リフレーミング、整理、説明表現	G出勤 くらげ号
		午後	高校生座談会 運営～振り返り	地域（D）	リフレッシュパーク	・地域の担い手やリーダーの思いに触れ、若い世代のエンパワメントの実際を感じる		・送迎 F ・宿泊 小規模G
5日目	平成27年8月21日（金）	午前	職種の理解④ 地域支援の専門職 職種の理解⑤ 相談支援の専門職	地域（H）	社協本部	・個別から地域・地域から個別などワーカーとしての支援の目線を感じる ・課題発見から解決への流れや過程をイメージする	価値：ソーシャルワークの意義 知識：ソーシャルワーク、地域福祉活動計画、地域資源 技術：コミュニティソーシャル	迎え I
		午後	実習指導教員 巡回指導① 県立大学の先輩と語る会	実習指導者 地域（J、K）	社協本部	・実習のスーパーバイズ ・実習生、教員、指導者による次週の方角性の確認 ・自身のワーカー像の形成	価値：ソーシャルワーク実習 知識：実習の進捗管理や評価 技術：マネジメント	送り L

	平成27年8月22日(土)							
	平成27年8月23日(日)							
6日目	平成27年8月24日(月)	午前	自主事業 (吹奏楽教室)に参加	地域(M)	N中学校	・社協と学校との連携 ・中学生が主体的に児童と関わる意義を考察する	価値:連携協働、人材育成、ボランティア啓発 知識:地域資源 技術:コミュニケーション、観察、分析	バス8:00 V着 迎え O
		午後	住民参加・エンパワメント② ・ボランティアセンター事業 ・ボランティアアドバイザー インタビュー	地域(P)	社協本部	・ボランティア推進の体制の理解 ・ボランティアと地域福祉の関連付けと整理	価値:ボランティア啓発、人材育成 知識:地域資源 技術:コミュニケーション、分析、整理	・送り Q ・宿泊 小規模G
7日目	平成27年8月25日(火)	午前	実践者インタビュー①地域リビング	地域(S)	T公民館	・取り組みの効果の考察 ・担い手の思いを知る ・今後の展望や課題など	価値:住民主体、連携協働、インクルージョン 知識:地域福祉、地域資源 技術:コミュニケーション、分析、整理	迎え U
		午後	中間SV 後半の実習目標や計画について	実習指導者	V地域福祉センター	・実習の目標に沿って、モデル地域やモデルケースのイメージを持つ ・スーパーバイズの受け方を体験的に学ぶ	価値:ソーシャルワーク実習 知識:実習の進捗管理や評価 技術:セルフマネジメント	送迎 Y →V解散
8日目	平成27年8月26日(水)	帰校日	◇実習生Aさん 地域:過疎地域とそこで暮らす人のアセスメント 行政と社協の関係について、行政の視点を聞きたい 個別:同行訪問		◇実習生Bさん 地域:地域アセスメントや支援をさらに広い視点で フレーミングしたい 個別:障害のある人の在宅生活の実態 ...同行訪問		◇実習生Cさん 地域:宿泊先のある地域、そこで暮らす人との交流 その地域の支援プラン 個別:生活困窮ケース ...同行訪問	
9日目	平成27年8月27日(木)	午前	実習指導者①講義や同行など ・課題について、モデル地区やモデルケースの選定について話し合う	※これ以降、実習生に担当実習指導者を配置	社協本部	・帰校日の指導内容の確認と実習目標、実習計画の調整 ・地域支援と個別支援の関係性の整理 ・ニーズ把握、アセスメント、目標設定、プランニング、資源開発、家族や関係機関との連携や調整、モニタリング、評価など一連のワーカー業務の流れをつかむ	価値:自立支援 知識:ソーシャルワーク 技術:アセスメント	バス8:00V着 迎え A
		午後	実習指導者②講義や同行など ・モデルケース(地権事業利用者)についての支援経過を説明	実習生Aさん 担当実習指導者G	大嶺地区		価値:自立、人権 知識:ソーシャルワーク 技術:プランニング	・送り 地域 A ・宿泊 小規模G
10日目	平成27年8月28日(金)	午前	実習指導者③講義や同行など 行政 地域福祉、高齢者福祉、児童福祉担当者(専門職と施策担当)インタビュー	実習指導者 市 福祉事務所	社協本部	・行政の福祉専門職の実務に触れ、社協専門職とのつながりやチームケアを意識する ・包括的、横断的な相談支援の意義について考察する	価値:専門職、連携 知識:社会福祉各論 技術:コミュニケーション、分析整理	・迎え S ・移動 G
		午後	実習指導者④講義や同行など ・モデルケース宅訪問 1回目	実習指導者 G	N地区	・利用者や家族とのコミュニケーション ・アセスメントに必要な情報収集	価値:自立、人権 知識:ソーシャルワーク、認知症の特性 技術:コミュニケーション、面接、アセスメント	※F地区住民ふくし座談会:夜開催のため経過説明と準備のみ ・送り A ・V解散
	平成27年8月29日(土)							
	平成27年8月30日(日)							

11日目	平成27年8月31日(月)	午前	実習指導者⑤講義や同行など ・フィールドワーク 1回目	実習指導者 G	N地区	・利用者と関わりのある資源(ご近所、民生委員、サロン会場、病院、金融機関など)を知る ・状況が許せば、聞き取りを行う	価値:ソーシャルワーク 知識:地域資源、地域特性 技術:観察、コミュニケーション、面接、ネットワーキング	バス8:00 V着 迎え G
		午後	・実践者インタビュー②ボランティア ・行政 移住定住担当者インタビュー	地域(H)	ボランティアコーナー	・ボランティア推進の体制の理解 ・ボランティアと地域福祉の関連付けと整理 ・市の最大の課題である人口対策の担当者から具体的施策や展望を聞く	価値:ボランティア啓発、人材育成 知識:地域資源 技術:コミュニケーション、分析、整理	・宿泊 A市おためし暮らし住宅 (徒歩通勤) ・荷物運搬 F
12日目	平成30年9月1日(火)	午前	実践者インタビュー③ふれあいサロン	地域(H)	A集会所	・取り組みの効果の考察 ・担い手の思いを知る ・今後の展望や課題など	価値:住民主体、連携協働 知識:地域福祉、地域資源 技術:コミュニケーション、分析、整理	
		午後	実習指導教員 巡回指導②	実習指導者	社協本部	・実習のスーパーバイズ ・実習生、教員、指導者による次週の方角性の確認 ・実習課題の進捗確認など	価値:ソーシャルワーク実習 知識:実習の進捗管理や評価 技術:マネジメント	宿泊 おためし暮らし住宅
13日目	平成30年9月2日(水)	午前	実習指導者⑥講義や同行など ・フィールドワーク 2回目	実習指導者	N地区	・1回目に回り切れなかった資源の把握やキーパーソンへ、専門職へのインタビュー ・利用者が住む地域を知り、自立と資源の活用を考察	価値:ソーシャルワーク 知識:地域資源、地域特性 技術:観察、コミュニケーション、面接、ネットワーキング	
		午後	実習指導者⑦講義や同行など ・モデルケース宅訪問 2回目	実習指導者	N地区	・1回目の面接に加え、アセスメントや利用者理解の深化を図る	価値:自立、人権 知識:ソーシャルワーク、認知症の特性 技術:コミュニケーション、面接、アセスメント	宿泊 おためし暮らし住宅
14日目	平成30年9月3日(木)	午前	地域見守り関係機関連絡会議	地域(H)	A市民会館	・地域福祉における見守り活動の意義や実態 ・福祉分野以外(警察、消防、生活関連事業者など)との連携にの実際を知る	価値:多機関連携、チームケア、人権 知識:社会資源、市の概況 技術:観察、分析、整理	
		午後	福祉の市 実行委員会	地域(G)	A市民会館	・「福祉の市」の企画～連絡調整～準備～運営の過程での連携や調整を知る ・参加するボランティアや多機関と社協とのつながり	価値:ボランティア、多機関連携、インクルージョン 知識:社会資源 技術:観察、分析、整理	宿泊 おためし暮らし住宅
15日目	平成30年9月4日(金)	午前	実習指導者⑧講義や同行など	実習指導者 H	社協本部	・課題の整理…地域から個別、個別から地域の視点 ・実習全般のスーパービジョン	価値:ソーシャルワーカー像 知識:PDCA、リフレッシング 技術:分析、整理、表現、伝達	
		午後	実習報告会 関係機関あいさつ	実習指導者 事務局長	・社協本部 ・関係機関	・実習の振り返りとまとめ ・実習の目標と計画、過程と成果の確認	価値・知識:ソーシャルワーク、ソーシャルワーカー、スーパーバイザー 技術:企画、整理、説明、プレゼンテーション	・送り、荷物運搬 O ・F解散

目的：地域福祉の視点から豪雨災害支援について学ぶためのフィールドワークを実践する。

(延岡市・延岡社協・防災推進員・地域の協力による)

- ① 災害から自分の身を守るための防災のあり方を理解する（ハザードマップの理解と避難）
- ② 被災地における避難所支援のあり方を理解する
- ③ 災害ボランティアセンター設置運営の実際を学び実践できる（11 月 17 日 3・4 限）
- ④ 災害に強い地域をつくるための行動支援のあり方について地域の実態調査を実施し、課題を抽出して提案ができる

1	9 月 27 日（木 5 限）	・オリエンテーション・授業スケジュール説明 ・延岡市の災害対策について（延岡市危機管理室）	全体 講義室 2
2	10 月 4 日（木 5 限）	社会福祉協議会における災害支援活動について （延岡市社会福祉協議会）	全体 講義室 2
3	10 月 11 日（木 5 限）	防災ボランティア講座 1 風水害の様態とメカニズム	全体 講義室 2 防災推進員
4	10 月 18 日（木 5 限）	防災ボランティア講座 2 風水害から自分の身を守る	
5	10 月 25 日（木 5 限）	防災ボランティア講座 3 災害ボランティアの基本と実際	全体
6	11 月 1 日（木 5 限）	防災ボランティア講座 4 災害ボランティアの基本と実際 災害ボランティアセンター設置運営訓練の方法	延岡市社会福祉 協議会
7	11 月 8 日（木 5 限）	地域の実態調査方法・調査地・日程調整 調査地への依頼を行い、内諾後に実施 （11 月 12 日～11 月 21 日の間・昼・夜）	住民聞き取り調 査(1 グループ 10 に～20 人)
8	11 月 15 日（木 5 限）	地域の実態調査方法について	全体
9	11 月 17 日（土 3 限）	災害ボランティアセンター設置運営訓練	延岡市社協 講義室 3・6・7・8
10	11 月 17 日（土 4 限）		
11	11 月 18 日（日）AM	延岡市防災フェスタ（避難訓練への参加）	長浜町
12	11 月 22 日（木 5 限）	調査まとめ・報告データ作成	クラス別
13	11 月 29 日（木 5 時）	調査報告プレゼンテーション作成（P,P）	クラス別
14	12 月 6 日（木 5 限）	調査報告完成・予行練習	クラス別
15	12 月 13 日（木 5 限）	調査結果発表（1 グループ 15 分）×4 グループ （市・社協・地域・議員他の傍聴・コメント依頼）	全体
16	12 月 20 日（木 5 限）	調査結果発表（1 グループ 15 分）×4 グループ （市・社協・地域・議員他の傍聴・コメント依頼）	全体
17	1 月 10 日（木 5 限）	振替日（11 月 17 日授業 3 コマ分）	試験はレポート
18	1 月 17 日（木 5 限）		
19	1 月 24 日（木 5 限）		

相談援助演習Ⅳ フィールドワークの取り組み

* 平成26年度より災害をテーマにプログラミング

目的: 地域福祉の視点から豪雨災害支援について学ぶ

- ① 災害から自分の身を守るための防災のあり方を理解する
- ② 被災地における避難場所支援のあり方を理解する
- ③ 災害ボランティアセンター設置運営の実践を学ぶ
- ④ 災害に強い地域をつくるための行動支援のあり方について
地域の実態調査を実施し、課題を抽出して提案ができる

九州保健福祉大学 社会福祉学部 川崎 順子

社会福祉士養成カリキュラム 相談援助演習Ⅰ～Ⅴ（各15回）

2年

- ・前期 演習Ⅰ 価値・自己覚知・面接技法・コミュニケーション
- ・後期 演習Ⅱ ケースワークの展開プロセス

3年

- ・前期 演習Ⅲ アセスメント・ケアプラン作成 実習との関連

3年 8月～9月 相談援助実習 24日間

- ・後期 演習Ⅳ フィールドワーク(災害) 学生52名・教員4名

4年

- ・後期 演習Ⅴ 多様な事例を用いたケースメソッド

演習Ⅳ 授業の流れ

① 講義・演習

② 災害ボランティアセンター設置運営訓練

③ フィールドワーク（授業の空き時間）
（避難場所調査・住民意識調査）

④ 調査報告会の実施

① 市役所・社協・防災士による講義・演習

通常授業時間 90分×6回

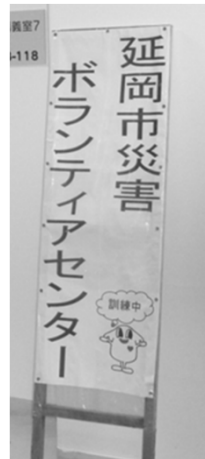
- ・延岡市の災害対策の現状
- ・社協による災害支援活動状況
- ・風水害の様態とメカニズム
- ・風水害から自分の身を守るとは
- ・災害ボランティアの基本と実際
- ・災害ボランティアセンター設置運営訓練の方法



② 災害ボランティアセンター設置運営訓練

日時: 11月17日(土) 13時～16時30分
 場所: 九州保健福祉大学 講義室3・6・7・8
 (緊急避難場所として指定されている)
 運営: 延岡市社会福祉協議会 職員12名
 学生: 社会福祉学部3年生 52名
 実施方法: 8グループ編成 訓練2回実施

	訓練1回目	訓練2回目
1	ボランティア受付班	ボランティア
2	ニーズ班	ボランティア
3	マッチング班	ボランティア受付班
4	資材・送迎班	マッチング班
5	総務班	ボランティア
6	ボランティア	資材・送迎班
7	ボランティア	総務班
8	ボランティア	ニーズ班



延岡市社協職員12名の協力



③ 避難場所調査・住民意識調査

実施期間: 11月12日(月)～11月21日(水)10日間の間

実施方法: 洪水時の緊急避難場所の調査(8か所)
 学生1グループ 4人～5人で編成
 避難場所から1キロ程度離れた起点から経路を歩く
 昼と夜の2回

古川公民館	市民体育館
本東寺	西階陸上競技場
小峰農業集落多目的集会所	西階中学校
天下地区多目的集会場	南方小学校

住民意識調査

避難場所周辺の住民聞き取り調査

(1グループ10人～20人)

④ 調査報告会

- * 調査後3コマ授業でまとめ、資料作成・発表準備
- * 報告会: 12月13日・20日の2回実施 1グループ15分
- * 授業参観者・・・市役所職員・社協職員・公民館長・市議会議員他





延岡市 危機管理室職員から

- ・9月の座学から学生の防災に対する意識と知識は、この4か月で大きく変化したと思います。
- ・フィールドワークでは、学生ならではの目線で細部まで観察されており、今後の避難場所・避難所運営の参考にしたいと感じました。
- ・今回の授業を通して、学生たちが今後も防災意識を高く持ち、社会においても防災の率先者であって欲しいと願っています。
- ・一部のグループでは、自助・共助の重要性について、深く理解しており、このような若い世代の方々がどんどん地域に入っていくことで、延岡の防災力は高まると感じました。
- ・今後も学生と行政で協力して、延岡の防災力向上をめざし一緒に取り組んでいきたいです。

社協職員から

- ・避難場所及びそこまでの経路の調査がしっかり実施されていて、考察までされており、大変すばらしいと思いました。
- ・パワーポイントを使用した報告もしっかりまとめられていて解りやすかったです。
- ・アンケート調査を実施されていましたが、もう少し大勢の方に調査して意見を集めても面白かったのではないかと思います。
- ・調査した地区で報告会をしてもいいと思います。

市議会議員から

- ・全般的に良く研究されており、関心ある内容で良かった。

良かった点

- ① 地区の特徴を考えての発表があり、理解しやすい
- ② 地図・写真の活用
- ③ 市への提案がある
- ④ 解決策を具体的にしているグループがあった

改善点

- ① 良い研究です。自信をもって
- ② 地図を大きくしてほしい

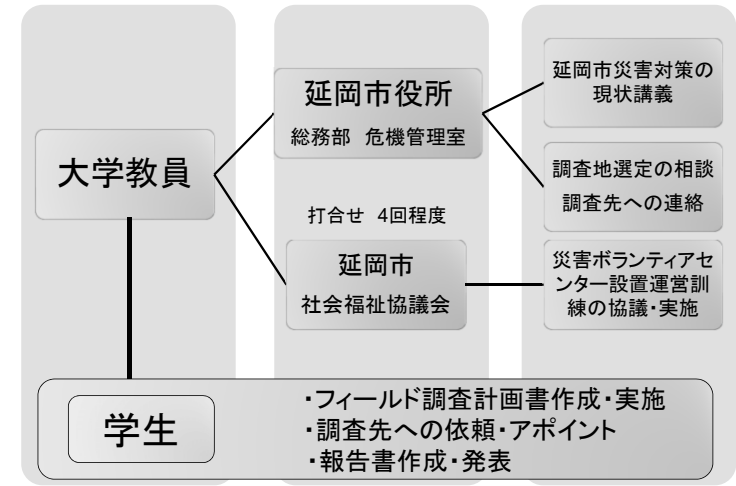
中学校職員から

- ・非常に良くまとまっており、課題の指摘も的確で当事者として目の届かなかった部分を気づかされ、大変参考になりました。
- ・微力ながら課題解決のために努力したいと思います。

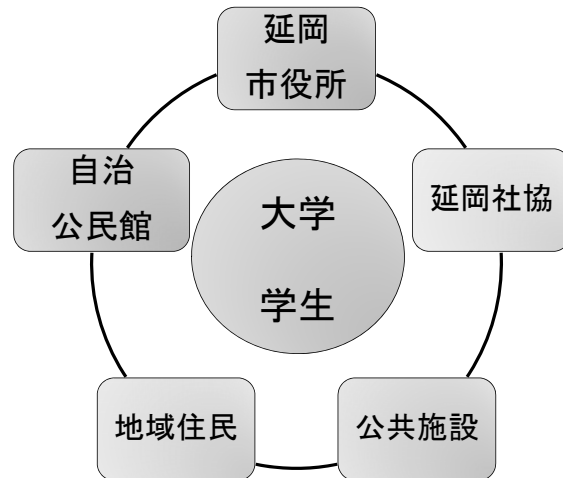
特に気づかされた点

- ① 避難経路の考え方
(安全な道ではなく、最短のルートに行くという視点)
- ② 夜間の状況
(自分の勤務時間しか考えていなかった)
- ③ 意外な地域の人の考え
(関心は高いが意識は低い)

フィールドワーク実施までのプロセス



関係機関の協力(経費負担無し)で実施



フィールドワークの意義

学生自ら実践プラン作成から実行・評価

- ・フィールドワークによる気づき
- ・課題の抽出
- ・対策の提案
- ・ソーシャルアクションの機会

地域で学ぶ
地域から学ぶ

コミュニティに強いソーシャルワーカー養成に向けた
社会福祉士養成カリキュラムにおける演習授業のあり方

* 教員がいかにフィールドワーク実践の環境を整えられるか？
教員自身の実践力が問われる(コーディネート力・交渉力・実行力)

調査委員会

社会福祉法人
理事長 様

(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会長 白澤 政和 (桜美林大学)

社会福祉法人における「学び合いプラットフォーム」への意識に関する調査へのご協力について (ご依頼)

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さてこのたび、「(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟」では、厚生労働省社会福祉推進事業による補助金を受け、『ソーシャルワーク人材の育成体制の構築およびそのパイロット事業の実施に関する調査研究事業』に取り組んでいます。当研究事業では、各地域において、社会福祉法人、職能団体、行政、そして養成校 (大学・専門学校等) が協働し、相互に学びを深めることができる研修や実習等を検討するための場「(仮称) 学び合いプラットフォーム」をモデル的に構築すること、またその構築に向けた促進要因および阻害要因等を明らかにすることを目的としています。今回この事業の一環として、全国の社会福祉法人を対象に実施しております「社会福祉法人における『学び合いプラットフォーム』への意識に関する調査」にご協力いただきたく、お願い申し上げる次第でございます。

本調査 (アンケート) は、全国社会福祉法人経営者協議会のご協力の下、協議会に加盟されている社会福祉法人にご依頼させていただいております。つきましては、業務ご多忙のところ恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき本調査票にご記入の上 **平成 31 年 2 月 25 日まで** に同封の返信用封筒にてご返送いただきますようお願い申し上げます。なお、**調査へのご記入は、貴法人としての意向を代表できる方をお願いいたします。**

ご多忙のところ恐縮ではございますが、是非ご協力くださいますようお願い申し上げます。 謹白

■ 本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱いについて

本調査で収集したすべての情報は、(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等結果の発表において法人名・個人名を特定することは一切ありません。また、利用目的を超えた使用はいたしません。

本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。本調査の趣旨をご一読いただき、同意が得られる場合のみご返送くださいますようお願い申し上げます。本調査票の返送をもって調査協力への同意をいただいたものとさせていただきます。なお、同意されない場合には提出いただく必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障します。

■ 本調査の実施者について

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 (会長：白澤 政和 (桜美林大学大学院))

■ 本調査の協力者について

全国社会福祉法人経営者協議会

■ 本調査の内容・倫理・配布・回収に関するお問い合わせ先

(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 事務局 (担当：早坂)
〒108-0075 東京都港区港南 4-7-8 都漁連水産会館 5 階
TEL : 03-5495-7242 FAX : 03-5495-7219 E-mail : jimukyoku@jaswe.jp

社会福祉法人における「学び合いプラットフォーム」への意識に関する調査

2019 年 2 月
一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

調査票番号	
-------	--

＜ご記入にあたって＞

1. ご回答は、原則、貴法人としての意向をご記載いただける方をお願いします。
2. 貴法人における合議による回答でも結構です。
3. 「学び合いプラットフォーム」に関する説明は別紙 1 をご参照ください。
4. ご記入後は、恐れ入りますが **2 月 25 日まで**に同封の返信用封筒にてご返送願います。

I 貴法人の概要についてお答えください。

問 1－1. 以下の施設種別のうち、貴法人が現在事業を営んでいる分野に○を、営んでいない分野に×をご記入ください。

施設種別	生活保護分野	高齢者分野 (介護保険施設含む)	障害者分野	婦人保護分野
開設の有無				
施設種別	児童分野 (保育所を除く)	保育所	医療分野	その他
開設の有無				

※上記の分野には入所施設だけでなく通所事業や訪問事業、相談事業も含まれます。

問 1－2. 貴法人の全雇用者数について、それぞれ正規職員・非正規職員ごとにお答えください。

(2018 年 10 月 1 日現在)

	全雇用者数
正規職員	人
非正規職員	人

※正規職員とは、雇用している労働者で労働時間に関係なく雇用期間の定めのないものを指します。
また、非正規職員とは、正規職員以外の労働者を指します。

問 1－3. 貴法人の開設年を教えてください（社会福祉法人が開設される前に母体となる法人があった場合においても、社会福祉法人としての開設年をご記入ください）。

開設年	西暦_____年
-----	----------

問１－４．貴法人の本部（主たる事務所）が所在する都道府県をお答えください。

法人本部の所在地	
----------	--

※北海道の場合はいずれの振興局管内に所在するかまで記載してください。

問１－５．貴法人全体で過去５年間（2014年度～2018年度）に社会福祉士の実習生を受け入れたことがありますか。

1 ある	2 ない
------	------

※法人のいずれかの事業所で過去５年間に１名でも受け入れがあれば「ある」を選択

問１－６．貴法人では年間を通して福祉を学ぶ学生（大学生・専門学校生）のボランティアの受け入れを行っていますか（日常的な傾聴ボランティアやお祭りの運営等）。

1 受け入れている	2 受け入れたいが学生が来ない
3 受け入れていない	4 その他（ ）

※法人のいずれかの事業所で年間に１名でも受け入れがあれば「受け入れている」を選択

Ⅱ 貴法人における地域への貢献や公益的な取組（地域公益事業含む）の状況についてお答えください（以下、地域への貢献と公益的な取組を含めて「公益的取組」と記載します）。

問２－１．貴法人の社会福祉充実残額（財産）の状況についてお答えください。

1 財産あり	2 財産なし
--------	--------

問２－２．貴法人の社会福祉充実計画についてあてはまるもの１つに○をつけてください。

1 昨年度末までに作成済	2 今年度作成中	3 作成していない
--------------	----------	-----------

問２－３．貴法人での公益的取組を行うための予算の状況について、あてはまるもの１つに○をつけてください。

1 法人として公益的取組を行うための予算を設定している
2 次年度以降に公益的取組を行うための予算を設定する予定である
3 法人としての公益的取組のための予算はない
4 その他（ ）

問 2－4. 貴法人のあなたが勤務する拠点における町内会・自治会への加入状況について、あてはまるもの 1 つに○をつけてください。

1 町内会・自治会に加入している
2 町内会・自治会への加入に向けて準備を進めている（町内会等との話し合いなど）
3 町内会・自治会には加入していない

問 2－5. 貴法人における公益的取組の実施状況について、以下の①～⑨の取組類型ごとに、あてはまる数字 1 つに○をつけてください。

		組 ん で い る	制 度 改 革 以 前 か ら 取 り	制 度 改 革 後 に 始 め た	実 施 に 向 け て 準 備 中	現 在 は 何 も し て い な い
①	地域住民に対する制度に捉われない広範な相談支援	1	2	3	4	
②	地域住民に対する見守りや移動（買い物・通院）等の生活支援	1	2	3	4	
③	地域住民に対する権利擁護支援	1	2	3	4	
④	地域住民に対する資金や物資の貸付・提供	1	2	3	4	
⑤	既存事業の利用料の減額・免除	1	2	3	4	
⑥	地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動	1	2	3	4	
⑦	地域住民に対する福祉教育	1	2	3	4	
⑧	地域の関係者とのネットワークづくり	1	2	3	4	
⑨	その他（具体的に：_____）	1	2	3	4	

※上記類型①～⑨は、社会福祉法人の平成 30 年度現況報告書における類型を参考に設定しています。

各類型の具体例などは本アンケートに同封しております 全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会による「緊急発信！社会福祉法人・福祉施設の『地域における公益的な取組』の発信率 100%へ」をご覧ください。

問２－６．貴法人における以下の①～⑯の各取組の実施状況について、それぞれあてはまる数字１つに○をつけてください。

		実施している	実施していたことがある	今後の実施を検討している	実施したことも予定もない
①	地域の他の社会福祉法人や事業者も参加可能な研修会の開催	1	2	3	4
②	地域の祭りなどの行事における福祉相談コーナーの設置	1	2	3	4
③	災害時に向けた地域住民・当事者が参加する避難訓練の開催	1	2	3	4
④	地域のボランティアと支援が必要な住民の調整を行う事務局	1	2	3	4
⑤	事業内容にとどまらない地域向けの福祉総合相談窓口の開設	1	2	3	4
⑥	地域の小中学校などと連携した子ども向け福祉啓発活動の実施	1	2	3	4
⑦	地域の当事者やその家族が集まれる場の開催（認知症カフェ等）	1	2	3	4
⑧	住民対象の講演会・講座の開催（認知症サポーター養成講座等）	1	2	3	4
⑨	地域の困窮者等を対象とした催しの開催（地域・子ども食堂等）	1	2	3	4
⑩	家族介護者などを対象とした催しの開催（料理教室等）	1	2	3	4
⑪	住民の福祉活動参加を促す催しの開催（認知症見守り訓練等）	1	2	3	4
⑫	障害当事者などと住民が交流する催しの開催（スポーツ大会等）	1	2	3	4
⑬	法人の施設や設備等の地域への開放（浴室、会議室、車両等）	1	2	3	4
⑭	法人の車を用いた地域内での高齢者の移動支援（買い物送迎等）	1	2	3	4
⑮	地域の法人・事業所のネットワークの構築・参加（ケア連絡会等）	1	2	3	4
⑯	地域のセルフヘルプグループの設置促進（家族介護者の会等）	1	2	3	4

問 2-7. 貴法人で問 2-6のような活動を実施するにあたり、社会福祉士の養成校の教員との協力について、あてはまるもの 1 つに○をつけてください。

- 1 現在すでに協力して取り組んでいる 2 今後協力してもらいたいと考えている
3 特に協力などは考えていない 4 その他（ ）

副問 教員との協力などを考えていない理由について、あてはまるもの全てに○をつけてください。

- ア 発想として持っていなかった イ 近くに養成校はあるがつながりがない
ウ 近くに養成校はあるが頼れる教員がいらない エ 近くに養成校がない
オ 養成校が協力的ではない カ その他（ ）

問 2-8. 貴法人で問 2-6 のような活動を実施するにあたり、社会福祉士の養成校の学生の協力について、あてはまるもの 1 つに○をつけてください。

- 1 現在すでに協力して取り組んでいる 2 今後協力してもらいたいと考えている
3 特に協力などは考えていない 4 その他（ ）

副問 学生の協力などを考えていない理由について、あてはまるもの全てに○をつけてください。

- ア 発想として持っていなかった
- イ 近くに社会福祉士養成校はあるがつながりがない
- ウ 近くに社会福祉士養成校はあるが何に協力してもらってよいか分からない
- エ 近くに社会福祉士養成校はあるが学生の態度や能力に不安がある
- オ 近くに社会福祉士養成校はあるが地域の住民・団体の受け入れ体制・準備ができていない
- カ 社会福祉士養成校の学生たちが法人の活動に協力的ではない
- キ 近くに社会福祉士養成校がない
- ク その他（具体的に： ）

問 2-9. 貴法人が問 2-6 のような活動を実施するにあたり、社会福祉士の養成校（教員・学生）と協力することへの期待について、あてはまるもの全てに○をつけてください。

- ア 社会福祉士養成校の教員によるスーパービジョンやコンサルテーション
- イ 社会福祉士養成校の学生のもつ発想力や行動力
- ウ 公益的取組を行う上でのマンパワーの確保
- エ 社会福祉士養成校の関係者が関与することによる他の参加者の意欲向上
- オ 社会福祉士養成校の施設・設備等の利活用
- カ 法人の地域における認知度の向上
- キ 公益的取組の広報・周知の向上
- ク 就職希望者の確保
- ケ その他（具体的に：

Ⅲ 「学び合いプラットフォーム（別紙１参照）」という協議体が構築された場合、その参加意向や期待についてそれぞれお答えください。

問３－１．学び合いプラットフォームへの参加について、法人としてどのような意向をお持ちですか。以下のうちあてはまるもの１つに○をつけてください。

1 参加に対して非常に積極的である
2 参加に対してどちらかというとき積極的である
3 参加に対してどちらかというとき消極的である
4 参加に対してとても消極的である
5 プラットフォームのイメージがつかないため判断できない

問３－２．学び合いプラットフォームへの参加を通じた効果に、どの程度魅力を感じますか。以下の各項目について、あてはまる数字１つに○をつけてください。

		とても魅力を感じる	まあ魅力を感じる	あまり魅力を感じない	まったく魅力を感じない
①	様々なテーマに関する学び直しの機会（研修等）が増加すること	1	2	3	4
②	養成校、行政、事業者、職能団体等との新たなネットワーク構築	1	2	3	4
③	養成校の教員との交流（情報交換やコンサルテーション等）	1	2	3	4
④	養成校の学生らが実習やボランティアに来ること	1	2	3	4
⑤	職員募集において応募してくれる学生の増加への期待	1	2	3	4
⑥	各種社会福祉法人・養成校・行政が協力すること	1	2	3	4
⑦	交流を通して法人の知名度・認知度を上げられる可能性	1	2	3	4
⑧	研修や公益的取組への養成校教員・学生の参画	1	2	3	4
⑨	プラットフォームへの参加を通じた地域への貢献	1	2	3	4

問３－３．学び合いプラットフォームに参加するために必要になってくると考えられる以下の要因について、どの程度必要だと思われますか。あてはまる数字１つに○をつけてください。

		とても必要である	まあ必要である	あまり必要ではない	全く必要ではない
①	プラットフォームを通じた具体的な成功事例（効果）の提示	1	2	3	4
②	法人職員の現在の業務における身体的・時間的な負担の軽減	1	2	3	4
③	法人全体の意識変革（社会福祉法人の役割への理解促進）	1	2	3	4
④	養成校教員・学生の、現場に対する意識のレベルアップ	1	2	3	4
⑤	プラットフォーム参加による助成金等の資金の獲得	1	2	3	4

問３－４．学び合いプラットフォームが担う学び直し機能について、どのような内容の学びを期待しますか。以下の各項目について、あてはまる数字１つに○をつけてください。

		とても期待する	まあ期待する	あまり期待しない	全く期待しない
①	利用者個々人への個別支援	1	2	3	4
②	地域の状況改善に向けた地域支援（コミュニティワーク）	1	2	3	4
③	社会の変化を視野に入れたソーシャルアクション	1	2	3	4
④	ソーシャルワークとしての個と地域との一体的支援	1	2	3	4
⑤	新人教育等も含めたスーパービジョン	1	2	3	4
⑥	法人の管理運営等のソーシャルアドミニストレーション	1	2	3	4
⑦	ソーシャルワーク研究法（事例研究や効果測定等）	1	2	3	4
⑧	多職種連携やネットワークの構築（ネットワーキング）	1	2	3	4

Ⅳ 貴法人と各都道府県社会福祉士会との関わり状況についてそれぞれお答えください。

問４－１．貴法人が所在する都道府県社会福祉士会との法人としての関係性を教えてください。

- 1 法人として賛助会員になっており、職員にも入会することを推奨している
- 2 法人は賛助会員になっているが、職員に対して入会することは特に勧めていない
- 3 法人は賛助会員ではないが、職員には入会することを推奨している
- 4 法人は賛助会員ではなく、職員にして入会することも特に勧めてはいない

問４－２．貴法人が社会福祉士会に期待することについて、あてはまるもの全てに○をつけてください。

- ア 法人へのスーパービジョンやコンサルテーション
- イ 職能団体としてのソーシャルアクション（地域の状況改善）
- ウ ソーシャルワーク等に関する研修講師や研修企画
- エ 新人職員等の育成・研修
- オ 社会調査（地域のアセスメント含む）
- カ その他（具体的に：_____）

Ⅴ 質問にご回答いただいているご自身についてお答えください。

問５－１．あなたの性別についてお答えください。

- 1 男性
- 2 女性

問５－２．あなたの年齢についてあてはまるもの１つに○をつけてください。

- 1 30歳未満
- 2 30歳代
- 3 40歳代
- 4 50歳代
- 5 60歳以上

問５－３．あなたの法人内における役職・肩書きを教えてください。

役職・肩書き	
--------	--

問５－４．あなたの保有している資格についてあてはまるもの全てに○をつけてください。

- ア 社会福祉士
- イ 精神保健福祉士
- ウ 介護福祉士
- エ 保育士
- オ いずれも保有していない

Ⅵ その他、社会福祉法人等の現状についてご意見があれば教えてください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

緊急発信！

社会福祉法人・福祉施設の 「地域における公益的な取組」 の発信率100%へ

社会福祉法人制度改革による
「地域における公益的な取組」の責務化の背景

社会福祉法人は
地域ニーズへ
十分に対応できているか？

社会福祉法人は
他の経営主体と比較して
高い公益性を発揮できているか？

「地域における公益的な取組」の責務化
(社会福祉法第24条第2項)

社会福祉法人・福祉施設の実践が注目されている！
＜規制改革推進会議、税制調査会など＞

- 制度の狭間にあるニーズに対応しているか
- 生活困窮者への支援を積極的に行っているか
- 非課税とされているにふさわしい国家や地域への貢献を行っているか など

すべての社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を
積極的に展開していることを発信することが重要

「地域における公益的な取組」の現況報告書への記載を
発信率100%へ

全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会



平成30年度現況報告書への記載・提出

- 平成30年6月末までに、すべての社会福祉法人において「現況報告書」等の提出が必要です。提出は、WAMNET「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を使用し、各所轄庁に提出することとされています。
- 「平成30年度現況報告書」の「11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業含む）」に各社会福祉法人・福祉施設での取組を意識的に記載することが重要です。
- 記載する内容は、「①取組類型コード分類」、「②取組の名称」、「③取組の実施場所（区域）」、「④取組内容」です。

＜平成30年度現況報告書＞

現況報告書様式（平成30年4月1日現在）

別紙 1

トップページに戻る 次のセクション 前のセクション ヘルプ チェック 郵便番号で住所入力 入力候補 折り畳み

11-2. うち地域における公益的な取組（地域公益事業含む）（再掲）

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
地域における公益的な取組①（地域の要支援者に対する相談支援）	生活困窮者支援	東京都千代田区葛飾
地域における公益的な取組②（地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援）	定就労訓練事業所として、就労支援に取り組んだ。	東京都千代田区葛飾
地域における公益的な取組③（地域の要支援者に対する権利擁護支援）	地域に向けた事業展開	東京都千代田区葛飾
地域における公益的な取組④（地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供）	勤労者の提供等を通じて、地域課題の把握	
地域における公益的な取組⑤（既存事業の利用料の減額・免除）	社会教育活動	
地域における公益的な取組⑥（地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動）	就労支援者に対する交流会を開催した。	
地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）	地域の他機関とのネットワーク活動	
地域における公益的な取組⑧（地域の関係者とのネットワークづくり）	食、医療機関など他機関との連携・協働を推進	
地域における公益的な取組⑨（その他）	既存事業の利用料の減額・免除	
③（既存事業の利用料の減額・免除）	介護保険事業における社会福祉法人による	

公益事業サービス区分(文字)

公益事業サービス区分(文字)一覧

公益事業団体が使用する会館等経営事業
その他所轄庁が認めた事業

地域における公益的な取組①（地域の要支援者に対する相談支援）
地域における公益的な取組②（地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援）
地域における公益的な取組③（地域の要支援者に対する権利擁護支援）
地域における公益的な取組④（地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供）
地域における公益的な取組⑤（既存事業の利用料の減額・免除）
地域における公益的な取組⑥（地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動）
地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）
地域における公益的な取組⑧（地域の関係者とのネットワークづくり）
地域における公益的な取組⑨（その他）
独自定義の公益事業

キャンセル 選択 削除

「①取組類型コード分類」は、入力候補の一覧から選択します。

＜取組類型コード分類＞

- 「地域における公益的な取組①（地域の要支援者に対する相談支援）」
- 「地域における公益的な取組②（地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援）」
- 「地域における公益的な取組③（地域の要支援者に対する権利擁護支援）」
- 「地域における公益的な取組④（地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供）」
- 「地域における公益的な取組⑤（既存事業の利用料の減額・免除）」
- 「地域における公益的な取組⑥（地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動）」
- 「地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）」
- 「地域における公益的な取組⑧（地域の関係者とのネットワークづくり）」
- 「地域における公益的な取組⑨（その他）」

現況報告書への記載例

①地域の要支援者に対する相談支援

- ☑地域の子育て家庭の相談支援
園庭開放・近隣地域の子育て家庭を対象にした育児相談
- ☑施設退所者に対する継続的な支援
児童養護施設退所者への相談支援

②地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援

- ☑配食サービス
高齢者世帯に夕食を低額で配り安否確認を実施
- ☑買い物支援サービス
移動が困難な障害者等に対して買い物支援サービスを実施

③地域の要支援者に対する権利擁護支援

- ☑成年後見制度活用推進窓口の設置
成年後見制度活用推進窓口を設置し、地域住民の相談支援を実施

④地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供

- ☑子育てひろばの設置
子育てひろばを設け、子育て家庭の居場所づくりの取組を実施

⑤既存事業の利用料の減額・免除

- ☑社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減制度
低所得者の介護保険サービスの利用者負担減免

⑥地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動

- ☑認知症カフェ
認知症の方やその家族、地域住民等が集い介護の悩み等を語り合う場を提供

⑦地域住民に対する福祉教育

- ☑障害の理解促進に向けた取組
地域の障害者と地域住民の交流の機会を設けて、障害の理解促進に向けた取組を実施

⑧地域の関係者とのネットワークづくり

- ☑災害時に備えた地域のコミュニティづくり
地域の関係者とのネットワーク構築を図りながら、災害時に備えた地域のコミュニティづくりの取組を実施



「地域における公益的な取組」の 解釈の明確化

- 平成30年1月23日の通知改正^(※)により、「地域における公益的な取組」の解釈の明確化が図られました。
- 無料または低額な料金で提供されることは基本としつつも、支援が必要な者が直接的のみならず、間接的に利益を受けるサービスや取組についても対象に含まれることとなりました。

(※) 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発0123第1号/平成30年1月23日)

要件③ 無料又は低額な料金で提供されること

対象となる取組に係る解釈の明確化

要件①

社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

要件②

日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること

- 支援が必要な者が間接的に利益を受ける取組
- 地域の創意工夫やニーズに合わせた取組

- この明確化により、例えば、
 - ・ 住民の居場所(サロン)、活動場所の提供等を通じた地域課題の把握や地域づくりに関する取組
 - ・ 住民ボランティアの育成
 - ・ 災害時に備えた地域のコミュニティづくり
 - ・ 住民に対する福祉に関する学習会や介護予防に資する講習会 等社会福祉法人・福祉施設の持つ専門性やノウハウを活用した多様な取組も該当することになりました。

全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会

全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会

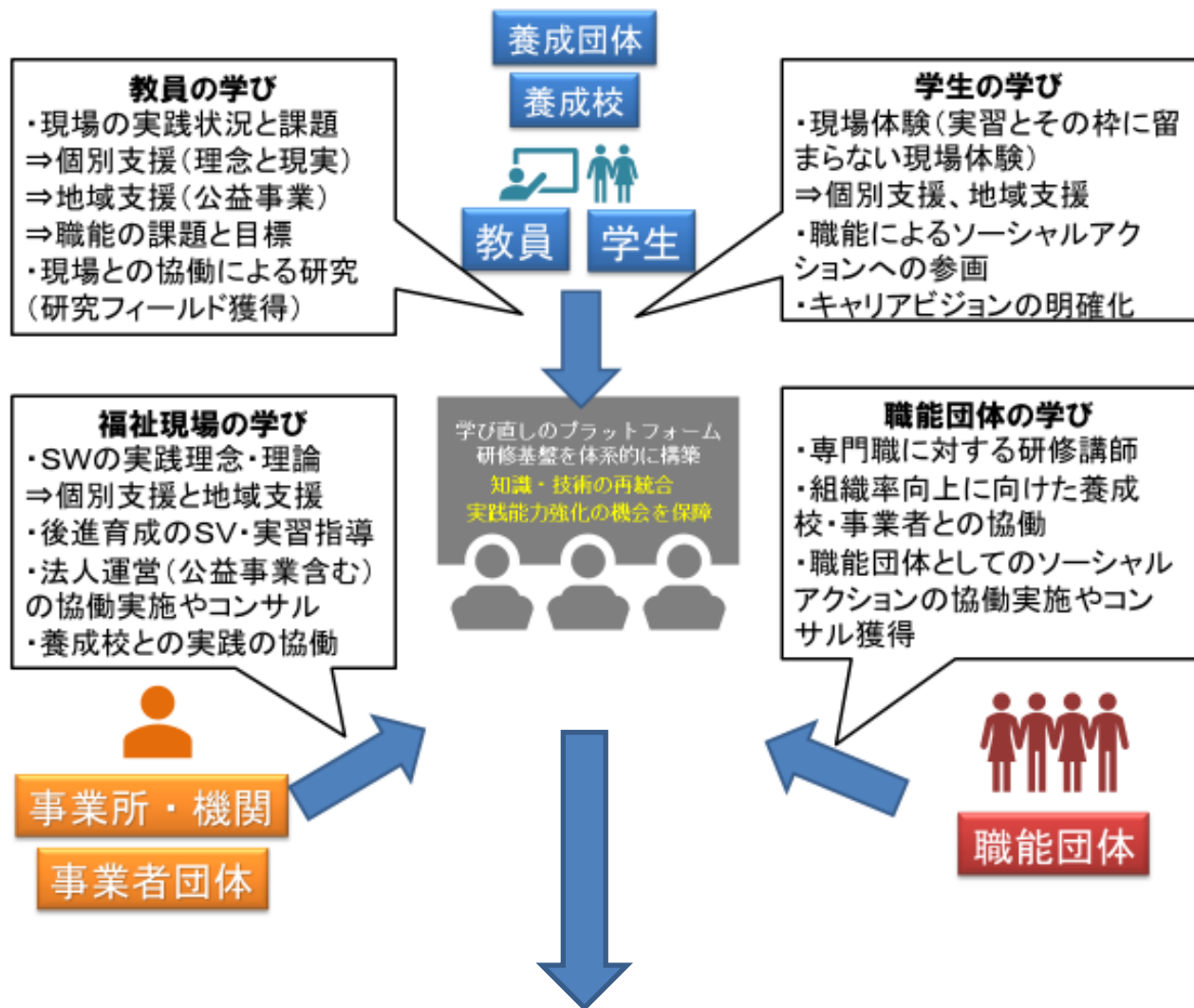
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会

全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル TEL 03-3581-7819 FAX 03-3581-7928

社会福祉法人・事業者、職能団体、養成校による

学び合いプラットフォームのイメージ



プラットフォーム参加による

“ネットワークの構築”と“相互の学び合い”を通した、
社会福祉実践・教育（人財育成）・研究の相互連関的發展

社会福祉士・精神保健福祉士養成校
理事長 様

(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会長 白澤 政和 (桜美林大学)

社会福祉士・精神保健福祉士養成校における
「学び合いプラットフォーム」への意識に関する調査へのご協力について (ご依頼)

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さてこのたび、「(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟」では、厚生労働省社会福祉推進事業による補助金を受け、『ソーシャルワーク人材の育成体制の構築およびそのパイロット事業の実施に関する調査研究事業』に取り組んでいます。当研究事業では、各地域において、社会福祉法人、職能団体、行政、そして養成校 (大学・専門学校等) が協働し、相互に学びを深めることができる研修や実習等を検討するための場「(仮称) 学び合いプラットフォーム」をモデル的に構築すること、またその構築に向けた促進要因および阻害要因等を明らかにすることを目的としています。今回この事業の一環として、全国の社会福祉士・精神保健福祉士養成校を対象に実施しております「社会福祉士・精神保健福祉士養成校における『学び合いプラットフォーム』への意識に関する調査」にご協力いただきたく、お願い申し上げる次第でございます。つきましては、業務ご多忙のところ恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき、

平成 31 年 2 月 28 日まで に web 上に設けられた回答フォームへご回答をお願い申し上げます。

なお、**調査へのご記入は、貴校としての意向を代表できる方をお願い**いたします。

ご多忙のところ恐縮ではございますが、是非ご協力くださいますようお願い申し上げます。 謹白

■ 本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱いについて

本調査で収集したすべての情報は、(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等結果の発表において養成校名・個人名を特定することは一切ありません。また、利用目的を超えた使用はいたしません。

本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。本調査の趣旨をご一読いただき、同意が得られる場合のみご返送くださいますようお願い申し上げます。本調査票の返送をもって調査協力への同意をいただいたものとさせていただきます。なお、同意されない場合には提出いただく必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障します。

■ 本調査の実施者について

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 (会長：白澤 政和 (桜美林大学大学院))

■ 本調査の協力者について

全国社会福祉法人経営者協議会

■ 本調査の内容・倫理・配布・回収に関するお問い合わせ先

(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 事務局 (担当：早坂)
〒108-0075 東京都港区港南 4-7-8 都漁連水産会館 5 階
TEL : 03-5495-7242 FAX : 03-5495-7219 E-mail : jimukyoku@jaswe.jp

社会福祉士養成校

理事長 様

(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

会長 白澤 政和 (桜美林大学大学院)

**社会福祉士養成校における
「学び合いプラットフォーム」への意識に関する調査へのご協力について (ご依頼)**

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さてこのたび、「(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟」では、厚生労働省社会福祉推進事業による補助金を受け、『ソーシャルワーク人材の育成体制の構築およびそのパイロット事業の実施に関する調査研究事業』に取り組んでいます。当研究事業では、各地域において、社会福祉法人、職能団体、行政、そして養成校（大学・専門学校等）が協働し、相互に学びを深めることができる研修や実習等を検討するための場「(仮称) 学び合いプラットフォーム」をモデルとして構築すること、またその構築に向けた促進要因および阻害要因等を明らかにすることを目的としています。今回この事業の一環として、全国の社会福祉士養成校を対象に実施しております「社会福祉士養成校における『学び合いプラットフォーム』への意識に関する調査」にご協力いただきたく、お願い申し上げる次第でございます。つきましては、業務ご多忙のところ恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき、**2019 年 3 月 6 日(水)まで**に web 上に設けられた回答フォーム・FAX・郵送のいずれかにて回答をご依頼申し上げます。

なお、**調査へのご記入は、貴校としての意向を代表できる方をお願い**いたします。

ご多忙のところ恐縮ではございますが、是非ご協力くださいますようお願い申し上げます。

謹白

■ **本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱いについて**

本調査で収集したすべての情報は、(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等結果の発表において養成校名・個人名を特定することは一切ありません。また、利用目的を超えた使用はいたしません。

本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。本調査の趣旨をご一読いただき、同意が得られる場合のみ回答くださいますようお願い申し上げます。本調査票の返送をもって調査協力への同意をいただいたものとさせていただきます。なお、同意されない場合には提出いただく必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障します。

■ **本調査の実施者について**

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟（会長：白澤 政和（桜美林大学大学院））

■ **本調査の協力者について**

全国社会福祉法人経営者協議会

■ **本調査の内容・倫理・配布・回収に関するお問い合わせ先・FAX 及び郵送での回答送付先**

(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 事務局 (担当：早坂)

〒108-0075 東京都港区港南 4-7-8 都漁連水産会館 5 階

TEL : 03-5495-7242 FAX : 03-5495-7219 E-mail : jimukyoku@jaswe.jp

都道府県社会福祉士会
会長 様

(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会長 白澤 政和 (桜美林大学)

都道府県社会福祉士会における
「学び合いプラットフォーム」への意識に関する調査へのご協力について (ご依頼)

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さてこのたび、「(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟」では、厚生労働省社会福祉推進事業による補助金を受け、『ソーシャルワーク人材の育成体制の構築およびそのパイロット事業の実施に関する調査研究事業』に取り組んでいます。当研究事業では、各地域において、社会福祉法人、職能団体、行政、そして養成校 (大学・専門学校等) が協働し、相互に学びを深めることができる研修や実習等を検討するための場「(仮称) 学び合いプラットフォーム」をモデル的に構築すること、またその構築に向けた促進要因および阻害要因等を明らかにすることを目的としています。今回この事業の一環として、全国の各都道府県社会福祉士会を対象に実施しております「都道府県社会福祉士会における『学び合いプラットフォーム』への意識に関する調査」にご協力いただきたく、お願い申し上げます。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき本調査票にご記入の上 **平成 31 年 2 月 25 日まで** に同封の返信用封筒にてご返送いただきますようお願い申し上げます。なお、**調査へのご記入は、貴団体としての意向を代表できる方をお願いいたします。**

ご多忙のところ恐縮ではございますが、是非ご協力くださいますようお願い申し上げます。 謹白

■ 本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱いについて

本調査で収集したすべての情報は、(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等結果の発表において養成校名・個人名を特定することは一切ありません。また、利用目的を超えた使用はいたしません。

本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。本調査の趣旨をご一読いただき、同意が得られる場合のみご返送くださいますようお願い申し上げます。本調査票の返送をもって調査協力への同意をいただいたものとさせていただきます。なお、同意されない場合には提出いただく必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障します。

■ 本調査の実施者について

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 (会長：白澤 政和 (桜美林大学大学院))

■ 本調査の協力者について

全国社会福祉法人経営者協議会

■ 本調査の内容・倫理・配布・回収に関するお問い合わせ先

(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 事務局 (担当：早坂)
〒108-0075 東京都港区港南 4-7-8 都漁連水産会館 5 階
TEL : 03-5495-7242 FAX : 03-5495-7219 E-mail : jimukyoku@jaswe.jp

「学び合いプラットフォーム」への意識に関する調査

2019年2月
一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

調査票番号	
-------	--

＜ご記入にあたって＞

1. ご回答は、原則として貴団体を代表される方、あるいは貴団体の事務局長として、責任を有する方をお願いします。
2. ご回答者個人の回答でも、貴団体における合議による回答でも結構です。
3. 「学び合いプラットフォーム」に関する説明は別紙1をご参照ください。
4. ご記入後は、恐れ入りますが**2月25日まで**に同封の返信用封筒にてご返送願います。

1. 貴団体の概要についてお答えください。

問 1-1. 以下に挙げる事業や活動のうち、貴団体で現在実施している事業や活動を**すべて選び、○印を付けて**てください。

- ア. 会員向けの研修事業の実施
- イ. 分野・領域ごとに会員が交流・意見交換する機会の確保
- ウ. 地区・支部ごとに会員が交流・意見交換する機会の確保
- エ. 社会福祉士養成校等に在籍する学生と会員が交流する機会の確保
- オ. 社会福祉士養成校等に在籍する学生や一般の社会福祉士受験者の合格支援に向けた事業
- カ. 他団体の理事や行政の委員会の委員などの推薦
- キ. 調査・研究事業
- ク. 社会福祉士実習指導者の養成・フォローアップ
- ケ. 高校生等に向けた社会福祉に関する仕事の魅力を伝えるための取り組み
- コ. 行政からの委託事業の実施

問 1-2. 貴団体の会員数と組織率についてお答えください（最新の月報をご参照ください）。

会員数	組織率
人	%

問 1-3. 貴団体の事務局体制について、次の各欄にご回答・ご記入ください。

事務局	事務局の所在地		
	1. 公共施設内	2. 貸事務所	3. 賃貸アパート・マンション
	4. 会員個人宅	5. その他（ ）	

事務局長		勤務形態	週の出勤日数
		1. 専従 2. それ以外	_____日/週
事務局員 (事務局長以外)		人数	週の出勤日数
	常勤	_____人	_____日/週
	非常勤	_____人	_____日/週

問 1-4. 貴団体の理事会のメンバーについて、それぞれに該当する人数を次の欄にご記入ください。

	理事会メンバーの 総数	社会福祉士会の 会員数	年齢が 30 歳代以下 の理事の数	年齢が 40 歳代以上 50 歳代以下の人数
人数	_____人	_____人	_____人	_____人
	年齢が 60 歳以上の 人数	行政職員（公務員） の人数	社会福祉士養成校 （大学・専門学校等） の教員の人数	社会福祉法人の職員 の人数
人数	_____人	_____人	_____人	_____人

2. 貴団体の所在する都道府県における社会福祉士養成校や社会福祉法人とのかかわりの状況についてお答えください。

問 2-1. 貴団体の所在する都道府県内にある 社会福祉士養成校とのかかわりの状況について、次の中から当てはまるもの **すべてに○印**を付けてください。

ア. 団体の委員会活動や事業において、社会福祉士養成校の教員が運営にかかわる。 イ. 団体の委員会活動や事業において、社会福祉士養成校の教員が助言者等としてかかわる。 ウ. 社会福祉士養成校の教員に、研修の講師等を依頼する。 エ. 社会福祉士養成校の教員に、団体のイベントへの学生への協力の呼びかけを依頼する。 オ. 社会福祉士養成校の教員に、団体のイベントに必要な会場の確保の協力を依頼する。 カ. 社会福祉士養成校の実習生受け入れ施設・機関の調整を依頼される。 キ. 社会福祉士養成校の授業への特別講師などの派遣を依頼される。 ク. 団体への卒業生の加入促進に向けた広報を依頼する。 ケ. 地域の社会福祉の状況について、情報交換・意見交換を行う。 コ. 地域における社会福祉士の養成のあり方について、情報交換・意見交換を行う。 サ. 地域における社会福祉士の研修等の学びのあり方について、情報交換・意見交換を行う。 シ. 地域の社会福祉に関連する人材確保について、情報交換・意見交換を行う。 ス. その他（ _____ ） セ. 現在、所在する都道府県内にある社会福祉士養成校とのかかわりはない。
--

問 2-2. 貴団体は、所在する都道府県内にある社会福祉士養成校と今後どのようなかかわりを持ちたいと考えていますか、次の中から当てはまるもの**すべてに○印**を付けてください。

- ア. 団体の委員会活動や事業において、社会福祉士養成校の教員が運営にかかわる。
- イ. 団体の委員会活動や事業において、社会福祉士養成校の教員が助言者等としてかかわる。
- ウ. 社会福祉士養成校の教員に、研修の講師等を依頼する。
- エ. 社会福祉士養成校の教員に、団体のイベントへの学生への協力の呼びかけを依頼する。
- オ. 社会福祉士養成校の教員に、団体のイベントに必要な会場の確保の協力を依頼する。
- カ. 社会福祉士養成校の実習生受け入れ施設・機関の調整を依頼される。
- キ. 社会福祉士養成校の授業への特別講師などの派遣を依頼される。
- ク. 団体への卒業生の加入促進に向けた広報を依頼する。
- ケ. 地域の社会福祉の状況について、情報交換・意見交換を行う。
- コ. 地域における社会福祉士の養成のあり方について、情報交換・意見交換を行う。
- サ. 地域における社会福祉士の研修等の学びのあり方について、情報交換・意見交換を行う。
- シ. 地域の社会福祉に関連する人材確保について、情報交換・意見交換を行う。
- ス. その他 ()
- セ. 団体が所在する都道府県内にある社会福祉士養成校とのかかわりを持ちたいと考えていない。

問 2-3. 貴団体の所在する都道府県内にある社会福祉法人との現在のかかわりの状況について、次の中から当てはまるもの**すべてに○印**を付けてください。

- ア. 社会福祉士の人材確保に向けて、一緒にイベントを開催する。
- イ. 法人内の研修等に、講師を派遣する。
- ウ. 団体で開催する研修への職員の参加の呼びかけを依頼する。
- エ. ソーシャルワーカーデイのイベントへの職員の参加の呼びかけを依頼する。
- オ. 団体の研修・イベントに必要な会場の使用を依頼する。
- カ. 社会福祉士養成校と法人との連携・協働をコーディネートする。
- キ. 地域住民向けイベントを一緒に企画・運営する。
- ク. 地域での具体的なサービス提供事業を、連携・協働して実施する。
- ケ. 地域での具体的な相談事業を、連携・協働して実施する。
- コ. 団体への法人職員の加入促進に向けた広報を依頼する。
- サ. 地域の社会福祉の状況について、情報交換・意見交換を行う。
- シ. 地域における社会福祉士の養成のあり方について、情報交換・意見交換を行う。
- ス. 地域における社会福祉士の研修等の学びのあり方について、情報交換・意見交換を行う。
- セ. 地域の社会福祉に関連する人材確保について、情報交換・意見交換を行う。

- ソ. 都道府県社会福祉協議会と情報交換・意見交換を行う。
- タ. 社会福祉法人の都道府県組織と情報交換・意見交換を行う。
- チ. その他（ ）
- ツ. 団体が所在する都道府県内にある社会福祉法人とのかかわりはない。

問 2-4. 貴団体は、所在する都道府県内にある社会福祉法人と今後どのようにかかわりを持ちたいと考えているか、次の中から当てはまるものすべてに○印を付けてください。

- ア. 社会福祉士の人材確保に向けて、一緒にイベントを開催する。
- イ. 法人内の研修等に、講師を派遣する。
- ウ. 団体が開催する研修への職員の参加の呼びかけを依頼する。
- エ. ソーシャルワーカーデイのイベントへの職員の参加の呼びかけを依頼する。
- オ. 団体の研修・イベントに必要な会場の使用を依頼する。
- カ. 社会福祉士養成校と法人との連携・協働をコーディネートする。
- キ. 地域住民向けイベントを一緒に企画・運営する。
- ク. 地域での具体的なサービス提供事業を、連携・協働して実施する。
- ケ. 地域での具体的な相談事業を、連携・協働して実施する。
- コ. 団体への法人職員の加入促進に向けた広報を依頼する。
- サ. 地域の社会福祉の状況について、情報交換・意見交換を行う。
- シ. 地域における社会福祉士の養成のあり方について、情報交換・意見交換を行う。
- ス. 地域における社会福祉士の研修等の学びのあり方について、情報交換・意見交換を行う。
- セ. 地域の社会福祉に関連する人材確保について、情報交換・意見交換を行う。
- ソ. 都道府県社会福祉協議会と情報交換・意見交換を行う。
- タ. 社会福祉法人の都道府県組織と情報交換・意見交換を行う。
- チ. その他（ ）
- ツ. 団体が所在する都道府県内にある社会福祉法人とのかかわりを持ちたいと考えていない。

3. 貴団体と所在する都道府県行政や市町村行政とのかかわりの状況について、お答えください。

問 3-1. 貴団体は、現在、都道府県行政とどのようなかかわりを持っていますか。次の中から当てはまるものすべてに○印を付けてください。

- ア. 各種委員会・審議会等への委員の推薦
- イ. 福祉人材の確保に向けた取り組み
- ウ. 団体が主催するイベント等への後援名義の依頼
- エ. 都道府県が主催するイベント等の後援や共催等の依頼への協力

オ．都道府県が実施する事業のスーパーバイザーや講師等の派遣

カ．その他（）

キ．団体が所在する都道府県行政とのかかわりはない。

問 3-2. 貴団体は、今後、都道府県行政とどのようなかかわりを持ちたいと考えていますか。 次の中から当てはまるものすべてに○印を付けてください。

ア．各種委員会・審議会等への委員の推薦

イ．福祉人材の確保に向けた取り組み

ウ．団体が主催するイベント等への後援名義の依頼

エ．都道府県が主催するイベント等の後援や共催等の依頼への協力

オ．都道府県が実施する事業のスーパーバイザーや講師等の派遣

カ．その他（）

キ．団体が所在する都道府県行政とのかかわりを持ちたいと考えていない。

問 3-3. 貴団体は、現在、所在する都道府県下の市町村行政とどのようなかかわりを持っていますか。 次の中から当てはまるものすべてに○印を付けてください。

ア．各種委員会・審議会等への委員の推薦

イ．福祉人材の確保に向けた取り組み

ウ．団体が主催するイベント等への後援名義の依頼

エ．都道府県が主催するイベント等の後援や共催等の依頼への協力

オ．都道府県が実施する事業のスーパーバイザーや講師等の派遣

カ．その他（）

キ．団体が所在する市町村行政とのかかわりはない。

問 3-4. 貴団体は、今後、所在する都道府県下の市町村行政とどのようなかかわりを持ちたいと考えていますか。 次の中から当てはまるものすべてに○印を付けてください。

ア．各種委員会・審議会等への委員の推薦

イ．福祉人材の確保に向けた取り組み

ウ．団体が主催するイベント等への後援名義の依頼

エ．都道府県が主催するイベント等の後援や共催等の依頼への協力

オ．都道府県が実施する事業のスーパーバイザーや講師等の派遣

カ．その他（）

キ．団体が所在する市町村行政とのかかわりを持ちたいと考えていない。

4. 「学び合いプラットフォーム（資料①参照）」という協議体が構築された場合、その参加意向や期待についてそれぞれお答えください。

問 4-1. 学び合いプラットフォームへの参加について、団体としてどのような意向をお持ちですか。

以下のうちあてはまるもの **1 つに○印**をつけてください。

- | |
|------------------------------|
| 1 参加に対して非常に積極的である |
| 2 参加に対してどちらかというと積極的である |
| 3 参加に対してどちらかというと消極的である |
| 4 参加に対してとても消極的である |
| 5 プラットフォームのイメージがつかないため判断できない |

問 4-2. 学び合いプラットフォームへの参加を通じた効果に、どの程度魅力を感じますか。以下の各項目について、あてはまる **数字 1 つに○印**をつけてください。

		とても魅力を感じる	まあ魅力を感じる	あまり魅力を感じない	まったく魅力を感じない
①	様々なテーマに関する学び直しの機会（研修等）が増加すること	1	2	3	4
②	養成校、行政、事業者、職能団体等との新たなネットワーク構築	1	2	3	4
③	養成校の教員との交流（情報交換やコンサルテーション等）	1	2	3	4
④	養成校の学生らが実習やボランティアに来ること	1	2	3	4
⑤	職員募集において応募してくれる学生の増加への期待	1	2	3	4
⑥	各種社会福祉法人・養成校・行政が協力すること	1	2	3	4
⑦	交流を通して団体の知名度・認知度を上げられる可能性	1	2	3	4
⑧	研修や公益的取組への養成校教員・学生の参画	1	2	3	4
⑨	プラットフォームへの参加を通じた地域への貢献	1	2	3	4

問 4-3. 学び合いプラットフォームに参加するために必要になってくると考えられる以下の要因について、どの程度必要だと思われますか。あてはまる数字 **1 つに○印**をつけてください。

		とても必要である	まあ必要である	あまり必要ではない	全く必要ではない
①	プラットフォームを通じた具体的な成功事例（効果）の提示	1	2	3	4
②	団体職員の現在の業務における身体的・時間的な負担の軽減	1	2	3	4
③	団体全体の意識変革	1	2	3	4
④	養成校教員・学生の、現場に対する意識のレベルアップ	1	2	3	4
⑤	プラットフォーム参加による助成金等の資金の獲得	1	2	3	4

問 4-4. 学び合いプラットフォームが担う学び直し機能について、どのような内容の学びを期待しますか。以下の各項目について、あてはまる数字 **1 つに○印**をつけてください。

		とても期待する	まあ期待する	あまり期待しない	全く期待しない
①	利用者個々人への個別支援	1	2	3	4
②	地域の状況改善に向けた地域支援（コミュニティワーク）	1	2	3	4
③	社会の変化を視野に入れたソーシャルアクション	1	2	3	4
④	ソーシャルワークとしての個と地域との一体的支援	1	2	3	4
⑤	新人教育等も含めたスーパービジョン	1	2	3	4
⑥	団体の管理運営等のソーシャルアドミニストレーション	1	2	3	4
⑦	ソーシャルワーク研究法（事例研究や効果測定等）	1	2	3	4
⑧	多職種連携やネットワークの構築（ネットワーキング）	1	2	3	4

5 質問にご回答いただいているご自身についてお答えください。

問 5-1. あなたの性別についてお答えください。

1 男性

2 女性

問 5-2. あなたの年齢についてあてはまるもの 1 つに○印をつけてください。

1 30 歳未満

2 30 歳代

3 40 歳代

4 50 歳代

5 60 歳以上

問 5-3. あなたの本務について、当てはまるもの 1 つに○印を付けてください。

1. 社会福祉士会専従

2. 行政職員

3. 社会福祉法人職員

4. NPO 法人職員

5. 医療法人

6. 養成校教員

7. その他 ()

問 5-4. あなたの保有している資格についてあてはまるものすべてに○印をつけてください。

ア 社会福祉士

イ 精神保健福祉士

ウ 介護福祉士

エ いずれも保有していない

6 その他、社会福祉法人や社会福祉士・精神保健福祉士養成校の教員・学生、行政とのかかわりについて、ご意見があればご自由にご記入ください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

社会福祉法人 自由記述

法人組織の大小により小規模法人の理事長の多くは無給ボランティアで従事している人が多い。法人経営担当者に最低限の役員報酬が支出できるシステムを構築して欲しい。

保育所としての社会福祉法人であり、他の法人への補助等は職員の専門性からして無理がある。営利企業等の動向も注視している。

開設当時は純然たる社会福祉法人が多いようでしたが、現在は、私の見識では、医者が患者を囲い込みのための事業としてやっており、純然たる法人経営は難しくなる感じです。

学び合いプラットフォームについて：養成校の先生のレベルにばらつきが大きく、現場での SV を実施しようとすることに不安しか感じません。

児童養護施設において、措置されている児童のケア及びアフターケア等の自立支援手一杯です。新たな事業展開という余力がありません。また、職員の募集をしても、なかなか人が来ない悩みもあります。

一番の問題として人材不足があります。そして職員の精神的悩みやストレスも必然的に増大している中、入居者である高齢者の悩みや訴えも多様化しており、これからの施設には社会福祉士や精神保健福祉士の存在が絶対的となってきます。学び合いプラットフォームが、どのようなものか、まだよくわかりませんが、理想論ばかりでなく、その地域、現場に沿った考え方が臨機応変にできる人材が育って下さることを期待しております。

養成校を修了した人の就職先として老人福祉を選択する人が少ないと聞きます。そのあたりの情報が入ってくると助かります。

児童施設への理解と協力。研修等、老人や障害に対してが多く、子どもに対しての理解が乏しいと感じる。

授産施設であるが、経営が非常に厳しい。現状を理解して頂きたい。

人材確保の観点から、今後、事業の効率化を含め、組織の再編（縮小を含む）をせざるを得ない。しかし、地域に必要なことを地域全体で把握する必要は常にある。

2 年後を目標に施設整備計画中、施設の高機能・多機能化をはかり、地域に活用される設備を検討中です。

充実残額算定、計画の仕組みにより、老朽化施設等の建て替え等が実行しづらくなってしまった。

介護人材の不足

人材確保に苦慮している

共生社会実現のために、地域の社協、行政が音頭をとって推進すべきとしているが、その意識は非常に低い。社会福祉士の役割は重要であり、会として働きかけが必要である。

養成校・先生とは個別的な付き合いはあるが、具体的にどのように協力をお願いすればよいのか。また、一緒に地域のことを考える時間ができていないため、より密接にコミュニケーションをとっていきたいと思います。

児童養護施設の今後は、地域等における虐待児保護者への支援や里親の新規開拓及びマッチングの機能が求められつつあり、そのために、ソーシャルワーク技術をもった職員が必要となる。平成 29 年度より、職員が社会福祉士資格を取得した際、祝い金 50000 円支給制度を設けている。また、職員採用にあたって、社会福祉士の取得者を採用してきている。

地域の社会福祉法人との協働連携にむけ、定期的に会議をして検討している
当法人は、保育所3園運営のみ。年々運営が厳しくなっていると感じている。職員の確保に神経を使っている。
社会の変化に対応するために、柔軟さが求められるなか、現状の早急な対応ばかりに追われ将来を見据えた計画が進まないのが現状である
実施する福祉事業の種別により収支状況は大きな差がある。介護報酬単価や補助金制度の問題として。
一般企業の参入に対して社福の価値をどう示すか、まじめに考えています
学び合いプラットフォームのイメージが具体的に描けません。この活動の流れを作る人、マネジメントする人は誰になるのでしょうか？
報酬体系が変わったことで減収となっています。新しいメニューに特化して報酬を高く設定して、他は引き下げる方向には疑問を感じている。
当法人は、障害者が高齢者を支える福祉連携に挑戦しています。また、在宅で可能な限り生活し続けることを応援するよう、看取りや地域医療の啓発を行っています。
公益的な取組を始めたときは評価されるが、継続することへの評価が足りないと思う。始まった公益事業はやって当たり前、次の公益事業を求められているように感じる。
特養2か所を柱としてショートステイ、デイサービス、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所を運営しているが、特に介護人材不足が喫緊の課題です。
保育にSWはとても必要です。資格取得のための支援がもっとできればと思います。
当法人は、こども園のみを経営しているので、地域の子育て支援の方向で取り組んでいきたい。
職員の働く環境の改善、一人あたりの担当人数、賃金、有休の消化
社会福祉法人のその地域での使命と役割は事業によるが、保育園の場合「仕事と子育て」の両立支援をすることと、法人経営の「みえる化」による透明性の確保とガバナンスの確立と思っています
人材（保育士・保育従事者）の確保が課題
当施設は、保育、老人、学童支援センターを実施していますが、今やっていることで手一杯です
職員（支援員）の採用ができない、希望者がいない
営利を求めている社会福祉法人が増えている気がする。株式と同じように思われて、事業内容で他法人も同じだと思われたくない。国会議員にも誤った認識を持っている人がいることに危惧します。
人材不足は深刻な問題。利用者の高齢化や強度行動障害をもつ方への対応など、人の手を要するが供給しきれていないのが現状。
当法人の経営は保育所であり、園長と事務員では地域の公益的取組は不可能です。この調査にはなじみません。
人の異動が多い職場という感じが強い。
ソーシャルワーク実習でも社会福祉法人の公益的な取組に関する部分で、今後連携していく必要があると考えます。

現在期待されている法人の業務（法定）と行政からの指導（監査・検査）との乖離。会計間の資金の使途制限を原則とした縦割り指導行政、ひもつきの資金での自由な福祉活動の不自由さを感じています。
社会福祉法人は忙しい日々を過ごしています。社会福祉士会のアドバイス・研修をお願いします。地域との連携をお願いします。
恒常的な人材不足に悩んでいる。働き方を工夫して、多くの人材が働けるように努力していただきたい。
公益的取組を担っていく人材の養成を法人だけではできませんが、職員不足のおり、社協的なものとの連携ができたらいとは考えています
保育所機能は保育を〇とするが、利用者がもっている、気づいていない課題を、どのように対応するか、ソーシャルワークの道筋を活用していくと整理しやすいと思う。そこでソーシャルワークの幅に保育も含むことを希望したいと思います。
田舎では行政の指導がすべてで、有力者や首長の考えしかありません。小さな世界で自分たちの最善を探るのみです。
今後ますます地域への関わりが必要になってくると考えます。その主力として、社会福祉士の活用と社会的地位の向上が必須だと考えます。
施設の経営・運婦負に精神的にも時間的にも集中している。経営運営内容の充実に高い意識を、次代にも引き継ぐことに高い関心をもっています。
介護職員も相談員も応募がなくて困っている。
公益的取組に対する積極性が二極化していると思う。当法人は、これまで積極的な面があるが、今後は積極的に取り組みたいと思う。
法人によって濃淡がありますが、保守的で既成の枠内での発想しかできないところも多く感じます。会計処理や施設設置基準、職員配置基準など、縦割りなのを一定緩和すれば、もっと人材や資源の有効活用が図られ公益的取組にも資するのに、こうした点での発信や要求をしていくべきではないかと思います。
人材の確保、育成、定着が大きなテーマとなっている。
保育の社会化にむけて保育の営みを社会的に発信したい。
こども園のため社会福祉士の養成としては不向きなのではないでしょうか？
公益的取組は、法人全員の理解とトップの意識の高さが必要だと思います。法人外の地域に目を向けると、狭間がいっぱい見えてきますが、本来業務とあわせて取り組むことに課題があると感じます。包括業務や県社協との協力によってできていることもあります。公益的取組は、地域づくりでもありますので、ネットワークづくりを構築するつもりでつなげています。
人材確保が困難であるため経営が安定しない。社会福祉法人として実施したいことはあるが、人材確保が優先となり構想を固めたり準備することが後回しになってしまう。

ここ数年新卒者の内定辞退が数名あり職員の確保に苦労しています。実習生を年間 70 名程度受け入れていますが、採用にはなかなか結びつきません。プラットフォーム参加による広報活動に期待しています。
当法人の経営目標は、たとえどんなに障害が重くても、働きたい、働いて手にした給料で自分らしい生活を送りたいという障害当事者の願いをかなえることです。そのために、利用者賃金時給 700 円を目標に取り組んでいます。
種別はそれぞれありますが、社会福祉法人としての足並みがそろっていない。施設の稼働に人員がとられ地域貢献等、法人が行わなければならないことが十分できていない。制度が複雑で法的しぼりがありすぎ。責任ばかりが明確になり若い人材への足止めになっているのではないかな。
社会福祉法人が地域にとけこんで地域のために何か役割を果たすことは、とても大事なことでと認識はしていますが、保育園としての毎日の保育に追われている現状では、なかなか余裕がないと思います。まず職員の確保です。
職員待遇の悪さから優秀な職員の雇用が難しい。経営改善のための有効な手立てがわからない。
法人の独自性を発揮できる環境を静かな状態ですすめていく姿勢が肝要で日替わり制度・政策などに振りまわされている。一番大切な目の前の人の支援が薄くなっている傾向がある。周りに目が向きやすく貴重なヒトモノカネと創意工夫が失われているのではないかと危惧している。時代遅れこそ時代の先を走っていると思う。
自立支援協議会がほとんど行われない小さな町です。法人の結集が望まれるところです。社協との協力体制を作りあげることが目標にしています。
成功事例を教えてください
今後、施設の建てかえが必要であるので補助金などの財政支援をお願いしたい
障害分野での運営ですが、利用者の高齢化の問題があります。介護分野へのスムーズな移行が難しいなか、施設での看取り等を視野にいれた施設整備を考えています。そういう点での補助等があればよいと考えます。
特養においては、社会福祉士のニーズが小さい（制度的にも）。また、地域に社会福祉士の資格保有者が少ない。
以前は教員の体験実習があったが現在は声もかからない。そういったところのネットワークや関係構築が今後の課題と考えています。
当施設では現在社会福祉士の保有者がいないため、お答えできないことが多い。
志を持っていても人材不足が解消できない状況が継続し、しだいに疲弊感が募っていると感じる。
現在 65 歳以上の「障害者の専門の特養」と「生活保護専門の特養」を計画しておりますので、ますます社会福祉士の力が必要になってきますが、特養は社会福祉士でなくてもいいところがありますので、社会福祉主事でもいいので、相談員の中で少し難しいところがある。社会福祉士を持っていることで自分が偉くなっていると思う人材もいる。社会福祉士会の勉強会で、このようなことが指導されていると思うと残念である。もっと人間としてハートのある業務を期待しているのが今のところです。

社会福祉法の改正により、法人としての役割が高まり今後の「法人力」が問われている。環境の変化に対応できる柔軟な発想、創意工夫の実践、職員教育が一層大事になっている。
個人情報保護法もあり情報が得にくく活動がしにくい
職員の定数は確保できているが 50-60 歳代の職員が 8 割と高齢化しているので 20 代の職員がほしい。
法人改革の願いと実態があわない。給付費への取組が極めて煩雑で事務職員が不足している。
古い法人のため建て替えに悩んでいます。広くなっては職員不足で回らないので運営も不安、しかし充実計画が必要、補助なし。
本当の意味における民間活動ボランティアアクションとしてのグループホーム実践を計画実施することの困難を常に経験している。
人材育成、支援スキルの向上に努めている。職員の教育に苦慮している。
今後ともよろしくお願いいたします。
とにかく職員が圧倒的に不足している（特に夜勤ができる女性支援員、20 代の職員）。地域というよりも全国レベルでの講師を招き研修はしているつもりです、時代的に社会が福祉という概念すらなくなってきているのではないかと危惧しています。
法人格差はあるが人材確保のための費用や人件費の増加、社会福祉法人は決して裕福な状況ではない。また、理事長等経営層の無資格者が多い。共通言語とならない。
人材不足により法人外の活動に手がまわらない
人材不足の今日、職員の確保、労働時間を守ることが精一杯の日々で、社会福祉法人に対する社会貢献を求められても実現できない現状である。特に 1 法人 1 施設では限界がある。
小規模施設の経営では、人事面、経済面での厳しさが顕著になってきている。
何をやるにも、ヒト、カネ、モノ、全てが足りない現状です。
法人としても地域としても社会福祉士に対する認知度は高いとはいえ期待が薄い状態です。実践の場における介護福祉士の絶対数や経験値への期待は大きいです。行政でも相談支援では、保健師への期待が大きく、社会福祉士は生活保護におけるケースワークが大きいようです。
地域貢献は社会福祉法人の義務であるが、何をどう行うか迷っている法人も多い。社会福祉士会が、地域にどのようなニーズがあるのかを発信してほしいと思います。
当法人のように 1 法人 1 施設の小さな法人であっても大きな法人であっても、同じように法人改革が行われたことに疑問があります。
人材確保が困難な時代である。そのため、新規事業を行うことができない状況です。
保育所として長いあいだ運営していますが、地域にひらかれた育児センターとしてサロン、園庭開放、子育て講座、地域通信 600 部配布をしています。保育園としての地域貢献って、そのほかどんなことができるか？と考えています。
社会貢献や地域との交流が強く望まれています。こちらでもアクションを起こしても地域からの参加が少ない。

資金難による社会貢献への余裕がない現状（マンパワーも含めて）であり、法人経営以外の社会貢献はやれない状況です。そのような私たちでも参画できる知恵をおかしてください。
今後はとくに社会福祉法人がどのような活動をおこなっていくのか、地域や社会に何を還元していけるのかを考えなければいけない。自分たちができることを模索し、地域や社会のなかで法人としての役割をはたしていきたいと考える。
以前は社会福祉士がいましたが、現在は職員が挑戦中です。現在は介護福祉士が4名います。私は福祉施設士です。以前に比べると地域との関わりが強くなったため、いろいろな意味で社会福祉士は必要と思います。
固定資産は国庫に帰属するものなので、固定資産税は負わなくて良いが、収益をあげている以上は法人税は課税されるべきである。
介護報酬の適正改善を望みます。
一法人一施設（保育所）であるので、アンケート内容についての回答がピンとはずれかもしれませんが提出します。
地域密着型は入所者にもより、人手不足で、開所以来、施設長、副施設長は、給料が一円もとれておらず、施設の車も買えない、希望しても誰もくれない、貢献する余裕がなく、こちらがしてほしい。地域密着型の枠をはずしてほしい。小さい市町村では、要介護5なんて減多にいない。
介護報酬の改定により収入が減り、毎年収支がマイナスになっている。
児童福祉施設に振り分けられる税金が少ない。保育園をもっと増やしてほしいが法人格以外でも似たようなものをつくって子どもの養育環境が良くなるようにしたい。
障害関係の社会福祉法人だが、利用者、保護者の高齢化がすすんでおり、身上看護を中心とした後見人として社会福祉士を望む声が多い。
介護施設の生活相談員は介護技術も求められることが多い、多様な知識を習得して欲しいと思うが、研修にいく時間も限られている。法人内研修の講師要請等、できるならば検討したい、介護福祉士会の講師は要請済み、職員の教育に苦勞している。
人材確保に苦慮している。
設問が高齢者分野の内容が多い気がしました。
様々な展開をしていきたいとは思っているものの、それを行うだけの収入が見込めないの、この点の改善があったらなと思っています。
職員の採用にあたっては、WEBを活用する人材紹介業者が台頭しハローワーク等による求人は全く機能しておらず人材不足、いずれの法人も苦慮しています。
人が不足している現状では他のことはできない。
保育所のような1法人1施設では、今後の運営が厳しく、役所の提出書類等も零細法人に不向きな内容が増えている。
施設長就任直後は一般会社より社会福祉法人が一番のサービスを提供していると自負していたが近年社会福祉法人以上に一般会社のサービスのレベルが高い事例に出会い、社会福祉法人の姿勢を見直す必要を痛感している。
法人職員の全体的なスキルアップ。人材の育成。後継者の育成。
社会福祉法人の今後のあり方について模索するも困難な時代に入ってしまった。

研修については法定研修をクリアするためにネット動画でみれる研修を取り入れています。一部の職員が負担し続けるというよりは、学んでいる職員が共有しやすいあり方の模索が必要だと思います。
職員を募集しても応募が少なく、職員数が増えない。施設の業務におわれるなかで、地域福祉活動を実施することは、職員の負担増加とならないのか心配する。
養成機関の減少により、新しい人材が増えずに困っている。
1 法人 1 施設にて、法人本部と施設運営を兼務しているので、力となってくれる人材育成に取り組んでいる現状。
福祉人材の確保が事業運営上大きな比重を占めている。早急に対応できる施策がないと、事業の継続が困難である。
報酬単価が下がり収入が少なく職員の数も揃っていない現状でも社会貢献活動をおこなっている。
マイナスイメージが広がり各地域で実践している法人が正しく評価されていない現状を、如何に打破するかが大きな課題。
介護福祉士等の職員が思い通りに確保できずに困っています。
地域支援事業の推進により地域包括支援センター業務の膨大化が都市部で進む現状、人材の渇きの懸念があるので、その対応を
特養では平成 27 年度より原則介護 3 以上の方に入所が限定されてきて、人手不足に加え、年々重度化に伴う介護量の増加、医療的処置の増加等での業務負担が増加し、職員に余裕がなくなっている。早急な処遇改善などが打てないと人員確保ができない。外国人労働者の受け入れも 31 年度から実施するが、出国もスムーズに行われていない。
人材と資金が不足しています。
目まぐるしく変化する社会福祉法人改革についていくのが精一杯。開設 2 年目の認定こども園を早く軌道に乗せることが第一。必死に社会貢献活動に取り組んでいるが、社会福祉士会との関係がまったくわからないでいます。
社会福祉法人が地域社会において必要な社会資源となるべく教育機関との連携により新しい公益に取り組みたい。
閉塞感の強い社会福祉法人が多い。
社会福祉士が名称独占だけではなく専門職として業務独占の制度になれば、その存在勝が大きく変わると思います。

学び合いプラットフォームへの参加を通じた効果については、あまり想像が付きませんでした。

関わりについての意見ではありませんが本アンケートの「問 22」は大学基準で、養成施設や専門学校の専任教員に失礼かと思います。

地域をベースにしつつ、継続的な関係を築くことは今後、不可欠と考えるが、養成校にも法人、団体、行政にも人的、財政的、物理的余裕がなく、起動ためにどのような仕掛けが必要か苦慮する。

社会福祉学は現場との連携がないと構築ができない学問であると思います。車の両輪のような関係性を作っていかなければ情熱と熱意に溢れた若いワーカーがバーンアウトしてしまいます。

それぞれの多忙な業務の中で、プラットホームのようなものができたとして、それにどれだけ時間がさけるかは、未知数だと思います。どこもぎりぎり仕事で、実習を引き受けて下さっている現状をご理解いただきたいと思います。そのうえでの構築ということであればよいのではないのでしょうか。

これまでの社会福祉施設における実習でも地域との関わり方の視点や方法は十分に学ぶことができていると感じています。実習指導者もそのような姿勢で指導をしてくださっています。ありがたいことだと感じています。学び合いプラットフォームの概念図は理解できますが、事業所・機関は慢性的な人材不足で現場は疲弊しており、職能団体も入会率が低く、事務作業も滞っている状態です。このような状態でまた新たな負担を強いるためには、それぞれの組織へのメリットも考えなければならないと思います。

大学院（修士課程）が学びあいプラットホームになると良いのではないかと考えます。全国規模の後押しがあると学内調整がスムーズになるように思います。

本校は通信制の一般養成校ですが、年に2回、どなたでも無料で参加できる、福祉に関する講演会を実施しています。さまざまな領域に関する知識を正しく学んでいただき、「私たちにできること」を考えるきっかけになることを目的に開催しています。

講師には行政職員をお願いすることが多かったのですが、今後は社会福祉法人等とも関わりを持ち、学びあいの活動を続けていこうと思います。

講演会等の事業を実施するにあたり、業務時間外に依頼することが多いので、日程の変更や断られることがあったりと、講師調整に苦労することがあります。

今後も活動を継続して、微力ですが、地域のみなさんの何かしらの気づきの一助となるよう、研鑽を積んでまいりたいと思っております。

◆これまでの実習対象種別では、本学は比較的偏差値が高くない勉強が得意ではない学生が多い大学であるため、相談援助実習で利用者とのかかわりがある実習施設に限定して就職しやすい戦略を立ててきていた。そのため問 11 は回答できないのだが、入力しないと終了しないため適当に付けている。

◆「地域福祉実習」については「コミュニティワーク実習」として、2 年次対象で少々専門性は高くないものの科目を用意している。また、1 年次で子ども食堂を実施している。

・経営協とのつながりが欲しい。 ・どうすれば経営協との関係ができ、各法人で実習が事業計画に位置付けてもらうことができるのか相談したい（実習先の安定的確保）。
問題意識の共有や時間的余裕の必要性を考えるならば、プラットフォームへの参加を社会福祉法人や行政へ呼びかける際のハードルは高いと考える。
本学部では、社会福祉法人有志と共催し、また行政、教育委員会、職能団体の後援をうけて、学生のキャリアビジョンを明確にするために、福祉実践の魅力を若手職員が発信し、学生と意見交換する取組みを開催している。 福祉現場の中核を担う若手職員と学生が相互に学びあうようなプラットフォーム作りを期待する。 ソーシャルワークの認知・理解を深めるためにソーシャルワーカーデイと冠したシンポジウムを開催したり、県社協の人材センターと協同で福祉の職場について知る機会を1年生や高校生に提供している。 実習生全員が実習中に対象者を決めて個別支援計画を作成し実習後に事例研究としてまとめ年度末に指導者に来学いただき全学生が事例発表会を行っている。実習指導者と大学との連携は非常に密接であり、実習の教育と現場での指導における相互理解が年々深まり、高いレベルを実習を実現している。社協などではまさに地域福祉実習といえるような、地域診断を行い地域支援計画などを作成する実習生もある。
「教員の学び」 ・教員要件について（学位を持っているだけで、教員になれてしまうことについて） ・『現場との協働による研究』は、資格者の養成教育・生涯研修のための実習や演習、講義に資するものでなければならない。研究者の個人研究のためのフィールド確保であってはならない。 ・「教員」は『個人』はもとより『養成校』としての姿勢が求められる ・国公立と私立、大学と養成施設、通学と通信による違いの捉え方 「福祉現場の学び」 ・「経営協」関係以外の「公的機関」等への働きかけについて 「プラットフォームのイメージ」 ・元来あった「当事者の参画、協働」の位置づけはどうなっているか。
こうした内容には地域差も大きい。上部団体の主導型ですすめられることには懸念もある。
地域福祉型実習の端緒として、中山間地域（過疎指定市町）において、昨年3泊4日のフィールドワーク教育プログラムを地元社会福祉協議会と協働して実行した。4名の学生の参加を得て、主に地域住民へのインタビューを中心に実施した。

社会福祉士会のブロック（支部）交流会に養成校の大学生を招いたら好評であった。本会事務局は、県社協、老施協の事務局と同一の建物内にあるため常に連携している。法人からの研修依頼は県社協を通して年間 100 件以上ある。事務局長が、大学の福祉コースで教員もしており、県の社会福祉士実習先のコーディネートをしている。ソ教連のブロックの会にも参加して同ブロックの養成校の先生とも連絡をしている。会員等から社会福祉士の求人があれば養成校教員にも連絡している。

プラットフォームに参加することで、ネットワークの構築情報交換、新しい知識や多様な価値に触れることができ、とても有意義と考える。

積極的に行われていると思うが効果的かどうかは分からない。行政の意向で変わってしまうことも多い。非常勤の講師として学生に関わっている者も多数おり、養成校との関係は両校である。ただ学校によって差はあるが。

学び合いプラットフォームについて、イメージ図 1 枚では考えようがない。この件に関する貴会のこれまでの検討結果が添付されるべきではないか。

県社会福祉士会（以下本会）は、他の都道府県社会福祉士に先駆け、実習指導内容の公表と共有を目的に、「優秀実習先表彰制度（養成校より推進を受けた優秀実習先に本会会員がヒアリングに行き、実習指導内容を評価して表彰する制度。2017 年度より始め 2018 年度 7 月の「実習教育支援者研修＜実習指導者フォローアップ研修＞」で初回の表彰式を実施）を実施している。これは、長年続けてきた「社会福祉士養成校連絡会（年 1 回の本会実習教育支援委員会メンバーと養成校教員との情報交換の場で、2018 年度で 15 回目）」から生み出された、「優秀学生表彰（各養成校より推薦のあった卒業年度の優秀学生 1 名に本会会長より表情状と副賞を授与する制度で、2013 年度卒業生より実施＜参加養成校は現在 9 校＞）」に続けて創設された。社会福祉士養成にかかわる教員の中で、職能団体に所属する人は未だに多くない。また、毎年本会が開催している「実習指導者講習会」では、受講者の 8 割近くが職能団体である社会福祉士会に加入していない。養成校教員も実習指導者も、「福祉専門職である社会福祉士は、職能団体に所属するのが当たり前だ」と教えることができていない。組織率を上げて職能団体が強くなければ、福祉専門職の卒後教育の実効性は上がらず、いつまでも社会福祉士の多くが実践力に課題を持ち続ける。現在本会からは日本社会福祉士に、「現任実習指導者は都道府県社会福祉士会の正会員でなければならない、とすべき」と国にの交渉を要望しているが、養成校教員についても、職能団体とつながるしくみを確保する方策を検討して欲しい。」

会長が養成校の責任者ということもあり、その養成校では専門職団体への入会の重要性を常に意識した指導をして頂いている。他の大学、専門学校でも、そのような関係づくりをしたいと思うが、なかなか難しい。養成校のなかで専門職団体への理解が深まるような指導をして頂きたい。

社会福祉士や精神保健福祉士の専門性や有資格者だからこそ、できること、でなければできないこと、について、共通理解と発信が必要だと思います。「子ども家庭福祉士」の新設のような、ふ抜けた議論が絶えず起きるのは、それが不十分だからです。